**科学技術関係予算の判定結果一覧（平成28年度・29年度当初予算、行政事業レビューシート対象事業）**

原則として平成28年度レビューシート（平成29年度概算要求時のもの）の記載内容に基づいて分類されています。

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○ 非該当：-） | 競争的資金（該当：○ 非該当：-） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4001 | 環境省 | 18 | | 79 | | フロン等対策推進調査費 | | ・オゾン層破壊物質であり温室効果ガスでもあるフロン類の回収・破壊の促進及び使用時漏えい対策の推進等による排出抑制、オゾン層の状況の監視等により、オゾン層保護及び地球温暖化防止を図る。<br>・地球温暖化対策の国際的な枠組である気候変動枠組条約及び我が国の削減目標の履行のために必要な取組を推進する。 | ①オゾン層保護法に基づき、オゾン層の破壊の状況及び大気中のオゾン層破壊物質等の濃度変化の状況を監視する。（平成元年度～終了予定なし）<br>②アジアのフロン対策や途上国におけるオゾン層破壊物質転換に係る支援を行う。（平成12年度～終了予定なし）<br>③フロン排出抑制法の施行を適切に行うとともに、フロン類の排出抑制対策を推進する。（平成23年度～終了予定なし）<br>④フロン類の生産抑制及び排出抑制に向けた経済的手法 | 233,184 | 234,386 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | 8_6 | 1_b_2_3 | | | | | | 該当 | |
| 4002 | 環境省 | 18 | | 80 | | 経済協力開発機構拠出金 | | OECDが実施している、気候変動枠組条約の実施を助けるために行う作業、加盟国等の環境保全成果について相互による審査を行う作業、及び化学品の有害性評価手法（基準）の策定等に関する作業を通し、地球環境保全に関する国際的な貢献を行う。また、これらの政策に係る必要な情報収集を行い、我が国の政策立案に資する重要なインプットとす | OECDの環境プログラムのうち、気候変動分野における各種分析、気候変動枠組条約の実施を助けるために実施している作業、加盟国等の環境保全成果について相互に審査を行う作業や化学品の有害性評価手法（基準）の策定に関する作業など、環境省で積極的に関与し、活用している作業に対し、プログラムごとの金額分配を指定した上で拠出を | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4003 | 環境省 | 18 | | 81 | | 排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金等 | | ・温暖化対策に係る各種施策の基盤となる科学的知見の拡充のため、気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の活動を支援する。<br>・インベントリタスクフォース（TFI）の共同議長を輩出した我が国の責務として、IPCCインベントリタスクフォース（TFI）の活動を支援する。 | ■気候変動に関する政府間パネル（IPCC）拠出金 （平成9年度～）<br>・IPCCの科学的知見が国際的枠組みの構築の基盤となっていることを踏まえ、IPCCの活動や各種報告書作成に貢献するべく、IPCCに対し拠出金により支援する。<br><br>■排出・吸収量世界標準算定方式確立事業拠出金 （平成11年度～）<br>・我が国はIPCC第14回総会（平成11年）において、国別の温室効果ガスの吸収・排出量目録（インベントリ）に関する方法論の改訂、確立に向けた作業を実施するための組織であるインベントリタスクフォース（TFI）が設立されて以来、その共同議長を輩出し、技術支援ユニット（TSU）の運営を引き受けて来た。平成27年10月、第6次評価サイクル（2015年～2022年）のIPCC議長団メンバーを決める選挙が実施され、共同議長に日本人が選出されたことから、引き続き、TFI共同議長国（先進国側）として、TFIやTFI TSUの活動を | 158,536 | 168,144 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_a_2 | 2_c_5 | | | | | | | 該当 | |
| 4004 | 環境省 | 18 | | 82 | | 国際連合環境計画拠出金等 | | 国際連合環境計画（UNEP）は国連の下に設置された環境に関する問題を国際的かつ横断的に扱う唯一の組織であり、当該組織の活動を支援することにより、世界全体での環境保全の推進に貢献するとともに、我が国の有する環境分野の知見・経験・技術等を各国と共有する。 | ①UNEP拠出金（平成16年度～終了（予定）なし）<br>→ 国連における環境関連活動の唯一の総合調整機関であるUNEPの活動に対して資金拠出を行うことにより、UNEPによる環境政策の推進等を支援する。我が国からは平成18年度以降同額を拠出し続けている。<br><br>②UNEP国際環境技術センター（IETC）拠出金（平成16年度～終了（予定）なし）<br>→ 1992（平成4）年に持続可能な環境管理への取組をさらに強化するため、UNEPの機関として設立されたIETCへの拠出を行う。現在IETCは大阪市を拠点として、主に開発途上国における環境問題の改善や環境に適正な技術の普及促進、統合的廃棄物管理などに取り組んでいる。<br><br>③UNEPアジア太平洋地域事務所（ROAP）拠出金・気候変動に強靭な発展支援プログラム（平成18年度～28年度（予定））（※平成27年度に拠出終了、事業は28年度終了予定）<br>→アジア太平洋地域の途上国に対し適応基金・GCF等へのダイレクトアクセスの能力開発を行うもの。<br><br>④世界適応ネットワークアジア太平洋地域等事業拠出金（平成26年度～終了（予定）なし）<br>→アジア太平洋を中心としたアジア太平洋適応ネットワークの事務局運営を中心に世界適応ネットワークの活動推進に貢献するために拠出を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4005 | 環境省 | 18 | | 83 | | 国際連合気候変動枠組条約事務局拠出金 | | パリ協定の下での詳細ルールの検討等に際し、国連気候変動枠組条約事務局（以下、「条約事務局」という。本部はドイツのボンに所在）に我が国から資金拠出を行い、同時に専門家を派遣して条約事務局に従事させることを通じて、我が国が国際的なリーダーシップを発揮しつつ各国政府や国際機関等との連携強化を図っていくことにより、詳細ルールの構築に貢献する。 | 条約事務局に資金の拠出及び専門家の派遣を行い、我が国が重視する業務に従事させる。具体的には、<br>・政府間プロセスを支援し、実施に関する補助機関（SBI）等に報告される内容の準備<br>・資金、緩和、持続可能な開発に係る政策及び措置に関する情報のまとめ及び分析支援<br>・非附属書Ⅰ国が国別報告書を作成するに当たっての技術及び能力に関するニーズを把握し、これを改善する提 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4006 | 環境省 | 18 | | 84 | | 国際連携戦略推進費 | | 各国や関連国際機関のポジション及び国際的な議論の動向を精査し、また「経済」「社会」と「環境」との関連性も考慮したうえで、国際社会に対する知的貢献、建設的提案を行う。 | 世界共通の持続可能な開発目標に係る各国政府、国際機関（国連、OECD等）のポジション、取組状況等に関する調査分析、及び国際環境戦略の検討、国連環境総会（UNEA）をはじめとする国際環境ガバナンスの動向に関する追跡調査を実施する。<br>環境と貿易に関する包括的な調査分析、環太平洋パートナーシップ協定（TPP）をはじめとする経済連携協定が我が国及び関係各国の環境に与える影響等の分析調査を実施する。<br>また、国連環境計画等の国際機関や主要国との政策対話を行い、政策動向やその背景、教訓等我が国にとって有益な知見を獲得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c2_3 | 1_b_2_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4007 | 環境省 | 18 | | 85 | | 環境国際協力推進費 | | 途上国において増大する環境負荷を低減するため、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN＋3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等において政策対話を進めると同時に、個別環境協力プロジェクトの形成及び推進を行うことにより、地球環境保全に関する国際的な連携と国際協力を推進し、もって世界全体での環境保全の推進を図る。 | クリーンアジア・イニシアティブ（CAI）に基づき国際環境協力を推進するため、ASEAN諸国及び中国・韓国等のアジアの国々と環境国際協力に係る共同研究、情報共有、環境案件調査、情報発信等を行い、東アジア首脳会議環境大臣会合、ASEAN＋3環境大臣会合及び日中韓三カ国環境大臣会合等を通じた協力を進める。また、ASEAN地域を中心に、環境的に持続可能な都市作りを支援するために、モデル都市実施の支援、キャパビル支援等を行い、東アジア諸国間の環境協力を進める。二国間の協力についても、政策対話による政策面での協力を行い、環境協力実施プロジェクトの形成や地球環境保全に関する協力を推進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_1_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4008 | 環境省 | 18 | | 86 | | 地球環境戦略研究機関拠出金 | | ・（公財）地球環境研究戦略機関（IGES）は、国連環境開発特別総会（平成9年6月）における政府代表演説において、「地球環境戦略研究機関による戦略研究の国際的ネットワークづくりを支援する。」旨の表明に沿って、10ヶ国の行政機関、4つの国際機関、21の国際的研究機関の署名による設立憲章に基づき、平成10年3月に発足した。<br>・我が国の顔が見える国際的研究機関の活動を支援することを通じ、国際的な環境政策の発展及び持続可能な成長に貢献していくことを目的とする。 | ・IGESでは、これまでの活動により築いたネットワークや知名度も活かしつつ、顕在化する環境危機に対してより迅速に取り組み、アジア太平洋地域の途上国をはじめとした各国政府、国際機関の環境政策に採用されるような研究成果を提示していくこととしている。さらに単なる研究のみならず、政府間の情報交換の促進や政策形成の支援といった、民間では実施されない高度な公共性及び国際性を要する業務を進めている。<br>・このような研究を行うアジア太平洋地域唯一の国際的環境政策研究機関として、アジア太平洋地域の持続可能な開発に向けた取組に貢献する研究をリードするため、拠出金 | 500,000 | 500,000 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 5_b3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4009 | 環境省 | 18 | | 87 | | 地球環境に関するアジア太平洋地域共同研究・観測事業拠出金 | | アジア太平洋地域の国々が地球変動問題に取り組み、科学に基づいた効果的な適応戦略、能力開発に成功することを目的とし、アジア太平洋地球変動研究ネットワーク（APN）が我が国に設立された。APNでは地球変動研究における地域連携の支援、科学者と政策決定者間の適切な連携強化、科学的知見の政策決定過程への提供及び科学的知見の一般社会への提供、国々の科学技術的能力の向上と研究基盤の開発支援及びノウハウ・技術の移転を目指した活動を行っており、本事業はこのようなAPNの活動を支援する | APNでは公募型共同研究の推進やワークショップ等の開催によるキャパシティ・ビルディング事業の推進を行う。支援するプロジェクトは、国際公募した上で厳密な審査を経て政府間会合が承認し、その成果は政府間会合に報告される。また、ネットワークの開発を通し、参加国間の連携を強化するとともに、ウェブやニュースレター、国際会議での成果の公表等を通じた情報発信等を行う。 | 268,446 | 209,766 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 5_d1_1 | 5_d4_1_7 | | | | | | | 該当 | |
| 4010 | 環境省 | 18 | | 88 | | 地球環境保全試験研究費 | | 地球温暖化問題の解決に資する科学的知見の集積を通じ、行政課題の解決を科学的側面から支援するもので、温暖化とその影響の長期観測を行うことで、温暖化とその影響の予測・評価に役立て、原因対策や影響対策立案の基礎とする。 | 関係行政機関及び関係行政機関の試験研究機関が実施する地球環境の保全に関する試験研究について、効率的かつ総合的な試験研究計画等の推進を図るため、環境省設置法第4条第3号の規定に基づき、関係予算を一括計上し、予算成立後、関係行政機関へ移し替えることにより、試験研究の一元的推進を図るもの。本事業における研究は、中長期的視点も踏まえ、計画的・着実に進めるべきものであり、観測結果等の成果は、地球温暖化対策をはじめ地球環境政策の立案・実施に科学的基盤を与えるものである。 | 220,000 | 211,528 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_c_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ラち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算ラち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:－) | 競争的資金(該当:○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－) | SBIR対象(該当:○ 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4011 | 環境省 | 18 | | 89 | | 大気環境基準等設定業務費 | | 環境基本法に基づき設定された環境基準については、常に適切な科学的判断が加えられなければならないとされている。また、大気汚染防止法において、国は有害大気汚染物質の人の健康に及ぼす影響に関する科学的知見の充実に努めなければならないとされており、中央環境審議会においては、有害大気汚染物質のうち健康リスクがある程度高いと考えられる優先取組物質について、その低減を図るための指針値を設定することとされている。このため、環境基準及び環境基準等が未設定の物質について科学的知見の収集・整理を進め、科学的知見の蓄積・充実を図ることを目的とする。また、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等について必要な対応策等を明らかにすることを目的とする。 | ・諸外国及び国際機関等における大気環境基準等の設定・改定など大気保全政策の動向及び放射性物質に係る政策等の動向に関する最新の情報を収集・整理する。また、環境基準等が未設定の物質に対する新規設定や、既に環境基準等が設定されている物質及び優先順位の高い有害大気汚染物質について環境基準等の見直しに資するべく、人の健康影響に関する情報を収集・整理する。<br>・有害大気汚染物質に関し、得られる科学的知見に制約がある場合の有害性及び曝露評価手法の確立に資するための検討を実施。<br>・放射性物質について、諸外国等の政策等の動向や健康影響に関する情報を収集・整理し、この結果を踏まえ、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方についての検討を行う。 | 25,130 | 37,389 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | ○ | － | － | － | 1_c_2_4 | 1_b_3_3 | 2_c_5 | | | | | | 該当 | |
| 4012 | 環境省 | 18 | | 90 | | 大気環境監視測定網整備推進費 | | 大気汚染の全国的な状況を把握するため、国設大気測定所の維持管理等を行うとともに、大気汚染防止法に基づき都道府県が実施する常時監視結果を取りまとめ、大気汚染の状況について国民に情報提供を行う。 | 国設大気環境測定所(全国9か所)の機器修理等の維持管理を行うとともに、大気汚染防止法に基づき、都道府県等が環境省に報告する常時監視の結果の取りまとめ及び公表を行う。また、測定結果の信頼性の確保を図るため、大気汚染の常時監視を実施する上での基礎となる測定方法や精度管理についての調査検討を行う。 | 95,000 | 81,005 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_a4_1_1 | 3_b_1_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4013 | 環境省 | 18 | | 91 | | 大気汚染防止規制等対策推進費 | | 工場及び事業場から排出されるばい煙(いおう酸化物、ばいじん、窒素酸化物)、揮発性有機化合物及び粉じんに対して、適正な規制を行うために必要な調査等を行い、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。 | 工場及び事業場から排出されるばい煙の排出量や地方公共団体が行う規制事務の施行状況等の調査を行い、その結果について、国民や行政機関等に情報提供を行う。<br>また、当該調査結果を基に大気保全行政の制度設計の見直し等を行う。 | 45,184 | 20,113 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4014 | 環境省 | 18 | | 92 | | 有害大気汚染物質等対策推進費 | | 低濃度ではあるが長期曝露によって人の健康を損なうおそれのある有害大気汚染物質による国民の健康被害の未然防止対策を推進する。 | 環境大気中における有害大気汚染物質について、対象物質に応じて標準的な測定方法を開発しつつ、地方公共団体との連携の下に全国でモニタリングを実施し、有害大気汚染物質等による大気汚染の状況を把握する。また、国際機関による毒性評価や、国内における取扱量等の基礎的な情報を収集しつつ、リスクに応じた国内の排出源からの排出実態及び排出抑制対策について調査検討を行い、排出抑制対策の推進を図るために必要な情報をとりまとめる。 | 137,728 | 124,518 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | 1_b_4_6 | | | | | | | 該当 | |
| 4015 | 環境省 | 18 | | 93 | | アスベスト飛散防止総合対策費 | | アスベストによる大気汚染の状況を把握し、国民に情報提供するとともに、建築物の解体等に伴う飛散を防止する対策を推進する。 | 環境大気中におけるアスベスト濃度を全国で測定し、アスベストによる大気汚染の状況を把握する。また、得られた知見からアスベスト飛散防止対策のさらなる推進を行う。 | 42,534 | 61,046 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_1 | 3_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4016 | 環境省 | 18 | | 94 | | 在日米軍施設・区域周辺環境保全対策費 | | 日本国に駐留している米軍が使用している施設・区域に起因する環境問題に対しては、国際法上、日本国の環境法令が適用されないため、環境法令に基づく諸々の規制を実施する立場にある地方公共団体が、直接的な対策を行うことができない。そこで、米軍施設・区域に係る環境問題に関し、調査検討等を行うために日米合同委員会の補助機関として設置された環境分科委員会の枠組を利用して、米軍施設・区域に係る環境調査で得たデータに基づく米側への申し入れ等を行うことにより、米軍施設・区域内及びその周辺 | 環境分科委員会において、米側に対して環境問題に関する申し入れを行うためには客観的データが必要となる。このため、特に周辺地域に大きな影響を与える可能性がある米軍施設・区域に係る水質、大気について、調査を実施。また、本環境調査等に関連する調整事務における通訳業務等を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_c_2_9 | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4017 | 環境省 | 18 | | 95 | | コベネフィット・アプローチ推進事業費 | | アジアの途上国においては、著しい経済成長に伴い、大気汚染や水質汚濁等の環境汚染問題が課題となっている。また、同時に、気候変動の国際交渉においては、途上国による温室効果ガス削減行動への取組が共通認識となっている。こうした状況を踏まえ、環境汚染対策と温室効果ガスの排出削減対策を同時に実現するコベネフィット(共通便益)・アプローチを推進することにより、途上国における環境改善効果を図るとともに、途上国の温暖化対策を進めることを目的とする。 | コベネフィット効果を有する事業の拡大及び環境政策等におけるコベネフィット・アプローチの主流化を目的として、①多国間の活動として、アジアの環境所管官庁・国際機関関係者を対象とした、アジア・コベネフィット・パートナーシップを通じた普及・啓発活動、②二国間の活動として、環境大臣間の覚書等に基づく協力における事業実現可能性調査、コベネフィット効果の定量把握に係る共同研究・セミナー/研修等、及び、③コベネフィット分野等の解析モデルの実績を有する国際研究機関の研究活動支援を行う。 | 19,100 | 19,100 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_b_4 | 5_b4_1_1 | 1_a_1 | | | | | | 該当 | |
| 4018 | 環境省 | 18 | | 96 | | 公害防止管理推進調査対策検討費 | | 昨今、一部の事業者において、不適正な設備管理による排出基準の超過や公害防止管理者による測定データの改ざんが明らかとなり、公害防止に係る環境管理に綻びが生じている事例が報告されている。また、環境問題の多様化、激甚な公害への対応を担ってきた職員の退職等により、事業者及び地方自治体の公害防止業務を取り巻く状況は構造的に変化している。これらを踏まえ、公害防止に係る不適正事案を防止し、事業者及び地方自治体における効果的な公害防止の取組を促進するための方策を推進する。 | 地方自治体の公害防止体制の維持及び更なる充実・高度化に向けて、地方自治体の公害防止管理の施行状況を把握し、組織整備法に係る事業者等からの疑義照会事例、課題等について整理し、自治体担当者の組織整備法の効率的な運用に資する参考情報として情報共有を図り、地方自治体の公害防止体制の維持及び更なる充実・高度化の取組を促進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4019 | 環境省 | 18 | | 97 | | 微小粒子状物質(PM2.5)等総合対策費 | | 微小粒子状物質(PM2.5)について的確な注意喚起を実施することにより、国民の安全・安心の確保を図るとともに、環境基準の達成に向け、現象解明や削減対策の検討を行い、PM2.5等の対策を推進する。 | PM2.5の適確な注意喚起の実施のため、引き続き運用改善に取り組むとともに、総合的な対策の基礎となる大気環境モニタリングの充実、発生源情報の整備、シミュレーションモデルの高度化等を実施する。また、光化学オキシダントについても、PM2.5対策と共通した課題が多いことを留意しつつ、着実に対策を進めていく。 | 648,611 | 524,137 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_5 | 1_a_2 | | | | | | | 該当 | |
| 4020 | 環境省 | 18 | | 98 | | 大気環境監視システム整備経費 | | 大気汚染物質広域監視システムの常時監視データや花粉観測システムによる花粉飛散データ等の監視システムの整備を図ることにより、大気汚染の状況等をリアルタイムで国民に情報提供する。 | 全国の都道府県等とオンラインで接続した大気汚染物質広域監視システム(通称:そらまめ君)により、大気汚染の常時監視結果、PM2.5注意喚起の発令状況、光化学オキシダント注意報の発令状況、及び花粉飛散データ等をホームページ上でリアルタイムに公開するため、システムの運用・管理 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4021 | 環境省 | 18 | | 99 | | 越境大気汚染対策推進費 | | 越境大気汚染・酸性雨に係る影響の早期把握、原因物質の長距離輸送機構、長期トレンド等を把握するために必要な長期間のデータを収集蓄積し、越境大気汚染・酸性雨による環境影響の防止に寄与する。また、近年の東アジア地域における深刻な大気汚染の状況に関し、科学的知見に基づいた東アジア地域全体での大気汚染防止に向けた国際的な対策等の環境協力を推進するとともに、東アジア地域の越境大気汚染に係る大気環境管理能力を強化する。 | ①東アジア地域における越境大気汚染対策のための国際協調推進費<br>東アジア地域における大気汚染に関する国際協力を通じ、東アジア地域における大気汚染問題の解決に向けた取り組みを推進。<br>②越境大気汚染モニタリング推進費<br>酸性雨及び黄砂のモニタリングを実施するとともに、検討会を運営し測定データの検証やモニタリング計画の検討を | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_1_1 | 1_b_3_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 4022 | 環境省 | 18 | | 100 | | 自動車大気汚染対策等推進費 | | 自動車NOx・PM法の基本方針がH23.3に見直され、平成32年度までに二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標としているが、自動車交通量の多い一部の局地においては環境基準を達成できない状態が継続しており、このような局地における大気環境を早期に改善し、目標を達成する必要がある。具体的な削減対策については、現在各自治体において総量削減計画を策定若しくは実施しているところであり、着実な削減対策が実施されるように自治体との連携を図る必要がある。なお、自動車排出ガス対策は地球温暖化対策にも資するものであり、相乗効果を期待できるとの視点をもって対策を推進する必要がある。 | ・自動車NOx・PM法に基づく施策の進捗状況を把握し目標年度における環境基準の達成を確実なものとするため、8都府県において自動車実態走行調査を実施し自動車NOx・PM排出量を算定するとともに、各自治体(8都府県)の環境基準達成状況及び各種施策の実施状況を整理する。これらのデータを基にして将来の自動車NOx・PM排出量を予測し施策進捗状況の評価に資する基礎資料を整理するとともに、環境基準の確保目標の評価手法について検討を行う。。<br>・自動車排出ガスの低減に資する施策として、有識者の意見等をもとに、環境対応車の普及方策等各種施策について検討。また、自動車実態走行調査手法のより効率的な方法 | 170,148 | 170,148 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4023 | 環境省 | 18 | | 101 | | オフロード特殊自動車排出ガス対策推進事業 | | 特定特殊自動車(公道を走行しない、特殊な構造の作業車:油圧ショベル、ブルドーザ、フォークリフト等)と、搭載される特定原動機について、排出ガス規制値等の技術基準を定め、特定特殊自動車の使用について必要な規制を行うこと等により、特定特殊自動車排出ガスの排出を抑制し、もって大気の汚染に関し、国民の健康を保護するとともに生活環境を保全することを目的とする。 | 特定特殊自動車の排出ガス規制適合車型式届出等事務処理のほか、法規制の効率的な施行のために以下の事項を実施している。<br>①特定特殊自動車の排出ガス規制に係る現状把握及び効果検証等の各種調査、規制実施及び規制強化に係る技術検討等<br>②法に基づく立入検査に関する体制整備等にかかる検討及び運用<br>③届出等各種事務処理の効率化のためのオフロード法情報管理システムの改修及び運用保守<br>④地方環境事務所における立入検査に関する事務を履行 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 4_c_1_9 | | | | | | | 非該当 | |
| 4024 | 環境省 | 18 | | 102 | | 船舶・航空機排出ガス対策検討調査 | | 船舶・航空機から排出される大気汚染物質の実態、現在及び将来における環境影響を明らかにした上で、排出ガスによる環境負荷の軽減を図るための規制や対策を実施することにより、船舶・航空機からの大気汚染防止に係る取組みを効果的に推進し、港湾及び飛行場周辺における大気環境の維持・改善に資することを目的としている。 | 我が国における排出ガスによる環境負荷の軽減を図るための規制や対策に資するため、船舶・航空機から排出される大気汚染物質を実測及びシミュレーション等から推計し、現在及び将来における環境影響の調査・検討を行う。また、船舶・航空機からの排出ガス規制・対策等については、船舶ではIMO(国際海事機関)、航空機ではICAO(国際民間航空機関)において、それぞれ国際的な枠組の中で議論が進められているところであり、国際動向をより詳細に把握するた | 8,934 | 9,547 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当:○ 非該当:－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当: ○ 非該当:－) | 競争的資金(該当: ○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出（該当:○ 非該当:－） | SBIR対象（該当:○ 非該当:－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4025 | 環境省 | 18 | | 103 | | 自動車排出ガス・騒音規制強化等の推進 | | 本事業は、中央環境審議会における自動車排出ガス及び騒音の低減対策のあり方に関する答申の中で示された「今後の検討課題」について、その対策の検討に必要となる実測データや知見等を収集することを目的としている。 | 自動車の排出ガス及び騒音については、中央環境審議会から大臣に対して行う答申（「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について」及び「今後の自動車単体騒音低減対策のあり方について」）に基づき、その許容限度を定めることとしている。中央環境審議会の答申においては、自動車排出ガス低減対策及び自動車単体騒音低減対策について、具体的に示されるとともに、大気・騒音環境の保全を図る上で今後検討すべき課題についてもあわせて示されている。本事業では、上述の中央環境審議会の答申において示された今後の検討課題（自動車排出ガス関係：燃料蒸発ガス対策、ガソリン直噴車PM規制対策、二輪車の国際基準調和等、自動車単体騒音関係：タイヤ騒音規制の使用過程車への適用、二輪車の加速走行騒音規制の強化、マフラー性能等確認制度の見直し）に対処すべくその検討に必要とな | 210,956 | 267,177 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4026 | 環境省 | 18 | | 104 | | 自動車交通環境監視測定費 | | 自動車交通に起因すると考えられる窒素酸化物等による国民の健康リスク並びに自動車交通による環境の変化を適切に把握し、将来に向けての規制の必要性の有無、あるいは、どのような規制が必要であるかについて検討するための基礎データを入手できる体制の確立を図る。 | 全国9箇所（霞ヶ関、北の丸、新宿、前橋、入間、野田、飛島、四条畷、尼崎）に設置された国設自動車交通環境測定所の維持管理を行うとともに、大気汚染の状況を把握し、窒素酸化物や浮遊粒子状物質等の環境基準の達成状況の把握や試験的な測定による測定技術の開発及び機器やデータの検証、モニタリングによる汚染状態の実態把握など、大気汚染対策推進のための基礎資料を得る。 | 59,375 | 59,378 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4027 | 環境省 | 18 | | 105 | | 国際連合地域開発センター拠出金 | | アジア地域では急速な経済発展と都市化によりモータリゼーションが急激に進み、それにともなう環境負荷が増大していることから、早急に効果的な対策を打ち出すことが必要となっている。そのため、環境的に持続可能な交通（EST）の実現にむけ、我が国の知見とノウハウを活用しつつ、国際連合地域開発センター（UNCRD)を通じてアジア各国における戦略的な取組計画策定と各種施策の推進について支援を行い、アジア地域における我が国のプレゼンス向上を図るものである。 | ①EST国家戦略プランの策定 ： アジア各国の特性や進捗状況を踏まえたEST国家戦略プランの策定<br>②アジアイニシアティブの策定 ： アジアEST実現のための客観的把握の指標となるプラットフォームの構築及びEST推進宣言の合意形成<br>③アジアEST戦略の推進 ： 都市レベルにおけるESTの推進を図るとともに世界銀行、アジア開発銀行（ADB)等の開発金融機関と連携し、具体プロジェクトを推進する環境を構築<br>④継続的な政策対話 ： 各国取組の進捗状況をフォローアップするとともに政策対話を通じた各国の取組を促進するため、アジアEST地域フォーラムを定期的に開催 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4028 | 環境省 | 18 | | 106 | | 東アジア酸性雨モニタリングネットワーク拠出金 | | 東アジア地域の酸性雨の状況に関して共通の理解を形成することなどを目的に、平成13年1月から本格稼働を開始している「東アジア酸性雨モニタリングンネットワーク（EANET）」の活動を推進することにより、東アジア地域における酸性雨問題の現状と将来について、参加各国間の共通の認識を醸成し、国際協調による東アジア地域全体の酸性雨対 | EANETの運営経費のうち、我が国の拠出分を拠出するもの。<br>＜EANETの概要＞東アジア地域における酸性雨問題に関する地域協力体制の確立を目的として、2001年1月から本格稼働。参加国は13カ国。共通の手法を用いた酸性雨モニタリングを実施。また、データの収集・評価・保管、精度保 | 87,759 | 84,002 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4029 | 環境省 | 18 | | 107 | | 環境測定等に関する調査 | | 環境測定分析は、環境保全の法令や制度・施策を実施するための全ての基礎であり、分析精度が確保されなければ、環境行政への社会の信頼を揺るがし、大きな社会的・経済的損失を招くこととなる。環境測定分析は、公定法に規定されていない細部を含め、測定分析技術者の技能・経験が、データの精度に大きな影響を及ぼす。このため、「環境測定分析統一精度管理調査」を毎年度継続して実施し、環境測定分析機関による測定分析の精度の向上及び信頼性の確保を図っている。 | 均質に調製された環境試料を全国の環境測定分析機関に送付し、その分析結果と前処理条件や測定機器の使用条件等との関係、その他分析実施上の具体的な問題点等について、有識者からなる「環境測定分析検討会」等における助言等を踏まえ検討・解析し、環境測定分析の精度向上、環境測定データの信頼性確保に資する「環境測定分析統一精度管理調査」を行う。その調査結果については、報告書の作成、「調査結果説明会」の開催等により、分析機関に対して分析上の留意点や分析結果に関して技術的な問題点 | 18,282 | 16,454 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | | | | | | | | 該当 | |
| 4030 | 環境省 | 18 | | 108 | | 放射性物質による一般環境汚染に係る基準等調査検討費 | | 原子力規制委員会設置法の成立により、放射性物質による環境汚染の防止のための措置等が環境基本法の対象となった。諸外国等の放射性物質に係る取組状況等や放射性物質による健康影響に関する最新知見等を収集し、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方に関する検討等を行い、その課題や必要な対応策等を明らかにすることを目的とする。 | ・諸外国等の放射性物質に係る政策等の最新動向や取組み状況について情報収集及び整理を行う。この結果を踏まえ、我が国における一般環境中の放射性物質による環境の汚染の防止のための措置等及びその在り方についての検討を行う。<br>・諸外国等における放射性物質に係る健康影響に関する動向や最新知見等について情報収集及び整理を行い、これに基づき健康影響評価に係る考え方や評価手法等について、 | 15,995 | 0 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 4031 | 環境省 | 18 | | 109 | | 水銀大気排出対策推進事業費 | | 水銀に関する水俣条約を踏まえた改正大気汚染防止法の着実な施行のため、国内外の水銀大気排出に係る最新技術の知見及び実態を調査・検証するとともに、規制対象外を含む施設の実態調査等による水銀大気排出インベントリーの精緻化や、大気分野における水銀の挙動等の調査研究を行い、水銀の大気中への排出抑制対策を推進する。 | 国内外における水銀大気排出状況や排出抑制技術等について実態把握し、諸外国におけるBAT(利用可能な最良の技術）に適合した排出限度値やその設定方法及び水銀の測定方法を調査するとともに、国内で新たに採用すべき測定方法の検討や、水俣条約で作成・維持が義務付けられている大気排出インベントリーについても事業者に求める報告事項の整理等、精緻化を図る。また、水俣条約に係る国際動向に遅滞なく対応する。 | 36,011 | 34,575 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | 8_6 | 1_c_3_1 | | | | | | 該当 | |
| 4032 | 環境省 | 18 | | 110 | | 騒音・振動・悪臭公害防止強化対策費 | | 騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法の各法に基づき、公害対策等の研究を推進、成果を普及することに努め、また、関連する公害防止のための施策を行うこと等の責務を有しており、最新の知見に基づいた対策等を講じることで、それぞれの苦情件数等の減少に努めることを目的とする。 | 騒音・振動・悪臭公害に関する施行状況調査を各法に基づき実施するとともに、以下の内容について調査検討等を行う。<br>・騒音・振動の新たな対策手法の推進に係る検討<br>・社会的状況の変化に対応した騒音施策の検討<br>・地方公共団体における悪臭苦情対応事例の収集整理、 | 41,398 | 43,327 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_2_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 4033 | 環境省 | 18 | | 111 | | クールシティ推進事業 | | ヒートアイランド現象によって生じる暑熱環境悪化による人の健康への影響等を軽減するため、短期的に効果が発現可能な「適応策」の導入を推進することまた暑さ指数(WBGT)の予測値等の情報提供を行うこと熱中症患者の増加を未然に防止することを目的とする。 | ○気象庁の観測値を用いて暑さ指数(WBGT)の予測値を算出し、暑さ指数（WBGT）と熱中症搬送者数の関係等と併せて、インターネットを通じて情報を提供する。<br>併せて、特に熱中症が発生しやすい実生活の場の暑さ指数(WBGT)の参考値の提供を行う。平成25年度からは情報提供地点を拡大し、現在全国約840地点における予測値、実況値等の提供を行っている。<br>○地方公共団体及び民間事業者における適応策導入推進のため、講習会や普及啓発資料の作成を行う。 | 42,651 | 36,133 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4034 | 環境省 | 18 | | 112 | | 交通騒音振動対策調査検討費 | | 自動車、航空機、新幹線鉄道等の交通機関の運行に伴う騒音、振動のいわゆる交通公害が全国各地で問題となり、モータリゼーションの進展、各交通機関の整備発展等の中で、各種公害防止対策の推進が依然として重要な課題となっている。本事業は、各交通機関において問題となっている各種公害等について、これらの対策等の推進を図るための施策を検討・実施し、騒音・振動環境及び大気環境の維持・改善に資することを目的としている。 | ・自動車騒音のモニタリング及び道路交通騒音対策の検討<br>道路交通騒音の環境基準等達成へ向けた各種対策の推進に資するための調査・検討<br>・道路交通振動対策調査<br>道路交通振動の防止を図る各種対策の推進に資するための調査・検討<br>・交通騒音振動低減対策調査<br>航空機騒音,新幹線鉄道騒音・振動の環境基準等達成に向けた各種対策の推進に資するための調査・検討 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4035 | 環境省 | 18 | | 113 | | 水質環境基準検討費 | | 環境基準は公害から国民の健康や生活環境その他の利益を保護するために、環境上守られるべき条件を定めるものである。そのため人の健康を保護する観点及び生活環境を保全する観点から、適切な科学的判断の基に、水環境の実態を適切に表すために必要な環境基準等の設定及び見直しを行い、その達成を目指すことにより、水環境の改善に資する。 | 環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準は、健康を保護する観点（健康項目）及び生活環境を保全する観点（生活環境項目）から維持することが望ましい環境上の条件として定められ、水環境保全行政の目標となるものである。環境基準は、常に適切な科学的判断が加えられ必要な改定がなされなければならないとされており、本事業では、人の健康及び生活環境の維持を目的とし、化学物質の毒性評価や水環境中の存在状況データ等、最新の科学的知見に基づく適切な科学的判断の基に、必要な環境基準等の設定及び見直し並びに類型指定の設定及び見直し検討を行う。 | 156,871 | 147,234 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4036 | 環境省 | 18 | | 114 | | 排水対策推進費 | | 工場及び事業場から公共用水域へ排出される排出水に対して、適正な規制を行うために必要な調査・検討を行い、人の健康の保護や生活環境を保全することを目的とする。 | 水質汚濁防止法による施策の執行状況やその効果を把握するための調査（公共用水域における水質環境基準の達成状況等）を行い、国民、行政機関に対して情報の提供を行う。また、現在排水規制の対象となっていない項目について排水規制の必要性を検討するため、排出水の実態等の調査や暫定排水基準の撤廃・強化に向けた排水処理技術の開発・普及に取り組むとともに、生物応答を用いた新たな排水管理の方法について調査する。 | 86,505 | 107,388 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | 3_b_1_1 | 2_c_5 | | | | | | 該当 | |
| 4037 | 環境省 | 18 | | 115 | | 水質関連情報利用基盤整備費 | | 「水質関連システム」を用いて、地方公共団体等から水質に係る常時監視結果を効率的に収集するとともに、広く国民に水環境関連情報をわかりやすく発信することにより、水環境保全施策の推進に資することを目的とする。 | 『水質関連システム』について、システムの効率的な一括管理を行うとともに、登録情報のアップデートやハード・ソフト及びプログラムの保守・運営、並びにHP上で水環境関連情報の発信を行うもの。また、情報セキュリティー対策の強化を図るため、平成27年度にシステムの一部再構築を行った。 | 30,866 | 29,712 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4038 | 環境省 | 18 | | 116 | | 総量削減及び閉鎖性海域管理推進費 | | 各閉鎖性海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、八代海及び有明海等）における水質汚濁の要因を解析し、水質総量削減などの改善対策等の検討を行い、適切な改善対策を推進する。 | 陸域から各海域（東京湾、伊勢湾、瀬戸内海、八代海及び有明海）に流入する発生負荷量を算定し、発生源別の汚濁負荷量を整理するとともに、海域の状況を把握するため、統一的な手法により、水質、プランクトン、底質及び底生生物等について調査・分析を実施し、水質汚濁の要因を解析する。<br>これらの結果を踏まえ、各海域の水環境の状況について整理し、水質汚濁メカニズムの解析や水環境の改善方策の検 | 94,390 | 94,809 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 2_c_6 | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：－) | 競争的資金(該当：○ 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4039 | 環境省 | 18 | | 117 | | 閉鎖性海域環境保全推進等調査費<br>（有明海・八代海総合調査評価委員会経費を含む） | | 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律（以下、特措法という。）に基づいて環境省に設置された有明海・八代海等総合調査評価委員会(以下、評価委員会という。）が有明海及び八代海等の再生に係る評価を行うために、必要となる調査を実施し、また、評価委員会の運営を行うことによって、評価委員会での審議を促進し、当該海域の環境の保全及び改善を図る。 | 特措法に基づいて国等が行うものとされた調査や、評価委員会で報告された今後の調査・研究開発の課題のうち、汚濁負荷量等と海域の環境との関係に関する調査等を実施するほか、調査研究等による知見の収集等を実施して、評価委員会での再生に係る評価の審議を促進する。また、特措法に基づき環境省に設置された評価委員会について、運営等の庶務を行う。 | 132,000 | 132,049 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 4040 | 環境省 | 18 | | 118 | | 豊かさを実感できる海の再生事業 | | 瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域をめぐる課題（赤潮や貧酸素水塊の発生、生物多様性・生物生産性の確保、栄養塩類の適切な管理、気候変動による影響等）に対応するため、「豊かな海」の観点から各種調査・検討等を行い、科学的な知見に基づく適切な海域管理方策をとりまとめるとともに、全国の各海域において、里海に代表される「豊かな海」の確保に向けた各種取組の促進を図る。 | 瀬戸内海をはじめとする閉鎖性海域を対象に、豊かな海の観点から重要な藻場・干潟の分布状況調査を行い、藻場・干潟分布図の作成及び過去の調査結果との比較を行う。また、瀬戸内海において底質・底生生物調査を実施するとともに、水環境の変化状況等の評価、気候変動による影響の把握等を行い、これらの結果等を踏まえ、海域ごとの実情に応じた海域管理方策の検討を行う。さらに、水環境の改善や生物生息場の再生・創出に資する様々な対策技術の効果等を定量的に評価するとともに、上記調査検討結果など、地域における里海づくり活動の普及啓発等を行う。 | 135,498 | 135,498 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_3 | 3_c4_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4041 | 環境省 | 18 | | 119 | | 湖沼環境対策等推進費 | | 湖沼の水質環境基準の達成率向上及び望ましい湖沼水環境の実現に向け、効果的な水質保全対策の実施手法等の検討を行う。<br>地方公共団体が湖沼水質保全計画に基づく水質保全対策に関する事業を円滑に実施できるよう、必要な支援を行う。 | 湖沼の栄養塩等の影響要因及び影響程度を明らかにし、種々の湖沼水質保全対策の効果的な実施手法について整理するとともに、対策等の推進に必要な制度を検討し、湖沼の水質保全対策の更なる高度化を図る。平成26年度からは、新たな環境基準等である底層溶存酸素量、沿岸透明度の改善効果を把握するモデル事業を実施するとともに、水質予測モデルによる影響要因や影響度の分析により、効果的な実施手法の検討を行い、その結果について対策を実施する地方公共団体向けの手引きとして取りまとめる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c2_3 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4042 | 環境省 | 18 | | 120 | | 水質・底質分析法検討費 | | 新たな環境基準項目に対応した先進的・効率的な分析方法を早急に確立することで、より効果的な測定の体制を図り、効率的な水環境のモニタリングの実施や水環境の状況の的確な把握に資する。 | 環境基準項目や排水基準項目等に関して、新たに環境基準等に設定が予定されている物質について公定分析法等の検討・策定をするとともに、先進的・効率的な分析法を検討し、公定分析法等への導入を図る。事業の実施にあたっては、有識者からなる検討会を設置し、技術的な指導・助言を得る。策定した分析法は、告示や通知として公表・周知す | 24,920 | 25,280 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | | | | | | | | 該当 | |
| 4043 | 環境省 | 18 | | 121 | | 地盤沈下等水管理推進費 | | 多様な機能と生活環境や生物生息環境への影響を有する地下水を今後も持続性ある共有資源として保全・利用していくため、地下水流域全体の地下水・地盤環境情報を統合的に捉え、地下水の流動や利用状況を踏まえた管理方策を検討し、地下水・地盤環境の保全を図ることを目的とする。 | ・地盤沈下を始めとする地下水障害の防止と、持続可能な地下水利用の実現を目的とした地下水採取規制のあり方について検討する。<br>・全国の地盤沈下等の状況について自治体から測量結果等の情報を取りまとめ、ホームページの更新を行い、情報の一元化と共有を図る。 | 16,049 | 16,050 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 1_c_3_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4044 | 環境省 | 18 | | 122 | | 国際的水環境改善活動推進等経費 | | 2015年に国連で採択された持続可能な開発目標（SDGs）では、「2030年までに、汚染の減少、投棄廃絶と有害な化学物質や物質の放出の最小化、未処理の排水の割合半減及び再生利用と安全な再利用の世界的規模での大幅な増加により、水質を改善する。」との世界的な目標が示されるとともに、目標の達成に向けて2030 年までに、開発途上国における水と衛生分野での活動や計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。」旨が示されている。上記をふまえ、水環境対策の最先進国である我が国が、経験と技術を多くの地域に最大限伝えることにより、国際的な水環境問題を中心にその改善の取組を推進することを目的とする。 | アジア水環境パートナーシップ事業（WEPA）として、特に水環境の悪化が顕著なアジア・モンスーン地域において、水環境管理に携わる13ヶ国の行政関係者間の協力体制の構築、各国の政策課題分析や政策担当者の能力向上への支援等を行う。中国においては水質汚染対策協力推進として、中国政府が実施する畜産排水対策技術の実証モデル事業の支援のための、基礎調査および訪日研修、政策対話等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4045 | 環境省 | 18 | | 123 | | 海洋環境関連条約対応事業 | | ○海洋環境関連条約対応事業費<br>　海洋環境に係る諸問題については、ロンドン条約、マルポール条約、OPRC条約（油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約）やバラスト水管理条約等、国際的な対応を求められているものが多く、PICES（北太平洋の海洋科学に関する機関）や条約の関連会合に適切に対処し、国際的な動向を把握するとともに、海洋環境問題に対して、適切に対応していくことを目的とする。<br>○北西太平洋地域海行動計画推進費<br>　中国、韓国、ロシアと我が国の4か国による海洋環境保全の枠組である北西太平洋地域海行動計画（NOWPAP）を我が国として支援するため、特に我が国（富山県）にある特殊モニタリング・沿岸海域地域活動センター(CEARAC)に求められる活動であるリモートセンシング等を活用した富栄養化や藻場に係るモニタリング及び富栄養化状況評価手法の開発について支援し、日本海及び黄海における海洋環境保全に貢献し、かつ我が国のプレゼンスを高めることを目的とす | ○海洋環境関連条約対応事業費<br>　海洋環境に関する条約に関連する国際会議に参加するとともに、各々の条約に対応するための事業を実施している。<br>○北西太平洋地域海行動計画推進費(H13年度～)<br>　NOWPAPにおける活動のうち、特に我が国（富山県）にある地域活動センターの活動テーマである人工衛星を利用したリモートセンシング、採水調査等による富栄養化に係るデータの収集や評価手法の開発等を支援するとともに、専門家会合等を通じて、我が国の有する海洋環境保全に関する情報、知見を各国と共有し、海洋環境保全のための多国間協力を行うもの。 | 75,359 | 74,842 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_6 | 2_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4046 | 環境省 | 18 | | 124 | | 海洋環境モニタリング推進事業 | | 海洋環境モニタリング調査は、日本周辺海域の調査地点における陸域からの汚染および廃棄物の海洋投入処分に由来する汚染状況を把握することを目的としている。 | 水質、底質、海洋生物等に蓄積される汚染物質等を対象として、日本周辺の海域において、測線及び測点地点を設定し、6～8年で一巡するように調査を行っている。また、専門家による検討会を開催し、調査結果の検討・解析を行っ | 79,122 | 79,385 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4047 | 環境省 | 18 | | 125 | | ロンドン議定書実施のための不発弾陸上処理事業 | | 陸上で発見される不発弾について従来行われてきた海洋投棄処分を中止し、民間委託事業として陸上処理施設で安全かつ確実に処理させることにより、我が国周辺の海洋環境の保全に寄与する。 | 国内で発見され、陸上自衛隊が安全化措置を実施した不発弾を、民間事業者に処理させるものである。<br>　また、受託業者による不発弾の処理等が適切に実施されるよう陸上自衛官が所要の指導監督を行う。<br>　なお、この不発弾の処理に当たっては、受託業者が不発弾の処理に必要な施設の整備から行わなければならず、処理が完了するまでに長期間（3年以上）を要することから、4年の国庫債務負担行為として事業を行っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4048 | 環境省 | 18 | | 126 | | 漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策総合検討事業 | | 国の財政支援により、都道府県・市町村等における漂流・漂着・海底ごみ（海洋ごみ）の回収・処理事業や発生抑制対策事業等を推進し、美しい景観や海洋環境を保全するとともに、日本の海岸及び周辺海域において海洋ごみの現状を把握するために調査を実施し、収集された情報を国内外に広く発信すること。 | 【漂流・漂着・海底ごみに係る削減方策検討事業】<br>○「海岸漂着物等地域対策推進事業」（継続：平成27年度～）<br>　都道府県等が実施する漂流・漂着・海底ごみの回収・処理や発生抑制対策等の取組に対して補助金を交付する。<br>○調査事業<br>　・「漂着ごみ対策総合検討事業」（継続：平成19年度～）<br>　　我が国の漂着ごみの状況を把握するため、専門家の評価に基づくモニタリングや、効果的な回収・処理方法及び発生源対策を検討すべく全国における事例及びベスト・プラクティスの調査等を行う。<br>　・「沿岸域漂流・海底ごみ総合検討事業」及び「沖合域漂流・海底ごみ総合検討事業」<br>　　我が国の沿岸・沖合域における漂流・海底ごみの実態を | 78,768 | 126,323 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_6 | 1_b_1 | 1_b_3_2 | | | | | | 該当 | |
| 4049 | 環境省 | 18 | | 127 | | 我が国の優れた水処理技術の海外展開支援 | | 我が国民間企業が有する水処理技術（中小規模生活排水処理や産業排水処理、水域の直接浄化等）を水質汚濁が深刻化するアジア地域等に展開することにより、各国の水環境改善に貢献するとともに、我が国の持続可能な経済成長のエンジンとする。 | 公募を通じて選定した民間事業者による実現可能性調査（FS）や現地実証試験等を支援するとともに、現地のビジネス環境の改善（環境規制執行改善も含めた相手国政府への働きかけなど）、国内企業（特に高い技術を有する一方で情報、人材面等の理由で海外展開を躊躇する中小企業）に対する現地の環境規制やプロジェクト情報の提供、現地企業とのマッチングの機会提供など、継続的に我が国水関連企業の有する優れた水処理技術の海外展開を促進・支援 | 90,046 | 84,229 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4050 | 環境省 | 18 | | 128 | | 国連大学拠出金（低炭素型水環境改善システム研究事業） | | アジアの途上国が、人口増加・都市化・低炭素化等を総合的に考慮した自国内の排水管理・水質保全政策を進めるための情報整備・政策評価手法の提供を行う。またこれにより、途上国における政策立案・実施能力の向上を図る。 | アジアの異なる発展段階にある数カ国の都市とその周辺地域を選定し、汚濁負荷、土地利用予測、人口動態・スプロール化の進展、都市計画・政策等の情報を収集・解析する。左記の結果をもとに、対象都市・地域ごとに、排水規制等の政策や廃水処理インフラ整備の選択肢・組み合わせを検討し、それらの導入・整備による水質保全及び低炭素化に係る効果を評価する。また、各都市・地域のステークホルダーにおける理解度や認識に関する調査を行い、政策導入やインフラ整備に当たっての問題点を整理する。さらに、対象の都市及び周辺地域ごとに、気候変動対策に係る資金調達の可能性を含め水環境改善のための戦略をまとめ、各都市・地域関係者に提案するとともに、これらの戦略の事例を元に、都市とその周辺地域における水環境改善のための | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4051 | 環境省 | 18 | | 129 | | 放射性物質による水質汚濁状況の常時監視 | | 全国の水環境中の放射性物質による汚染状況を常時監視することにより、今後の原子力事故等の際に汚染の状況の程度を把握するための基礎資料を得ることを目的とする。 | 水環境中の放射性物質による水質汚濁の状況を常時監視するため、公共用水域及び地下水において、水質等の放射性物質の測定を実施する。また、得られた結果について、専門家による評価を受ける。<br>　調査の実施にあたっては請負事業により、民間等事業者に対して発注を行い、公共用水域等においてモニタリングを実施し、その結果をとりまとめ公表を行うものである。 | 83,065 | 74,759 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○ 非該当：－） | 競争的資金（該当：○ 非該当：－） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4052 | 環境省 | 18 | | 132 | | 健全な水循環に係る総合対策推進費 | | 平成26年7月に施行された「水循環基本法」に基づき、健全な水循環の維持・回復のため、広く国民に対して健全な水循環の重要性の理解や関心を深める。<br>また、気候変動により引き起こされる湖沼への影響を予測し、必要となる適応策の検討を推進する。 | ①公共用水域の中で水の滞留期間の長い湖沼において、気候変動に伴う水温、水質等の変化を再現可能なモデルを構築した上で、将来の気候変動の影響を評価し、具体的な適応策を検討する。<br>②健全な水循環の維持又は回復のため、民間の主体的・自発的取組の促進と官民連携の機会の場を創出する官民連携事業（ウォータープロジェクト）を促進するとともに、国民に向けて水環境等の重要性等を訴求し意識の醸成を図る取組を官民連携にて実施する。 | 16,935 | 17,312 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_1 | 3_c4_5 | | | | | | | 該当 | |
| 4053 | 環境省 | 18 | | 133 | | 地下水質保全推進費 | | 地域における地下水マネジメントの実現による健全な地下水環境の維持により、国民の健康の保護・生活環境の保全を図ることを目的とし、地下浸透規制の適正化、また、全国の地下水質の汚染状況を把握し、必要な対策を行うことで、地下水の環境基準の達成を目指す。これにより、国民共有の貴重な財産である地下水の価値を向上させ、地域活性化を推進すると考えられる。 | ・「有害物質を含むものとしての要件」について、その妥当性を検証するため、基準値の見直しを含めた規制のあり方の検討と物質の挙動等の知見の収集を行う。<br>・水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の汚濁の状況の結果をとりまとめるとともに、汚染原因等を分析し、結果の公表を行う。<br>・水循環基本計画に基づく地下水マネジメントの推進にあたり、地域の関係者間の合意形成を図るために必要とされる、地下水の収支・挙動や汚染メカニズムや対策効果等の可視化を可能とし、地域の関係者が使用可能なシステムの構築に向けた検討を行う。また、地下水環境基準項目の中で超過率が最も高く、超過が長期にわたり継続している硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素に対し、面的な地下水汚染に対し、地域が主体となった取組の推進を行うための実例の収集整理分析を中心としたガイドラインの策定に向けた検 | 60,823 | 55,666 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 1_c_3_1 | 2_b_2_3 | | | | | | 該当 | |
| 4054 | 環境省 | 18 | | 134 | | 農用地土壌汚染対策費 | | 農用地土壌汚染防止法では、人の健康保護の観点から、食品の規格基準を準用し、米に含まれるカドミウムの量に基づき対策地域の指定要件を定めている。本事業では、米以外の農作物について、カドミウムの規格基準が設定された場合を想定し、栽培条件や農作物ごとのカドミウム吸収特性に関するデータの収集・解析等を行うとともに、その他の汚染物質についても、農作物中と土壌中の汚染物質濃度の相関や、農作物及び土壌の分析手法に係る検討を実施し、農用地における土壌汚染対策について検討し、人の健康保 | ①カドミウムに係る調査<br>・土壌から畑作物へのカドミウムの吸収特性に係る品目、品種及び土壌間差について、データを収集・解析するとともに、学識経験者を含めた検討会を開催する（平成28年度で事業終了予定）。<br>②その他の汚染物質に係る調査<br>・鉛やヒ素等その他の汚染物質の土壌から農作物への吸収特性等についてデータを収集・検討を進める（平成29年度で事業終了予定）。 | 26,288 | 16,536 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | ○ | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4055 | 環境省 | 18 | | 135 | | 市街地土壌汚染対策費 | | 土壌汚染対策法では、直接摂取や地下水の飲用摂取の経路を通じ人の健康被害が生じるおそれがある鉛、砒素、トリクロロエチレン等の有害物質により土壌が汚染されている場合の対策を定めているが、この対策を着実かつ円滑に推進するための方策を検討するために本業務を実施している。 | 土壌汚染及び土壌汚染対策の実態調査及びそれを踏まえた制度運用上の課題等の検討を行う。また、人の健康被害を生じるリスクの可能性のある物質であって、未だ規制対象となっていない物質の測定方法や基準値等についても実証試験を踏まえた検討を行う。その他、土壌汚染状況調査の信頼性向上のために国家資格である技術管理者試験の実施、低コスト低負荷な土壌汚染対策の実証試験等、事業の目的を達するための業務を実施する。 | 145,594 | 154,256 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | ○ | － | － | － | 1_c_3_1 | 2_c_7 | 5_a4_1_1 | 2_a_1 | 2_b_2_3 | 5_b4_1_3 | | | 該当 | |
| 4056 | 環境省 | 18 | | 136 | | ダイオキシン類土壌汚染対策費 | | 費用が高額である地方自治体のダイオキシン類土壌汚染対策事業について補助を行い、確実に対策を推進する。また、有機化合物等との複合汚染時におけるダイオキシン類の挙動に関する知見が不足していること、汚染状況調査の手法については、主に大気経由での汚染を対象として策定されていることから、複合汚染時のリスク評価や汚染状況調査の手法等を確立する。 | ・「公害防止に関する事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」等に基づき、ダイオキシン類による土壌汚染が判明した地域における対策事業の補助の実施（国：55%、都道府県等：45%）<br>・土壌中ダイオキシン類の地下水への移行に関する調査を行い、水域経由の曝露リスクを検討するための知見を得る。<br>・ダイオキシン類対策特別措置法に基づくダイオキシン類汚 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 1_b_2_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 4057 | 環境省 | 18 | | 137 | | 農薬登録保留基準等設定費 | | 農薬登録に当たっての審査項目のうち、水産動植物や水質への影響等については、環境大臣が基準（農薬登録保留基準）を定めている。本事業は、当該基準を定めるための農薬の安全性評価に必要な調査等を行うとともに、当該基準の実効性を検証するための環境中での農薬の残留実態調査を行い適切な基準を着実に設定する。 | 水産動植物の被害防止及び水質汚濁防止の農薬登録保留基準については個別農薬ごとに基準値を定めており、農薬登録申請者から提出された毒性試験成績以外にも文献調査を行い基準値設定に必要なデータを収集するとともに評価資料の作成を行う。現在、新規登録申請された農薬及び旧制度下の元での既登録の農薬について基準値を定めているが、個別農薬ごとに規準値が設定されていない既登録農薬を含め、平成32年度までに基準値を設定する予定である。また、河川等のモニタリング調査を行い環境中での残留実態を把握し当該農薬の登録保留基準値を超える残留が | 110,000 | 103,930 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | 2_c_6 | | | | | | | 該当 | |
| 4058 | 環境省 | 18 | | 138 | | ダイオキシン類総合対策費 | | ダイオキシン類による環境汚染の状況や排出量等を把握することにより、ダイオキシン類対策の効果を把握するとともに、これらの調査に必要となる高度なダイオキシン類分析に係る精度管理の水準の維持向上を図ることにより、ダイオキシン対策の総合的な推進に資する。 | ダイオキシン類による環境汚染の状況及び排出量等の情報を整備するとともに、ダイオキシン類の測定機関における精度管理の状況を把握することにより、分析データの信頼性の確保を図る。さらに、ダイオキシン類対策特別措置法附則第2条の規定に基づき、臭素系ダイオキシン類の排出実態を把握し、排出インベントリーの作成に資する。 | 48,302 | 43,298 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4059 | 環境省 | 18 | | 139 | | 循環型社会形成推進等経費 | | 循環型社会形成推進法（平成12年法律第110号）第14条の規定により、毎年、循環資源の発生、循環的な利用及び処分の状況並びに政府が循環型社会の形成に関して講じた施策に関する法律（循環型社会白書）を作成し、国会報告を行う。<br>また、第三次循環型社会形成推進基本計画（平成25年5月閣議決定）の進捗状況を適切に把握し、かつ、同基本計画全般に係る施策（3R推進全国大会及び地方大会の開催等の3Rの普及啓発活動並びに3Rのうち取組が遅れているリデュース・リユースの促進）を実施することで、循環型社会の形成を推進する。 | 循環資源の発生状況等を踏まえ、従来からの経年的データに加え、毎年度設定するテーマに対応した新たなデータを収集・分析し、循環型社会形成推進基本法に基づく循環型社会白書を作成し、国会へ提出するほか、英語版の作成等を含め、国内外への情報発信を実施する。<br>また、循環型社会の形成に向け、循環基本基本計画に規定された物質フロー図のデータ更新、指標及び取組指標の進捗把握・評価、国を含む各主体の取組状況の把握・評価及び課題検討等を行うほか、地域の循環物質に応じた地域循環系の形成促進に向けた検討や地域の実情に応じたモデル事業の実施、取組みが遅れているリデュース・リユースの促進に向けた検討等を実施する。<br>このほか、先進事例に対する大臣表彰と小中学生への意識啓発を目的としたポスターコンクールの表彰を実施する3R推進全国大会の開催及び地方大会の開催のほか、「Re-Style」Webサイト（http://www.re-style.env.go.jp/）による情報発信等による国民への普及啓発を実施する。 | 32,249 | 31,680 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | 3_c4_5 | | | | | | | 該当 | |
| 4060 | 環境省 | 18 | | 140 | | UNEP「持続可能な資源管理に関する国際パネル」支援 | | 持続可能な社会と資源管理のあり方を世界レベルで科学的に検討する場として、国際的に重要な位置づけとなっている国連環境計画（UNEP）「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（UNEP国際資源パネル）の事業活動へ参加することにより、世界各地の横断的な課題解決に寄与する。 | 資源分野における世界の著名な科学者及び専門家による独立したパネルである国連環境計画（UNEP）「持続可能な資源管理に関する国際パネル」（UNEP国際資源パネル）では、天然資源の利用によるライフサイクルにわたる環境影響に関する独立した科学的評価を行うとともに、これらの影響を低減する方法に関する理解の増進のための活動を行っている。このパネルの活動を支持し日本の課題を含め世界規模での課題解決に向けた検討を進めるため、同パネルに対して、参加国として応分の拠出を行う。 | 20,400 | 18,700 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_a_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 4061 | 環境省 | 18 | | 141 | | アジア諸国における3Rの戦略的実施支援事業拠出金 | | アジア各国においては、3R国家戦略に基づいて、3Rや廃棄物管理の具体的な事業形成や政策立案を進める必要があるが、当該分野は、従来優先度が低いために実績に乏しく、また、これらの国では開発全般にわたって先進国の支援を必要としている。これまで我が国は3R国家戦略の策定を支援してきており、国連機関との連携を通じて、各国での戦略の実施を促進し、アジアでの循環型社会構築に貢献する | 各国における3R関連の事業形成や政策立案を促進するため、各国間の政策対話の推進や多様な関係者間の協力等を通じてアジア地域の3Rを推進するプラットフォームである「アジア太平洋3R推進フォーラム」を開催するとともに、同地域における廃棄物分野のデータや情報、指標等を整備した「アジア太平洋3R白書」策定等を行うため、実施主体となる国連機関（国連地域開発センター（UNCRD））に対して拠出 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4062 | 環境省 | 18 | | 142 | | アジア低炭素・循環型社会構築力強化プログラム事業<br>（日中韓循環型社会プロジェクトを含む） | | 2004年にG8首脳間で合意された「3Rイニシアティブ」や、2009年に設立された「アジア3R推進フォーラム」、及び2005年に開始した「3Rに関する日中韓セミナー」等に基づき、各国政府や各主体との協力、連携を進めること等により、国際社会における3R推進のリーダーシップを発揮するとともに、我が国の循環産業の海外展開促進にも貢献するため、アジアにおける循環型社会づくりのための政策立案支援、政策・技術に関する知見の共有等を行う。 | アジアにおける循環型社会の構築を温暖化対策にも貢献しつつ実現するため、アジアにおける低炭素・循環型社会の形成に向けた政策立案を支援する。また、世界をリードする我が国の知見・経験を最大限活用し、資源循環に関する情報・知見の整備、3Rの優良取組事例の共有を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4063 | 環境省 | 18 | | 143 | | 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業（国際展開支援） | | 先進的な我が国循環産業が、海外において事業展開することを支援し、世界規模で環境負荷を低減し、我が国経済の活性化につなげる。 | 海外展開の計画のある事業について、実現可能性調査、現地関係者との合同ワークショップ、研修等の支援を行う。また、海外の廃棄物処理に関する情報の収集・提供、我が国循環産業・技術の海外への情報発信を行う。これらにより、我が国循環産業の海外展開を促進する。 | 270,398 | 288,808 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | ○ | － | － | － | 3_c2_1 | 5_a2_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4064 | 環境省 | 18 | | 144 | | 我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業<br>（ビジネスモデル支援） | | 民間企業の活力・創意工夫を活かして、リサイクルの量に着目した取組に加えて、素材の性質に応じてリサイクルの質を向上させるとともに、資源循環のバリュー・チェーン化の取組を通じて、品目や素材の枠にとらわれないリサイクルを促進することにより、環境負荷の低減（廃棄物の最終処分量の削減等）、及び持続可能な資源活用並びに国内経済の活性化を図り、「環境と経済が好循環する持続可能な循環型社会」を構築することを目指す。 | 各リサイクル法制度を越えて循環資源の有効利用の展開を図る上では、民間企業の活力・創意工夫を活かした循環型社会ビジネスとしての取組が重要であり、新たな循環型社会ビジネスモデルの形成の促進に向けて、①循環資源の高度利用（水平リサイクル、再生材の高品質・高付加価値化等）・資源回収のためのリサイクル技術の調査・実証を行うとともに、②既存のリサイクル施設を活用した関係事業者等のネットワーク構築による循環資源の安定調達、循環資源やエネルギーの相互融通、リサイクル製品の規格化・安定供給による需要拡大等のための実証事業を実施し、これらのリサイクル技術の実用化・リサイクルシステムの社会実 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c3_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ラ科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算ラ科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:－) | 競争的資金(該当:○非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:－) | SBIR対象(該当:○非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4065 | 環境省 | 18 | | 145 | | 容器包装リサイクル推進事業費 | | 容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の排出抑制及び質の高い分別収集・再商品化を推進する取組は、一部の主体の行動だけでは達成が困難であり、国民、事業者及び行政(国、自治体)の連携と協働による3Rの活動が不可欠である。国が各主体間の連携を促進するための施策を実施することにより、容器包装リサイクル制度の円滑な運用と容器包装廃棄物の排出削減及び高度なリサイクルの推進を図るものである。 | より質の高いリサイクルを目指すため、分別排出の段階や、消費者の信頼を高める取組、さらには特定事業者の取組を促し、容器包装リサイクル制度を社会システム全体として高度化するための調査検討を行う。また、容器包装リサイクル法の再商品化義務量算定に必要なデータや、容器包装リサイクル法の効果について、市町村の分別収集コストの把握、ペットボトルの市町村独自処理、容器包装廃棄物の排出抑制に係る実態調査等を行う。さらに、容器包装リサイクル法に基づく排出抑制の取組の施行に当たって、国、自治体、事業者、国民の各主体がそれぞれの取組を進めるとともに、相互に連携して効果的な取組を行えるよう、国が各主体の連携を促進するための施策を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_4 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4066 | 環境省 | 18 | | 146 | | 家電リサイクル推進事業費(資源の有効利用促進に係る適正化事業費を含む。) | | 平成26年10月に中央環境審議会・産業構造審議会の合同会合において「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」が取りまとめられ、その後、中央環境審議会から環境大臣へ意見具申がなされた。本業務は、意見具申において提言された内容等を踏まえた情報の収集・整理、必要な調査を実施し、使用済家電の適正なリサイクルの推進を図ることを目的とする。加えて、指定再資源化製品(パソコン及び密閉型蓄電池(二次電池))等に関する課題等を調査・整理し、適正な回収・リサイクルを推進することを | 使用済家電の再商品化率向上のために、関係主体が連携しながら達成すべき事項を取りまとめたアクションプラン等に基づき、関係主体が実施している取組の内容とその達成状況の検証を行うとともに、使用済家電の流通フローの精緻な推計を行った。<br>指定再資源化製品であるパソコンの適正な回収・リサイクルの推進については、自治体に対して不法投棄されたパソコンの回収台数、不法投棄された場所、場所別の不法投棄台数、回収後の処分ルート、処分方法についてアンケート調 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4067 | 環境省 | 18 | | 147 | | 食品リサイクル推進事業費 | | 食品循環資源の再生利用等(食品循環資源の再生利用及び熱回収並びに食品廃棄物等の発生の抑制及び減量をいう。以下同じ。)について、食品製造業と比較して取組が進んでいない食品流通の川下(卸売、小売、外食)をはじめとした食品関連事業者の再生利用等実施率を向上させるとともに、食品リサイクル法の円滑な施行を図る。 | 平成27年7月に公表された新たな基本方針等を踏まえ、特にリサイクルが低調な食品小売業者や外食産業の新たなリサイクル目標の達成や家庭系食品ロス削減・食品リサイクルの取組の底上げのための施策を実施するとともに、新たな課題に対応するための調査等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 4068 | 環境省 | 18 | | 148 | | 建設リサイクル推進事業費 | | 建設リサイクル法は、廃棄物の最終処分場のひっ迫及び廃棄物の不適正処理等に対応するため、資源の有効な利用を確保する観点から、建設廃棄物について再資源化を行い、再び利用していくことを目的に制定された制度である。<br>本事業では、建設廃棄物の現状を調査把握し、適正な分別解体や再資源化等の方策を検討するとともに、関係者への制度の周知を行うこと等により、平成20年度に取りまとめられた建設リサイクル制度の施行状況の評価・検討を踏まえた建設リサイクル法制度の円滑な施行を図る。 | 各主体の適正なリサイクルへの参加・協力意欲を高めるために、新建材に関する調査業務を中心として、新たに普及している建設技術の再資源化に関する実態を調査することで建設リサイクル法に基づく適切な対応に資する知見を集積するとともに、届出の提出義務を課せられている発注者に対する建設リサイクル法の普及啓発方法の検討を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4069 | 環境省 | 18 | | 149 | | 自動車リサイクル推進事業費 | | 産業構造審議会及び中央環境審議会の合同会議における自動車リサイクル法に関する評価や指摘を踏まえ、使用済自動車のリサイクルに係る調査・検討等を行い、自動車リサイクル制度の安定的な運用や使用済自動車の循環的な利用の高度化等を図る。 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律の関連事業者に指導権限を有する都道府県(保健所設置市を含む。)等が効率的かつ効果的に業務を実施できるよう、必要な検討、情報整理及び資料の作成を行う。また、自動車リサイクル分野における環境負荷及び社会的コストの低減に向け、基礎的な検討資料として自動車破砕残さの性状等を把握するとともに、自動車リサイクルの高度化に資する取組の調査・ | 23,000 | 21,500 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_1_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 4070 | 環境省 | 18 | | 150 | | レアメタル等を含む小型電子機器等リサイクル推進事業費 | | 使用済小型電子機器等のリサイクルへの取組を日本国内に広げることで、廃棄物の減量化や有用金属の再資源化を促進し、国内の循環型社会の形成と資源安定供給の実現を図ること。 | 使用済小型電子機器等のリサイクルを推進するため、広く国民への情報発信を行うとともに、市町村の参加促進につながる支援事業の実施や、回収量の拡大やリサイクル効率化に向けた調査・検討等を行う。<br>さらに、本年度の市町村向けの支援事業においては、昨年度までに実施した実証事業や調査・検討、審議会での有識者からの指摘事項等で明らかになった問題や効率的・効果的な回収に関する好事例を分析・整理し、その成果を市町村と共有する。また、市町村へは多様な回収方法に取り組めるよう、技術的な支援を行い、本リサイクルへの取り組みを推進することで、使用済小型電子機器等の回収量の増加 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4071 | 環境省 | 18 | | 151 | | 廃棄物処理等に係る情報提供経費等 | | (1)「廃棄物処理業関係PRTR届出支援システム」における届出内容の正確性向上及びとりまとめ結果の精度向上を図る等。<br>(2)ダイオキシン類対策特別措置法第33条に基づく「我が国における事業活動に伴い排出されるダイオキシン類の量を削減するための計画」において、「国は、廃棄物焼却施設等の各発生源別及び排出媒体別のダイオキシン類の排出量の目録( 排出インベントリー) を作成し、公表する。」とあるため、これを実施する等。 | (1)廃棄物処理施設についても事業者として化学物質の把握が義務づけられており、これにより、環境大臣あてに提出されたデータに関して、届出支援システムにより提出されてくるデータの確認及び修正等の取りまとめ作業を行う等。<br>(2)ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、一般廃棄物処理施設の設置者が測定するダイオキシン類の各種データ等を集計し、対策の進捗状況及び削減状況を把握、公表する。<br>(3)廃棄物処理施設からのダイオキシン類の削減に向けて適切な維持管理の徹底・方法、処理技術の開発状況などの講習会を実施する。<br><br>※PRTR制度とは、人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質が、事業所から環境(大気、水、土壌)へ排出される量及び廃棄物に含まれて事業所外へ移動する量を、事業者が自ら把握し国に届け出をし、国は届出データや推計 | 2,270 | 2,270 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_6 | 4_c_1_1 | 5_a4_1_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4072 | 環境省 | 18 | | 152 | | 災害等廃棄物処理事業費補助金 | | 災害(暴風、豪雨、洪水、高潮、津波その他の異常な天然現象により生ずる災害)及びその他の事由により特に必要となった廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。 | (1)ごみ処理<br>市町村(一部事務組合、広域連合を含む。)が行う、災害その他の事由のために実施した生活環境保全上、特に必要とされる廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業<br>(2)し尿処理<br>市町村(一部事務組合、広域連合を含む。)が行う、特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処理に係る事業(災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。)に要する費用に対する補助。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4073 | 環境省 | 18 | | 153 | | 廃棄物処理施設整備費補助 | | 市町村等が実施する廃棄物処理施設の整備事業に対して財政支援を行い、廃棄物の円滑かつ適正な処理を確保・推進することを目的とする。 | ・廃棄物処理センター等が行う産業廃棄物処理施設の整備に対し、事業費の一部を補助する。<br>・廃棄物処理センターが行う廃棄物処理施設(一般廃棄物に係るもの)の整備事業に対し事業費の一部を補助する。<br>・廃棄物処理センターが一般廃棄物の最終処分場の安全性及び信頼性を確保するための事業に対し事業費の一部を補助する。<br>・中間貯蔵・環境安全事業株式会社が行うPCB廃棄物処理のための拠点的広域処理施設の整備に対し事業費の一部を補助する。<br>・大阪湾広域臨海環境整備センターが行う広域埋立処分場整備事業に対し、事業費の一部を補助する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4074 | 環境省 | 18 | | 154 | | 循環型社会形成推進交付金 | | 市町村の自主性と創意工夫を活かして広域的・総合的に廃棄物処理・リサイクル施設を整備し、3R(リデュース、リユース、リサイクル)を総合的に推進することで、循環型社会形成を図ることを目的とする。 | 市町村等が広域的な地域について作成する循環型社会形成推進地域計画に基づき実施される事業(廃棄物の資源化を行うマテリアルリサイクル推進施設、発電や熱回収等を行うエネルギー回収型廃棄物処理施設、し尿と生活雑排水を併せて処理する個別分散型汚水処理施設である浄化槽等の整備)の費用について、交付金を交付する(交付率は1／3。ただし、高効率なエネルギー回収及び災害廃棄物処理体制の強化の両方に資する施設については1／2。) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4075 | 環境省 | 18 | | 155 | | 廃棄物処理施設災害復旧事業 | | 地方公共団体等が行う災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽(市町村整備推進事業)、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助することで円滑な廃棄物処理を図ることを目的としている。 | 地方公共団体等が行う災害により被害を受けた一般廃棄物処理施設、浄化槽(市町村整備推進事業)、産業廃棄物処理施設、広域廃棄物埋立処分場及びPCB廃棄物処理施設の災害復旧事業に要する費用の一部を補助するもの。<br><br>補助率: 1／2 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4076 | 環境省 | 18 | | 156 | | 大規模災害に備えた廃棄物処理体制検討・拠点整備事業 | | 災害発生時においても、適正かつ円滑・迅速な廃棄物の処理が実施可能となるよう、施設整備も含めた強靭な廃棄物処理システムの構築を目指す。 | 東日本大震災のような大規模災害が発生した場合においても、生活環境を保全するとともに、膨大に発生する災害廃棄物を適正かつ円滑・迅速に処理するため、地域の災害対応拠点となり得る廃棄物処理施設の整備を支援するとともに、災害廃棄物対策指針等に基づく地方自治体における災害廃棄物対策に関する取組に対する支援等を実施するも | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4077 | 環境省 | 18 | | 157 | | 東京オリンピックを契機とした一般廃棄物の統一分別ラベル導入検討事業 | | 2020年に開催される東京オリンピックでは、国内のみならず、海外からも多くの観光客が東京都市圏を訪れ、大量の廃棄物が排出されることが予想される。現在、日本では、市区町村ごとに一般廃棄物の分別の種類に差異があり、海外を含む地域外からの観光客については、分別が正確に行われない場合がある。そこで、廃棄物を排出する側にとってわかりやすい統一的な仕組み・ルールの導入(例えば分別ラベル)を検討するもの。 | (1)これまでに国内外で開催された観光客等が一時的に大量の廃棄物を排出する国際的イベント等における開催地でのごみ分別ルールについて情報収集を行い、その課題や対応についての整理。<br>(2)オリンピックまでのラベル等の導入に向け、東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会や東京都と連携しつつ、ごみの統一分別モデル事業の実施に係る課題の整理及び実施方法についての検討。<br>(3)ラベルのデザイン、PR等分別ルールの普及に向けた他都市の事例調査を実施し、ラベル等を普及・定着させるための手法の検討。<br>(4)その他分別基準の統一に向けた事項の検討。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4078 | 環境省 | 18 | | 158 | | 廃棄物処理システム開発費 | | 国及び都道府県等間で情報を共有することにより、産業廃棄物不適正処理に迅速かつ的確に対処し、行政処分を適正に実施するなど産業廃棄物の適正処理の推進を図る。当該システムを利用し、国による処理業者に対する全国統一の固有番号付与業務及び効率的な情報収集・情報共有を行うことにより、国及び都道府県等における事務の効率化を図る。 | 国は廃棄物処理法により、知事、政令市市長が行う産業廃棄物行政事務が円滑に実施されるように、自治体相互間の情報交換を促進し、必要な措置を講ずるように努めるものとされ、産廃処理業や処理施設設置の許可事務のほか、許可取消し等の行政処分を迅速適正に行うためにも情報共有化を図る必要があり、その活用基盤としてのシステムの拡充整備は非常に重要な役割である。本事業では現在、平成27年度から31年度にかけての国庫債務負担行為が認められているが、27年度に「デジタル新時代に向けた新たな戦略～三か年緊急プラン～」（平成21年4月9日 IT戦略本部）に基づき、本システムも政府共通プラットフォームへの移行とシステムの改修を行ったところであり引き続きシステムの | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4079 | 環境省 | 18 | | 159 | | 廃棄物処分基準等設定費 | | 産業廃棄物の適正処理の確保のため、廃棄物処理に係る技術の進歩や処理の実態等の把握を行うとともに、その成果を踏まえ、現行の産業廃棄物処理基準や産業廃棄物処理施設の構造維持管理に係る技術上の基準について必要な見直しを行う。また、有害廃棄物の適正処理方策について必要な規制を行うことで健康被害及び環境影響を未然に | ①既存産業廃棄物処理施設等に係る維持管理等の実態把握調査<br>②最終処分場に係る基準のあり方に関する検討調査<br>③有害廃棄物の適正処理方策に係る検討調査 | 28,626 | 20,685 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_6 | 2_c_5 | | | | | | | 該当 | |
| 4080 | 環境省 | 18 | | 160 | | 産業廃棄物等処理対策推進費 | | 我が国における産業廃棄物の排出及び処理の状況に係る統計調査を実施するとともに、環境大臣の認定制度に係る事業者への立入検査等の実施その他認定制度等の適正な運用に必要となる検討等を行うことにより、効率的な産業廃棄物処理が確保されることを目指す。 | 都道府県に対する産廃排出量の実態調査を行いつつ、各種経済指標からの推計等を行い我が国の産廃排出処理の統計データのとりまとめを行うとともに、分析化学や廃棄物処理に関する専門家による検討委員会を設置し、検定方法の改正等について検討を行う。<br>産業廃棄物の不適正処理・不法投棄事案等において、環境大臣の指示を行うにあたって必要となる環境保全上の支障等に関して現場調査を行う。<br>広域認定、再生利用認定、無害化処理認定に係る事業者を対象として、処理施設が認定基準に適合しているか否かを実地にて調査・確認する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4081 | 環境省 | 18 | | 161 | | 産業廃棄物処理業優良化推進事業費 | | 平成19年7月の犯罪対策閣僚会議で了承された「企業指針」の産業廃棄物処理業界における認知度は十分とは言えず、また、暴力団等の不当介入は未だに見られることから、産業廃棄物処理業界に介入する暴力団等反社会的勢力を徹底的に排除し、その資金源を絶つとともに、健全かつクリーンな産業廃棄物処理業界の構築を目指すことを目的とする。 | 犯罪対策閣僚会議における「犯罪に強い社会の実現のための行動計画」を踏まえ、環境省においては、これまで、「暴力団の不当要求等介入事例集」を作成・配布するなど、「企業指針」の普及啓発、事例の効果的活用を促進し、平成22年度から当該講習会を開催しているところである。<br>平成29年度には、産業廃棄物の処理業者及び行政担当者等を対象に、「企業指針」の普及啓発及び現場対応能力の向上を図るため、民事暴力対策担当弁護士及び警察庁暴力団排除対策官による暴力団排除対策のための講習会を3回開催予定である。<br>本事業は、平成22年12月開催の犯罪対策閣僚会議において、「企業指針」の更なる普及啓発をはじめとする企業活動からの暴力団排除について、迅速かつ適切に実施するとされ、また、全ての都道府県で暴力団排除条例が施行されるなど暴力団は排除の機運が高まっていることを受け、講習会を継続的に開催して産業廃棄物処理業界からの暴力団排除の気運をさらに高め、その徹底的な排除による健全かつクリーンな産業廃棄物処理業界の構築を図るもので | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4082 | 環境省 | 18 | | 162 | | ITを活用した循環型地域づくり基盤整備事業 | | 電子マニフェストは、紙マニフェストに比べ、排出事業者・処理業者にとって情報管理の合理化につながることや、廃棄物処理システムの透明化、都道府県等の監視業務の合理化、不適正処理の原因究明の迅速化といったメリットがある一方で、排出事業者・収集運搬業者・処分業者の三者すべてが社内管理体制を電子マニフェスト対応に切り替えなければならないこと等から、その普及が進んでいない。そこで、平成25年10月に策定した電子マニフェスト普及拡大に向けたロードマップに基づき、電子マニフェストの普及を促進するための取組を行う。 | ①電子マニフェストシステムの機能強化：電子マニフェストシステムの利便性向上のため、交付等状況報告の電子化や許可情報登録機能の追加、スマートフォンへの対応等、利用者の需要を踏まえたシステム開発を行う。<br>②電子マニフェスト研修会等の実施：自治体や業界団体との連携により、ブロック別・業界別に電子マニフェストの活用事例を発表する研修会や、実際にコンピュータを操作し電子マニフェストの利用方法を学ぶ操作体験セミナー、自治体による電子マニフェスト情報の活用方法についての検討会等、電子マニフェストの普及に向けた研修会を行う。 | 100,059 | 90,309 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_c3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4083 | 環境省 | 18 | | 163 | | 石綿含有廃棄物無害化処理技術認定事業 | | 人の健康又は生活環境に係る被害を生じるおそれのある石綿を含む廃棄物について高度な技術による無害化処理を促進するため、平成18年に廃棄物処理法を一部改正し、石綿無害化処理に係る大臣認定制度を創設。高度な無害化処理技術を有する事業者からの申請に基づき、個別に審査し、認定することにより石綿含有廃棄物の適正かつ円滑な処理を実現する。 | 石綿廃棄物に係る無害化処理認定申請の審査及び新たな無害化処理技術に係る評価・検討を行うに当たり、廃棄物処理、石綿、環境影響評価、化学分析等の各分野に関し専門的知識を有する学識経験者等からの意見を聴取するため、「石綿廃棄物の無害化処理に係る技術等審査委員会」を設置する。<br>また、石綿廃棄物無害化処理認定申請があった内容について、無害化処理の内容の基準、無害化処理を行い又は行おうとする者の基準（申請者が当該申請に係る無害化処理を適確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かの審査を含む。）及び無害化処理の用に供する施設 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_1_1 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4084 | 環境省 | 18 | | 164 | | PCB廃棄物適正処理対策推進事業 | | ○低濃度PCB廃棄物について、処理の安全性確認のための実証及び無害化処理認定等により、その効率的かつ確実な処理体制の構築を図る。<br>○大きさや漏洩等の制約により処理が困難なPCB廃棄物について、実態把握・処理実証を踏まえ、円滑なその処理の推進を図る。<br>○現在使用中の機器や未届の機器の掘り起こしを図る。<br>○PCB特別措置法に基づく全国のPCB廃棄物の保管等の状況に関する適切な把握等により、PCB廃棄物の円滑かつ確実な処理の推進のための情報としての活用を図る。 | ○低濃度PCB廃棄物について、各種設定条件において安全かつ確実な処理が行えることを確認するための処理実証試験の実施・評価を行う。<br>○廃棄物処理法に基づく無害化処理に係る認定申請に係る審査等を実施する。<br>○地方自治体による使用中機器及び未届機器の掘り起こし調査の支援を行う。<br>○処理が困難なPCB廃棄物について、全国における実態把握調査、効果的な処理方策検討のための実証の実施・評価を行う。<br>○PCB特別措置法に基づくPCB廃棄物届出データについて、都道府県及び政令市から報告のあった届出情報の入力・更新及び集計ツールの維持管理及び調整を行う。 | 150,000 | 142,355 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_a_1 | 2_c_6 | 4_c_1_4 | 2_b_1_3 | 1_c_3_4 | | | | 該当 | |
| 4085 | 環境省 | 18 | | 165 | | PCB廃棄物対策推進費補助金 | | 国の主導により中間貯蔵・環境安全事業（株）を活用して処理施設を整備し、処理を実施するとともに、処理施設の処理終了後の設備のPCB除去及び原状回復を確実かつ速やかに行う。また、（独）環境再生保全機構に設置したPCB廃棄物処理基金を都道府県と協調して造成し、費用負担が困難な中小企業者等の処理費用負担軽減のための助成を行うことなどにより、PCB廃棄物の円滑な処理を促進するとともに、安全かつ確実な廃蛍光灯安定器の処理を確保する。 | ○都道府県と協調してPCB廃棄物処理基金への造成を行い、同基金から処理事業者（中間貯蔵・環境安全事業株式会社）に対して中小企業者等の費用負担軽減に必要な額を支出することにより、中小企業者等の処理費用負担を軽減する（定額補助）。<br>○関係自治体における安全かつ確実な廃蛍光灯安定器の処理が確保されるための環境整備事業に係る基金を造成し、費用補助を行う（定額補助）。<br>○PCB廃棄物の処理完了後、速やかに処理設備のPCBを除去し、原状回復を行う必要があることから、中間貯蔵・環境安全事業株式会社に対し、PCB処理設備のPCB除去及 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4086 | 環境省 | 18 | | 166 | | 水俣条約に基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理推進事業 | | 金属水銀はこれまで有価物として取引されてきたが、水銀に関する水俣条約の発効により、水銀の使用用途が制限され、余剰となった金属水銀及び水銀含有物が廃棄物として処分される事態が想定される。このため、これらの水銀廃棄物の処理方策について検討を行い、国内外における環境上適正な水銀廃棄物の処理体制を確保する施策を推進する | ・水銀使用廃製品等からの水銀回収スキームの調査検討、金属水銀の安定化・固型化技術の調査研究、廃金属水銀の長期的な管理体制の調査検討等を実施し、水銀廃棄物の環境上適正な処理方法や最終処分の基準の方向性について検討を行う。また、途上国の水銀廃棄物の環境上適正な管理の能力向上を図る。 | 155,475 | 134,020 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4087 | 環境省 | 18 | | 167 | | 廃棄物の適正処理の更なる推進に向けた廃棄物処理法の点検 | | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律の施行5年を迎える廃棄物処理法の施行状況の見直しや産業廃棄物処理施設等の維持管理等の実態を調査し、廃棄物の処理を巡る処理技術や社会情勢の変化に即した法制度の整備を行うことにより、生活環境への影響を未然に防止する。 | 平成22年の廃棄物処理法改正における排出事業者責任の強化等に係る施行状況調査の調査項目の検討、調査及び分析を行うとともに、廃棄物処理法等の制度全般の点検を行うべく、廃棄物処理法における定義・区分、廃棄物処理の実態、排出抑制等の3R・資源循環、規制の合理化（輸出入を含む）、温暖化対策及び廃棄物処理業の振興等について施行状況調査項目の検討、調査及び分析を行う。また、当該分析結果を用いて検討会にて審議を行うに際しての運営 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4088 | 環境省 | 18 | | 168 | | 産業廃棄物処理業のグリーン成長・地域魅力創出促進支援事業 | | 産業廃棄物処理業がグリーン成長、地域の魅力を創出する産業へと変革していくことを支援するため、産業廃棄物ビジネスの振興、業界の優良化、高付加価値型環境産業への転換促進、海外展開の推進及び地域社会に貢献できる産業への転換支援、担い手確保・技術労働者支援などを行う。 | ①産業廃棄物ビジネスの振興：同業界に係る現状把握、将来予測を行うとともに、産業廃棄物処理業者の経営戦略の作成支援を行う。<br>②高付加価値型環境産業への転換促進：産業廃棄物処理における温室効果ガスの更なる排出削減に向けた検討等を行う。<br>③海外展開の推進：産業廃棄物処理業者の海外展開の課題・支援策を検討し、海外展開を推進する。<br>④担い手確保・技術労働者育成支援：次世代の産業廃棄物の適正処理の担い手となる技術労働者の育成を支援するための研修を実施し、業界の底上げを図る。<br>⑤業界の優良化：排出事業者と優良認定業者の連携・協働 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 1_b_3_5 | 3_c4_5 | 5_a4_2 | 5_b4_2 | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ラち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算ラち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:-) | 競争的資金(該当:○ 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:-) | SBIR対象(該当:○ 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4089 | 環境省 | 18 | | 169 | | 産業廃棄物適正処理推進費 | | ・都道府県等に対する技術的支援により不法投棄等の拡大防止や支障の除去等の徹底を図る。<br>・各地域における不法投棄等の実態を把握することにより、産業廃棄物の不法投棄等対策に係る政策形成を図る。<br>・不法投棄等を早期発見・早期対応できる体制を整備することにより未然防止・拡大防止を図るほか、地方環境事務所を核とした関係機関によるネットワークの強化を図る。 | ・都道府県等に対して不法投棄等の行為者等への責任追及や支障除去等の手法に関する助言等を行う専門家チームを現地へ派遣するなど、不法投棄等事案に係る支障除去等対策の円滑かつ適正な実施を支援するとともに、担当職員の現場対応等について資質向上を図る。<br>・都道府県等における不法投棄等の残存事案の実態調査等を行う。<br>・全国ごみ不法投棄監視ウィーク等を契機として国の関係機関、都道府県等、市民等が連携した合同の監視パトロールや啓発普及活動等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | 1_c_2_9 | 3_c4_5 | | | | | | 非該当 | |
| 4090 | 環境省 | 18 | | 170 | | 有害廃棄物等の環境上適正な管理事業等拠出金 | | バーゼル条約実施上重要性の高い国際的なガイドライン等の作成に関する活動について支援を行うとともに、アジア地域におけるワークショップの開催について支援を行うなど、国際社会における我が国の信頼強化やプレゼンスの拡大につながることにつながるよう、有害廃棄物等の越境移動に関する環境上適正な管理に貢献する。 | 有害廃棄物等の環境上適正な管理促進に関する活動のうち、バーゼル条約締約国会議(COP)で議論されている国際的なガイドライン等に係る議論等に関連するものであって、我が国のバーゼル条約実施上重要性の高い活動について、引き続き支援を行う。また、我が国が主体となって行ってきた有害廃棄物等の不法輸出入防止に関する事業に関して、ワークショップの開催経費等の支援を行う。さらに、平成25年1月に採択された水銀に関する水俣条約は、水銀廃棄物についてバーゼル条約との連携を求めており、これを受けてバーゼル条約の下で更新されたガイドラインに基づく水銀廃棄物の環境上適正な管理が一層重要となっているこ | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_1_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4091 | 環境省 | 18 | | 171 | | クリアランス物管理システム運用費 | | クリアランス制度(核燃料物質によって汚染された物のうち、放射能濃度が国の定める基準値以下であるものを、有価物と同様に資源として有効に再利用、あるいは一般の産業廃棄物として適正な処分を行うことを可能とする制度)の導入にあたり、本制度の厳格な運用を行うとともに、万一の事態にも対応できるようクリアランスされた廃棄物(放射能濃度が国の定める基準値以下であることを確認されたもの)等のトレーサビリティ(履歴、住所等が追跡できること)を確保す | 原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき排出されるクリアランス物のトレーサビリティを確保するための管理システムを運用等するとともに、地方環境事務所による立入検査の実施及びそれに伴う知識の習得、放射線測定機器の点検整備を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4092 | 環境省 | 18 | | 172 | | バーゼル条約実施等経費 | | 国内外のバーゼル条約の実施体制を強化し、有害廃棄物等の不法輸出入の防止及び環境上適正な管理を推進する。このため、バーゼル条約に基づく国内法を厳格に実施するとともに、国際資源循環に資する環境上適正な有害廃棄物等の輸出入管理方策を展開する。 | バーゼル条約に基づく、特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)を厳格に施行するため、輸出入事業者等への法規制に関する周知徹底を行うとともに、アジア各国等との情報交換や連携強化を図るため、有害廃棄物等の不法輸出入防止に関するアジアネットワークワークショップを開催する等、バーゼル条約の適切な運用に資 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 3_b_4 | 5_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4093 | 環境省 | 18 | | 173 | | 産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金 | | 不法投棄等に起因する生活環境保全上の支障等の除去を促進するため、都道府県等が行政代執行で実施する支障除去等事業を推進する。 | 生活環境保全上の支障又はそのおそれがある不法投棄等事案であって、かつ、行為者が不明等であるために都道府県等がやむを得ず行政代執行により支障の除去等を行う場合、<br>・平成10年6月17日以降の不法投棄等事案については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき「産業廃棄物適正処理推進センター」に設置された基金から、対象都道府県等に対する支援を実施しており、本事業は当該基金の造成に必要な経費を補助するものである。(定額補助)<br>・また、平成10年6月16日以前の不法投棄等事案については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」の規定により策定した実施計画に基づき支障除去等事業を実施する都道府県等に対し、当該事業に必要な | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4094 | 環境省 | 18 | | 174 | | 廃棄物等の越境移動の適正化推進費 | | 廃棄物や有害物質を含む使用済電気電子機器等が不法に輸出され、不適正に処理された結果として、輸出先国において環境汚染や健康被害が発生することを防止するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)及び特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律(バーゼル法)に基づき、廃棄物等の輸出入を適正に管理する方 | 廃棄物処理法及びバーゼル法に基づく廃棄物等の輸出入の適正な管理のため、規制対象物の明確化に係る調査・検討や地方環境事務所の体制の充実をとおして水際対策の強化等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_1_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4095 | 環境省 | 18 | | 175 | | 浄化槽指導普及事業費等 | | 浄化槽行政における諸課題(適正な維持管理、単独処理浄化槽対策等)について実態等を調査するとともに、先進的な取り組み等を行っている自治体における事例の収集等を通じ知見の蓄積を行うことで、効果的な手法や体制を検討し、これを広く普及することにより課題を解消して、浄化槽による健全な水環境を確保する。 | ・浄化槽は設置形態も多岐に渡り、維持管理(保守点検、清掃、法定検査)に関する自治体の対応も様々であるため、実態調査や効果的な事例の蓄積等を行い、知見として自治体に還元するとともに、課題の整理・把握を行い、有効な対策の検討等を行う。また、水質汚濁の要因となっている単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を加速度的に進めるため、単独処理浄化槽が相当数残存する地域でのシナリオ検討や実態調査等を通じ、社会情勢や人口動態を踏まえた浄化槽普及戦略の策定を図る。また、国家資格制度(浄化槽管理士)の運営により技術者の整備・育成を進める。<br>・浄化槽の整備に係るコストや効果に関する情報を収集・提供するとともに、民間活用による整備手法の検討等を行い、自治体による効率的な事業計画の策定支援を行う。さらに、被災時の公衆衛生、生活環境の保全に浄化槽を活かすため、浄化槽の災害対応における浄化槽の対策手法、有効活用等に関して、技術的な調査・検討を行う。<br>・都道府県や市町村の浄化槽行政担当者に対し浄化槽の整備手法、課題への取り組み等に関して環境省から情報提供を行うとともにNPO・市民とのネットワーク構築・情報交換の活性化を図り広く浄化槽の普及啓発を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c4_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 4096 | 環境省 | 18 | | 176 | | し尿処理システム国際普及推進事業費(我が国循環産業の戦略的国際展開・育成事業(浄化槽グローバル支援事業費))に名称変更し、統合) | | 2015年に国連で採択された持続可能な開発目標(SDGs)では、「2030年までに、未処理の排水の割合半減」、「2030年までに、排水処理技術など、開発途上国における水と衛生分野での国際協力と能力構築支援を拡大」等といった衛生施設へのアクセス向上に関するターゲットが設定されている。そこで、世界の公衆衛生の向上に貢献するために、日本の浄化槽をはじめとする個別分散型の汚水処理技術やその制度体系を海外に普及させることを目的とする。 | ・海外のし尿処理の関係者を招き、汚水対策や分散型汚水処理の技術に関する国際ワークショップを開催し、日本の経験と技術の発信、各国における汚水処理や法令整備における現状や課題、官民連携の先進的な取組等の知見を共有し、国際的に活動する関係機関とも連携してネットワークを構築する。<br>・各国研究者と協同して現地に適したし尿処理技術の開発、実地での利用を通じた維持管理上の課題整理を行うとともに、官民連携した技術の定着の手法を検討する。<br>・SDGsへの貢献やこれまでの知見を踏まえた浄化槽技術 | 15,712 | 15,089 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 5_a4_2 | 3_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4097 | 環境省 | 18 | | 177 | | 浄化槽情報基盤整備支援事業費 | | 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換や適正な維持管理の早期確立に向け、浄化槽台帳情報を電子データとして関係者間で効率的かつ正確に管理することを可能とする浄化槽台帳システムの普及促進を図る。また、浄化槽台帳システムへのGIS(地理情報システム)の導入を支援することで浄化槽台帳システムの更なる管理体制の強化や効率 | モデル自治体が抱えている浄化槽台帳システム導入に際しての課題に対する技術的支援に加え、その後の運用段階におけるフォローアップを行うことで地域の実情に適した浄化槽台帳システムの整備を支援する。また、これらのモデル事業の実例に基づく諸課題及び解決策を整理、集約した上で、他の自治体に情報提供する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | 3_c2_3 | | | | | | | 非該当 | |
| 4098 | 環境省 | 18 | | 178 | | 国際分担金等経費 | | 国際機関等を通じた国際貢献に必要な経費(分担金、拠出金)を通じて、自然環境保全に係る地球規模の諸問題の解決を図る。 | ①国際自然保護連合分担金:昭和53年の総会において国際自然保護連合(IUCN)への加入が承認され、以来、IUCNの会員として必要な分担金経費を支出するもの。<br>②国際湿地保全連合分担金:国際的に重要な湿地の調査及びその保護を推進する国際機関である国際湿地保全連合(WI)の会員として必要な分担金経費を支出するもの。<br>③国際自然保護連合拠出金:アジアにおける保護地域の連携のための枠組みである「アジア保護地域パートナーシップ」の活動を推進するため、事務局であるIUCNに拠出するもの。<br>④カルタヘナ議定書条約事務局拠出金:カルタヘナ議定書締約国会議で決定された事務局経費について必要な分担金経費を拠出するもの。<br>⑤生物多様性条約拠出金:生物多様性条約COP10議長国として条約事務局との緊密な連携を図るための長期事門家派遣費。<br>⑥国連大学拠出金:自然資源の持続可能な利用と管理についての検討と実践を行うために、COP10を契機として設立された国際パートナーシップの運営、各国の特徴に適合した持続可能な自然資源の管理手法を具体的に提案、適用していくための地域ワークショップ等による研修の実施等に必要な費用を国連大学に拠出するもの。<br>⑦南極条約拠出金:南極条約関連活動に対する義務的拠出金として外務省・文科省・環境省で3分の1ずつ負担し拠出。<br>⑧IPBES拠出金のうち、地球規模生物多様性情報機構(GBIF)事務局拠出金:地球規模生物多様性情報を集積・共有し、その利用を促進する国際機関であるGBIF(地球規模生物多様性情報機構)に拠出するもの。<br>⑨生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム(IPBES)拠出金:生物多様性に関する科 | 260,500 | 252,485 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_6 | 1_c_1 | 5_c4_2 | 4_c_1_1 | 5_c4_1_7 | 5_a4_2 | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ラち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ラち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○非該当：－) | 競争的資金(該当：○非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○非該当：－） | SBIR対象（該当：○非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4099 | 環境省 | 18 | | 179 | | 生物多様性センター維持運営費 | | 生物多様性国家戦略を受け、我が国の自然環境に関する情報の収集・提供の拠点として生物多様性の保全に貢献するため、生物多様性センターの運営等を行う。 | ①自然環境保全基礎調査等で蓄積された資料及び動植物標本の収集・保管を行う。<br>②自然環境・生物多様性に関する資料や自然環境保全基礎調査等で得られた情報の整備・公開を行う。<br>③来館者などへ生物多様性の保全に関する普及啓発を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4100 | 環境省 | 18 | | 180 | | 自然環境保全基礎調査費 | | 自然環境保全法に基づき、我が国の自然環境の現状及びその時系列的な改変状況を把握することを目的として、動物分布、植生、種の多様性等に関する調査を実施する。我が国の生物多様性に関する基礎情報を収集し、自然環境行政（保護地域の設定、野生動植物の適切な保護管理等）の推進及び自然環境への配慮が求められる環境アセスメントや防災計画、公共事業等の基礎情報として提供する。 | ○我が国の自然環境の状況を示す基礎的な地図として、環境アセスメントや各種計画策定等の基礎資料となる縮尺1／2.5万の植生図の全国整備を進める。<br>○生態系や農林水産業等に大きな影響を及ぼし、社会的な問題となっている動物種をはじめとする野生動植物ついて、市民からの情報提供により全国的な生息状況とその推移を調査し、野生生物管理の基礎情報として提供する。<br>○自然海岸及び反自然海岸の砂浜・泥浜海岸について、全国的な変化状況を把握し、沿岸域管理の基礎情報として提供する。 | 200,681 | 200,681 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | 1_c_2_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4101 | 環境省 | 18 | | 181 | | 地球規模生物多様性モニタリング推進事業 | | 国内での生物多様性に関するモニタリングを継続的に実施することで、生物多様性の保全や地球温暖化等に関する基礎資料を提供する。<br>また、主に東・東南アジア地域での生物多様性情報の収集・提供と分類学の能力向上の推進等により、国際的な生物多様性の保全に貢献する。 | ○国内の様々な生態系の調査サイト（約1000カ所）において、生物多様性の損失や地球温暖化の影響等に関する観点から、継続的に動植物やその生息環境のモニタリング調査を実施し、その変化を把握して提供する。<br>○主に東・東南アジア地域を対象に、研究者の連携による生物多様性観測ネットワークにおける生物多様性情報収集を支援し、政策決定者に向けて生物多様性情報を分かりやすく整備・提供するとともに、生物多様性保全に携わる人材の育成を支援する。 | 334,557 | 301,101 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | 1_c_2_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4102 | 環境省 | 18 | | 182 | | 地球規模生物多様性情報システム整備推進費 | | 環境省の自然環境保全基礎調査をはじめとする生物多様性保全に関する情報を収集・管理し、インターネットを介して広く提供し、多様な主体で共有することにより、生物多様性保全への理解と活用を図るための情報システムの維持運営を行う。 | 自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の成果、調査成果等のGISデータなどの生物多様性保全に関する情報を収集・管理し、インターネットを介して広く提供する「生物多様性情報システム（J-IBIS）」及び全国各地の様々な自然情報を幅広く提供し、自然環境学習の教材としても利用できる「インターネット自然研究所（IT-LAB）」システム等の管理・運営（システム機能改良やコンテンツ作成等も含む）を実施 | 102,899 | 94,856 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | 3_b_1_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4103 | 環境省 | 18 | | 183 | | 生物多様性国家戦略推進費 | | ①生物多様性基本法第10条に基づき、毎年、生物多様性の状況及び政府が生物の多様性の保全及び持続可能な利用に関して講じた施策に関する報告（生物多様性白書）を作成し、政府刊行物として市販及びweb掲載により、生物多様性の現状について国民に周知する。<br>②生物多様性条約第6条及び生物多様性基本法第11条に基づき平成24年9月に策定された生物多様性国家戦略2012-2020の着実な実施に向け、生物多様性関連施策の一層の展開を図る。 | ①生物多様性の状況に関する調査分析を行い、生物多様性基本法に基づく生物多様性白書を作成する。<br>②「生物多様性国家戦略2012-2020」に基づく国別目標の達成状況や我が国の生物多様性や生態系サービスの状況について総合評価を行うほか、生物多様性保全ための気候変動への適応策の一つとして、国内外において実施される自然生態系の有する機能を生かした防災・減災対策の基本的な考え方等を検討するとともに、適応の考え方の普及等を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | 1_b_2_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4104 | 環境省 | 18 | | 184 | | 「国連生物多様性の10年」推進事業費 | | 国連では愛知目標の実現に向けた取組を強化するため、2011年から2020年までの10年間を「国連生物多様性の10年」と定めており、また、日本はCOP10議長国として、COP10の成果である愛知目標の実現に率先して取り組んでいくことが国際的に求められている。愛知目標を実現するためには、国内のあらゆるセクターや地域が参画・連携し、継続的に取り組んでいくことが必須であるため、国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」を設立し、各セクターの取組やセクター間の連携を促進するとともに、各取組の進捗状況を評価・検証し、国内外に発信することで愛知目標の実現を着実に推進して | ○国内の主要なセクターの参画を得た「国連生物多様性の10年日本委員会（UNDB-J）」の活動等を通じ、各セクター間の連携を促進しつつ、各年度においてトピックとなるテーマに関する事業を実施・促進する。<br>○国連生物多様性の10年や生物多様性に関するわが国の取組についてセクター間の連携・意見交換に資するための資料・広報ツール等を制作する。<br>○「国連生物多様性の10年」の後半5年のUNDB-J構成団体の取組を まとめたロードマップを策定し、各セクターの連携をさらに進めていく契機とする。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 4105 | 環境省 | 18 | | 185 | | 中間評価をふまえた愛知目標達成方策検討調査費<br>（「愛知目標の実現に向けたCOP10主要課題検討調査費」より名称変更） | | 生物多様性条約COP10で決定した愛知目標を世界的に実現するため、事業者や消費者等の民間部門における生物多様性保全への参画推進、遺伝資源へのアクセスと利益配分に関する名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討、生物多様性の経済価値評価、資源動員戦略の検討等が不可欠となっている。これらに関する課題を整理し、愛知目標の実現に向けて具体的な制度化を図る上での主要課題を検討することを目的とする。 | ①経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化を図るべく、生物多様性の保全と持続的利用に向けた事業者の取組に関する情報収集・発信を行い、経済社会における生物多様性の保全等の促進方策を検討する。<br>②生物多様性を対象とした経済的価値の評価を実施するとともに、国内外の情報収集を行い、今後の課題について検討する。<br>③生物多様性に係る資源動員増大方策に関する課題・情報の収集・整理を行い、COP13等に向けた資源動員戦略に関する選択肢の提案および交渉の支援を行う。<br>④名古屋議定書の締結に向けた国内措置の検討を行う。<br>⑤生物多様性に係る条約関連専門家会合に専門家を派遣 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_5 | 5_d4_1_1 | | | | | | | 非該当 | |
| 4106 | 環境省 | 18 | | 186 | | アジア太平洋地域生物多様性保全推進費 | | アジア太平洋地域において、関係する国、機関、地域住民等との協働のための体制構築及び協働による取組の推進を通じて、損失や劣化が著しいサンゴ礁や湿地生態系の保全及び持続可能な利用の推進、及び同地域を国境を越えて移動する渡り鳥の保全を効率的且つ効果的に推進する。 | ①国際的に劣化及び損失の著しいサンゴ礁生態系の保全のため、国際サンゴ礁イニシアティブの事務局として、本イニシアティブを軸とした情報共有等を進めるため、会合等の開催、文書や普及啓発ツールの作成等を実施。<br>②渡り性水鳥保全のための国際的枠組みである「東アジア・オーストラリア地域フライウェイ・パートナーシップ」の下で、水鳥の重要生息地である湿地間の連携強化等を図り、渡り経路全体での水鳥の保全を促進する。同パートナーシップに係る取組を、湿地保全のための条約であるラムサール条約の実施推進にも活用し、ラムサール条約湿地の新規登録・拡張の促進や、条約湿地の保全管理状況のモニタリング、保全活動の推進・普及啓発、東南アジア地域における湿地保全に係る協力を行う。<br>③二国間渡り鳥保護条約・協定等に基づき、米国、豪州、ロシア、中国、韓国との間で会議を開催し情報交換等を行うと | 32,708 | 29,437 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_c4_5 | 1_c_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4107 | 環境省 | 18 | | 187 | | 森林・乾燥地・極地保全対策費<br>（熱帯林等森林保全対策調査経費等」より名称変更） | | 世界の森林の保全及び持続可能な経営の推進方策の検討及び砂漠化対処手法の検討調査等を実施し、生物多様性条約の愛知目標、国連森林フォーラムや砂漠化対処条約等の国際的取組の進展に積極的に貢献することで、世界の森林地域及び乾燥地域における生物多様性の保全及び持続可能な利用等に寄与する。また、環境保護に関する南極条約議定書の遵守及び国内担保法である「南極地域の環境の保護に関する法律」を適切に執行する。 | ・世界の森林保全活動を推進する上で重要課題の1つとしてあげられる森林の持続可能な利用と生物多様性の保全を図るため、薪炭材利用等により減少が進む熱帯林等において、住民参加型の利用・保全に関するモデル・ガイドラインの開発に取り組む。<br>・砂漠化・生物多様性劣化等の影響を受けるモンゴル国において、持続可能な牧草地管理のための住民参加による計画立案・管理モデルの検討を行う。<br>・南極条約上の義務の履行及び国内制度の円滑な運用を行うため、法令に基づき、南極地域活動計画確認申請の前に申請者から提出される環境影響評価書について、学識経験者からなる委員会を設置し、環境影響評価書の審査に必要な情報の収集、整理を実施する。併せて、条約に基づく各種制度の周知を図るためのウェブサイトの更新等を行う。また、我が国の南極観測活動が南極環境に及ぼす影響を把握するためのモニタリング活動を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 2_b_2_6 | 1_b_3_6 | 8_5_1 | | | | | | 非該当 | |
| 4108 | 環境省 | 18 | | 188 | | 地方環境事務所電子政府システム維持管理更新費 | | 平成15年7月（平成16年6月改定）に各府省情報化統括責任者連絡会議により決定された「電子政府構築計画」に基づき、申請届出手続のスピードアップ、行政サービス及び業務効率の向上を図るため、国立公園業務管理システム（以下「システム」という）の適切な維持及び必要な更新を実施 | 平成27年度においては、システムの適切な維持管理を行うとともに、政府共通プラットフォームへのシステム完全移行を実施した。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4109 | 環境省 | 18 | | 189 | | アジア保護地域イニシアティブ構築推進事業 | | 我が国を含むアジアにおける愛知目標の達成を含めた生物多様性条約に基づく取組の推進に資するため、アジアにおける国立公園等の保護地域に係る連携のための枠組みを構築し、保護地域の管理水準の向上を目指す。 | 我が国を含むアジアにおける保護地域の管理水準の向上のため、第1回アジア国立公園会議（平成25年11月、仙台市）や第6回世界国立公園会議（平成26年11月、オーストラリア）の成果を踏まえ、我が国がリーダーシップを発揮してアジアにおける保護地域に係る連携のための枠組みを構築し、こうした枠組みに基づき国立公園等の保護地域の管理手法等に関する情報共有や能力開発等の事業を実施す | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4110 | 環境省 | 18 | | 190 | | 地域における対策・活用推進のための要注意鳥獣等（クマ等）監視業務 | | 近年、里地地域における野生鳥獣による生態系被害、農林水産業被害、生活環境や安全面での被害が甚大化している。これらの鳥獣被害に関して、今後新たに監視が必要な「要注意鳥獣（クマ等）」に関して、早急に生息状況調査を実施する。このことを通じて、今後の予防的視点からの効果的な鳥獣対策を講じるための基礎的な情報を整備し、里地地域の各種資源と安心安全な生活を確保し、それら地域の活力を維持するための適正な要注意鳥獣の管理を推進する。 | ①要注意鳥獣等の生息分布状況等監視業務<br>生態系や農林水産業被害など被害が甚大化している要注意鳥獣（クマ等）などについて生息状況調査を実施し、今後の生息分布を予測する。<br>②ボランティアによる鳥獣監視ネットワークを活用した野生鳥獣生息概況把握業務<br>鳥獣対策等に資するため、住民や各種団体、専門家による監視組織を構築し、これらのネットワークにより地域における鳥獣の状況を把握し、各種の被害につながる新たな異常を早期に観測する。 | 30,485 | 22,971 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4111 | 環境省 | 18 | | 191 | | 原生的な自然環境の危機対策事業 | | 原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域(以下「自然環境保全地域等」という。)は、国土の生態系ネットワークの核となる部分を形成しており、我が国の生物多様性の保全上極めて重要な地域であるが、シカの食害等による生態系の撹乱など、原生的な自然環境の危機へと繋がる重大な問題が発生している。本事業では、科学的知見に基づいた危機状況の把握・分析・評価及びそれらに基づく対策を実施することにより、当該地域の適切な保全管理の実施を目 | 自然環境保全地域等について、専門家等の協力を得て現地調査や情報収集等を実施することにより、科学的な知見に基づき、危機状況の把握・分析・評価を行い、必要とされた調査や対策を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4112 | 環境省 | 18 | | 192 | | 生物多様性保全推進支援事業 | | 生物多様性は地域毎に固有の特徴を有しており、それらの地域固有の生物多様性を保全することが国土全体の生物多様性保全につながる。このため、地域における生物多様性の保全に関する活動を支援することにより、国土全体の生物多様性の保全を図り、自然共生社会づくりを着実に | 地方公共団体や市民団体で構成される協議会が実施する、種の保存法に基づく絶滅危惧種対策、外来生物法に基づく外来生物種対策、自然公園法等の法律で指定された保護地域での活動など、全国的な観点から生物多様性保全上重要な取組として、必要性の高い事業を支援する（交付 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_5_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4113 | 環境省 | 18 | | 193 | | 自然再生活動推進費 | | 自然再生推進法に基づく自然再生協議会の設立や自然再生を進めるための技術的課題の解決等の支援を行うことにより、地域の自然再生の取組を促進し、自然と共生する社会の実現を図る。 | 自然再生推進法に基づき、NPOや地域住民、関係行政機関など多様な主体が連携して実施する自然再生活動を全国的に推進するため、自然再生専門家会議の運営や自然再生専門家会議委員による学術的観点からの現地指導の実施及び自然再生に係る情報収集、課題解決策の検討、普及啓発等を実施するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_b4_1_7 | 1_b_3_6 | 3_b_4 | | | | | | 非該当 | |
| 4114 | 環境省 | 18 | | 194 | | 国立・国定公園新規指定等推進事業費 | | 「国立・国定公園総点検事業」で選定された18地域において、国立・国定公園の新規指定及び大規模拡張を実施し、また、候補地以外の国立・国定公園においても、自然的・社会的条件の変化に対応するために公園計画の見直しを行うことで、我が国の優れた自然の風景地の保護と利用の増進 | 国立・国定公園の新規指定、大規模拡張等を行うために、自然環境や利用状況の調査、保護や公園利用に関する計画の検討、関係者との調整、地元の機運醸成等に係る事業を行い、具体的な区域等を検討する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4115 | 環境省 | 18 | | 195 | | 国立公園内生物多様性保全対策費 | | 生態系維持回復事業等の各種事業を体系的に展開するとともに、絶滅危惧種等の重要な動植物の保全を強化し、国立公園等の保護上重要な地域における生物多様性を保全する。さらに、利用調整等の管理手法の検討及び実施を通じて、過剰利用や生態系の撹乱を防止する。 | 外来生物の侵入や里山の草刈り等の人為的な管理停止の影響により地域固有の生態系に影響が生じている地域において、生態系維持回復事業計画等に基づき、効果をモニタリングしながら順応的な生物多様性保全施策を実施する。また、平成25年3月に初めて侵入が確認された小笠原国立公園におけるグリーンアノールや平成27年10月に侵入を確認したシロアゴガエルの防除事業を継続する。さらに捕獲や採取等の規制対象となる動植物の見直し・選定を行い、国立公園に生息・生育する絶滅危惧種等の動植物の保全を強化するとともに、国立公園のうち、知床、大台ヶ原におい | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_5_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4116 | 環境省 | 18 | | 196 | | 日光国立公園「那須平成の森」管理運営体制構築事業 | | 平成23年5月に供用開始（開園）した旧那須御用邸地である「那須平成の森」にふさわしい、国民が自然を体験し、自然を学び、自然と人間の共生の在り方を学ぶための利用環境を確保するとともに、多様な生物種が確認される豊かな自然を引き続き保全し、国民が自然に直接ふれあえる場として活用するための体制を構築することを目的とする。 | 平成23年5月の一般供用後の変化を継続的にモニタリングするとともに、有識者会議を開催し、自然環境の保全や利用のあり方について検討を行う。また、那須平成の森フィールドセンターや那須高原ビジターセンターを拠点として、ガイドツアーや自然体験プログラムの実施、施設内展示、解説等を行うことにより、国民に対して、所管換の趣旨に沿った利用環境を国民に提供する。 | 33,427 | 33,450 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | ○ | － | － | － | 4_c_1_1 | 8_6 | | | | | | | 該当 | |
| 4117 | 環境省 | 18 | | 197 | | 特定民有地買上事業 | | 国立公園等のうち自然環境保全上重要な地域内に所在し、生物多様性保全の観点等から保護の必要性が高い民有地の買上を行い、これらの地域の保護管理の強化を図る。 | 国立公園等のうち自然環境保全上特に重要な地域であって、民有地であるために当該土地を買い取らない限り私権との調整上厳正な保護管理を図ることができない地域を対象として、土地及びその上に所在する立木を含めて国が買上を行う事業である。<br>本事業により取得した土地等については、国の行政財産として厳正な保護管理を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4118 | 環境省 | 18 | | 198 | | 鳥獣保護管理強化総合対策事業 | | 野生鳥獣に対する鳥インフルエンザ等の感染症に係る危機管理体制の飛躍的な充実を図るとともに、ニホンジカやイノシシ等の捕獲の担い手の確保、国立公園内外のニホンジカ対策における総合調整の率先的実施を通じて、人と野生動物の関係が大きく改善し、適切な鳥獣保護管理と地域の活力の回復を図ることを目的とする。 | 上記について以下の通り実施。<br>①野生鳥獣に対する鳥インフルエンザ等の感染症が国内で発生した際に、適時適切に死体の検査や現地調査等を行うため、必要な取組を行う。<br>②鳥獣の保護管理を強化するため、捕獲の担い手となる人材の育成や認定鳥獣捕獲等事業者の確保、基本指針の見直しへ向けた調査検討等の取組、特定鳥獣の実態調査・検討（希少鳥獣の保護・管理を含む）等を総合的に行う。<br>③我が国の生物多様性保全上重要な国立公園のニホンジカによる深刻な生態系被害を受けている又は受ける可能性の高い地域において、国立公園内の自然の風景地の保護のため必要な事業を行う。 | 767,640 | 758,477 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_7 | 8_6 | | | | | | | 該当 | |
| 4119 | 環境省 | 18 | | 199 | | 特定地域自然林保全整備 | | 世界自然遺産は、世界遺産条約第5条に規定するように、一義的に自国の責務の下、顕著で普遍的な価値を有する自然地域を人類全体のための世界の遺産として保全する必要がある。<br>また、原生自然環境保全及び自然環境保全地域は、人為の影響をほとんど受けていない原生的な森林や、固有性・希少性の高い生物種の生息地など、我が国の生物多様性の保全上極めて重要な地域であり、それぞれの地域につい | 我が国の世界自然遺産地域である「屋久島」、「白神山地」、「知床」及び「小笠原諸島」や、原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域において、モニタリングのための機材や自然環境保全のための標識等の整備・更新を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4120 | 環境省 | 18 | | 200 | | 国立公園管理計画等策定調査・推進費 | | 国立公園を取り巻く自然条件、社会条件は多種多様であるため、一つの国立公園であっても、地域毎に様々な保護又は利用上の課題を抱えている。このため、多様な主体の連携による国立公園の管理上での明確な役割分担、保護すべき自然環境、適切な利用環境の確保等について、国と地域社会それぞれが共通認識を持つために、国立公園管理運営計画や管理方針を策定し、適切できめ細やかな、かつ円滑な国立公園の管理運営を実現する。 | 平成26年度に改定した「管理運営計画策定要領（平成26年7月付環自国発第1407074号自然環境局長通知）」の評価・検証を行うため、モデル的な取組を全国の国立公園において実施し、新たな公園管理システムの確立を目指すとともに、個別の問題点ごとにその解決のための「管理方針」を作成する。<br>平成27年度は、大雪山国立公園、足摺宇和海国立公園の合計2地区において、管理方針の策定作業を行った。また、上信越高原国立公園など合計2地区において管理運営計画を作成し、地域との連携と役割分担を図った国立公園管 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4121 | 環境省 | 18 | | 201 | | 国立公園等民間活用特定自然環境保全活動<br>（グリーンワーカー）事業費 | | 国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、当該地域の自然環境や社会状況を熟知した地元住民等によって構成される民間事業者等を活用し、国民ニーズや地域ニーズを把握した上で、野生生物の保護や歩道の維持・修繕等の活動を最も効率的かつ効果的に実施し、国立公園管理やサービスのグレードアップを図る。 | 国立公園等（国立公園、国指定鳥獣保護地区、自然環境保全地域及びこれらと密接な関係にある周辺地域）の貴重な自然環境を有する地域において、自然や社会状況を熟知した地元住民等を活用し、以下の①～④の事業を中心としたきめ細かな自然環境保全活動等を実施するとともに、生態系の維持回復のための総合的な取組により生物多様性保全を行う。<br>①野生生物の保護・保全、②環境美化、③登山道の整 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4122 | 環境省 | 18 | | 202 | | 世界遺産保全管理拠点施設等整備 | | 世界自然遺産地域を適切に保全管理し、遺産としての価値を維持することは、世界遺産条約締約国の責務である。小笠原諸島は平成23年6月に世界遺産に登録されたが、世界遺産委員会の決議において、侵略的な外来種対策の継続・強化及び侵入・拡散の防止が求められており、平成25年3月の兄島でのグリーンアノール確認やネズミの分布拡大に伴い、保全管理体制強化の必要性が更に高まっている。これを受けて、遺産地域における固有性の高い希少種を保全管理するため、小笠原諸島世界遺産保全管理拠点を設置し、我が国が国際社会に約束した将来にわたる小笠原諸島の世界遺産としての価値の保全を図る。また、新規に世界自然遺産登録に向けた取組を進めている奄美・琉球地域についても、世界遺産登録を見据えて、保全管理や普及啓発等を担う施設を設置し、その価値の維持を図ることを | 上述の目的を果たすために、小笠原諸島世界遺産保全管理拠点施設、国内候補地である奄美・琉球地域における保全管理の推進や普及啓発等を担う施設の整備に向け、段階的に全体構想や基本計画を検討、作成し、それらをもとに測量・実施設計、整備を行う。なお、小笠原諸島世界遺産保全管理拠点施設については、上述の侵略的な外来種の新たな侵入や拡散防止機能を有するとともに、世界遺産の資質である海洋島における顕著な進化過程を示す固有性の高い希少陸産貝類の域外保全機能を有する施設とする。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_1_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4123 | 環境省 | 18 | | 203 | | 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム推進費 | | 生物多様性及び生態系サービスに関する科学政策プラットフォーム(IPBES)は、生物多様性と生態系サービスに関する動向を科学的に評価し、科学と政策のつながりを強化する政府間のプラットフォームとして、2012年4月に設立された。本枠組みに基づき、日本国内においても作業部会を設置し、多領域（生態学、社会・経済学、コミュニティ・伝統的知識等）の知見から、生物多様性と生態系サービスの評価・予測を行い、政策立案に資する。 | [1] 自然科学、社会科学およびコミュニティ・伝統的知識等の専門家から構成する多領域の専門家パネル及び作業部会を設置し、以下[2] の情報基盤、社会・経済的変動予測、温暖化の評価・予測等を活用し、生態系等の評価及び予測を実施。<br>[2] 社会・経済的状況の動向を踏まえつつ生物多様性・生態系サービスの変化に関する評価、将来予測を行うため、引き続き情報基盤を整備。<br>[3] 日本人専門家をIPBESの総会、学際的専門家パネル会合、タスクフォース及び専門家グループ会合、地球規模生物多様性情報機構（GBIF）の会議へ派遣し、報告書作成の支援を行うことにより、我が国の知見をインプットするとともに国際的な検討に貢献。 | 55,000 | 44,000 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4124 | 環境省 | 18 | | 204 | | 山岳環境保全対策事業 | | 自然公園内の山岳地域における登山シーズンに集中した利用によりもたらされた荒廃や劣化及び3K(汚い、臭い、暗い)によるイメージダウンを早期改善することにより、国立公園等をより魅力あるものとするとともに、観光地域として再生・活性化することを目的とする。 | 自然公園内において、中高年や女性登山者、訪日外国人旅行者など利用者層の多様化や自然環境保全等に対応する登山道やトイレ、山小屋等の施設の維持管理・整備・利用の水準や方針を取りまとめ、具体的な取組を推進する。<br>また、山岳自然環境の保全や、中高年、女性登山者、訪日外国旅行者の利用増加環境に配慮したし尿処理施設が整備されていない山小屋等トイレを、公衆トイレとして活用できるよう環境配慮型トイレに整備する場合に、国は原則としてその事業経費の1/2を補助する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4125 | 環境省 | 18 | | 205 | | 生物多様性保全回復施設整備交付金事業 | | 国の自然環境を代表する自然的特性を有する地域に隣接するなど我が国の生物多様性保全上重要と認められる地域と生態学的に密接な関連を有する地域において、都道府県が地域の条件に応じて行う地域の生態系の保全・回復を図るための生物の生息空間等の施設の整備事業を支援することにより、地域の生物や生態系の有機的なつながりを確保し、自然共生社会づくりを推進する。 | 国の生物多様性の保全上重要と認められる地域と生態学的に密接な関連を有し、かつ、都道府県知事が、生態系の保全・回復を図る地域として、あらかじめ公示した地域における、生態系の保全・回復を図るための施設又は生物の生息空間の整備に関する事業のうち、一定の要件に該当する先進的・効果的で全国的な観点から波及効果が期待される事業に対し、必要な経費の一部を国が交付する(交付金：国 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ラち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算ラち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:-) | 競争的資金(該当:〇 非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:-) | SBIR対象(該当:〇 非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4126 | 環境省 | 18 | | 206 | | 日本の国立公園と世界遺産を活かした地域活性化推進費 | | 観光資源として極めてポテンシャルの高い日本の自然の魅力を維持し、これを効果的に国内外に向けて発信するとともに、より深く自然を体験するために必要なプログラム等を実施することにより、多くの利用者を誘致し、地域の活性化を図ることを目的とする。<br>世界遺産地域等については、適切にその資質を保全し、持続可能な観光資源としての利用も含めて、次世代へ伝承するという国際的責務を果たすことを目的とする。 | 観光資源として極めてポテンシャルの高い日本の自然・国立公園・世界遺産の自然を活かして、国内外から多くの観光客を呼び込み、地域を活性化するため、戦略的な情報発信、貴重な自然環境の質の高い保護・管理、エコツーリズムの推進等の取組を実施する。<br>世界遺産地域等においては、有識者からなる科学委員会を運営し、持続可能な観光利用方法の検討を含めて、モニタリングによる科学的データに基づく順応的管理を推進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c4_5 | 6_5_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4127 | 環境省 | 18 | | 208 | | 国際希少野生動植物種流通管理対策費 | | 環境省自然環境局野生生物課は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(以下、ワシントン条約という)における、陸生動物についての科学当局となっている。本事業では、科学当局として責務を適切に遂行するために、条約対象種に係る最新の情報を整備し、関係者への周知を図る。また、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」(以下、種の保存法という)の改正に合わせて、国内における希少野生動植物種の国内取引の登録体制の整備、改正時に積み残しとなった課題の検討等を行う。 | ①科学当局の主な任務として、ある野生動植物の国際取引に際し、その取引がその種の存続を脅かすことにならないかを判断し、管理当局に助言すること、標本の同定等、条約の適正な実施に必要な科学的知見の集積・提供等を行うこと、が求められている。有識者ヒアリング及び生態学的調査等の実施により、ワシントン条約対象種に係る最新の生物学的・生態学的な情報等を体系的に整備し、同情報に基づき、管理当局への助言を行う。②また、国内における違法流通対策の強化、対象種の届出に係る電子システムの運用、今後の種の保存制度のあり方の検討等を、請負調査等に | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_4_4 | 8_1_4 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4128 | 環境省 | 18 | | 209 | | トキ生息環境保護推進協力費 | | 平成15年度に締結し、平成22年度に更新した「日中共同トキ保護計画」に位置づけられている、日中のトキ保護協力に関する基本的枠組みに基づき、中国におけるトキの人工繁殖個体の野生復帰技術の向上を図り、日中トキ保護の技術交流を行う。さらに、本事業により得られた結果を我が国におけるトキの野生復帰に役立てる。 | ①中国トキの野生復帰に向けた順化訓練、社会条件整備等の現状と諸課題の検討、モニタリング調査<br>②野生個体群の生息環境の把握、分析、生息環境の改善のための調査、検討等<br>③飼育下個体群の系統管理等の現状と諸課題の調査、検討<br>④中国からのトキの供与、中国へのトキの引渡しにかかる | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_3_6 | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4129 | 環境省 | 18 | | 210 | | 鳥獣保護基盤整備費 | | 鳥獣保護管理の適切な推進に向けて、<br>①全国レベルでの統一的標準手法を用いた鳥類の渡りの実態や生息状況に関する科学的データの収集・モニタリング<br>②油流出事故発生時における水鳥の救護のための技術者育成や情報収集を行い、不測の事態に適切な対応を取る体制基盤を整備する。 | 上記について、以下の通り実施。<br>①全国60箇所以上の鳥類観測ステーション等において鳥類の捕獲等による基礎データの集約・解析を実施。年間13～16万羽程度の放鳥データを取得し、調査結果は豪・中・露等との二国間渡り鳥条約等における渡り鳥リストの作成に活用されるなど国際連携の推進に寄与。<br>②油等汚染事故発生に際しての水鳥救護に係る情報収集、普及啓発、地方自治体職員等に対する技術者研修会年4回等を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_c_2_9 | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4130 | 環境省 | 18 | | 211 | | 希少種保護推進費 | | 絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存のため、生息状況・生息環境・生態等の調査や、野生復帰等の維持回復のための事業、レッドリストの策定等を行い、以てそれらの種の絶滅を回避し、安定的な生息・生育を目指すもの。 | ①希少野生動植物の保護増殖事業(調査、生息環境の改善、巡視、普及啓発など)<br>②レッドリストの改訂方針等検討<br>③国内希少野生動植物種の追加指定にかかる調査 | 655,557 | 661,625 | 5 | 一般 | － | 95 | 1 | － | － | － | － | 8_5_1 | 2_c_6 | 1_c_1 | 3_b_1_1 | | | | | | 該当 | |
| 4131 | 環境省 | 18 | | 212 | | 外来生物対策費 | | 侵略的外来種の意図的・非意図的な導入を防止するため、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、外来生物法という。)の実効性を確保し、侵略的な外来生物による我が国の生態系等に係る被害を低減するため、適切な水際対策の実施や、各主体による効果的・効率的な防除を推進する。 | ①今後の外来生物対策のための国の行動計画・外来種リストの策定、非意図的導入対策の検討のための現状把握等、②特定外来生物の追加指定の検討、③外来生物法関連業務に必要な省内専用の「外来生物飼養等情報データベースシステム」の改修・保守点検・運用、④外来種問題の認知度向上のためのリーフレット等の作成、⑤特定外来生物全般に係る侵入・生態及び流通実態の調査・整理(水際における定点モニタリング調査等を含む)、⑥外来生物法の改正に伴う輸入品等の消毒基準の検討、⑦アカミミガメの対策検討⑧外部からの外来生物の同定依頼の対応 | 19,567 | 25,366 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_b_2_6 | 4_c_1_1 | 3_b_1_1 | 1_c_3_1 | 2_c_5 | 2_c_6 | | | | 該当 | |
| 4132 | 環境省 | 18 | | 213 | | 野生鳥獣感染症対策事業費 | | 高病原性鳥インフルエンザ等の野生鳥獣由来の感染症は、人畜への感染によって社会経済及びヒトの健康に著しい支障を及ぼすおそれがあるだけでなく、野生鳥獣間で蔓延した場合には、特に希少種の絶滅など我が国の生物多様性保全上大きな影響を及ぼす可能性がある。このため、パンデミックの未然防止に向けた危機管理として、本事業は、高病原性鳥インフルエンザウイルス保有状況に関するモニタリング、近隣諸国の情報収集、渡り鳥の飛来状況調査等により、安全・安心の確保に資することを目的とする。 | 上記について以下の通り実施。<br>①渡り鳥に送信機を装着し、人工衛星で追跡すること等により、飛来経路を解明(鳥インフルエンザ侵入ルートの予測)<br>②鳥インフルエンザウイルス等の病原体をわが国に持ち込む媒体となる可能性のある渡り鳥等のモニタリングを実便(47都道府県52地点)及び死亡野鳥調査を通じて実施し、当該情報を関係省庁や都道府県と共有<br>③近隣諸国の鳥インフルエンザに係る情報を収集(近隣発生国における状況の把握)<br>④全国の主な渡り鳥の飛来地(39地点)において渡り鳥等の飛来状況(種、数等)の調査(月3回、概ね8箇月間)を行い、データをとりまとめ環境省のHPにおいて提供 | 78,424 | 78,407 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_2_5 | 1_b_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4133 | 環境省 | 18 | | 214 | | 遺伝子組換え生物対策費 | | カルタヘナ法に基づき、遺伝子組換え生物の使用等の規制を行うとともに、最新の知見に基づく規制を実施するための情報収集や国民への情報提供を行い、わが国の生物多様性の確保を図る。 | 遺伝子組換え生物の使用等の承認にあたっての法に基づく学識経験者への意見聴取会合の開催、立入検査の実施、遺伝子組換え生物に関する情報の収集、リスク評価手法の検討、野外での遺伝子組換え生物の生育状況監視、ホームページ(J-BCH)等による国民への情報提供等を行う。 | 3,942 | 3,946 | 5 | 一般 | － | 95 | 1 | － | － | － | － | 2_c_6 | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4134 | 環境省 | 18 | | 215 | | 野生生物保護センター等整備・維持費 | | 種の保存法に基づき指定された「国内希少野生動植物種」を始めとする地域特有の野生生物、ラムサール条約登録湿地、世界自然遺産地域を対象に、展示や映像等により来訪者への解説や普及啓発等を行うための施設を整備・維持管理するための費用である。 | 野生生物保護センター(絶滅危惧種の保全のための調査研究・普及啓発を行うための施設)、水鳥・湿地センター(世界的にも重要な湿地における水鳥類の保護・湿地の保全の推進を行うための施設、)及び世界遺産センター(世界遺産の価値や世界遺産地域の自然環境の普及啓発等を行うための施設)等の整備・維持管理。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_1_1 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 4135 | 環境省 | 18 | | 216 | | 希少野生動植物種生息地等保護区管理費 | | 生息地等保護区は、行為規制等によって国内希少野生動植物種の生息・生育環境を保全し、種の絶滅を回避することを目的としており、当事業に必要な種について新たな生息地等保護区の指定をしつつ、生息・生育環境の把握及び維持管理、施設の整備、普及啓発を行い、生息地等保護区を | 生息地等保護区の管理として、制札等の整備、違法捕獲等防止柵の設置、生息・生育状況調査や巡視を行い、新規の生息地等保護区の指定が必要な種について調査業務等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 4136 | 環境省 | 18 | | 217 | | 国指定鳥獣保護区対策費 | | 国際的又は全国的な鳥獣の保護の見地から特に重要な地域として指定されている国指定鳥獣保護区において、適切かつ質の高い鳥獣の保護を推進するとともに、国内にあるラムサール条約湿地候補地の登録推進を図ることを目的とする。 | ①国指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息環境の保全・維持、鳥獣の生息状況に関するモニタリング調査、新規指定予定箇所及び更新予定箇所における自然環境等の調査、利用者に対する案内看板の設置等を実施。<br>②ラムサール条約湿地登録候補地の情報収集、区域図作成等を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_1_5 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 4137 | 環境省 | 18 | | 218 | | 外来生物対策管理事業地方事務費 | | 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(以下、「外来生物法」という。)の実効性を確保し、侵略的な外来生物によるわが国の生態系等に係る被害を低減し、新たな被害の発生を封じ込める。このため、現場に近い地方出先機関において、①外来生物法関連業務に必要な事務処理を、正確かつ迅速に行うこと、②税関や警察等と連携しながら輸入規制や個体の引き取り処分等を円滑に実施し、侵略的な外来生物の我が国への侵入及び国内で | ①外来生物法に基づく申請・届出の審査、規制内容の申請者への周知及び防除の確認・認定の諸業務を実施するために適切な事務処理能力を有する派遣職員を雇用する。②水際(税関)において任意放棄された特定外来生物等の個体並びに警察及び地方公共団体から引き渡された特定外来生物の個体について、引き取り及び処分等を円滑ほか、輸入業者・旅行者や地域住民への普及啓発事業を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 4138 | 環境省 | 18 | | 219 | | 特定外来生物防除等推進事業 | | 優先度の高い特定外来生物等の防除事業の実施することにより、生態系を保全する。 | 生態系等への被害を防止するため、希少種の生息・生育地や国立公園など、我が国の生物多様性保全上特に重要な地域において定着が確認された特定外来生物、さらに、我が国で新たに定着が確認された、もしくは生息・生育地が限定的である侵略性の高い特定外来生物等について、防除を行う。<br>また、全国的に分布、定着し、広域で被害を発生させている特定外来生物について、各地の地方公共団体、民間団体及び地域住民が連携して効果的に防除を行えるよう、実施体制や防除手法の検討や、地域間の連携や情報共有体制を構築するための事業を行い、特定外来生物の防除が円 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 4139 | 環境省 | 18 | | 220 | | 野生生物専門員活用事業 | | 学位・経験を有する専門家を雇用し、生息域や飼育下での保護増殖事業、テレメトリーや観測衛星による生息状況調査、野生生物の保護活動の技術的指導等に従事させることなどにより、地方環境事務所の体制強化が図られ、国内希少野生動植物の保護施策を効果的・効率的に展開する。 | 保護増殖事業、生息状況調査等を促進する必要性が特に高い地区に野生生物専門家を環境省が雇用し、生息状況調査等を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | | 非該当 | |
| 4140 | 環境省 | 18 | | 221 | | 指定管理鳥獣捕獲等事業 | | 近年、ニホンジカやイノシシ等の鳥獣による自然生態系への影響、農林水産業等への被害が深刻化しており、積極的な捕獲による個体群管理が不可欠なため、ニホンジカとイノシシの個体数を35年度までに半減させることを当面の捕獲目標とする「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」を25年12月に取りまとめたところである。当該目標の達成に向けて、26年に鳥獣法を改正し、都道府県等が指定管理鳥獣(ニホンジカ、イノシシ)を捕獲する事業を創設し、当該事業について指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業により全国的な推進を図り、もって適正な指定管理鳥獣の管理を推進し、生物多様性の確保や農林水産業の健全な発展等に寄与するもので | 指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画を策定(又は策定しようとしている)し、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する都道府県に対して、<br>① 指定管理鳥獣捕獲等事業に係る実施計画の検討や策定<br>② 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施<br>等を行う場合、交付金を交付するものである。<br>交付率　定額、1／2以内等 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：－） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○非該当：－） | 競争的資金（該当：○非該当：－） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○非該当：－） | SBIR対象（該当：○非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4141 | 環境省 | 18 | | 222 | | 動物適正飼養推進・基盤強化事業 | | ・動物愛護週間中央行事や普及啓発ツールの作成等を実施することにより、動物の愛護と適正な飼養に係る国民意識の高揚を図る。また、飼養動物、動物取扱業等の実態等について継続的に調査及び評価を行うことにより、課題の着実な達成と更なる効果的な施策の展開につなげる。<br>・飼養者が犬猫の生態や必要な栄養素について理解し、適切な給餌が行われるよう普及啓発を図る。 | ・動物愛護週間において、関係団体と連携してシンポジウムや屋外イベントを開催し、適正飼養等に関する普及啓発を行うとともに、動物愛護管理功労者表彰等を実施。<br>・普及啓発のツールとして、動物の適正飼養等のパンフレットやポスター等を作成。<br>・飼養動物及び動物取扱業等の実態等について継続的かつ経年的に実態調査を行うとともに、自治体による犬猫の殺処分率の減少に向けた適正譲渡講習会を開催。<br>・自治体やNGO等の活動の実態や課題調査及び犬猫幼齢個体を親等から引き離す理想的な時期、マイクロチップの普及率向上に向けた調査を行う。<br>・環境省地方環境事務所等における動物愛護管理業務の推進。<br>・「人と動物が幸せに暮らす社会の実現プロジェクト」アクションプランを発表し、殺処分ゼロを目指した各対策を推進するためのモデル事業を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4142 | 環境省 | 18 | | 223 | | 飼養動物の安全・健康保持推進事業 | | 飼養者が犬猫の生態や必要な栄養素等について理解し、適切な給餌が行われるよう普及啓発を図る。犬猫以外の小動物のペットフードにも法の規制が必要かどうかの検討を行う。必要に応じて立入検査・報告徴収等の適切な実施や関係機関・団体等との連携体制の整備、一般飼養者や獣医師等からのペットフードの安全性に関する情報の収集・分析を行うこと等により、安全性の確保にかかる体制を検討する。 | 国民や動物取扱業者等に対してペットフード安全法の概要や飼養動物への適切な給餌方法等をまとめたパンフレットの改訂を行うとともに、普及啓発を行う。犬猫以外の動物のペットフードについて、その健康被害、一般飼養者の選定・給餌の実態及び安全・健康に留意すべき事項について情報を整理し、規制の必要性について検討する。関係行政機関、ペットフード関係団体、ペット栄養士、獣医師等と情報共有を図るための連絡会議を開催する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4143 | 環境省 | 18 | | 224 | | 動物収容・譲渡対策施設整備費補助 | | 「動物の愛護及び管理に関する法律」（昭和48年10月1日法律第105号）に基づく「基本指針」（平成18年10月31日環境省告示第140号）では、犬猫の引取り数の半減及び犬猫の殺処分数の減少を目標に掲げているが、一頭でも多くの犬及び猫を元の飼い主へ返還及び新しい飼い主へ譲渡する場を整備することによって、犬猫の収容日数が増えること、また譲渡希望者とのふれあいの機会を与えるなどにより譲渡が促進され、殺処分数の減少に寄与する。 | 都道府県・指定都市・中核市が所有者から引取り依頼等された犬猫を返還・譲渡に結びつけることを目的に、動物収容施設の新築・改築・改修及び譲渡のための専用スペースの設置（改修を含む）を行う費用を補助するもの。また、都道府県等が災害により被災した動物の収容・返還・譲渡を実施するための施設を設置するための費用を補助するもの。補助率：1／2（1件当たりの事業費の下限は1000万円（国費500万円）ただし、災害時に都道府県等が緊急に行う事業 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4144 | 環境省 | 18 | | 225 | | 動物愛護管理推進事業 | | 環境省の地方支分部局である地方環境事務所等において、地方公共団体、警察等の関係機関が協力し、逸走及び遺棄された危険な動物に適切に対応することで、一般市民への被害の発生を防止することを目的とする。 | 地方環境事務所等において、野外で逸走及び遺棄された危険な動物が発見された場合に、種の同定や取扱上の注意等を行うとともに、特定動物については、地方公共団体、警察等と連携して、一時保管等の処分を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4145 | 環境省 | 18 | | 226 | | エコツーリズム総合推進事業費 | | エコツーリズム推進法の基本理念（①自然環境への配慮、②観光振興への寄与、③地域振興への寄与、④環境教育への活用）を踏まえた地域におけるエコツーリズムの一層の推進を図る。 | ・エコツーリズムの普及・定着のため地域協議会等への技術的な助言や指導等を行う。<br>・エコツーリズムに関し、国民の理解を深めるため、先進事例の収集や広報活動等（エコツーリズム大賞、各種イベント・HPによる情報提供等）を行う。<br>・自然観光資源の保全及び地域活性化のため、エコツーリズム推進に伴う自然観光資源への影響調査や利用コントロール手法の検討及び関係省庁の施策と連携したモデル | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c2_3 | 2_b_1_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4146 | 環境省 | 18 | | 227 | | 温泉の保護及び安全・適正利用推進事業 | | 温泉法に基づき都道府県等が行う土地の掘削等の許可の判断基準等に関連する事項等を策定し、同法を適正に施行すること等により、同法の目的である温泉の保護、可燃性天然ガスによる災害の防止及び温泉の適正利用を推進する。また、温泉の効能などの見直しを必要に応じて実施し、温泉を魅力あるものにする。 | 温泉の賦存量等に関するデータや温泉の汲み上げによる温泉資源等への影響に関する科学的知見の一層の充実を図るための調査検討、温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害防止対策に関する事例集の作成、当省が策定した温泉利用施設における掲示の適正を図るための「温泉の禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準」及び「温泉の適応症決定基準」の周知等を行うものである。<br>温泉資源の保護を図りながらも将来世代に引き継ぐために、温泉の採取による温泉資源等への影響を調査する。また、温泉法に基づく掘削許可等の判断が科学的知見に基づいて行われるよう調査検討を行う。<br>温泉に付随する可燃性天然ガスについて、過去に爆発事故等が発生したことを踏まえ、可燃性天然ガスによる災害防止のため、可燃性天然ガスの発生・噴出について情報の収集及び検討を行う。<br>また「禁忌症及び入浴又は飲用上の注意決定基準等」に関して、適切な掲示、分析が温泉事業者等においてなされるよう周知等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_3_5 | 8_1_5 | | | | | | | 非該当 | |
| 4147 | 環境省 | 18 | | 228 | | 自然公園等事業費 | | 政府の重要課題である「自然と人間が共生する社会」の実現のため、国立公園等において自然環境の保全や消失・変容した自然生態系の再生を図るとともに、国立公園等の保護上及び利用上重要な事業（登山道、避難小屋、木道、植生復元施設、トイレ等の整備）並びに国民公園等の施設整備を実施し、維持管理を行うもの。 | わが国では、国を代表する優れた自然の風景地を、自然公園法に基づき国立公園に指定している。国立公園では、この優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるよう努めることが国の責務であり、国立公園の保護又は利用のための施設を整備・管理する公園事業は、原則として国が執行することとなっている。<br>本事業は、失われた自然環境の再生・修復、利用者による自然環境への影響を軽減するための整備、安全かつ適切な自然とのふれあいに必要な利用施設の整備を重点的に実施するとともに、施設の維持管理を行うものである。<br>また、国指定鳥獣保護区において、鳥獣の生息地の保護及び整備を行う保全事業を実施するとともに、国民公園等において適切な自然とのふれあいを推進するための整備及び維持管理を行うものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_1_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4148 | 環境省 | 18 | | 229 | | 自然公園等利用ふれあい推進事業 | | 自然とのふれあいの機会・情報の提供等により、自然環境保全に関する理解の深化、各種取り組みへの意欲の増進、適正利用の促進等を図る。 | 国立公園等において、重点推進期間等における自然とふれあい行事を実施するとともに、利用者指導等を行う自然公園指導員および自然解説等を行うパークボランティアの技術向上のための研修等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4149 | 環境省 | 18 | | 232 | | 化学物質環境リスク初期評価推進費 | | 環境媒体を経由した化学物質による人健康や生態系へのリスクについて、その初期評価（スクリーニング評価）を行い、環境リスクの高い物質を抽出し、必要な措置の実施を促すことにより、化学物質による人や水生生物への影響の発生を未然に防止する。この際、規制担当部局における要望や最新の知見等を踏まえつつ、優先的に評価すべき物質を合理的に絞り込むとともに、潜在的に環境リスクが高いおそれがあると指摘されている実態等が不明確な物質についても、評価手法を確立し、的確にリスク評価を行う。 | 潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質に関して、それぞれの大気、水質、土壌等の環境媒体を経由した環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（環境リスク）について、環境媒体を経由したばく露量と毒性を科学的な観点から定量的に検討を行った上で、両者の比較によるリスク初期評価（スクリーニング評価）を行う。また、この際、既存の知見が少ない物質等については、必要に応じ、生態毒性に係る試験を行う。 | 81,274 | 81,312 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 4150 | 環境省 | 18 | | 233 | | PRTR制度運用・データ活用事業 | | 化学物質排出把握管理促進法（化管法）に基づき、事業者が人の健康や生態系に有害なおそれのある化学物質の環境中への排出量及び事業所外への移動量（PRTRデータ）を把握し、その量を国に届けること、事業者から届け出られる量以外に環境に排出されていると見込まれる排出量を国が推計し、これらを国民に公表することによって、事業者による化学物質の自主的な管理の改善の促進と、環境保全上の支障の未然防止を図る。 | 化管法に基づく化学物質排出移動量届出制度（PRTR制度）を適切に運用するため、事業者が同法に基づいてPRTRデータを把握・届出することを支援するマニュアル等や、届け出られたデータの集計・公表を行うシステムの整備・改良等を行う。また、同法の対象となる化学物質の見直しに向けた科学的知見の収集や、同法に基づき国が実施する非点源排出源（家庭、自動車等）からの環境中への排出量の推計・公表、化学物質の排出削減に係る事業者の取組事例の収集・公表などを行う。なお、平成27年度は平成26年度把握分として届出されたデータの集計・公表を行った。 | 130,000 | 150,021 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_b4_1_1 | 3_b_1_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4151 | 環境省 | 18 | | 234 | | 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行経費 | | 2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議(WSSD)で合意された「化学物質が、人の健康と環境に及ぼす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との目標（WSSD2020年目標）の達成に向けて、平成21年（2009年）5月に改正された化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(化審法)に基づき、化学物質の製造・輸入・使用について必要な規制等を確実・適切に実施する。 | 化学物質の厳格・適正な審査や評価、これらの結果等に係る適切な情報提供、さらには審査・評価結果に基づき的確な対策が推進されるための基盤整備及び国際調和の推進といった視点から、以下の業務を行う。<br>【審査・評価・管理業務】<br>①化審法に基づき、新たに製造・輸入される新規化学物質の生態毒性等に係る事前審査を実施する（平成27年度は届出567件・343物質について審査を実施）。②平成21年改正法に基づき平成23年度より施行された、上市後化学物質のリスク評価等、化審法の運用を円滑に行うとともに、施行の中で明らかになった技術的課題の検討並びに必要な評価スキーム精緻化及び改善等を進める。③新たに規制される特定化学物質の中で環境影響の懸念が高い物質について、適切な管理をするため技術上の基準や追加的な措置等の検討を行う。<br>【化学物質情報業務】<br>平成21年改正時の国会附帯決議を踏まえ、化学物質に関する情報を一般に広く情報発信するための情報基盤システムを構築し、適宜情報の更新・追加等を行い、ウェブ上に公開して一般の利用に供することができるよう円滑に運用するとともに、化学物質に関連する情報を管理し発信する業務を行う。<br>【化学物質管理制度国際調和業務】<br>化学物質対策に係る国際整合や基準調和が重要な中、諸外国の化学物質対策に関する最新の動向を収集し、我 | 261,980 | 298,229 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | 4_c_1_1 | 2_c_7 | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：－) | 競争的資金(該当：○ 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4152 | 環境省 | 18 | | 235 | | 化学物質緊急安全点検調査費 | | 2002年の持続可能な開発に関する世界首脳会議（WSSD）で合意された「化学物質が、人の健康と環境に及ぼす著しい悪影響を最小化する方法で使用、生産されることを2020年までに達成する」との目標（WSSD2020年目標）に向けて、工業用化学物質の安全性を緊急的に点検し、国民の暮らしの安心の基盤となる化学物質対策を実施する。また、平成21年の化審法改正時の附則に基づき、改正法全面施行5年目（平成28年4月）の見直しに向けた所要の検討を行う。さらに、WSSD2020年目標のための国際戦略（SAICM）に重点分野として位置づけられた途上国の能力向上のための支援について、ベトナム及びインドネシアと環境大臣間で署名した環境協力の覚書に基づき現地での講習等を実施する。 | ①上市後化学物質のリスク評価の加速化等<br>既存の試験法では有害性評価が困難な物質（疎水性・難溶性等）について試験法の検討、複雑な組成からなる混合物（例：石油由来化合物、合成洗剤等）などの評価手法の検討、化学物質の地域別排出量データの整備等を実施することにより化審法に基づくスクリーニング評価・リスク評価を加速化する。平成24年に判明した有機顔料の製造工程で非意図的に副生する微量の有害物質（ポリ塩化ビフェニル（PCB））の事案について、PCB低減のための技術的な調査検討等を行い、適切な対策を実施する。<br><br>②化学物質審査等の規制改革の推進<br>平成21年の化審法改正時の附則で、法施行5年目（平成28年4月）の見直しが規定されていることから、化審法の施行状況を点検し、化学物質による人の健康及び生態系へのリスクの最小化による安全・安心の一層の確保に向けた具体的な措置を検討し、中央環境審議会等における審議に供する。その際、規制合理化や国際基準調和の推進による我が国事業者の競争力向上と、国民の安全・安心の確保のためのセーフティネット確立との両立を図る。<br><br>③アジア諸国の化学物質対策能力向上促進<br>WSSD等で途上国の化学物質対策能力向上に向けた支援の必要性が指摘されているところ、我が国とベトナム及びインドネシアの環境大臣間の覚書に基づき、実務者を現地に派遣して両国の行政官等を対象に講習を行い、化学物質の製造規制・排出規制を含めた政策パッケージについて我が国の知識・経験や手法を伝達し、両国の法制度・体制等の整備を支援することにより、国際的な化学物質対策の強化、対策手法・枠組みの国際調和を進める。 | 223,196 | 223,196 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | 1_b_2_2 | 5_a2_1 | | | | | | 該当 | |
| 4153 | 環境省 | 18 | | 236 | | 国際分担金等経費 | | 地球環境保全に関する国際的貢献と連携の確保に資すること。 | 1．POPs条約拠出金<br>国際的協力の下でPOPs（残留性有機汚染物質）による環境リスクの削減を図るため、POPs条約（残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約）の諸事項を審議、決議する場であるPOPs条約締約国会議の開催等に係る経費の一部を分担率に応じて拠出する。<br>2．OECD分担金<br>化学物質による悪影響から人及び環境を保護するとともに、各国の化学物質規制の体制整備・国際協調を進めることを目標とした、OECD（経済協力開発機構）の環境保健安全プログラムの重要性に鑑み、本プログラムの下で行われている活動に係る分担金の一部を分担率に応じて負担する。<br>3．水銀に関する水俣条約拠出金（平成28年度より）<br>国際的協力の下、水銀による環境リスクの削減を図るため、水俣条約の諸事項を審議、決議する水俣条約締約国会議等の各種会議開催経費等について、分担率に応じて負担する。また、我が国が引き続き水銀対策先進国としての立場を活かして国際的なルール作りを主導し、条約の着実 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_5_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4154 | 環境省 | 18 | | 237 | | POPs（残留性有機汚染物質）条約対応関係事業 | | 難分解性、高蓄積性等の性質を持つPCB、DDT等の残留性有機汚染物質（POPs）による地球規模の汚染を防止し、POPsによる環境リスクの低減を図るために制定された「残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約（POPs条約）」を遵守するべく、取組を進める。 | POPs条約対象物質における我が国の汚染実態を経年的に把握するため、日本各地の多媒体（水質、底質、大気、生物）を対象に調査を実施する。<br>また、各国からPOPs条約への新規対象物質の候補として提案された物質について、詳細な情報収集に基づいて条約の対象とすることの妥当性を検討する。<br>さらに、我が国への主なPOPs流入経路と考えられている東アジア地域におけるモニタリングを実施する。 | 184,988 | 196,275 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | 1_b_3_5 | | | | | | | 該当 | |
| 4155 | 環境省 | 18 | | 238 | | 化学物質国際対応政策強化事業費 | | 化学物質の適切な管理は国際的な課題として認識され、UNEP（国連環境計画）、OECD（経済協力開発機構）等の国際機関において、化学物質の環境安全性確保に関する活動が活発に行われているところであり、適切な化学物質管理に関する国際動向を把握するとともに国内の対応について検討することを目的とする。 | 1．化学物質国際動向対応業務<br>・我が国は「2020年までに化学物質の製造と使用による人の健康や環境への悪影響の最小化を目指す」こと（2002年合意）を目標とする、国際的な戦略・行動計画であるSAICM(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ）（2006年の第1回国際化学物質管理会議で採択）の国内実施計画を平成24年に策定した。「化学物質と環境に関する政策対話」等での議論を踏まえながら、本計画に基づき、関係省庁が連携して、包括的な化学物質対策の確立と推進に向けて引き続き取組を進めていく。<br>・化学物質管理に関してOECD等において開催される会合や実施されているプログラム等の検討状況及びそれに対する諸外国の対応を調査し、我が国として必要な対応を検討する。<br>2．化学物質の有害性分類・ラベル調査及びラベル情報の提供<br>GHS（化学品の分類及び表示に関する世界調和システム） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4156 | 環境省 | 18 | | 239 | | 茨城県神栖市における有機ヒ素化合物汚染等への緊急対応策 | | 茨城県神栖市において、旧軍の化学兵器に使用された物質の原料であるジフェニルアルシン酸（以下、DPAAという。）による環境汚染に起因すると考えられる健康被害が生じており、閣議了解に基づき、対象者に健康診査や健康管理調査等を実施し、発症のメカニズム、治療法等を含めた症候及び病態の解明を図り、その健康不安を解消する。<br>また、閣議決定に基づき環境調査等を実施し、旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図る。 | 上記の目的を達成するため、主に次の5つの事業及び研究調査を行っている。<br>①対象者に健康診査、医療費等の支給及び健康管理調査等を実施する緊急措置事業<br>②DPAAの健康影響に関する調査研究<br>③神栖市の地下水汚染状況の定期的なモニタリング<br>④旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るため、情報の確実性の高い事案（A事案）地域で実施する環境調査等<br>⑤毒ガス情報センターによる情報収集と精査及び広報活動 | 246,771 | 283,628 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_2 | 1_a_1 | 4_c_1_1 | 1_b_3_5 | | | | | 該当 | |
| 4157 | 環境省 | 18 | | 240 | | 公害健康被害補償基本統計調査 | | 昭和63年度に公健法第一種指定地域が解除されたが、それ以前に認定を受けた認定患者への補償は継続されてきた。<br>認定患者数及び補償費用等の変動推移を集計し更新整理することにより、認定患者数及び補償費用の将来推計を行う。このデータを次年度の補償給付額推定、賦課金所要額の算定根拠とし、公害健康被害補償制度の確実で円滑な遂行を図る。 | 旧第一種指定地域39県市区から、1ヶ月ごとに認定患者の認定更新、認定事項の変動、補償給付額、公害医療機関の異動、認定に関する異議申立等について報告を受け、内容のエラーチェックを行った後に集計、全体のデータを把握して月報として整理する。これにより得られる年間のデータを基に将来推計を行い、次年度の補償給付額及び賦課金徴収必要額の算定根拠とする。<br>県市区からの上記報告データは環境省が提供するシステムソフトにより電子ファイルとして作成され、それらを環境省がデータベース化している。これらに係るデータの追加・更新等データエントリ作業、システムの運用・保守・サポート及び | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_c_1_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4158 | 環境省 | 18 | | 241 | | 環境保健サーベイランス調査費<br>（健康影響等調査） | | 地域人口集団の健康状態と大気汚染との関係を毎年、継続的に観察し、何らかの傾向が認められる場合には、その原因を考察し、大気汚染との関係が認められる際には、必要な措置を講ずる。また、局地的大気汚染を考慮するための大気汚染濃度推計モデルの構築及びPM2.5の背景濃度の推計等を行いその適用の可能性を検討する。 | 3歳児及び6歳児を対象とした健康調査を実施し、対象者別背景濃度の推計をした上で3歳児及び6歳児の健康調査で得られたデータと組み合わせて集計・解析し、大気汚染と健康影響の関連を評価する。また、大気汚染濃度推計モデルの構築及びPM2.5を本調査へ追加することの検討を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4159 | 環境省 | 18 | | 242 | | 公害健康被害補償給付支給事務費交付金 | | 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。）の影響による健康被害に係る損害を填補するための補償を行うことにより、健康被害に係る被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ること。 | 公害健康被害の補償等に関する法律又は同法に基づく命令の規定により、都道府県知事又は同法第4条第3項の政令で定める市（公害健康被害補償法施行令の一部を改正する政令（昭和62年政令第368号）による改正前の公害健康被害補償法施行令第3条に規定する市を含む。）の長が行う公害健康被害認定審査会運営経費など、事務の処理に要する費用の1/2に相当する金額を交付する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4160 | 環境省 | 18 | | 243 | | 公害保健福祉事業助成費 | | 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気の汚染又は水質の汚濁（水底の底質が悪化することを含む。）の影響による健康被害者の福祉に必要な事業を行うことにより、被害者の迅速かつ公正な保護及び健康の確保を図ること。 | 公害健康被害の補償等に関する法律第46条第2項の規定に基づき、都道府県知事等が環境大臣の承認を受けて行う次に掲げる事業に対し、独立行政法人環境再生保全機構が納付金を納付する事業を交付の対象とし、補助するものである。独立行政法人環境再生保全機構に対して、都道府県知事等に納付する納付金の1／3に相当する金額を補助する。<br>（1）リハビリテーション事業、（2）転地療養事業、（3）療養用具支給事業、（4）家庭療養指導事業、（5）インフルエンザ予 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4161 | 環境省 | 18 | | 244 | | 公害健康被害補償基礎調査費 | | 公害診療報酬の不正請求の未然防止を含め、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図るため、公害診療報酬明細書を点検することによって、各自治体での審査状況について把握等を行うとともに、認定審査及び診療報酬審査における判断困難事例について収集、整理、評価し基礎的な知見を得る。 | 公健法旧第一種指定地域を管轄するすべての県市区より借用した公害診療報酬明細書について、診療項目を点検しつつ、電子媒体に入力・集計し、各県市区ごとの点数、金額等の診療状況を把握することにより、公害健康被害補償制度の円滑な実施運営を図るための基礎資料を得る。<br>認定審査及び診療報酬審査における判断困難事例について、専門家からなる研究班で評価し、審査及び診療報酬審査での判断の参考根拠となる知見を得る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:〇 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:〇 非該当:－) | 競争的資金(該当:〇 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:〇 非該当:－) | SBIR対象(該当:〇 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4162 | 環境省 | 18 | | 245 | | 自立支援型公害健康被害予防事業推進費 | | 大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防や健康回復を行うための事業の支援を行い、もって地域住民の健康の確保を図ることを目的とする。 | 公害健康被害予防事業のうち、ぜん息等の患者が日常生活の中において自立的にぜん息等の発症予防や健康回復を行うことを支援するための事業であり、旧公害指定地域(41市区)を中心とした46市区の地域住民を対象に、次のような事業を実施する自治体に助成する独立行政法人環境再生保全機構に対して補助を実施。<br>(1) ぜん息患者に対する医師・保健師等による個別相談、家庭訪問相談等<br>(2) ぜん息患者が発作に対処するための自己管理指導<br>(3) ネブライザー(ぜん息薬吸入器)の貸与、ぜん息に関する医療機器の整備<br>補助率:定額 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4163 | 環境省 | 18 | | 246 | | 自動車重量税財源公害健康被害補償に係る納付金財源交付 | | 事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる著しい大気汚染の影響による健康被害に係る損失を補填するための補償及び被害者の福祉に必要な事業を行うことにより健康被害に係る被害者の迅速かつ公平な保護及び健康の確保を図る。 | 公害健康被害の補償等に関する法律(公健法)に基づく補償給付及び公害健康福祉事業に要する費用に充てるため(独)環境再生保全機構が旧第1種指定地域の自治体に納付する納付金のうち、大気汚染の原因である物質を排出する自動車に係る分(国負担分の2割相当)として当該年度の自動車重量税の収入見込額の一部に相当する金額を交付するもの。(交付率:定額)<br>なお、国負担分のうち8割相当は(独)環境再生保全機構が、公健法に基づく汚染負荷量賦課金としてばい煙発生施 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4164 | 環境省 | 18 | | 247 | | 水俣病総合対策関係経費 | | 水俣病被害者(過去に通常起こり得る程度を超えるメチル水銀のばく露を受けた可能性がある者で、水俣病にも見られる一定の症状を有すると認められる者)に対する医療費・手当等を支給し、また、すべての水俣病被害者が安心して暮らしていける環境づくり、もやい直し(地域社会の絆の修復)の推進、水俣病のような問題を二度と引き起こさないための教訓の伝達・継承に資する。 | 水俣病被害者に対して、療養費・療養手当等を支給し、水俣病発生地域における健康上の問題の軽減・解消を図る総合対策医療事業等を実施するとともに、すべての水俣病被害者が地域社会の中で安心して暮らしていけるようにするため、水俣病被害者等の高齢化に対応した医療と地域福祉を連携させる取組を進めるほか、水俣病発生地域の再生・融和(もやい直し)の施策を推進する。また、水俣病のような問題を二度と起こさないためにも、水俣病の経験及び教訓を引き続き国内外に発信するためにセミナーを実施する。<br>【補助率:1/2、8/10、定額】 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_2 | 3_b_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 4165 | 環境省 | 18 | | 248 | | 水俣病対策地方償還費 | | 熊本県が、水俣湾公害防止事業費のうちチッソ株式会社の負担金に係る地方債(ヘドロ立替債)、水俣病患者への補償に係る地方債(患者県債)の元利償還に支障をきたさぬよう当該元利償還費の一部を補助することにより、水俣病対策の推進を図ることを目的とする。 | 熊本県が、ヘドロ立替債、患者県債の元利償還に支障をきたさぬよう、平成23年12月26日チッソ株式会社に対する支援措置に関する連絡会議申合せ「『平成12年度以降におけるチッソ株式会社に対する支援措置について』(平成12年2月8日閣議了解)の実施について」で決定された算定式により、チッソ株式会社が返済することが可能な範囲について求め、当該県債の元利償還のうちチッソ株式会社に対する支払猶予等相当額の4／5を国が補助する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4166 | 環境省 | 18 | | 249 | | 「環境首都水俣」創造事業 | | 水俣病が発生して半世紀以上にわたり、地域経済の疲弊や地域社会の軋轢など深刻な影響が及んだ水俣病発生地域において、水俣病問題の解決のため、地域社会の絆の修復、地域の再生・融和、地域の振興・雇用確保に関する取組の加速化を行うための事業について支援する。 | 水俣病関連施設、環境に対する高い市民意識や蓄積された環境産業技術、美しい自然など地域の有形無形の環境資源を発展的に活用し、「環境負荷を少なくしつつ、経済発展する新しい形の地域づくり」(「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」平成22年4月閣議決定)を目指した事業を行う。<br>具体的には、低炭素化など地域の環境価値の向上による競争力の強化、環境ブランドの向上を通じて活性化を図る事業、不知火海沿岸の低炭素型観光の振興等を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4167 | 環境省 | 18 | | 250 | | 石綿問題への緊急対応に必要な経費 | | 石綿健康被害救済事業を実施するために必要な交付金を交付するとともに、石綿健康健康被害救済制度等に関する各種調査を実施することにより、石綿による健康被害の迅速な救済を図ることを目的とする。 | 石綿による健康被害の救済に関する法律(平成18年法律第4号。以下「石綿救済法」という。)に基づき、患者の認定及び救済給付を実施する(独)環境再生保全機構への必要な交付金を交付するとともに、石綿健康被害救済制度に関する海外動向調査、健康管理に係る調査、被認定患者に関する医学的所見等の解析調査等を実施することにより、石綿による健康被害に関する知見を収集するもの。 | 259,380 | 276,841 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 8_5_2 | 1_c_2_2 | | | | | | | 該当 | |
| 4168 | 環境省 | 18 | | 251 | | 環境中の多様な因子による健康影響に関する基礎調査費 | | 黄砂の健康影響に関して疫学調査及び情報収集を行い、行政として対応の必要性の有無を検討するとともに、現在国民の5～6人に1人が罹患するとも言われる花粉症について、花粉の飛散の仕方についての科学的な解明を行った上で、花粉飛散の予測情報をできるだけ早期かつ正確に国民に広く提供する。 | 1. 黄砂について<br>黄砂による健康影響についての国内外の知見の収集を行うとともに、これまでの疫学調査等の結果を取りまとめる。<br>2. 花粉症について<br>スギ雄花の着花量調査等を行い、民間や自治体における花粉飛散量等の予測精度向上に資する情報を提供する。 | 22,086 | 20,871 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | 1_c_2_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4169 | 環境省 | 18 | | 252 | | 国等におけるグリーン購入推進等経費 | | 本事業は、グリーン購入法に基づき、再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料や物品(以下、「環境物品等」という。)について、国等の公的部門における調達を推進することや、環境物品等に関する情報を提供することを通じて、環境物品等への需要の転換を促進し、環境負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築することを目的とする。 | 一般競争入札(総合評価落札方式)により請負者を募集し、以下の内容を実施。<br>・特定調達品目及びその判断の基準の検討に係る業務(提案募集の整理、検討会の運営補助、基本方針案作成、調達者の手引き作成)<br>・閣議決定された基本方針・改定内容を中心とした地方ブロック説明会及び関係省庁連絡会議の運営補助<br>・グリーン購入に関する取組事例の収集及びその優良事例をまとめたマニュアルの作成<br>・グリーン購入にかかる地方公共団体への業務支援<br>・環境表示の信頼性の確保に向けた取組に係る調査、環境ラベル等データベースの管理・運営など | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4170 | 環境省 | 18 | | 253 | | 製品対策推進経費 | | 国際市場において環境配慮型製品の流通を広めていくため、日本と各国の環境ラベルの相互認証や基準の調和等を推進することによって、国際的な市場のグリーン化に貢献する。国内においては、国等の機関が調達する特定調達物品の信頼性を確保するために適切な環境表示を担保するとともに、環境ラベル等の環境情報を事業者や消費者に提供することによって、環境配慮型製品等への需要の転換を促 | 一般競争入札(総合評価落札方式)により請負者を公募し、環境配慮製品等の国際展開を促進するため、以下の内容を実施。<br>・各国間の環境ラベル相互認証状況や海外環境ラベル取得手続き及び、審査プロセスに関する調査。<br>・公共調達及び環境ラベル制度の国際的動向調査や、日本のグリーン公共調達と、海外のグリーン公共調達や環境ラ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4171 | 環境省 | 18 | | 254 | | 国等における環境配慮契約等推進経費 | | 国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約を推進することにより、公的機関における温室効果ガス等の排出の削減に寄与する。 | 一般競争入札(総合評価落札方式)により請負者を公募し、以下の内容を実施。<br>・法施行後、毎年度行われている基本方針の改定に係る業務(検討会の開催・運営補助)<br>・法・基本方針の普及に係る業務(説明会開催やデータベース作成)<br>・国等における環境配慮契約の実績のとりまとめ、分析等の業務 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4172 | 環境省 | 18 | | 255 | | 税制全体のグリーン化推進検討経費 | | エネルギー課税、車体課税等の環境関連税制による環境効果、経済影響等に関する調査・分析や諸外国における税制のグリーン化の動向等に関する調査を実施し、環境面からの我が国の税制のあるべき姿及びその推進方策について総合的かつ体系的な検討を行うことにより、税制全体の | ・地球温暖化対策のための税の導入による環境効果等の分析<br>・車体課税のグリーン化による環境効果等の分析<br>・更なる税制全体のグリーン化の推進に向けた総合的・体系的検討 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4173 | 環境省 | 18 | | 256 | | 企業行動推進経費 | | 環境マネジメントシステム、環境報告書等の企業が自ら行う事業活動の把握、公表等の取組を通じ、自主的・積極的に環境配慮の取組を進める企業が高く評価される社会システムが構築され、環境と経済の好循環を実現し、もって企業の自主的な取組によって企業の事業活動に伴う環境負荷が低減されることを目的とする。 | Ⅰ.中小企業による環境経営の普及促進事業<br>①環境マネジメントシステム等の環境への取組状況に関する事業者の動向調査(環境にやさしい企業行動調査)。<br>②我が国の中小企業の環境経営の普及を目的に、エコアクション21の認知向上と普及促進、業種別ガイドライン3業種の改定を実施。<br>Ⅱ.グリーン経済における情報開示基盤の整備事業(企業の環境報告、環境会計の普及促進に関する事業)<br>①環境報告書の開示動向の調査や環境報告に係るガイドライン等の改定の実施。<br>②環境報告書の表彰制度(環境コミュニケーション大賞)を実施し、企業の積極的な情報開示を支援。<br>Ⅲ.金融のグリーン化推進事業<br>①持続可能な社会の形成に向けた金融行動原則の活用充実、②機関投資家によるESG投資等の普及促進、③環境投融資促進のための市場拡大支援を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | 3_c2_3 | | | | | | | 非該当 | |
| 4174 | 環境省 | 18 | | 257 | | 公害防止計画策定経費 | | 公害防止対策事業計画策定地域について、各年度の計画の実施状況を把握する等により、公害防止計画制度の効果的運用を図る。 | 公害防止対策事業計画策定地域について、各年度の公害防止対策事業計画の実施状況を把握するため、環境質、公害防止対策事業の事業量、事業費等に関して、環境質の改善状況や公害防止対策事業の進捗状況の現況調査等を行う。また、都道府県知事からの公害防止対策事業計画の同意協議(計画の変更に係る協議を含む。)がなされた際に、同意の判断に必要な公害の状況等に関する現地調査等を | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4175 | 環境省 | 18 | | 258 | | 地球環境パートナーシッププラザ運営 | | 地球環境パートナーシッププラザ及び環境パートナーシップオフィスの拠点として、内外のパートナーシップでの取組の進展に応じ、NGO、企業等各主体間のネットワークの構築、情報や意見の交換の場づくりを行うことにより、パートナーシップの形成・発展を促す。 | パートナーシップ促進のための重要な課題について、セミナー・ワークショップの開催、関係団体と協力した調査・普及活動の実施、報告書の収集・整理・提供等を実施し、併せて施設の運営やサービスの提供などを行い、全国でのパートナーシップ形成を促す。また、関東環境パートナーシップオフィスとして、関東地域におけるパートナーシップ促進のた | 71,947 | 70,717 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 3_b_1_1 | 5_b4_1_1 | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○非該当：－) | 競争的資金(該当：○非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○非該当：－） | SBIR対象（該当：○非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4176 | 環境省 | 18 | | 259 | | 地方環境パートナーシップ推進事業 | | 全国7箇所に設置した地方環境パートナーシップオフィスにおいて地方環境事務所と各地の民間団体、企業、自治体などが協働してパートナーシップ促進のための事業を展開する。 | 地域内の環境NPOや企業の環境保全活動等に関する情報の収集・提供、行政・企業・NPOの間の交流等を促す場づくり等、各地域でのパートナーシップ促進の基盤づくりを図る。また、環境政策に関するNPOや企業との意見交換会を各地域で実施するとともに、各地方環境パートナーシップオフィスのネットワーク化、それに基づく協働事業を推進する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4177 | 環境省 | 18 | | 260 | | 国連大学拠出金 | | 「国連持続可能な開発のための教育(ESD)の10年」の後継プログラムである「ESDに関するグローバル・アクション・プログラム（GAP）」を実行するため、国連大学サステイナビリティ高等研究所と連携して、世界各地のESDをつなぎ、促進していく。（ESDとは、持続可能な社会の実現を目指し、一人ひとりが世界の人間や将来世代、また、環境との関係性の中で生きていることを認識し、よりよい社会づくりに参画するための力を育むため、環境を始めとして、人権、福祉、地域経済再生などの課題に取り組む学習や活動を指す） | ①持続可能な開発のための教育に関する世界各地の地域拠点づくり：世界各地において、ESDに関わる学校、行政、企業、NPO等が互いに連携・協働する「持続可能な開発のための教育に関する地域拠点（RCE）」づくりのため、助言等を行うとともに、ユネスコが主導する国際的な第三者委員会の審査を経て、基準を満たした地域について国連大学が認定を行う。<br>②持続可能な開発に関するアジア太平洋地域における大学院レベルでの連携の強化「アジア環境大学院ネットワーク（ProSPER.Net（プロスパーネット））」：高等教育機関におけるESD活動を強化することを目的として、アジア太平洋地域における大学院レベルの持続可能な開発に関する教育と研究を推進するための大学院のネットワークづくりを進めている。参加機関間で共通に活用できるモデルプログラムの開 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 5_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4178 | 環境省 | 18 | | 261 | | 環境教育強化総合対策事業 | | 持続可能な社会を実現するためには、国民一人ひとりが環境への関心と理解を深め、社会全体でライフスタイルや社会経済活動を環境負荷の少ないものに転換していく必要があり、環境保全活動の促進や、環境教育の推進を図る必要がある。<br>また、平成14年に我が国が提案し、国連で決議された「国連持続可能な開発のための教育（以下、ESD）の10年」については、関係省庁で連携して推進してきたところであり、最終年となる平成26年に日本で開催された、「ESDに関するユネスコ世界会議」において「あいち・なごや宣言」等の採択により、今後もESDに取り組んでいくことが確認されたことから、国際的なイニシアティブを取ってきた我が国は、引き続きESDの要素を取り入れた環境教育をはじめとした様々な施策を通じて世界のESDの推進を主導していく必要がある。<br>さらに、平成23年6月8日に議員立法により「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下、環境教育等促進法）が成立し、国は学校や地域等における環境教育の充実や環境教育を推進する仕組みの強化等を図ることが求められているほか、平成24年4月に閣議決定された「第四次環境基本計画」、同6月に閣議決定された「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」、同6月に開催された「リオ | 学校を含めた地域等において、ESD活動への直接的・間接的な参画の促進を図り、その活性化に努めることで持続可能な社会づくり基盤形成を行う。また、各地域の特徴を生かした小中学校生向けの環境教育プログラムを作成し、全国で教職員・NPO・事業者等が集うワークショップを通じて環境教育プログラムの共有やNPO等による環境教育プログラムの実証等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4179 | 環境省 | 18 | | 262 | | 地域活性化に向けた協働取組の加速化事業 | | 地域における課題解決や地域活性化の上で重要な役割を果たしているNPOの活動、ソーシャルサービス等を人材、資金、信頼性向上の点から支援するため、中間支援組織の体制強化や地域における協力・連携体制の整備等を促進する。 | 地域ごとに、行政、企業、NPO等の民間団体等の多様な主体が公平な役割分担の下で相互に協力・連携した協働取組を全国各地で展開することにより、地域の中間支援組織や様々な主体による協力・連携体制の整備・強化を図り、地域による課題解決能力等の地域力向上による地域活性化を | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4180 | 環境省 | 18 | | 263 | | 「国連ESDの10年」後の環境教育推進費 | | 我が国の提案により開始した「国連ESDの10年」の成果を踏まえ、ESDを地域でより一層推進するために担い手となる人材の育成、ネットワークの構築を行う。 | 環境、職場、地域等のあらゆる場において、ESDの視点を取り入れた人材育成が推進されるよう、各主体毎に推進役となり得る人材を育成する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4181 | 環境省 | 18 | | 264 | | 環境行政年次報告書作成等経費 | | 環境基本法第12条の規定に基づき、環境行政年次報告書（以下「環境白書」という。）を作成し、毎年国会報告を行うこととされている。本事業は、毎年環境白書を作成し、国会への報告を確実に行うこと及び環境白書の内容の普及啓発を進め、国民の環境保全意識の向上と自主的かつ積極的な取組を促進すること等を目的としている。 | 環境白書の作成に必要となる情報を収集し、環境白書（Web版データを含む）を作成するとともに、普及啓発のため、こども環境白書（以下「こども白書」という）の作成及び小学校等への配布、環境白書の英訳版（以下「英語版白書」という。）の作成及び国際会議や各国大使館等への配布を行う。また、環境問題に関心を持つ契機にするとともに、環境白書の普及啓発につなげるため、環境白書の表紙絵を学 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_b_4 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4182 | 環境省 | 18 | | 265 | | 環境保全経費見積調整費 | | 環境保全経費の見積り方針の調整及び取りまとめにおいて、環境基本計画を踏まえ、環境保全に係る施策が政府全体として効率的、効果的に展開されることを目指す。 | 環境省は環境省設置法第4条第3号に基づき環境保全経費の見積り方針の調整を行うこととされており、その結果を資料に取りまとめ、国会等に説明している。環境保全経費の見積り方針の調整は、平成24年4月27日に閣議決定された第4次環境基本計画を踏まえて実施する。<br>関係府省からは、環境に関する多岐の分野にわたる莫大な予算関連のデータが環境省に送付される。これらのデータを効率良く集計・解析するシステムを構築し、これを用いて環境保全経費の見積りの方針を踏まえた各省の予算を取りまとめる。さらに、国会等に説明するための印刷製本を行い、国会に報告を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4183 | 環境省 | 18 | | 266 | | 環境統計・環境情報の総合的な整備推進費 | | 統計法第4条に基づく「公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）」では、「環境に関する統計の整備」として、精度の高い環境分野分析用産業連関表（以下「環境IO」という。）の作成が求められている。これを受け、経済活動と環境負荷との間にどのような関係があるのかを定量的に明らかにすること等を目的として、環境IOを作成し、公表する。また、環境情報戦略（平成21年策定）の基本的方針の実現に向けて、環境情報等のアクセス等を促進し、情報を分かりやすい形で容易に入手できる「利用者ニーズ」に対応することを目的とし、様々な環境情報を取り扱うために必要となる環境データについて、標準的な | 平成25年度から平成26年度にかけて作成した平成23年版環境IOの作成要領を基に、平成27年6月に公表された平成23年版産業連関表及び各種一次統計調査の調査表情報を用いて、平成23年版環境IOの作成を進める。また、環境情報の標準的フォーマットの整備に関する課題等について整理・分析を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4184 | 環境省 | 18 | | 267 | | 環境基本計画推進事業費 | | 環境の状況、取組の状況等を総体的に表す指標を検討すること等を通して、中央環境審議会総合政策部会における環境基本計画を見直しの議論に資することを目的とする。また、社会経済及び環境の状況等の詳細な分析を通じて、今後の環境政策の基本的な方向性を検討し、第五次環境基本計画の骨格の議論に必要な資料を作成する。 | （1）平成25年度から実施している中央環境審議会総合政策部会における第四次環境基本計画の進捗状況等の点検に関し、第四次環境基本計画第3部第4節に基づき総合的環境指標を活用するため、学識経験者を含む専門家で構成する検討会を開催し、環境政策の進捗を把握するための指標や総合的環境指標の充実化の方法について調査・検討するとともに、各主体の意識・取組状況の把握を行い、それらの結果を中央環境審議会総合政策部会に資料として提出する。また、点検結果の閣議報告のため、冊子の作成（印刷・製本）を行う。<br><br>（2）第四次環境基本計画では、策定後5年程度が経過した時点（平成29年）を目途に計画内容の見直し作業を開始する旨定められており、第五次環境基本計画の策定に向けて、平成28年度から、国内外の環境・経済・社会の幅広い情 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4185 | 環境省 | 18 | | 268 | | 持続可能な社会のためのグッドライフ総合推進事業 | | 環境基本計画が目標として掲げる「低炭素・循環・自然共生」を統合的に達成する持続可能な社会の実現に向けた取組を更に加速化するため、各地域で実践されている持続可能な社会を目指した取組を募集・表彰し、優秀な取組を広く社会に発信していくことで、持続可能な社会の実現に向けた新たなライフスタイルの構築及びその波及を目指す。 | 環境基本計画に示す持続可能な社会の実現を目指し、「環境や社会に良い暮らし」やこれを支える取組を募集・表彰する「グッドライフアワード」（平成25年度から実施）を引き続き実施するとともに、ホームページ等を通じて、情報を広く社会に発信する。<br>また、「低炭素・循環・自然共生」を統合的に達成する持続可能な社会の実現に向けたライフスタイルの実証・検証等のため、グッドライフアワードの受賞取組の現地に赴き、取組状況についての調査を行うとともに、ホームページ等を通 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4186 | 環境省 | 18 | | 269 | | 環境影響評価制度高度化経費 | | 平成25年4月にその改正法が完全施行された環境影響評価法の適正な施行のため、新制度の円滑な実施に向けた課題の検討等を実施する。さらに、インターネットの活用や研修の開催等により、情報提供の場を整備する。これにより、国民、事業者、行政担当者など環境アセスメントに携わる多くの主体が様々な情報に容易にアクセスし、有効に利用することができるようになる。また、改正法の国会審議や附帯決議等において今後の課題とされた、より上位（政策・計画段階）の戦略的環境アセスメント（SEA）制度の導入等 | 改正法の完全施行等の最近の動きを踏まえ、その円滑かつ効果的な施行のために必要な事項について調査・検討を行うとともに、環境影響評価制度の周知徹底を図るための説明会等の充実を図る。また、とりわけ改正法の施行により新設された配慮書手続・報告書手続についての情報を多くの主体が有効に活用できるよう、「環境影響評価情報支援ネットワーク」において関連情報の整備を行う。さらに、本改正で導入された位置・規模等の検討段階より上位の段階（政策・計画段階）を対象としたSEAの導入可能性等につい | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4187 | 環境省 | 18 | | 270 | | 環境アセスメント技術調査費 | | 環境影響評価法に基づく環境影響評価では、事業者自らが、生物多様性保全や温暖化防止など一層多様化、複雑化する環境保全上の課題に対応した環境影響評価を行う必要がある。このため、事業者における適切な環境影響評価の実施が確保されるよう、調査・予測・評価や環境保全措置等の技術的手法を開発し、その成果を普及するもの。このことにより、より環境の保全に配慮した事業の実施が図られる。 | 評価技術の開発等が必要な分野毎あるいは環境要素毎に、調査・予測・評価、環境保全措置等について、国内外の最新の技術的知見や事例等を収集・整理し、有識者へのヒアリングや研究会の開催等により専門的な知見を加えながら、技術手法の開発及び改良を行う。その成果として、事業者やコンサルタント、地方公共団体の審査担当者などを対象として、技術ガイド等を作成し、環境影響評価を適切に実施するための指針として活用する。 | 38 | 36 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_6 | 2_b_2_3 | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4188 | 環境省 | 18 | | 271 | | 環境影響評価制度合理化・最適化経費 | | 環境影響評価制度全体の合理化・最適化のための検討を行うとともに、我が国において国際影響評価学会が開催される機会を契機に、アジア地域に軸足を置き、日本が環境影響評価法制度の施行において長年培ってきた経験、技術をアジアに展開するための連携基盤の形成を推進することで、日本が実現してきた環境保全と経済成長の両立に積極的に協力・貢献する。 | 環境影響評価の適切な合理化の在り方について検討を行うとともに、近年事業・計画が増加している小規模火力発電所等、環境影響評価の観点から対象事業となる必要があるか検討が必要な事業について、知見を収集・整理する。また、アジア各国における環境アセスメントの制度設計や運用実態について情報収集を行うとともに、各国が抱える課題、我が国の経験を共有するための対話の場を設置し、各国の課題解決及び我が国の技術の国際展開に貢献する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4189 | 環境省 | 18 | | 272 | | 地方環境事務所における環境影響評価審査体制強化費 | | 環境影響審査を行う際に、地域の特性を踏まえた適切な環境影響評価が確実に実施されるように、地方環境事務所において、環境大臣意見形成の基礎となる情報収集、現地調査等を実施できる審査体制の強化を図る。 | 地域特性を踏まえた環境影響評価審査ガイドラインの作成や現地調査により、適切な環境影響審査を行う。また、環境影響評価手続終了後のフォローアップを進めるため、事後調査報告書の収集等を行う。このほか、地方環境事務所における環境影響評価関連業務の補佐役として、環境影響評価業務に携わったことのある民間調査会社経験者等の地域の環境情報に詳しい者を雇用し、環境影響評価の審査に係る情報の収集・整理等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_5_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4190 | 環境省 | 18 | | 273 | | 環境影響評価審査体制強化費 | | 環境影響評価法の改正により、計画段階配慮書手続及び事後調査結果の報告・公表義務づけ等が盛り込まれ、また、新たに風力発電事業が環境影響評価の対象となったことから、審査業務等が大幅に増加している。環境省として改正法の施行及び円滑な審査を行うために、審査体制の強化を図る。 | 配慮書段階、準備書又は評価書段階及び事後調査の報告段階それぞれについて、事業種ごとに、環境大臣意見を述べる際に必要な知見を収集、整理し、改正法に対応した審査の円滑化に資する。<br>この他、学識経験者の意見聴取が必要と判断される個別事業については、専門家の意見を聴取するとともに、必要に応じて委員会を開催し、審査案件ごとの進捗情報の共有や、過去の大臣意見内容のレビュー、次年度に意見聴取を行うべき個別事業および専門家の選定を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4191 | 環境省 | 18 | | 274 | | 大気汚染物質による曝露影響研究費 | | 微小粒子状物質（PM2.5、粒子状物質のうち粒径2.5μm以下のもの）及び光化学オキシダント等の大気汚染物質の健康影響に関する調査を実施することにより、大気環境基準の設定・見直し等に必要な科学的知見を集積する。 | ・微小粒子状物質等の大気汚染物質による健康影響に係る科学的知見の収集・整理、健康影響評価に係る知見を検討。<br>・大気汚染物質の曝露量と健康影響の関係性を明らかにするために、全国で小学生・中学生を対象に肺機能検査を計画・実施。<br>・大気汚染物質への曝露状況を把握するため、微小粒子状物質等の濃度等を全国で測定。<br>・コホートデータと大気濃度測定結果を活用した、大気汚染物質による循環器への影響を調査。 | 245,251 | 221,013 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4192 | 環境省 | 18 | | 275 | | 農薬健康・環境影響対策費 | | 農薬登録保留基準の設定等において生物多様性の観点から農薬の環境リスク評価・管理手法の高度化を目指し、種の感受性分布等を活用した我が国における水域生態系への新たな影響評価手法の検討等を実施すると共に、無人ヘリコプターが散布した農薬の大気経由の健康被害未然防止のため、リスク評価・管理手法を開発する。 | 農薬による生物多様性への影響評価法として、統計学的手法を活用した毒性評価及び解析を行い、リスクを定量的に評価する方法を検討すると共に、生物群集に対する影響について調査地域に即した生態系での調査を行い、それを踏まえて評価・管理手法を検討する。また、無人ヘリコプターによる散布面積の大きい農薬について吸入毒性試験を実施し、人への健康リスクを評価する手法を検討する。 | 111,363 | 97,351 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | | | | | | | | 該当 | |
| 4193 | 環境省 | 18 | | 276 | | 環境研究・技術開発推進事業 | | 研究・技術開発を効果的に推進し、その成果の社会還元を一層進めるため、本事業は以下を目的に実施する。<br>・競争的研究資金制度等による環境研究・技術開発のより一層の効率的・効果的推進体制の確保<br>・環境分野における民間レベルを含めた研究開発動向の把握・整理<br>・評価の充実強化による研究開発の透明性向上 | 本事業では、主に以下3つの事項を実施することにより研究開発の評価の充実等を図る。<br>・環境省の競争的研究資金制度を統括し評価及び管理を行うプログラムディレクター（PD）の配置<br>・新たな「環境研究・環境技術開発の推進戦略について」の検討及びそのフォローアップに向けた検討<br>・環境省競争的資金の、終了後3～4年が経過した課題に係る成果の実用化・普及等に係る追跡評価 | 11,447 | 90,051 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4194 | 環境省 | 18 | | 277 | | グリーン経済の実現に向けた政策研究と環境ビジネス情報整備・発信事業 | | グローバル化などの経済・社会動向の変化の中で、我が国の持続可能な発展に貢献する経済・社会のグリーン化を実現・牽引していくための政策研究を行うことにより、種々の環境政策のもたらす経済・社会効果を明らかにし、環境政策の企画立案に資する。 | 1．環境経済の政策研究<br>政策ニーズを踏まえた「環境経済の政策研究」を機動的に実施することにより、環境政策の企画・立案に活用できる経済・社会効果分析手法等に関する研究を実施する。<br>2．環境経済情報の整備<br>経済・社会のグリーン化を支える環境産業の動向を把握するため、環境ビジネス市場の景況感を把握する環境経済観測調査（環境短報）、環境産業の市場規模・雇用規模調査及び企業の成功要因等の調査・分析を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4195 | 環境省 | 18 | | 278 | | 環境技術実証事業 | | 中小企業等が開発・保有する先進的環境技術に対し、環境保全効果等について第三者による客観的な評価指標を用いて実証することで、技術の普及を促すとともに実証方法の確立を図る。 | 本事業の概要は以下のとおりである。<br>① 有識者からなる検討会での議論を踏まえ、実証対象とする技術分野を設定<br>② 実証運営機関及び実証機関を公募の上、選定<br>③ 実証機関において、企業等への対象技術の公募・選定、試験計画の策定、実証試験の実施、実証試験結果報告書の作成<br>④ 実証試験結果報告書の公表、実証した技術に対するロゴマーク等の交付<br>※ 実証試験に係る費用は、実証申請者の負担（ただし、技術分野を新規に立ち上げた場合、概ね最初の2年間は国 | 91,773 | 103,299 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 2_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4196 | 環境省 | 18 | | 279 | | 環境研究総合推進費 | | 環境問題が人類の生存基盤に深刻かつ重大な影響を及ぼすことに鑑み、様々な分野における研究者の総力を結集して学際的、国際的な観点から総合的に調査研究及び技術開発を推進し、もって持続可能な社会構築のための環境保全に資することを目的とした政策貢献指向型の競争的資金。 | 環境省の研究開発ニーズ（行政ニーズ）を提示して公募を行い、広く産学民官の研究機関の研究者から提案を募り、必要性、有効性、効率性及び研究経費の妥当性等の観点から外部有識者等による厳正な事前評価を行ったうえで実施課題を決定し、研究開発を実施する。研究開発開始後は、研究計画期間の中間年度に中間評価を、研究計画期間終了後に事後評価を実施する。<br>※委託費と補助金が併存しており、補助金分の補助率は以下のとおり。<br>・循環型社会形成推進研究事業：補助率10/10、次世代循環型社会形成推進技術基盤整備事業：補助率1/2 | 5,100,000 | 0 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | ○ | ○ | － | ○ | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4197 | 環境省 | 18 | | 280 | | 子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査） | | 全国で平成23年からの3年間に約10万組の参加者を募り、平成39年度まで13年間追跡する出生コホート（追跡）調査を実施することにより、小児の発育に影響を与える環境要因を解明することを目的とする。また、得られた知見を基に、リスク管理当局や事業者への情報提供を通じて、自主的取組への反映、化学物質規制の審査基準への反映、環境基準（水質、土壌）への反映等、適切なリスク管理体制の構築につなげることを目的とする。 | エコチル調査は、環境省、コアセンター（国立環境研究所）、メディカルサポートセンター（国立成育医療研究センター）、ユニットセンター（全国15地域の大学病院等）が連携して行っている事業である。その中で環境省の予算では、ユニットセンターが各地域で行う調査のフォローアップ、調査の外部評価、広報、国際連携に係る費用を負担している()。一方、コアセンターは、調査実施の中心機関として機能し、調査実施計画の策定、試料の保存分析、中心仮説のための結果解析等を行うための費用を運営費交付金で負担している()。 | 2,366,481 | 2,377,619 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 4198 | 環境省 | 18 | | 281 | | 環境汚染等健康影響基礎調査費 | | ・科学的に未解明な点が多い化学物質の内分泌系かく乱作用について調査研究を実施し、各化学物質が人の健康や生態系に及ぼす影響について明らかにし、リスク評価を実施することを目指すとともに一般に適切な情報提供を行う。<br><br>・近年技術開発が進むナノ材料の環境影響を未然に防ぐための取組や情報収集を進める。複数の化学物質が同時に作用した時の影響評価の試験を集積する。<br><br>・水銀に関する水俣条約を踏まえた適切な水銀対策の推進 | 1．化学物質の内分泌かく乱作用<br>・化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応について取りまとめたEXTEND2016に基づき、専門家による助言組織を設置した上で、野生生物の生物学的知見研究、基盤的研究、試験法開発、試験及び評価の実施、リスクコミュニケーション等各種の取り組みを実施し、検討対象物質を選定する。<br>2．ナノ材料、複合影響<br>・人や動植物への影響が懸念されているナノ材料の環境安全性に係る知見を整備するとともに、その特性を踏まえた上で、ナノ材料による環境影響の防止に向けて調査・検討を行う。複数の化学物質にばく露した場合の影響評価の手法についてケーススタディ等を実施する。<br><br>3．水銀に関する水俣条約を踏まえた適切な水銀対策の推進<br>・水俣条約を踏まえ、「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」等国内における関係施策の適格な運用を図るとと | 494,112 | 498,697 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_b_1 | 8_6 | 1_b_2_1 | | | | | | 該当 | |
| 4199 | 環境省 | 18 | | 282 | | 化学物質環境実態調査費 | | 日本各地において一般環境中の化学物質の残留状況を把握し、化学物質対策関係法令の対象とすべき物質の基準設定等の根拠となる環境リスク評価に反映することにより、適切な化学物質管理に資する。 | 全国各地の様々な環境媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に、<br>①様々な化学物質の環境中での残留の有無を確認するための調査（初期環境調査）<br>②①で環境残留が確認された化学物質について、環境中の残留状況をより精密に把握するための調査（詳細環境調査）<br>③化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（化審法）における特定化学物質等の残留状況を経年的に把握するための調査（モニタリング調査）<br>を実施する。また、本調査に資するための分析法開発や試 | 319,359 | 319,460 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 4_c_1_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:－) | 競争的資金(該当:○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－) | SBIR対象(該当:○ 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4200 | 環境省 | 18 | | 283 | | 化学物質の人へのばく露総合調査事業費 | | 環境から人体に取り込まれて健康に影響を及ぼす可能性がある化学物質について、モニタリング調査により人体のばく露状況を把握し、リスク評価及びリスク管理対策の立案のための基礎情報を得る。ダイオキシン類については、ばく露量が「ダイオキシン類対策特別措置法」において規定されている耐容1日摂取量を越えていないか評価することができ | 人の血液中や食事中のダイオキシン類をはじめとした化学物質の濃度を測定し、体内の蓄積量を推計し、その要因を分析する。 | 94,095 | 93,992 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4201 | 環境省 | 18 | | 284 | | 水俣病に関する総合的研究 | | 水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法第37条において、政府は水俣病やメチル水銀の健康影響に関する調査研究を行うこととされたほか、特別措置法による水俣病の救済等を通じて水俣病の問題にかかる社会的関心が再び高まっており、研究にかかるニーズも一層高まっている。本事業は、このような背景を踏まえ、認定審査の促進、紛争の解決等のために必要な研究を行う | 本事業は、メチル水銀が人の健康に与える影響に関する調査の手法を開発するに当たり必要となる各種課題（水俣病患者の経年的変化及び自然史、メチル水銀への曝露量と症候の関係、水俣病に係る有効な診断方法等）に関する研究、及びその推進にあたり有用な基礎的知見を得ることを目的とした研究、その他水俣病問題に対応するために必要な研究について、研究班を組織して実施している。 | 39,652 | 39,652 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | ○ | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4202 | 環境省 | 18 | | 285 | | 国立水俣病総合研究センター | | 水俣病に関する総合的な調査、研究並びに水俣病、水銀等に関する国内外の情報の収集、整理、提供を行うこと及びこれらに関連する研究を実施し、国内外の公害の再発を防止し、被害地域の福祉に貢献すること。 | ①研究活動：水銀の健康影響の研究、環境中の水銀動向に関する研究、水銀分析に関する研究、水俣病の社会学研究など、水俣病問題及び水銀問題の解決に向けた研究<br>②地域貢献：水俣病被害地域の社会福祉協議会等と協力したリハビリテーション・介護予防指導、最新の水俣病治療に関する情報提供<br>③国際貢献：海外技術者の研修受入や当センター研究者の派遣による水銀分析・測定技術の技術移転等<br>④情報収集・発信：水俣病関係資料の収集・整備及びそれらの情報を活用した水俣病教訓の情報発信 | 600,680 | 561,535 | 2 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | 3_c4_5 | 5_a4_1_2 | | | | | | 該当 | |
| 4203 | 環境省 | 18 | | 286 | | イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒に関する総合的研究 | | イタイイタイ病に関しては、カドミウムばく露により近位尿細管機能異常が生じることは明らかになっているが、腎障害や骨軟化症の発症機序、カドミウムばく露との因果関係等については未だ十分に解明されていない。本業務は、イタイイタイ病及び慢性カドミウム中毒等に関する総合的な研究を行い、カドミウムによる健康影響とその自然史を解明するための各種知見を得て、今後のイタイイタイ病対策に資することを目的とする。 | 「イタイイタイ病患者やカドミウム汚染地域を対象とした臨床・疫学研究」及び「カドミウムの毒性・耐性、吸収・輸送メカニズムの解明に関する基礎研究」の2つの領域において、研究内容に応じて研究班を設置し、イタイイタイ病認定患者等の臨床データに基づく経過、剖検所見の収集・解析、カドミウム汚染地域の健康影響やその予後に関する疫学的調査、生化学的手法や動物実験的手法を用いたカドミウムの毒性発現機構の解明など、臨床的、基礎的な研究を実施し | 34,442 | 34,442 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4204 | 環境省 | 18 | | 287 | | イタイイタイ病及び慢性砒素中毒発生地域<br>住民健康影響実態調査費 | | 「公害健康被害の補償等に関する法律」における指定疾病であるイタイイタイ病及び慢性砒素中毒は、現在もなお新規の患者認定が続いており、またその臨床像についても完全に明らかになっているとはいえないため、発生地域における住民の健康状態を把握し適切な対応を とる必要がある。また、イタイイタイ病が二度と繰り返されることがないよう貴重な資料や教訓を後世に継承するため、被害者、原因企業、行政等が連携し、関係資料の収集、整理、保存を行い情報発信することで、環境被害を克服してきた歴史を継承していく。 | イタイイタイ病の発生地域である神通川流域で、一定以上のカドミウムの曝露を受けていると考えられる住民を対象に検診を実施し、カドミウムによる可能性のある健康障害を検出し、保健指導などの必要な対応を行う。また、過去の検診結果を解析する。<br>イタイイタイ病に関する貴重な資料が散逸しないように資料の収集・管理を行い、収集した資料の展示や閲覧等を行うことで資料を有効に活用し、国内外の幅広い世代に対してイタイイタイ病の教訓を継承する。<br>慢性砒素中毒の発生地域である土呂久地区住民を対象に実施する検診によりヒ素による可能性がある健康障害を検出し、認定申請につなげるなどの対応を行う。また、過去の検診結果の解析や文献を調査し、慢性砒素中毒症による障 | 42,248 | 39,426 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 8_1_5 | 4_c_2_2 | | | | | | | 該当 | |
| 4205 | 環境省 | 18 | | 289 | | 熱中症対策推進事業 | | 平成22年以降、我が国の熱中症による救急搬送者数や死亡者数が急激に増加しており、個人及び団体の熱中症対策についての意識をより一層高めるとともに、自治体における熱中症対策を支援することなどにより熱中症の被害を減少させる。 | 省庁ごとの役割分担に従って、環境省では熱中症予防策の普及啓発等、一般の方に対する対策を実施している。特に熱中症による死亡者の約8割を占める高齢者に対する対策を中心として、熱中症対策の意識啓発を進めるため、普及啓発イベントの実施、自治体の担当職員や民生委員等を対象にしたシンポジウムの開催、普及啓発資料の作成等を行っている。また、熱中症対策ガイドラインを策定・改訂するに当たり暑熱調査等の研究も実施している。 | 80,000 | 63,906 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 3_c4_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4206 | 環境省 | 18 | | 290 | | 気候変動に関する政府間パネル（IPCC）評価報告書作成支援事業 | | 我が国からIPCCの各種報告書に係る執筆活動等に参加する科学者を支援することにより、IPCC報告書に我が国の最新の研究成果や科学的知見を最大限反映させる。 | IPCCの各種報告書に我が国の科学的知見を十分に反映させるため、各種報告書が議論される執筆者会合、IPCC総会等や関連会合への日本人専門家（執筆者）の派遣を行う。加えて、IPCCによる各種報告書作成の進捗等について国内研究者に情報を提供する場を設ける。さらに、IPCCに関する情報を研究者含む国民へ広く提供するため、IPCCが公表する情報や報告書の和訳及び解説資料の作成等を行 | 38,126 | 38,126 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 6_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4207 | 環境省 | 18 | | 291 | | 温室効果ガス観測技術衛星「いぶき」<br>（GOSAT）による地球環境観測事業 | | 「いぶき」シリーズによって地球全体の温室効果ガスを継続的に観測することにより、①地球の炭素循環解明に役立て、気候変動予測の信頼性を高める、②地球全体の温室効果ガスの排出を監視し、国際的な温暖化対策を促す、③世界各国の温室効果ガス排出量を宇宙から客観的に検証することを目的とする。 | 「いぶき」の観測データの効率的かつ効果的な処理方法を検討するとともに、地上観測、陸域生態系モデル・大気輸送モデルからなる観測システムのプロトタイプの開発を行う。また、いぶきによる観測データ等を検証するための比較データは、航空機観測データが最も有効であることから、民間航空機に観測センサーを設置し検証のためのデータを取得し、いぶき後継機による観測データの検証体制を強化する。さらに、いぶきによる観測成果を踏まえ、観測頻度やプロダクトの精度向上を目指したいぶき後継機開発を行い、REDD+等の地球温暖化対策に向けた政策立案に貢献す | 43,652 | 64,386 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | | | | | | | | 該当 | |
| 4208 | 環境省 | 18 | | 292 | | 2020年東京オリンピックに向けた都市圏における環境対策評価検証等事業 | | オリンピック東京大会に向け東京都市圏において、①資源循環システムの高度化の取組、②ヒートアイランド対策、③水質保全等環境改善の取組等を効果的に進めるため、これらの各施策の相互連関に留意しつつ統合的に進めていくことができるよう、各施策を講じる余地（ポテンシャル）や講じる効果を全体として把握しつつ、効果の高い施策をモデル的に実施するとともに、地方公共団体・民間事業者等の関係各主体の取組を積極的に促していく。 | 低炭素・資源循環・自然共生政策の統合的アプローチによる東京都市圏の環境対策について、ソフトからハードに至るまでのあらゆる施策の総合的な実施効果を検証するため、水質汚濁対策や熱中症対策等の各種施策の導入効果が把握できるようなマクロモデルを活用して都市圏における環境対策効果をシミュレーションし、都市圏の環境対策の推進に向けた方策等をとりまとめた報告書を作成する。 また、報告書の考え方を踏まえつつ、そうした環境対策を実践する地方公共団体等の取組を支援するための調査検討事業を実施することで、統合的アプローチによる環境対策の推 | 151,000 | 26,000 | 5 | 一般 | － | 98 | 4 | － | － | － | － | 1_b_3_3 | | | | | | | | 該当 | |
| 4209 | 環境省 | 18 | | 294 | | 情報基盤の強化対策費 | | 新たな情報通信技術戦略を推進するため、利用者本位で透明性が高く安全な行政サービスの提供及び行政内部の業務・システムの最適化を図り、また、情報セキュリティ対策の確保を図る。 | 環境省内の全職員を対象に、以下のとおりインフラ整備を推進する。<br>①新たなIT戦略の推進（政府情報システム改革の推進、オープンデータの取組推進、情報セキュリティ対策の強化等）<br>②環境情報システム運用・整備（環境省ネットワークシステム運用・保守・整備、次期環境省ネットワークシステム更改検討　等）<br>③環境情報の提供（環境省ホームページの運用・整備、環境省ホームページ見直し及びCMS導入　等） | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4210 | 環境省 | 18 | | 295 | | 環境保全普及推進費 | | ①エコライフフェア：事業者及び国民の間に環境の保全についての関心と理解を深め、積極的に環境の保全に関する活動を行う意欲を高める。<br>②環境保全功労者表彰：環境保全活動に取り組む者（団体）を称えることで、国民に対して自発的な環境保全活動を促す。<br>③環境行政普及徹底を行う経費：環境行政について、広く国民の理解を高め、環境保全への参加を促すための、広報の充実強化を図る。 | ①エコライフフェア：環境基本法第10条に基づく国の努力義務である「環境の日」の趣旨にふさわしい事業として環境省が開催している。平成27年度は、約11万6000人を超える来場者があり、環境保全活動の気づき及び実施のきっかけを提供する場として国民に広く認知されるとともに高く評価されている。<br>②環境保全功労者表彰：環境月間（6月）の中心行事のひとつとして国民各層の環境保全意識の高揚を全国レベルで図るため、環境保全分野で長年にわたる顕著な功績のあった者（団体）を表彰。<br>③環境行政普及徹底を行う経費：環境に関する国の施策を幅広く発信する広報誌（Web版）の発行。共同・時事通信か | 0 | 0 | | | | | | | | | 3_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4211 | 環境省 | 18 | | 296 | | 環境調査研修所 | | 昭和48年3月の発足以来、我が国における環境研修の中核機関として、環境行政に携わる体系的かつ専門的な人材の養成を担当。水質汚濁や大気汚染などの身近なものから地球的規模に至る環境問題に対応し、環境行政を効果的に推進することを目的として、環境省の所掌事務に係る事務を担当する職員その他これに類する者の養成及び訓練を行っている。 | 国、地方公共団体等において環境行政を担当する職員を主な対象に、講義、討議、演習、実習等を通じて環境行政に係る最新の知見や技術を教授し、併せて原則として合宿制をとることによって、研修生の連帯感養成及び相互啓発を図ることとしている。<br>研修内容はその時々の環境行政の重要課題を反映するものであり、研修コースの編成も環境法制の見直しなどに沿って随時見直している。<br>研修生の構成は、国の職員が2割に対し、地方公共団体職員が8割を占めている。これはダイオキシン類、アスベスト等のモニタリングを始め、法律に基づき地方公共団体が主体となって実施することとされていることによる。 | 100,136 | 106,474 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | － | － | － | － | 5_a3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4212 | 環境省 | 18 | | 297 | | 諸外国における環境法制に共通的に存在する基本問題の収集分析費 | | 我が国が「世界標準」レベルの環境政策を展開していくために、特に我が国にとって重要と思われる法律等を対象として、諸外国の環境法制の概要や沿革、施行状況、検討手法をはじめとする情報収集を行い、環境法制に共通する基本的な諸原則や背景、考え方、課題等について学識経験者の知見を参考に検討を行い、資料としてデータの蓄積を図ることで、我が国の環境政策の展開に資する。 | 環境法制に知見のある事業者を対象に、一般競争（総合評価方式）により環境法制の様々な分野に共通する基本的な諸原則や論点、課題等に関し、事業者がコーディネートした専門的知見のある学者等に諸外国、国内の情報収集をさせ、研究会等で議論を行い、我が国の環境政策に資する分析、検討を加え、報告書としてとりまとめ、データの蓄積を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_2_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○ 非該当:－) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:－) | 競争的資金(該当:○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○ 非該当:－) | SBIR対象(該当:○ 非該当:－) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4213 | 環境省 | 18 | | 298 | | 原子力被災者に対する健康管理・健康調査 | | 福島県において、原子力災害から子どもをはじめ住民の健康を確保するために必要な事業を実施する。<br>福島県に「福島県民健康管理基金」を創設するなど、原子力被災者の健康の確保に必要な事業を中長期的に実施する体制を整備し、原子力被災者の健康確保に万全を期す。<br>また、平成11年に発生した東海村ウラン加工施設の臨界事故による周辺住民の健康不安に対応するため、東海村及び那珂市において希望者に対する健康相談及び心のケア相談等を行う。 | 福島県民等の放射線被ばくによる健康管理や健康不安対策のため、中長期にわたる放射線の健康影響に係る調査研究、内部被ばくの正確な推計による被ばく線量評価等に関する調査研究、不安を抱く住民に対する安心リスクコミュニケーション事業などを実施することにより、原子力被災者の健康確保、不安解消を図る。<br>また、茨城県東海村及び那珂市において希望者に対する健康相談及び心のケア相談等を行う。<br><br>※東海村臨界事故については、原子力規制委員会の発足後に文部科学省から移管された業務のみレビュー対象。 | 559,985 | 476,118 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | ○ | － | － | － | 1_c_1 | 1_b_1 | 8_6 | | | | | | 該当 | |
| 4214 | 環境省 | 18 | | 299 | | 環境本省施設整備費 | | 中央合同庁舎第5号館における各種設備の更新工事等 | ①平成26年度においては、自家発電設備の更新及びオーバーホール(改修工事)を実施した。<br>②平成27年度においては、環境保健部石綿健康被害対策室及び地球環境局の中央合同庁舎第5号館への入居に伴う間仕切り工事等及び中央合同庁舎第4号館の原状回復工事等を実施した。<br>③平成28年度においては、電気中央監視装置リモートステーション盤、照明系統の分電盤及び空調・衛生中央監視装置の更新を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4215 | 環境省 | 18 | | 300 | | 地方環境事務所管理施設等整備費 | | 庁舎等使用調整計画等に基づき、地方環境事務所等の移転を行うとともに、国立公園等の現地に設置され現地管理業務の拠点となる自然保護官事務所等の庁舎及び宿舎のうち、老朽化が進み、改修等が必要となった庁舎及び宿舎について、既存施設の撤去及び国立公園管理等の拠点となる環境に配慮した建物の整備等を行う。 | 国立公園や国指定鳥獣保護区の保護や管理等の施策を業務とする地方環境事務所は全国7箇所に設置され、その管下には国立公園等の自然保護に係る地域の適切な保護管理等の基盤として現地に自然保護官事務所等が設置されており、地方環境事務所等の移転に係る什器等の移設及び原状回復等並びに自然保護官事務所等の庁舎及び宿舎について計画的な整備・改修等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_1_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4216 | 環境省 | 18 | | 301 | | 独立行政法人環境再生保全機構運営費交付金 | | 独立行政法人環境再生保全機構の中期目標を達成するための中期計画に基づき、業務運営に必要な経費について、予算の範囲内で交付することにより、中期目標を達成する。 | 独立行政法人環境再生保全機構が行う業務(※)のうち、下記①、③、④、⑤、⑦、⑧の業務に必要な人件費及び事務所家賃等の事務費並びに③の助成事業費及び⑦の研究・技術開発事業費に関する費用等の一部に相当する額を運営費交付金として交付する。<br><br>(※)独立行政法人環境再生保全機構が行う業務:①公害により健康被害を受けられた方々への補償、②公害による健康被害の発生を未然に防ぐための予防事業、③開発途上地域や日本国内で環境保全に取り組む民間団体が国内外で行う環境保全活動への助成、人材育成・情報提供、④有害なポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施を支援する、⑤廃棄物が処理された最終処分場を維持管理するための積立金を管理する、⑥中皮腫などの石綿(アスベスト)による健康被害を受けられた方々への医療費などの給付、⑦他の研究機関の活用による環境の保全に関する研究及び技術の開発、⑧債権の管理・回収事業等 | 177,075 | 5,202,913 | 5 | 一般 | － | 13 | 3 | ○ | ○ | － | ○ | 7_b_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4217 | 環境省 | 18 | | 302 | | 国立研究開発法人国立環境研究所運営費交付金 | | 中長期計画に基づき、国立研究開発法人国立環境研究所の業務運営に必要な経費について、予算の範囲内で交付することにより、中長期目標を達成する。また、環境の保全に関する調査・研究を行うことにより科学的知見を得、研究成果等の公表などにより環境の保全に関する知識の普及を推進する。 | 現下の環境問題の解明や対応のための研究、環境政策の支援のための研究、さらには、今後生じ得る問題の検出や未然防止あるいは環境研究の基盤となるような研究等を推進するため、我が国唯一の総合的な環境研究機関として国立研究開発法人国立環境研究所が設置されている。 その国立環境研究所中長期計画において定められている予算のうち、事業運営に必要なものとして国が交付する経費。 | 11,695,485 | 12,216,107 | 1 | 一般 | － | 13 | 3 | － | － | ○ | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4218 | 環境省 | 18 | | 303 | | 国立研究開発法人国立環境研究所施設整備費補助 | | 国立環境研究所の施設や設備の整備を行うことにより、中長期計画を達成するとともに、国立環境研究所の業務の質の向上を図る。 | 現下の環境問題の解明や対応のための研究、環境政策の支援のための研究、さらには、今後生じ得る問題の検出や未然防止あるいは環境研究の基盤となるような研究等を推進するため、我が国唯一の総合的な環境研究機関として国立研究開発法人国立環境研究所が設置されている。 その国立環境研究所を運営するための施設の整備に必要な経費の補助を行う。(補助率:定額) | 222,957 | 316,761 | 1 | 一般 | － | 13 | 2 | － | － | ○ | － | 4_a1_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 4219 | 復興庁(環境省) | 8 | | 203 | | 環境モニタリング調査 | | 東日本大震災により漏出された放射性物質の基礎的な情報等を的確に把握し、国民に正しい情報を迅速に提供することにより、被災地周辺の環境回復状況の把握、国民の安心の確保に資する。<br>当該事業については政府の「総合モニタリング計画」等に基づいて継続的に事業を実施しており、本年度も引き続き、被災地住民等をはじめとする国民の不安解消のために調査を実施し、その結果の公表を行っていくものである。 | 政府の「総合モニタリング計画」等に基づき以下を実施する。<br>①公共用水域放射性物質モニタリング調査<br>②地下水質放射性物質モニタリング調査<br>③被災影響海域における海洋環境関連モニタリング調査<br>④地震、津波で発生した福島県内のガレキ処理等に伴うアスベスト大気濃度モニタリング調査<br>調査の実施にあたっては請負事業により、各民間等事業者に対して発注を行い、被災地におけるモニタリングを実施 | 750,659 | 539,034 | 5 | 特別 | ○ | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4220 | 復興庁(環境省) | 8 | | 204 | | 災害等廃棄物処理事業費補助金 | | 東日本大震災により特に必要となった災害廃棄物を安全かつ適正に処理することにより、地域住民の生活環境の保全を図ることを目的としている。 | (1)ごみ処理<br>①市町村(一部事務組合、広域連合を含む。)が行う、大震災により生じた災害廃棄物の収集、運搬及び処分に係る事業<br>②市町村が解体が必要と判断した家屋・事業所等で、災害廃棄物として処理することが適当と認められるものについて市町村が行う解体、収集、運搬及び処分に係る事業<br>(2)し尿処理<br>特に必要と認めた仮設便所、集団避難所等により排出されたし尿の収集、運搬及び処分に係る事業(災害救助法に基づく避難所の開設期間内のものに限る。)<br>に要する費用に対する補助。<br>補助率:補助率は、50／100・80／100・90／100(自治体の標準税収入に応じて補助率が設定される)<br>※平成23年度は一般会計で予算計上。平成24年度から東 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4221 | 復興庁(環境省) | 8 | | 205 | | 災害廃棄物処理代行事業 | | 東日本大震災により生じた災害廃棄物の処理に関する特別措置法に基づき、市町村の長から申請があり、国が必要と認めた場合には、市町村に代わり国が災害廃棄物処理を代行し、速やかに当該廃棄物を処理することを目的とする。 | 国が代行する範囲については、各自治体と調整しながら、代行申請に基づいて範囲を決定する。可燃物の処理について、代行申請が成された場合、既に各自治体が収集・分別した災害廃棄物を、国が設置する仮設処理施設にて処理を行い、最終処分までを国が代行することとなる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4222 | 復興庁(環境省) | 8 | | 206 | | 循環型社会形成推進交付金 | | 被災地における廃棄物処理施設の速やかな整備により、処理能力等の強化を図る。 | 被災地の早期復旧及び復興を支援するため、被災地の市町村等が行う一般廃棄物処理施設を緊急に整備し、処理能力等の強化を図るものである。<br>(交付率 1/3もしくは1/2) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4223 | 復興庁(環境省) | 8 | | 210 | | 旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等緊急対策事業 | | 原発事故に伴う放射能汚染や立ち入り規制により地元自治体や土地所有者等では対応が出来ない旧警戒区域内等において、イノシシ等の野生鳥獣を対象に、生息状況等の調査を行うとともに、安全かつ効率的な捕獲手法等の検討を行い、実施体制を構築したうえで捕獲等を実施し、帰還後の住民の安心安全の確保等を図ることを目的とする。 | 旧警戒区域内等における鳥獣捕獲等に必要な生息状況等の調査、関係者との調整、実施計画の策定、実施体制の構築を行うとともに、既往の知見や実施結果等を踏まえ、捕獲や捕獲個体の処理等に係るより効率的かつ安全な方法の検討を行う。<br>②①の調査結果を踏まえ、旧警戒区域内等においてイノシシ等野生鳥獣の捕獲を行う。 | 191,854 | 191,854 | 5 | 特別 | ○ | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_7 | 8_6 | | | | | | | 該当 | |
| 4224 | 復興庁(環境省) | 8 | | 211 | | 三陸復興国立公園等復興事業 | | 東日本大震災により、陸中海岸国立公園の公園利用施設の多くが甚大な被害を受けたが、公園利用施設の復旧は、観光産業をはじめとした地元雇用の創出等、地域再建にも寄与するものであり、東北地方の復興のため公園利用施設の早期復旧が被災自治体等より強く求められているところ。そのため、陸中海岸国立公園の主要な利用拠点等、被災した既存利用施設の復旧整備を引き続き推進するとともに、三陸復興国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点における施設の整備、並びに国指定鳥獣保護区における保全事業を実施する。 | 安全・安心の観点から津波対策等の防災機能を強化しつつ、国立公園の集団施設地区、歩道等及び東北太平洋岸自然歩道の利用拠点において、被災した既存利用施設の復旧整備や、観光地の再生に資する復興のための整備を行うとともに、国指定鳥獣保護区における保全事業を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_1_7 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：－) | 競争的資金(該当：○ 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4225 | 復興庁（環境省） | 8 | | 213 | | 放射性物質汚染廃棄物処理事業 | | 「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故（以下「事故」という。）により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（以下「放射性物質汚染対処特措法」という。）に基づき、汚染廃棄物対策地域内にある廃棄物等（以下、「対策地域内廃棄物」という。）及び事故由来放射性物質による汚染状態が基準を超える廃棄物（以下、「指定廃棄物」という。）を迅速に処理し、環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減すること等を目的とする。 | <①対策地域内廃棄物処理＞<br>国は、対策地域内廃棄物について、対策地域内廃棄物処理計画（平成25年12月一部改定）に基づき、処理を行う。具体的には、帰還の妨げとなる廃棄物の撤去と仮置場への搬入を優先目標として、可能な限り再生利用を図りつつ、仮置場への搬入や仮設焼却施設における焼却処理等を進めていく。<br><br><②指定廃棄物処理＞<br>福島県内の指定廃棄物については、既存の管理型最終処分場への搬入に向けた調整等を進めている。また、最終処分が行われるまでの間、指定廃棄物の保管の負担を軽減するため、焼却、乾燥などの中間処理の事業を実施する。<br>他県については、既存の廃棄物処理施設の活用について引き続き検討を行いつつ、指定廃棄物が大量に発生し、保管状況がひっ迫している県については、県や地元との意見交換等を重視して、丁寧に手順を踏みつつ、必要な長期管理施設の確保に向けた取組を着実に進めて行く。<br><br><③廃棄物処理施設等モニタリング＞<br>地方公共団体等が管理する特定一般廃棄物処理施設、特定産業廃棄物処理施設に対して、放射性物質汚染対処特措法で義務付けられているモニタリングに係る経費を補助する（補助率：定額）。<br><br><④農林業系汚染廃棄物の処理加速化事業＞<br>従来、飼料・肥料等として利用されていた稲わら、牧草、きのこ原木等の農林業系副産物が事故により放出された放射性物質に汚染され、廃棄物として大量に発生しているが、その処理は進まず、農家の敷地内等に滞留し、その生活 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4226 | 復興庁（環境省） | 8 | | 216 | | 除去土壌等の適正管理・搬出等の実施 | | 放射性物質により汚染された土壌等の除染、除染に伴い生じた土壌等の仮置場の設置及びその管理、正確かつ分かりやすい情報発信並びに地方公共団体に対する技術的措置・財政的措置等を通じて、放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減す | 除去土壌等の適正管理・搬出等、搬出完了後の原状回復、除染廃棄物の減容化、面的除染後のフォローアップを実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4227 | 復興庁（環境省） | 8 | | 217 | | 中間貯蔵施設の整備等 | | 福島県内の除染等に伴って大量に発生した除去土壌等を、安全に集中的に管理・保管するため、中間貯蔵施設を国の責任で福島県内に整備するとともに、中間貯蔵後30年以内の県外最終処分に向けて技術開発や国民理解の醸成等の必要な措置の実施を通じて、事故由来放射性物質による環境の汚染が人の健康又は生活環境に及ぼす影響を速やかに低減させる。 | 中間貯蔵施設の整備等を進めるため、下記事業を行う。<br>①中間貯蔵施設の建設に必要となる基礎調査、用地の取得<br>②中間貯蔵施設の建設、管理運営、輸送等<br>③最終処分に向けた除去土壌等の減容・再生利用等に関する技術開発等<br>④関係住民等の不安の払拭と理解の醸成を目的とした丁 | 1,428,308 | 1,467,188 | 5 | 特別 | ○ | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | 4_a4_2 | | | | | | | 該当 | |
| 4228 | 原子力規制委員会 | 19 | 新28 | 1 | | 原子力規制人材育成事業 | | 原子力規制を着実に実施していくためには、原子力規制委員会職員のみならず、広く原子力安全及び原子力規制に必要な知見を有する人材を育成・確保していくことが重要。このため、国内の大学等と連携し、原子力規制に関わる人材を、効果的・効率的・戦略的に育成することを目的とした人材育成事業を推進する。 | 国内の大学等が提案した、原子力規制に係る教育研究プログラムを選定し、その取組に対して補助を行う。想定される教育研究プログラムは以下のとおり。<br><br>○原子力規制委員会が定めた規制基準等に関連する科学的・技術的知見を、原子力施設の設計・管理や安全確保に着実に適用できる人材を育成するための教育研究プログラム（安全規制（Safety）のみならず、核セキュリティ、保障措置（Security, Safeguards）も含む）<br>○国際的な仕組みや国際標準の検討に参画し、我が国で実施されている原子力規制に最新の国際的な知見を取り入れるための教育研究プログラム<br>等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4229 | 原子力規制委員会 | 19 | 新28 | 2 | | 原子力災害時医療実効性確保事業 | | 東京電力福島第一原子力発電所事故での教訓を踏まえて定められた新たな枠組みである原子力災害時の医療体制の下で指定した、「高度被ばく医療支援センター」、「原子力災害医療・総合支援センター」の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図るとともに、両支援センターを通じて地域の原子力災害時の医療体制の整備及びその実効性の確保を図る。 | （1）原子力災害時医療研修・訓練等事業<br>・地域における研修等の講師や中核人材を育成するための原子力災害時の専門研修等の実施<br>・原子力防災訓練への参加を通じた原子力災害時医療に関する実地訓練等の実施<br>・研修・訓練に必要な教材・資機材の整備・保守<br>（2）原子力災害時医療体制実効性確保等事業<br>・課題等の把握・共有のための各機関等の連携強化の場を設置<br>・各種マニュアル・研修内容見直し等調査研究等の実施<br>・統合原子力防災ネットワークへの接続に必要な資機材の整備 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 4_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4230 | 原子力規制委員会 | 19 | 新28 | 3 | | 航空機モニタリング運用技術の確立等委託費 | | 原子力施設毎の周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルを状況把握し、併せて航空機の運航に支障となる箇所を把握することにより、緊急時における航空機モニタリングの運用に必要な情報の収集、飛行ルートの検討等を行う。<br>また、放射性プルームの状況等を実測値で捉え、全容の視覚的な把握を可能とするとともに、その結果に基づき地表における詳細な緊急時モニタリングの実施を可能とする各種技術を検討・開発する。 | 1．航空機モニタリングの運用<br>①原子力施設周辺領域における空間放射線量率のバックグラウンドレベルの状況把握。<br>②緊急時における航空機の運航に支障となる箇所の把握および最適な飛行ルートの検討。<br>2．放射線プルームの性状把握技術の高度化<br>①無人飛行機により放射性プルームを的確に捉えるための飛行手法の検討。<br>②放射性プルームの性状（拡散状況、化学組成等）の解析及び視覚化の手法の検討。<br>③放射性プルームに係る多様な観測対象（ガンマ線・中性子線量率、放射性ヨウ素、ダスト等）の測定を効率的に実施するための手法の検討。 | 279,222 | 319,463 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4231 | 原子力規制委員会 | 19 | | 1 | | 原子力の安全規制 | | 原子力の研究開発利用（試験研究用原子炉、核燃料物質等の使用）に係る安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）等に基づき、原子炉の設置の許可、設計及び工事の方法の認可、使用前検査、施設定期検査、保安検査、運転管理業務等を実施し、原子力施設の安全性向上や安全規制の高度化等を図ることを目的とする。 | 本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用原子炉、核燃料物質等の使用について、審査や検査等を実施するとともに、原子炉主任技術者試験を実施するものである。具体的には、原子炉設置の際の設置許可、設計及び工事の方法の認可等の安全審査や、使用前検査、施設定期検査、保安検査、核物質防護遵守状況検査等の検査を実施している。また、これらの安全規制の高度化等のために、試験研究用原子炉施設等の国内外における事故・トラブル情報の収集・分析、核物質防護遵守状況調査の高度化に資する調査、核燃料物質の使用等の規制に関する国際動向等調査等を実施し、原子力施設の安全性向上や安全規制の高 | 81,298 | 45,863 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | ○ | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4232 | 原子力規制委員会 | 19 | | 1 | | 試験研究炉等の核セキュリティ対策 | | 本事業者、原子力の研究開発利用（試験研究用等原子炉、核燃料物質等の使用）に係る安全を確保するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）等に基づき、核物質防護規定の審査、検査等を実施し、核物質防護規制の高度化等を図ることを目的とする。 | 本事業は、原子炉等規制法に基づき、試験研究用等原子炉、核燃料物質等の使用について、審査や検査等を実施するものである。具体的には、核物質防護規定の審査、同規定の遵守状況検査等の検査を実施している。また、核物質防護規制の高度化等のために、試験研究用等原子炉及び核燃料物質等の使用における核物質防護規定の遵守状況調査の高度化に資する調査を実施し、核物質防護規制の高度化等を図る。 | 41,364 | 37,626 | 5 | 一般 | － | 95 | 4 | － | － | － | － | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4233 | 原子力規制委員会 | 19 | | 2 | | 原子力安全規制情報広聴・広報事業委託費 | | 東京電力福島原子力発電所事故の後、失墜した原子力規制に対する国民の信頼を回復するため、原子力規制行政に関する透明性を確保し、国民に対して説明責任を果たすことが当委員会に求められている。このため、新しい原子力規制に関する情報、原子力発電所の事故に関する情報、放射線の健康影響に関する情報等を多様な媒体を使って、原子力施設の立地道県のみならず全国の国民にきめ細かく提供する。また、より良い広聴及び広報を実施するため、情報提供に関する各種取組の効果の検証や評価を行う。 | 広く情報提供を行うためのホームページ運用を行い、審査会合等についての資料をホームページに掲載すると共に、Youtube、ニコニコ動画での生中継動画配信を行う。コールセンターを設置し、国民からの個別の意見や質問に対し電話で回答を行う。また、緊急時における原子力施設の状況等を、緊急時情報ホームページへ掲載すると共にメールアドレス登録者の携帯電話に直接配信する緊急時情報配信システムを運用する。さらに、広聴・広報の効率化、充実化を図るため、これまで実施してきた原子力規制に係る広聴・広報活動についてその効果を総合的に分析・評価を行う事 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_3 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4234 | 原子力規制委員会 | 19 | | 3 | | 国際原子力発電安全協力推進事業 | | 本事業は、原子力導入新興国向けの研修や原子力規制機関同士の情報共有ネットワークの構築等の開催の取組みを通じて活発に情報や意見を交換する環境を整え、我が国の原子力規制の向上に資する情報・意見の収集・発信を担保するとともに、規制者同士の交流や最新の情報に触れることを通じて原子力規制の向上を担う原子力規制庁職員の知識・経験・能力の向上を図ることを目的とする。 | 我が国の原子力規制の向上に資するべく、情報・意見の収集・発信を直接的・間接的に促進する事業、及び、規制庁職員の知識・経験・能力の向上を図る事業として、①原子力導入新興国を対象とした研修の企画・運営、②国際原子力機関（IAEA）が拠出金で運用している国際情報共有ネットワークに対し我が国として共有すべき情報・知見の整備等を実施する。 | 160,008 | 133,749 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 5_a4_2 | 4_c_1_4 | 5_d4_2 | | | | | | 該当 | |
| 4235 | 原子力規制委員会 | 19 | | 4 | | 国際原子力機関原子力発電所等安全対策拠出金 | | 本事業は、福島第一原子力発電所事故の教訓、新たな原子力規制への取組等について国際社会と共有するとともに、原子力安全基準・規制等に関する情報を収集し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資することを目的とする。 | 本事業は、原子力導入新興国を含む幅広い関係国が参画する国際原子力機関（IAEA）の特徴を生かし、任意拠出金に基づきIAEAの事業活動に参画するもの。具体的には、IAEAが取り組んでいる、原子力安全基準・規制の策定・見直し等に関する事業、緊急時対策・放射線防護に関する事業、原子力規制の向上に向けた国際協力に関する事業、核セキュリティに関する事業等に参画するとともに、我が国の原子力規制の向上につながる検討に資する情報の収集を | 389,936 | 293,342 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当:○ 非該当:−） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○ 非該当:−) | 競争的資金(該当:○ 非該当:−) | 独立行政法人向け財政支出（該当:○ 非該当:−） | SBIR対象（該当:○ 非該当:−） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4236 | 原子力規制委員会 | 19 | | 5 | | 経済協力開発機構原子力機関拠出金 | | 本事業は、海外の原子力規制に関する最新の知見・経験を収集し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資することを目的とする。 | 本事業は、原子力利用先進国を中心に構成される経済協力開発機構・原子力機関（OECD/NEA）の活動を支える義務的拠出金の事業である。OECD/NEAが取り組んでいる原子力施設に係る安全規制、放射線防護、放射性廃棄物管理・処分、原子力施設の廃止等の事業分野に参画し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に反映させ、原子力規制の向上につながる情報を収集する。 | 59,116 | 51,599 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | ○ | − | − | − | 7_b_2 | | | | | | | | 該当 | |
| 4237 | 原子力規制委員会 | 19 | | 6 | | 原子力発電安全基盤調査拠出金 | | 本事業は、福島第一原子力発電所事故の教訓、新たな原子力規制の取組等について国際社会と共有するとともに、原子力事故の防止・緩和に関する情報を収集し、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資することを目的とする。 | 本事業は、原子力利用先進国同士の最新の知見の共有を図ることができる経済協力開発機構・原子力機関（OECD/NEA）の特徴を活かし、任意拠出金に基づきOECD/NEAの事業活動に参画するもの。具体的には、OECD/NEAが取り組んでいる、原子力事故の防止・緩和等に関する事業（福島第一原子力発電所事故を踏まえたNEA加盟国の規制取組状況の取り纏め及び共有等）、放射性廃棄物の管理・処分に関する事業（福島第一原子力発電所の事故で発生した燃料デブリ・がれき等を安全に管理・処分するための規制取組に向けた調査等）に参画するとともに、我が国の原子力発電施設等の安全確保に関する検討に資す | 72,644 | 67,641 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | − | − | − | − | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4238 | 原子力規制委員会 | 19 | | 8 | | 放射線障害防止対策 | | 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（以下、「放射線障害防止法」という。）に基づき、放射性同位元素等の使用、販売、賃貸、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素又は放射線発生装置から発生した放射線によって汚染された物の廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。 | 放射線障害を防止し、公共の安全を確保するため、放射線障害防止法に基づく安全規制等を着実に実施する。具体的には、放射性同位元素等の使用等の許認可等を行うにあたり、透明性の高い審査、計画的かつ効果的な事業者等への立入検査、適切な特定放射性同位元素の受入れ等の報告確認を行うこと等により、放射性同位元素等の使用等による放射線障害を防止する。また、国際原子力機関(IAEA)の総合的規制評価サービス(IRRS)報告書等を踏まえ、放射性同位元素使用施設等における緊急時対応体制、盗取防止措置等の制度導入に向けた調査等を実施する。 | 215,776 | 397,445 | 5 | 一般 | − | 95 | 4 | − | − | − | − | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4239 | 原子力規制委員会 | 19 | | 8 | | 放射線安全規制研究戦略的推進事業 | | 本事業の成果により、放射線障害防止に係る規制及び放射線防護措置の改善に資する新たな知見を創出し、もって我が国の規制等が最新、最善のものとなることに貢献することを目的とする。 | 年度毎に原子力規制委員会が決定した重要テーマに基づき、規制等の根拠となる調査研究を推進する公募型の事業である。専門家により採択課題の進捗管理、第三者評価を実施することにより、調査研究を体系的・効率的に実施し、規制等の改善に資する知見の形成や規制基準等への反映を効果的に実施する。採択課題の実施期間は最長5年であり、3年を超える実施期間の課題については中間評価を実施する。 | 0 | 299,686 | 5 | 一般 | − | 95 | 4 | ○ | ○ | − | − | 2_c_6 | | | | | | | | 該当 | |
| 4240 | 原子力規制委員会 | 19 | | 9 | | 原子力発電施設等従事者追跡健康調査等委託費 | | 原子力発電施設等における放射線業務従事者等を対象に、科学的に解明されていない低線量の放射線被ばくによる健康影響に関する疫学調査を行い、原子力・放射線施設の安全確保に資することを目的とする。 | 原子力発電施設等の現在及び元放射線業務従事者を対象に、低線量の放射線の被ばく線量と健康影響の関係について疫学調査を行う。これまでの25年間の調査では、一部のがんにおいて被ばく線量と死亡率の相関がみられたものの、喫煙などの生活習慣や社会経済状態など（交絡因子）が結果を歪めている可能性が示され、放射線の影響が純粋に反映されているものではないことが示唆された。このため、純粋な放射線による健康影響を評価するために、交絡因子に影響されにくい新たな集団の設計を行う必要性が認識された。これを踏まえ、交絡因子の情報を調査した上で、がん死亡情報に加えて死亡に直接結びつかないがんの罹患状況までを調査し、より精度の高い調査のための集団設計と、そのための集計作業を行うこととする。得られた結果は、過去の結果の新しい分析を含め、積極的に結果を発信 | 176,329 | 170,470 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | − | − | − | − | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4241 | 原子力規制委員会 | 19 | | 10 | | 発電炉運転管理分野（検査・運転管理）の規制高度化研究事業 | | 本事業は、検査基盤の整備充実により、より実効的・効率的な検査を実現し、もって原子力の安全性向上に資するとともに、原子力発電所において事業者が実施する検査の妥当性判断、及び民間規格の技術評価のために規制当局として必要な技術的知見・根拠の整備を目的とする。 | 本事業においては、法令改正による検査制度の運用改善、検査制度への品質保証の取り入れ拡大等の保安に係る検査の有効性向上の検討、検査制度の運用を効率化させるシステムの整備を行う。また、保安活動総合評価等の運用改善のための調査分析及び評価手法の拡充等を行う。さらに、発電用原子炉施設の施設定期検査に用いられる非破壊検査手法の欠陥検出・寸法測定性能を検証し、民間規格の技術評価及び事業者が実施する非破壊検査結果の妥当性を判断するために必要な知見を蓄積する。また、国際会議への参加等により国際的な検査の最新知見を収集することで、検査の有効性の向上や検査制度の運用改善の継続 | 62,516 | 72,820 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | − | − | − | − | 2_c_6 | 2_c_7 | | | | | | | 該当 | |
| 4242 | 原子力規制委員会 | 19 | | 11 | | バックエンド分野の規制高度化研究 | | 第二種廃棄物埋設である浅地中トレンチ・ピット処分、中深度処分及び研究施設等廃棄物処分の適合性審査及び後続規制の廃棄物等確認に向けた規制基準等の整備における技術的知見の整理を行うことを本事業の目的とする。また、併せて、廃止措置の終了確認の基準における技術的知見の整理、さらにクリアランスの認可・確認における技術的知見を整理する。 | 第二種廃棄物埋設の処分における規制基準は、浅地中トレンチ・ピットに関しては既に整備済みであるが性能規定化等の改正に向けた検討中である。一方、中深度処分及び研究施設等廃棄物処分においては、安全確保の論点の整理や適合性審査に向けた技術的知見の整理が行われ規制基準等の整備に向けた技術的知見の整理を行う。第一種廃棄物埋設では、規制基準等の整備に向けた基本的考え方を整理、放射性廃棄物処分コード改良整備では、事業許可申請書における解析結果の妥当性評価を行うための解析コードを整備する。廃止措置においては、サイト解放基準及び放射性廃棄物発生量の最小化等に関する技術的知見の整理を行う。クリアランスの認可・確認については、種々の対象物に対する放射能濃度等の測定方法の妥当性を確認するための技術的知見の整理を行う。 | 108,963 | 275,000 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | − | − | − | − | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4243 | 原子力規制委員会 | 19 | | 12 | | 使用済燃料等の貯蔵・輸送分野の規制高度化研究 | | 使用済燃料等の貯蔵・輸送に関する規制基準の整備・見直しのため、調査、試験等により技術的知見を取得するとともに、それらの規制基準適合審査において設計及び貯蔵事業者等の評価結果の妥当性を確認するため、最新の知見や技術を反映した解析コード・データを整備することにより原子力の安全確保に向けた技術・人材の基盤の構築を図ることを目的とする。 | 使用済燃料等の貯蔵・輸送について、輸送物及び貯蔵施設の安全審査並びに設計及び工事の方法の認可等に必要な技術基準等の整備のため、規制動向調査等を行うとともに、中間貯蔵施設の自然環境下における影響評価に係る試験等を実施する。さらに、輸送については運搬に関する技術上の基準に係る細目等の告示で取り入れている放射性核種の基礎的数値の検討を行い規制の高度化に係る知見を取得する。また、設計及び解析の妥当性確認のため、最新の知見や技術に対応できるように評価手法の整備及び検証解析を行 | 95,229 | 86,000 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | − | − | − | − | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4244 | 原子力規制委員会 | 19 | | 13 | | 燃料デブリの臨界評価手法の整備事業 | | 東京電力福島第一原子力発電所1～3号機では、炉心が損傷・溶融し、多量の燃料デブリ（核燃料と炉内構造物やコンクリート等が溶融し再度固化したもの）が発生し、原子炉圧力容器下部や原子炉格納容器内部に存在すると推測されている。廃炉に向けた燃料デブリの管理、取出し作業及び取出し後の収納・輸送・保管については性状の不確かさを考慮した臨界管理が必要であることから、事業者が行う臨界管理の適否を判断するための燃料デブリの臨界評価手法を整備することを目的とする。 | 廃炉作業において燃料デブリが取り出され保管される間には様々な状況が想定され、燃料デブリ性状や環境（水の量や温度など）の組合せによっては臨界に至る可能性が考えられる。このため、燃料デブリ性状をパラメータとした解析と臨界実験により、臨界リスクを評価するための基礎データベースを整備し、臨界となる条件を評価する手法の整備を行う。また、既存の臨界実験装置を改造して燃料デブリを模擬した実験を行い、上記データベース及び評価手法の妥当性確認を行う。さらに、上記データベースを用いて燃料デブリが臨界に至るシナリオ及び臨界時の燃料デブリ挙動を評 | 880,784 | 880,784 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | − | − | − | − | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4245 | 原子力規制委員会 | 19 | | 14 | | 東京電力福島第一原子力発電所の廃棄物管理に係る規制技術基盤整備事業 | | 東京電力福島第一原子力発電所(以下「1F」という。)の事故で発生した種々の放射性廃棄物（以下「事故プラント廃棄物」という。）について、保管、処理及び処分に関する規制上の課題を抽出し、必要な規制要件の整理に資する。また、タンクからの汚染水漏洩等の事象に対する影響評価ツールを整備するとともに、1Fの破損燃料の輸送に備えて、現行規則への適合性確認及び新たな規制基準整備に必要となる知見を整備することにより、適正な規制が実施できるようにすることを目的とする。 | 事故プラント廃棄物の発生量及び性状等に関する情報を整理し、処分後の長期的な影響及び現行規制への適合性について検討する。また、これまでに放射性廃棄物処分分野の研究で得られた核種の収着特性、人工バリア材の溶解・腐食特性等に関する知見に基づき、事故プラント廃棄物の保管、処理及び処分に係る安全評価手法を整備するための技術的知見を取得するとともに、発電所敷地内の水文・地質情報や地下水中の核種移行状況を類推するための知見並びに建屋内における高濃度汚染水の生成量及びその核種濃度低減に資する情報を整理し、汚染水の漏えい管理や漏えい時の移行経路の評価に関する着眼点や留意事項の検討に活用する。さらに、破損燃料輸送に係る技術調査及び試験を行い、1Fにおける実施計画の審査に必要となる | 371,907 | 204,745 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | − | − | − | − | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4246 | 原子力規制委員会 | 19 | | 15 | | 東京電力福島第一原子力発電所事故の分析・評価事業 | | 本事業は、「東京電力福島第一原子力発電所における事故の分析に係る検討会」での議論等を通じ、福島第一原子力発電所事故（以下「福島第一事故」という。）の原因究明に資するとともに、必要に応じた関係基準の改定等、原子力安全規制の向上に資することを目的とする。 | 本事業においては、国会・政府事故調において検討課題として抽出されている項目及び今後の現地調査等の実施により新たに発生し得る課題等に関し、詳細な分析・評価を行う。また、東京電力福島第一原子力発電所の現状を踏まえ、直ちに解析・調査が行えない課題について、事前に解析を行う上で必要となる調査を行う。 | 20,362 | 20,297 | 5 | 特別 | − | 90022 | 4 | − | − | − | − | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4247 | 原子力規制委員会 | 19 | | 16 | | 原子力保安検査官等訓練設備整備事業委託費 | | 本事業は、原子炉等規制法に基づく保安検査、施設検査等において安全上特に重要な設備・機能を検査する検査官等が、設備の構造、機能、特性等を十分に理解するとともに、非破壊検査装置等の操作やデータ評価等に必要なスキルを身に付け、検査官等の専門能力の向上及びそれに伴う検査業務の高度化、原子力安全の確保に貢献することを目的 | 本事業においては、研修施設に訓練設備を設置し、維持管理を行うとともに、これら訓練設備を用いて原子力安全業務に従事する原子力保安検査官や原子力施設検査官等に、原子力施設の主要機器の模型、模擬設備の操作や非破壊検査装置の操作、データ評価に関する実習訓練等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当:○ 非該当:－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当: ○ 非該当:－) | 競争的資金(該当: ○ 非該当:－) | 独立行政法人向け財政支出（該当:○ 非該当:－） | SBIR対象（該当:○ 非該当:－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4248 | 原子力規制委員会 | 19 | | 17 | | 原子力安全研修事業 | | 東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故の教訓を受け、原子力の安全規制に携わる人材育成は必須となっており、科学的・技術的専門能力の高い人材を育成することが喫緊の課題となっている。このため、事故の教訓、危機管理、シビアアクシデント対応等を含めた研修カリキュラムの開発及び高い専門性と実行力を備えた人材を育成するための基盤を構築し、原子力安全規制を担う人材の専門能力の向上を図ることを目的とする。 | 本事業により、原子炉の挙動及び事業者の対応に関する基礎的な教育のための研修カリキュラム開発、実践的な研修を行うための研修教材開発、研修手法の調査等をもとにした専門的人材の育成に資する研修カリキュラムの開発、シビアアクシデント対応も含めた研修用プラントシミュレータを活用した研修カリキュラムの開発等を行い、これらを通じて、高い専門性や実行力を有する人材を育成し、原子力安全規制を行う組織としての能力の向上を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a3_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4249 | 原子力規制委員会 | 19 | | 18 | | 軽水炉照射材料健全性評価研究 | | 既設軽水炉の長期利用による原子炉圧力容器及び炉内構造物材料の照射劣化に関して、材料試験炉において中性子照射した材料を用いてデータを取得し、運転期間延長認可申請書の審査及び高経年化技術評価に係る妥当性確認のための技術的知見として活用するとともに、学協会規格の技術評価に活用することを目的とする。 | 本事業では、原子炉材料（原子炉圧力容器、炉内構造物等）の放射線による劣化事象について、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構（JAEA）が所有する材料試験炉（JMTR）を活用して、照射脆化や照射誘起型応力腐食割れの進展に関する照射試験等を行い、破壊に対する材料の抵抗値（破壊靱性値）や亀裂進展等に関するデータを取得す | 991,012 | 743,688 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4250 | 原子力規制委員会 | 19 | | 19 | | 燃料等安全高度化対策事業 | | 燃料に係る適合性審査を適正に執行し国民の安全を確保するため、既存の発電炉の安全性向上を目的として今後の導入が予定されている改良型燃料に対して、原子炉の事故時安全性(停止能力、炉心冷却性及び物理的障壁健全性の維持)等に係る規制判断に必要な技術的根拠を整備することを目的とする。 | 今後の導入が予定されている改良型燃料に対して試験等を実施し、反応度事故時及び冷却材喪失事故時の燃料挙動、並びに、高燃焼度で顕著となる被覆管の照射成長に関するデータを整備する。反応度事故時の燃料挙動については、発電炉で使用された燃料棒から燃料棒試料を作製し、反応度事故を模擬できる試験炉にて試験を実施する。また、あわせて反応度事故時燃料挙動の解析を実施する。冷却材喪失事故時の燃料挙動については、発電炉にて使用された燃料棒から被覆管を取り出して試料を作製し、冷却材喪失事故模擬試験を実施する。反応度事故模擬試験後及び冷却材喪失事故模擬試験後には、試料の顕微鏡観察等を行い、燃料挙動に関する詳細データを取得する。被覆管照射成長については、試験炉にて被覆管の照射試験を行い、被覆管の長さの変化を測定する。 | 825,077 | 825,212 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4251 | 原子力規制委員会 | 19 | | 20 | | 高経年化技術評価高度化事業 | | 高経年化対策制度及び運転期間延長認可制度に基づく審査に必要な技術的判断根拠を整備・拡充することを目的とする。 | 審査に必要な技術的判断根拠の整備・拡充のための研究として、長期間使用されたケーブル（経年ケーブル）について重大事故環境条件下における健全性評価手法の検討及び経年ケーブルの劣化状況検出手法の性能評価を行うとともに、コンクリート構造物の強度低下に及ぼす複合劣化（中性化、塩害及び温度）、放射線（ガンマ線及び中性子線）及びアルカリ骨材反応の影響に係る評価手法の検討を行う。また、国内外の原子力発電所の経年劣化に関する運転経験や研究成果等の情報を調査する。 | 662,396 | 411,448 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4252 | 原子力規制委員会 | 19 | | 21 | | 原子力施設の地質構造等調査・研究事業 | | 現在の新規制基準に係る適合性審査では、主に断層の上部に堆積した地層の年代を特定し、断層の活動性を評価する手法（上載地層法）により断層の活動性を判定しているが、地域によってはそのような上載地層が存在せず、断層の活動時期の特定が困難な場合もある。このため、本事業では上載地層法以外の方法による断層等の活動性判定手法の整備を目的とする。 | 本事業では、国内外における断層等の活動性評価手法の調査・研究結果等を広く収集・整理し、評価手法の有効性確認のための調査・分析に関する方針を策定する。さらに、断層等の活動性評価に必要となる地質・地質構造に関するデータを取得するとともに、断層等の評価手法に関する適用条件・課題等を整理し、上載地層法以外の方法による断層等の活動性判定手法を整備する。 | 411,728 | 315,117 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4253 | 原子力規制委員会 | 19 | | 22 | | 発電炉システム安全設計審査規制高度化研究事業 | | 原子力施設（発電炉、研究開発段階炉）の安全性を確認するための解析・評価等を行うとともに、原子炉利用に係る原子力施設等の安全性・健全性を国自ら確認し事業者の許認可等の申請に対する適合性審査に必要な技術的判断根拠等を整備することを目的とする。 | 原子力施設の安全性・健全性を確認するための解析・評価及び事業者の許認可等の申請に対する適合性審査に必要な技術的判断根拠等を整備するための試験を実施する。また、精度の高い解析（燃料・炉心解析、過渡・事故解析、被ばく評価等）を行うため、事故・トラブル等の原因を含む最新の知見を反映した解析コードを整備する。なお、平成27年度からは、発電炉燃料に関する審査に必要な判断基準を整備することを目的とした試験のみを実施している。 | 711,236 | 494,268 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4254 | 原子力規制委員会 | 19 | | 23 | | 原子力施設耐震・耐津波安全設計審査規制研究事業 | | 新規制基準（改正原子炉等規制法：平成25年7月施行）を踏まえた原子力発電所の地震・津波等に対する安全性を厳正に評価・確認することを目的に、特に東北地方太平洋沖地震を踏まえた教訓・最新知見を収集・反映し、新規制基準適合性に係る審査の技術的判断根拠の取得及び耐震・耐津波関連基準類（評価ガイド、審査ガイド等）の整備を実施する。 | 新規制基準の施行を踏まえ、原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査（設置許可、工事計画認可、安全性向上評価の妥当性確認等）への新知見の反映及び耐震・耐津波関連基準類（評価ガイド、審査ガイド等）の継続的な整備・反映に資するため、地震・津波等の外部事象の規模や頻度等の評価と、それらの外部事象の影響を受ける建屋・機器・周辺斜面等の応答や耐力の評価、及びこれらを総合的に評価する手法等の整備等に係る研究事業を実施する。 | 1,905,000 | 1,930,949 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4255 | 原子力規制委員会 | 19 | | 24 | | 核燃料サイクル分野の規制高度化研究事業 | | 原子力安全規制の高度化（科学的合理性、客観性、透明性の一層の向上や、効果的・効率的な安全規制の実現）のために、「リスク情報」の活用のための研究を推進するとともに、リスク情報の活用先である安全性向上評価に資するための技術的知見を整備することを目的とする。また、使用済燃料の再処理の事業に関する規則に基づき再処理事業者から提出される再処理施設の高経年化対策に係る報告について、その妥当性を評価する上で必要な最新の技術的知見を整備することにより、国の安全規制の充実を図ることを目的とする。 | 加工施設及び再処理施設の安全性向上評価に関して、原子力規制委員会として、リスク評価手法等の適切性確認を実施するために必要な技術的知見を整備する必要がある。このため、リスク評価に関する手法及びデータの整備・高度化を行う。また、再処理事業者が報告する商用再処理施設の安全性に及ぼす経年変化の評価及びその結果に基づいて策定した長期保全対策の妥当性を評価するために、科学的合理性を有する技術的知見を整備する必要がある。このため、研究用再処理施設とは構造、材質、運転条件等の異なる商用再処理施設について、デポジット腐食、応力腐食割れ及び水素ぜい化割れに関する試験を行い、判断根拠となる技術データ（経年変化メカニズム、加速因子、腐食進展 | 223,879 | 186,000 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4256 | 原子力規制委員会 | 19 | | 25 | | 発電炉シビアアクシデント安全設計審査規制高度化研究事業 | | 原子力施設におけるシビアアクシデント（SA）の発生及び拡大防止のために事業者が行ったSA対策等の妥当性を、国が独自に確認するために必要となる技術的知見及び解析コードを整備することを目的とする。 | 今後の安全規制の検討のために、SA対策の有効性評価に必要な国際協力試験データ、解析結果等を整備するとともに、海外規制情報等を調査する。また国内外の施設を用いた実験的知見の整備を行うとともに、これらのデータを用いた解析評価技術の向上を図り解析的知見を整備する。さらに、これらの知見を踏まえて国産SA解析コードの開発及び | 1,443,318 | 1,450,000 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | ○ | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4257 | 原子力規制委員会 | 19 | | 26 | | 放射性廃棄物の処分・放射性物質の輸送等の規制基準整備 | | 原子力施設等に係る規制基準を整備するためには国際基準との整合性を図りつつ最新の知見を取り込む必要がある。このために国際原子力機関(IAEA)が実施している放射性廃棄物処分・放射性物質等輸送分野の安全基準の策定・改定に参加しその動向を把握するとともに、我が国の実情を踏まえた意見を発信し、基準改定に反映させる。 | 放射性物質の輸送及び放射性廃棄物処分等に関し、国際原子力機関(IAEA)の輸送安全基準委員会(TRANSSC)及び廃棄物安全基準委員会(WASSC)において行われる基準の策定及び定期的な見直し・改定作業に参画するとともに、輸送等の規制制度に関する関係機関との調整、処分等に関する国内の動向把握を図りつつ、改定された基準を国内規制へ反映するための活動を行う。 | 65,458 | 70,186 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4258 | 原子力規制委員会 | 19 | | 27 | | 原子炉施設等の規制基準整備事業 | | 発電用原子炉施設等に係る規制基準について、国内の民間規格の技術基準への適合性の評価を行うとともに、最新の国際動向として国際原子力機関（以下「IAEA」という。）が策定する安全基準（以下「IAEA安全基準」という。）等の調査分析等を行い、規制基準等の充実・明確化など不断の見直しを図る。 | 規制当局が定める技術基準で要求している性能を国内の民間規格が満たしているか評価するとともに、国内外の法令・民間規格の動向を総合的に調査・分析する。また、IAEA安全基準の策定方針等に係る最新動向を調査するとともに、基準策定に係るIAEAの関連委員会に専門家を派遣し、国内知見の提供等を行う。さらに、IAEA安全基準から我が国への反映が望ましい事項を検討する。 | 23,659 | 18,261 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4259 | 原子力規制委員会 | 19 | | 28 | | 技術基盤分野の規制高度化研究事業 | | 原子力安全規制の高度化（科学的合理性、客観性、透明性の一層の向上や、効果的・効率的な安全規制の実現）のために、「リスク情報」の活用のための研究を推進するとともに、リスク情報の活用先である安全性に係る評価の向上に資するための技術的知見を整備することを目的とする。 | 原子炉施設に「リスク情報」を活用する安全規制分野や具体的な活用方策に関する検討を行うとともに、「リスク情報」を活用するための基盤となる確率論的リスク評価（PRA）について、手法・データの整備・高度化を行う。 | 92,058 | 175,337 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4260 | 原子力規制委員会 | 19 | | 29 | | 発電炉設計審査分野の規制研究事業 | | 東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓等を踏まえて策定された新規制基準に基づき的確に安全規制を行うためには、設計基準事故やそれを超える重大事故等対策の妥当性を確認する安全評価手法の整備や、最新知見の反映による規制基準等の継続的な見直しが必要である。本事業は、新規制基準及び国内外の知見を踏まえて、原子炉施設等の設計審査分野に係る新たな知見を獲得し、規制に活用することを目的とする。 | 発電用軽水型原子炉及び高速炉施設の重大事故等対策の妥当性確認を行う解析コード、最新知見に基づく国産システムコード及び制御室等の居住性に係る有毒ガス評価コードを整備する。これにより、適合性審査に必要な技術的基盤を構築するとともに、それらのコードを用いた解析をとおして適合性審査に活用できる技術的知見を獲得する。また、使用済み燃料貯蔵プール事故時の対策等の妥当性確認に必要な技術的知見を整備する。さらに、人間や組織といったソフト面の安全規制等に関する最新知見を調査・整理する。 | 2,030,425 | 1,757,026 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4261 | 原子力規制委員会 | 19 | | 30 | | 原子力施設等安全解析事業 | | 原子炉等規制法に基づく原子力施設等の設置・事業（変更）許可申請等に関する適合性審査を厳正かつ円滑に実施するため、審査で課題となり得る可能性のある要件を抽出し、解析的検討や評価を実施することにより、適合性審査の技術的妥当性確認における精度向上を図ることを目的とする。 | 原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉、核燃料施設、使用済燃料貯蔵施設、核燃料輸送物、放射性廃棄物処分等に関連する施設や設備の安全性を確認するため、事業者が実施する評価や設計等の内容が、設置許可や工事計画認可段階等における審査の基準に照らして適切であるかを適合性審査で判断する必要がある。このため、プラント固有の特性や既往の審査において検討事例の無い事項等について、審査の視点に基づき数値解析等の検討を行い、得られた知見を審査に活用できるよう整理する。 | 455,064 | 100,000 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4262 | 原子力規制委員会 | 19 | | 31 | | 原子力規制高度化研究拠出金（NRC等） | | 国際共同研究事業に参加し、科学的な原子力規制を行う上で必要となる最新知見を取得することを目的とする。 | 米国原子力規制委員会NRCのシビアアクシデントコード及び熱水力解析コードの利用協定に参加し、シビアアクシデント対策等の有効性を評価する解析の信頼性向上に資する。 | 12,000 | 0 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○ 非該当：－） | 競争的資金（該当：○ 非該当：－） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4263 | 原子力規制委員会 | 19 | | 32 | | 原子力安全情報に係る基盤整備・分析評価事業 | | 本事業は、国内外の事故・トラブル情報等の原子力安全情報を収集・整理し、分析・評価を行い、必要に応じて規制への反映等、原子力安全の向上につながる方策の提案等を行うとともに、収集した情報を整理・分析した結果をデータベース等を活用し情報共有を行うことを目的とする。 | 本事業においては、国内外の機器・設備に起因する事故故障情報、規制・基準の動向情報、被ばく情報等の原子力安全情報を収集・整理するとともに、安全規制への反映の要否等について分析・評価を行い、原子力安全の向上につながる方策の提案等を行う。また運転経験の共有の観点から、国際機関や海外諸国に国内情報の発信を行うとともに、原子力規制庁関係者へ最新情報の定期的な提供等情報の | 381,758 | 355,420 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | ○ | － | － | － | 2_c_7 | | | | | | | | 該当 | |
| 4264 | 原子力規制委員会 | 19 | | 33 | | 火山影響評価に係る研究事業 | | 新規制基準では、設計上の考慮を求める自然現象として新たに火山の影響を明記しており、審査においては事業者が行った評価の妥当性を国が厳格に確認していく必要がある。このため、火山影響評価に係る技術的知見を拡充するとともに、得られた技術的知見を原子力発電所の火山影響評価ガイドや審査へ反映することを目的とする。 | 本事業は、火山活動の長期評価に関する指標策定と火山モニタリングに関する評価指標策定のための知見を取得するものである。具体的には、火山活動を繰り返す火山の長期評価に関する指標策定のための知見整備として、主要な火山の活動履歴と大規模噴火した火山活動に関する詳細調査（高精度の年代測定、ボーリング調査、岩石学的検討等）を実施する。また、火山モニタリングに関する評価指標策定のための知見整備として、過去に大規模噴火した火山での観測（地球物理学的・地球化学的観測）情報を整理し、前記の詳細調査結果を基に、大規模噴火の準備段階となるマグマ溜まりと地殻変動の関係を推定する数値シミュレー | 538,722 | 607,156 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4265 | 原子力規制委員会 | 19 | | 34 | | 原子力規制高度化研究拠出金 | | 経済協力開発機構原子力機関(OECD/NEA)の枠組みを活用し、原子力規制の向上のため各国との共通の技術課題に関する国際共同研究事業に参画する。これにより、原子力規制委員会が実施する安全研究のために必要な技術的知見を取得し、的確な規制判断の拠りどころとなる基盤技術を確立することで、我が国の原子力規制の高度化に役立てることを目的とする。 | 設計基準事象、多重故障による重大事故等の発生時の熱水力挙動、燃料挙動、水素挙動等に係る実験的知見や規制情報に係る知見を取得し、原子力規制委員会が実施する安全研究に役立てる。また、それらの知見を原子力規制庁が所有する解析コードの妥当性を確認するために活用する。<br>・異常な過渡変化及び事故を模擬した燃料の照射試験・照射後試験を実施し、破損挙動等を評価する。<br>・重大事故時のヨウ素挙動、核分裂生成物等についての実験的・解析的知見をを取得する。<br>・火災防護規制の高度化に係る試験及び解析評価、火災防護情報の収集・分析を行う。<br>・PWRの停止時除熱機能喪失、多重故障事象等を対象に、大規模熱水力実験施設を用いた試験から、熱水力現象、各国の解析コードの適用性等に係る知見を取得する。<br>・原子力規制の国際化、効率化のため、原子力主要国で新設炉の設計評価に関する共通の進め方を議論する。<br>・経年劣化管理手法等に関するデータベースを構築・共有 | 311,426 | 234,579 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4266 | 原子力規制委員会 | 19 | | 35 | | 研修用プラントシミュレータ整備事業委託費 | | 高度な専門的知見に基づいた原子力規制行政を実現するため、原子力規制庁職員の能力向上に向けた人材育成機能を抜本的に強化することが急務となっている。本事業においては、東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を踏まえ、原子力の安全規制に携わる人材の専門能力向上を図るため、高度な研修設備として研修用プラントシミュレータを整備し、実践的な研修が実施できる環境を確保することを目的とする。 | 発電炉は事故時の影響の大きさから原子力施設の中でも特に安全性への注力が必要な施設であるため、新規制基準に対応した発電炉の安全対策の仕組みや、事故対策の理解の増進、事故時のプラント状態や進展予測の能力向上を目的として、実機に近い挙動を模擬できる研修用プラントシミュレータの開発・整備を行い、原子力規制を担う人材の専門能力の向上を図る。<br>当該シミュレータは、起動・停止等の通常運転、過渡事象、設計基準事故、設計基準を超える事故、重大事故を、対応操作を含めて模擬できるものとし、新規制基準による重大事故等も模擬範囲とする。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a3_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4267 | 原子力規制委員会 | 19 | | 36 | | 原子力防災分野の規制調査研究事業 | | 我が国の新たな原子力防護対策の運用方法の有効性の検証や防災対応要員の対応能力の向上を図るための技術検討を実施し、原子力防災対策の高度化、ひいては原子力災害対策指針の高度化に資する。また、定量的な火災影響評価手法を整備するとともに、実験により高圧電源盤アーク火災事象を解明するなどして、原子力施設の適合性審査の高度化に資することを目的とする。 | 【原子力防護対策事業】<br>・原子力事業者が定める緊急時活動レベル（EAL）について、EALの評価手法を整備するとともに、EAL評価ガイドを整備する。<br>・緊急時対応組織の参考となる緊急時対応技術マニュアルの整備を行う。<br>【火災防護対策事業】<br>火災防護対策を定量的に評価できる手法を整備する。また、東北地方太平洋沖地震により発生した高圧電源盤アーク火災の延焼メカニズムを明らかにし、その火災防護規制 | 433,135 | 0 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_5 | | | | | | | | 該当 | |
| 4268 | 原子力規制委員会 | 19 | | 38 | | 保障措置の実施に必要な経費 | | 保障措置とは、核物質を平和目的のみに利用し核兵器等に転用しない旨の国際約束を遵守していることを技術的に示す活動である。我が国は、国際原子力機関（IAEA）との間で保障措置協定及びその追加議定書を締結し、IAEAによる保障措置を受け入れるとともに、関係国・機関と原子力協力協定を締結し、これらの協定に基づき移転された核物質等に対する国籍管理等の義務を負っている。本事業は、核原料物質・核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（以下「原子炉等規制法」という。）に基づき、これらの国際約束を適切に履行することを目的としている。 | 国際約束に基づく保障措置の実施のための規制その他の原子力の平和的利用の確保のための規制に関し、国の査察官等が自ら実施する検査・審査業務等のほか、以下の業務を原子炉等規制法に基づく指定機関に行わせる。<br>①保障措置に関する情報処理業務<br>国際規制物資の使用の状況に関する情報の解析その他の処理業務<br>②保障措置検査等実施業務<br>保障措置検査、保障措置検査で提出させた若しくは立入検査で収去した試料の試験及び各検査において取り付けた装置による記録の確認、保障措置の適切な実施のために必要な技術的検査に関する調査研究等の全部又は一部 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | 8_2_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4269 | 原子力規制委員会 | 19 | | 39 | | 保障措置環境分析調査委託費 | | 保障措置環境試料分析は、原子力施設から出る極微量の物質を分析することにより、国から申告されていない原子力活動を探知できる保障措置手法である。国際原子力機関（IAEA）は、各国で収去した環境試料を加盟国のネットワーク分析所群と協力して分析している。我が国としてこの一翼を担うとともに、万一我が国に対して未申告活動の疑義が生じた場合の反証能力を確保するため、本事業により本分析の能力の維持・向上を図る。 | 本事業では以下の業務を実施する。<br>①新規分析手法の開発（平成28年度は、ウラン溶液を対象としたウラン精製時期決定法の開発）や既存分析手法の高度化<br>②IAEAに認定されたネットワーク分析所として、IAEAの依頼に基づく、他国で収去された試料の分析<br>③保障措置に係る試料分析に必要な施設・設備等の維持管理 | 965,478 | 402,936 | 5 | 特別 | － | 90022 | 2 | － | － | － | － | 2_c_7 | 8_6 | 4_a3_7 | | | | | | 該当 | |
| 4270 | 原子力規制委員会 | 19 | | 40 | | 大型混合酸化物燃料加工施設保障措置試験研究委託費 | | Ｊ－MOX（J－MOX）に適用する保障措置手法を確立するため、施設の設計・建設の進捗に合わせ、必要な保障措置機器を開発・設置するとともに、これら機器で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築することを目的とする。 | Ｊ－MOXでは、新技術の導入により運転の自動化が進むとともに、大量の核物質が取り扱われることから、本施設に特化した保障措置手法を確立することが必要。このため、本事業では、施設の設計・建設の進捗に合わせて施設に適用する保障措置機器（①MOX原料粉末貯蔵容器測定機器、②燃料集合体測定機器、③バルクエ程内MOX粉末・ペレット測定機器）を開発・設置し、これら機器で測定されるデータを収集・評価する保障措置システムを構築する。 | 10,517 | 262,215 | 5 | 特別 | － | 90022 | 2 | － | － | － | － | 2_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4271 | 原子力規制委員会 | 19 | | 41 | | 国際原子力機関保障措置拠出金 | | 我が国は、国際原子力機関（IAEA）への拠出を通じ、IAEAにおける保障措置の高度化や普及に係る国際協力活動に参画することによって、最新の知見や情報を蓄積・継承し、得られた知見等を福島第一原子力発電所を含む国内の多種多様な原子力施設の保障措置活動の向上・構築等に役立てていく。 | 本事業では以下の業務を実施する。<br>・福島第一原子力発電所における保障措置活動の回復を目的とした保障措置手法等の開発への参画<br>・IAEAによる知識・技能向上のための保障措置研修（トレーニング）に係るプログラム作成及び講師としての参画<br>・我が国を含む加盟国がIAEAに対して行う研究開発計画の策定・実行管理への参画<br>特に、福島第一原子力発電所においては、従来の手法による保障措置活動が十分に実施できないことから、世界にも類のない新たな手法による保障措置活動を導入し、廃炉に向けた工程に合わせて保障措置活動を回復していくことが、IAEA及び我が国にとって喫緊の課題である。そのため、本事業により、IAEAによる保障措置手法の開発活動に参画し、当該プロセスを促進することで適切な保障措置の実施を確保しつつ、円滑な廃炉の実現につなげていく。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_1_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4272 | 原子力規制委員会 | 19 | | 42 | | 原子力発電施設等核物質防護対策 | | 我が国の原子力発電所等の核物質防護対策を、引き続き国際的な水準に対して遜色のない措置水準とするとともに、国内の規制の一層の高度化を図るため、妨害破壊行為等による防護措置への影響の評価、新たな脅威等を踏まえた防護措置の評価に必要な技術的根拠を整備し、また原子力先進国の核物質防護に関する規制動向及び技術動向を把握するための調査・分析を実施する。 | 本事業では、次の事業を実施する。<br>（1）新たな脅威等を踏まえた防護措置の強化に係る技術動向調査及びデータ収得<br>新たな脅威等に係る原子力発電所等における防護措置の防弾及び耐爆性能について試験等によるデータ収得、分析により有効性を評価するとともに、技術動向の調査を実施する<br>（2）規制動向調査<br>原子力先進国の核物質防護に関する規制動向、技術動向等の調査、分析及び国際原子力機関の会合参加や海外規 | 143,184 | 140,305 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 1_a_2 | 1_c_2_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4273 | 原子力規制委員会 | 19 | | 44 | | 放射能調査研究に必要な経費 | | 自然界に存在する放射性物質や、核実験、原子力施設等から放出された人工放射性物質の影響に関する調査研究を行うことによって、国民の安全・安心を確保することを目的とする。 | 上記の目的を達成するため、米国原子力艦の寄港に伴う放射性物質及び放射線調査をはじめ、輸入食品、環境試料中の放射性物質に関する調査研究等を原子力規制委員会及び関係省庁において実施する。<br>1　米国原子力艦の我が国への寄港に伴う放射性物質及び放射線調査：①原子力規制委員会、②国土交通省（海上保安庁）、③農林水産省（水産庁）<br>2　輸入食品、農作物、海産生物の放射能に関する調査研究：①厚生労働省、農林水産省（②農林水産技術会議、③水産庁）<br>3　大気・海洋中の放射性物質に関する調査研究：①防衛省、国土交通省（②気象庁、③海上保安庁） | 1,515,241 | 1,626,012 | 5 | 一般 | － | 13 | 4 | ○ | － | － | － | 1_c_2_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○ 非該当：－） | 競争的資金（該当：○ 非該当：－） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4274 | 原子力規制委員会 | 19 | | 45 | | 緊急時対策総合支援システム整備等委託費 | | 原子力災害発生時の対策のうち、放射性物質による環境の汚染の状況を把握するための監視及び測定に資するシステムを検証・維持し、地方公共団体又は防災関係者の原子力災害対策のより一層の充実を図る。 | (1)原子力災害時には、国は緊急時モニタリングの結果の集約、評価を行うこととされている。このため、モニタリング情報等を収集するシステムの運用等を行う。<br>(2)政府や地方公共団体が、放射線監視等交付金を用いて実施しているモニタリングや環境モニタリングの結果等を緊急時放射線モニタリング情報共有・公表システムに収集し、様々な情報を把握するとともに、ホームページ上に適切な形態で表示することを念頭に置いた情報表示のあり方につ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4275 | 原子力規制委員会 | 19 | | 46 | | 環境放射能水準調査等委託費 | | 全国における環境放射能水準の調査及び地方公共団体が実施する放射能分析・測定結果の収集を行うことにより、平常時の環境放射能水準を把握し、万一異常値を検出した場合は、原子力施設からの影響の有無を確認する。 | 上記目的を達成するため、①47都道府県における環境放射能調査及び②47都道府県において実施困難な高度かつ専門的な分析及び分析結果の収集を実施する。 | 1,720,315 | 1,752,578 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4276 | 原子力規制委員会 | 19 | | 47 | | 海洋環境放射能総合評価委託費 | | 我が国の原子力施設沖合に位置する主要漁場等における放射能水準を把握するため、海産生物、海底土及び海水の放射能調査を実施するとともに、原子力施設からの影響の有無を確認する。 | 上記目的を達成するため、原子力施設沖合に位置する主要漁場等において採取した海産生物、海底土及び海水試料を分析し、これらの結果について専門家による検討を行う。また、本業務の成果等を簡潔に取りまとめた資料を作成し、関係機関・団体等へ説明を行う。 | 978,376 | 832,350 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4277 | 原子力規制委員会 | 19 | | 48 | | 原子力防災専門人材育成事業委託費 | | 地方公共団体の職員や緊急時モニタリングセンターでの活動及び野外でのモニタリング活動に従事する者等に対し、その役割に応じた研修を実施し、原子力災害発生時の防災対策の充実強化を図ることを目的とする。 | 原子力災害発生時の防災対策の充実強化を図るため、地方公共団体の職員へ以下の研修を行う。<br>①環境放射能分析研修<br>平時から環境放射能調査を適切に行うため、地方公共団体の実務担当者に対して環境放射能分析・測定に関する技術研修を行う。<br>②モニタリング実務研修<br>地方公共団体の緊急時モニタリングセンターでの活動等に従事する職員に対して緊急時モニタリングに関する技術研修を行う。<br>③緊急時モニタリングセンターに係る訓練研修<br>実効性のある緊急時モニタリング体制を整備するための課題やボトルネックの抽出を行うため、地方公共団体に対して | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_1_1 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4278 | 原子力規制委員会 | 19 | | 49 | | 避難指示区域等における環境放射線モニタリング推進事業委託費 | | 避難指示区域等の見直しに伴い、住民の帰還に向けて、きめ細かなモニタリングの実施及び放射線量マップ等を作成し、これらの地域における安全性を確認することで、早期の帰還の促進を図ることを目的とする。 | 今後避難指示区域の解除に伴う住民の帰還に向けて、住民の安全確保のため、次の内容を実施する。<br>①市町村の要望を十分に踏まえたきめ細やかな放射線モニタリングを実施するとともに、住民の行動パターンを把握し、生活圏内におけるモニタリングを実施する。<br>②①で得られた結果と関係省庁が実施する環境放射線モニタリング結果を活用した詳細な放射線量マップ等を作成し、住民に提供する。 | 147,281 | 122,766 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_1 | 3_c4_3 | | | | | | | 該当 | |
| 4279 | 原子力規制委員会 | 19 | | 50 | | 環境放射線モニタリング国際動向調査等委託費 | | 国際機関における放射線モニタリングに関する検討状況や、諸外国における放射線モニタリングの取組状況について調査することで、我が国の放射線のモニタリング体制の検討に資することを目的とする。 | 国際原子力機関（IAEA）等におけるモニタリングに係る技術文書の検討状況や、原子力施設を有する諸外国における緊急時モニタリングの取組状況等の調査を実施し、その結果に基づき、我が国の放射線モニタリング機能の維持・ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4280 | 原子力規制委員会 | 19 | | 51 | | 放射線監視等交付金 | | 原子力発電施設、加工施設又は試験研究炉等（以下「原子力施設」という。）の周辺における環境放射線の監視、環境試料中の放射性核種濃度の調査及びこれらの変動要因の解明に関する調査研究を行うことにより、原子力施設の周辺における放射線の影響を把握する。 | 上記の目的を達成するため、原子力施設が立地又は隣接する24道府県に対し、環境放射線の監視を行うために必要な施設等の整備、原子力施設周辺における環境放射線の調査等を実施するための資金を交付する。<br>【立地道府県（16）】北海道、青森県、宮城県、福島県、茨城県、新潟県、神奈川県、静岡県、石川県、福井県、大阪府、岡山県、島根県、愛媛県、佐賀県、鹿児島県<br>【隣接府県（8）】富山県、岐阜県、滋賀県、京都府、鳥取県、山口県、福岡県、長崎県 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 1_b_4_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4281 | 原子力規制委員会 | 19 | | 52 | | 放射能測定の充実 | | 環境放射能分野における標準的な分析・測定法マニュアルである「放射能測定法シリーズ」の内容を精査し、改訂の必要性並びにその方向性等の検討及び改訂を行うことを目的とする。 | 環境放射能分野における標準的な分析・測定法マニュアルとしては、「文部科学省放射能測定法シリーズ」（以下、「測定法」という。）が34種作成されているが、中には刊行から40年程度経過しているものも存在し、技術の進展等が反映されていない場合があると考えられることから、これらの測定法の内容を精査し、改訂の必要性及びその方向性等の検討を行う。改訂が必要なものについては、順次改訂等を行 | 45,943 | 33,784 | 5 | 一般 | － | 95 | 2 | － | － | － | － | 2_c_7 | | | | | | | | 該当 | |
| 4282 | 原子力規制委員会 | 19 | | 53 | | 実効性のある緊急時モニタリングの体制整備 | | 原子力災害が発生した直後に実施する緊急時モニタリングの体制の整備を進め、実効性あるものとすることを目的とする。 | ①緊急時モニタリングセンター資機材の整備<br>原子力施設関係都道府県に、緊急時モニタリングを指揮するための緊急時モニタリングセンター及びその活動に必要な資機材を整備する。<br>②航空機モニタリングシステムの整備<br>放射性物質の広域拡散状況を把握するために実施する航空機モニタリングに必要な測定器及び解析システムを整備する。<br>③緊急時モニタリング資機材の整備<br>全国の地方放射線モニタリング対策官事務所に緊急時モニ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4283 | 原子力規制委員会 | 19 | | 54 | | 原子力発電施設等緊急時対策技術等 | | 原子力災害の危機管理体制に必要不可欠な対応拠点、情報インフラを整備し、原子力災害時における体制の基盤整備を強化する。 | 緊急時の中央や現地の対応拠点となる緊急時対応センター（ERC）、オフサイトセンター（OFC）の情報通信設備及びプラントの情報収集・表示を行う緊急時対策支援システム（ERSS）の整備維持管理を行う（各々代替拠点・設備含 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4284 | 原子力規制委員会 | 19 | | 56 | | 原子力災害対策実効性向上等調査研究事業 | | 原子力災害対策に係る国内外の最新の科学的技術的知見及び動向を調査し、その効果及び実効性等を実証するための研究を行うことを通じて、より迅速かつ効果的な住民防護対策の在り方を検討し、もって原子力災害対策の更なる充実・強化を図る。 | 国際原子力機関（IAEA）等の緊急時対応に関する国際基準の動向及び関連する先進主要国の実態等を調査する。<br>緊急時に講じられる防護措置である屋内退避による防護効果に関する技術的知見をより詳しく整備する。屋内退避時の被ばく経路には、屋外からもたらされる外部被ばくと、屋内に侵入した放射性物質によりもたらされる吸入被ばくがあり、本事業では、この双方における被ばく線量の低減効果に関する技術的知見を整備する。 | 157,750 | 119,506 | 5 | 特別 | － | 90022 | 4 | － | － | － | － | 2_c_7 | | | | | | | | 該当 | |
| 4285 | 復興庁（原子力規制委員会） | 8 | | 218 | | 原子力被災者環境放射線モニタリング対策関連交付金 | | 福島県及び12市町村による地域の実情に応じた空間線量率の測定や生活環境の様々な分野（大気、地下水、海域、土壌、森林など）の放射性物質濃度等の測定を行うことにより、避難解除等区域等における住民の安心に資することを目的とする。 | 避難解除等区域等への帰還に伴い、生活環境における放射線被ばくに係る住民の安心等を確保するため、福島県及び12市町村による地域の実情に応じた空間線量率の測定や生活環境の様々な分野（大気、地下水、海域、土壌、森林など）の放射性物質の濃度測定に対して、必要な経費を福島県に対して交付する。 | 800,000 | 800,000 | 5 | 特別 | ○ | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_2_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4286 | 復興庁（原子力規制委員会） | 8 | | 219 | | 原子力施設事故影響調査 | | 原子力規制委員会がその役割である放射線モニタリングの司令塔機能（原子力規制委員会設置法第4条第6号）を果たすため、環境モニタリングにより環境中の放射能の状況を適切に把握し、原子力安全規制を的確に実施するとともに、事故発生時の初動対応など危機管理を迅速かつ的確に行う。またその着実な実施により、被災地の復旧・復興や住民の安心に貢献することを目指す。 | 東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所からの影響把握のための環境放射能のモニタリング等を実施する。具体的には、①航空機による空間線量率の広域調査、②放射性物質の分布状況マップの作成等、③閉鎖的海域における放射線モニタリング、④海域における放射性物質の分布状況の調査、⑤東京電力福島第一原子力発電所事故による環境モニタリング等データベースの構築、⑥農地土壌等の放射性物質の分布状況等の推移等の調査、⑦食物連鎖を介した放射性物質の動態把握、⑧環境モニタリングデータをリアルタイムに公表するためのホームページ等 | 1,390,925 | 1,298,030 | 5 | 特別 | ○ | 95 | 4 | － | － | － | － | 1_c_3_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4287 | 復興庁（原子力規制委員会） | 8 | | 220 | | 環境放射線測定等に必要な経費 | | 被災住民の生活環境に対する関心に応えるため、環境放射線量等の公表に不可欠なモニタリング業務、可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システム等の維持・管理を着実に実施する。 | 東京電力福島第一原子力発電所事故の対応として、福島県を中心に設置した可搬型モニタリングポスト及びリアルタイム線量測定システム等の測定器の維持・管理を行うとともに、環境放射線モニタリングを実施し、測定結果を迅速に公表する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 3_c4_3 | | | | | | | 非該当 | |
| 4288 | 防衛省 | 20 | 新28 | 1 | | 新空中給油・輸送機の取得 | | 島嶼部に対する攻撃への対応等に関して、戦闘機部隊、警戒航空部隊等が我が国周辺空域等で各種作戦を持続的かつ柔軟に実施し得る態勢を構築するため、空中給油・輸送機（KC－46A）を整備する。 | 空中給油・輸送機（KC－46A）は、戦闘機等に対し空中給油が実施できるほか、人員及び貨物を輸送する能力を保持している。<br>本事業においては、空中給油・輸送機（KC－46A）を必要数取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方支援体制の整備等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4289 | 防衛省 | 20 | 新28 | 2 | | 早期警戒機の増勢 | | 現有装備品（E－767及びE－2C）と組み合わせ、連続空中しょう戒能力の向上を図り、南西地域をはじめとする周辺空域の警戒監視能力を強化するため、新たな早期警戒機を取得する。 | 厳しさを増す日本周辺での安全保障環境の中、周辺海空域（主に南西域）における警戒監視能力の充実を図る必要がある。<br>しかし、現状の能力では、保有する空中レーダーを組み併せて運用しても、連続的に空中しょう戒するには不十分であることから、この不足を補完するために、新たに早期警戒機を必要数取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4290 | 防衛省 | 20 | 新28 | 3 | | ジブチ軍に対する災害対処能力強化支援 | | 防衛当局間の関係強化を中心として二国間の相互理解・信頼醸成を更に促進し、ジブチ拠点やジブチ空港の安定的な活用のための基盤を確保する。 | ジブチ軍工兵部隊の災害対処能力強化のため、施設機械操作手としての知識及び技能を概ね修得させる。<br>教育内容は、次のとおり。<br>○　施設機械の整備及び操作のための基礎的能力の修得<br>○　施設機械の各作業法の修得、これらに関する簡単な見積、計画の作成能力の修得 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4291 | 防衛省 | 20 | 新28 | 4 | | サプライチェーン調査結果活用データベースシステムの構築 | | 防衛装備品移転三原則が決定され、今後我が国が必要とする高度な装備品を取得しつつ、国内に必要な防衛生産・技術基盤を維持・強化するための施策立案の際に活用する、各種装備品等のサプライチェーンに関するデータベースを構築するもの | 過去のサプライチェーンの調査の結果（26年度P-1、27年度「そうりゅう型」潜水艦）及び今後実施予定のサプライチェーンの調査結果の集約、管理及び分析を迅速・適切に行うためのデータベースを整備・運用するに先立ち、パイロット版の整備を28年度に実施し過去のサプライチェーンの調査結果をデータベース化する。<br>29年度よりパイロット版を試行運用を開始して、今後実施予定のサプライチェーンの調査結果を逐次データベース化するとともに試行運用で得られた知見をもとに、正版のデータベースを構築して、国内の防衛生産・技術基盤を適切に把握・分析するための基盤を確立する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_c_1_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4292 | 防衛省 | 20 | 新28 | 5 | | 民間海上輸送力活用に係わるPFI事業 | | 一層厳しさを増す安全保障環境の下、自衛隊の迅速かつ大規模な海上輸送能力・展開能力を、民間の資金や能力を活用するPFI方式により、効率的に確保 | ・民間事業者が、二隻の船舶を所有・維持・管理し、自衛隊の平素の訓練や災害派遣等の緊急時の輸送を行うため、迅速かつ優先的に船舶を運航<br>・防衛出動の場合などにおける危険地域の運航に当たっては、自衛隊が、船舶そのものを借り受ける（その場合、自衛官が乗り組んで自衛隊が自ら運航） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4293 | 防衛省 | 20 | 新28 | 6 | | サプライチェーンリスク対策に係る調査研究 | | 本事業は政府全体のサイバーセキュリティ政策に寄与するものであり、防衛省が調達する情報システムについて、調達・維持運用段階で情報セキュリティを確保するため、マルウェア対策等、その構成品等のサプライチェーンに関するリスクに対する防衛省としての対応策（サプライチェーンリスク対策）の策定に資すること。 | 防衛省におけるサプライチェーンリスク対策基準等を策定するため、民間企業等が実施している対策や規則体系などの状況を調査するとともに、サプライチェーンリスク対策基準を適用した情報システムの調達面における仕様内容及び企業の受注体制へ与える影響等について調査研究するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4294 | 防衛省 | 20 | 新28 | 7 | | 電子計算機システムの新技術実用化等に関する技術支援に係る経費 | | 防衛省の各機関等においては各種電子計算機システムの効率化のため、クラウド化等を進めているところであり、新技術（クラウドコンピューティング、ビッグデータ、仮想的ネットワーク制御等）の実用化及び導入に向けて、経費を抑制しつつ競争性及び公平性を確保した調達方針等の策定のため、専門的知見に基づく技術的支援を得るものである。 | 防衛省の使用する電子計算機システムについて、情報技術進展に伴う新技術の実用化及び導入を推進するに当たり、調達面における競争性等を阻害する事項を調査・分析し、最適な調達に資する方針等策定のために必要な高度、専門的かつ適時性のある情報通信技術に関する技術的支援、助言及び情報の提供を得るものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4295 | 防衛省 | 20 | 新28 | 8 | | 防衛航空機分野の生産・技術基盤の維持・強化等に関する調査 | | 平成27年10月に設置された防衛装備庁の任務として、「防衛装備庁は、装備品等について、その開発及び生産のための基盤の強化を図りつつ、研究開発、調達、補給及び管理の適正かつ効率的な遂行並びに国際協力の推進を図ることを任務とする。」旨定められているところ、当該任務に沿って、防衛航空機分野をはじめとする防衛産業に関する防衛装備品の開発及び生産のための基盤の強化を進める上で、必要となる政策立案に資する調査を行う。 | 防衛装備品の研究開発、生産、維持整備等を支える我が国防衛生産・技術基盤の多くは、防衛産業に依存しており、当該防衛産業の基盤は、我が国防衛上においても重要な要素であることから、その維持・強化を進める必要がある。特に防衛航空機分野は、欧米諸国等に大規模な防衛産業が存在しており、また、共同開発が進んでいる分野であることから、当該分野における維持・強化が必要である。防衛航空機分野を含む防衛装備品の開発及び生産のための基盤の強化に当たっては、我が国防衛産業の国際的な立ち位置を適切に把握することが重要であり、諸外国の防衛産業の競争力に係る調査・分析を行い、諸外国と我が国の防衛 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4296 | 防衛省 | 20 | 新28 | 9 | | 軍用耐空証明制度に関する研修 | | 近年の軍用機に対する安全性の意識の高まりから、自衛隊機の安全性管理の強化、また、防衛装備庁において防衛省開発航空機の海外移転に対応していくために、海外の安全性審査制度及び体制に関する情報を収集し、国際基準に準拠した安全性審査の制度構築や国際的に通用する耐空証明を発行できる体制構築に関する検討の資とする。 | 文献調査等では入手できない軍用機の安全性の審査、海外移転に対応できる制度及び体制に関する具体的な知識や実績等を有する諸外国軍の安全性審査プロセスについて、専門的な研修を受け、国際会議等を通じて意見交換を行い情報を収集する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4297 | 防衛省 | 20 | 新28 | 10 | | 将来装備品の取得手段の調査 | | 防衛装備庁において、将来の装備品等の取得にあたって、取得手段等に関する代替案の分析又は将来装備の技術的な検討の資とするべく、必要な調査を行う。 | 将来の装備品等の取得にあたって、公正性・透明性を確保しつつ最適な取得を行うためには、取得手段等に関して幅広い代替案の比較分析を行うことが重要である。この代替案分析等の資とするべく、海外装備品の技術動向及び関連する技術情報等の収集・分析を専門知識を有する民間企業 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4298 | 防衛省 | 20 | 新28 | 11 | | 将来の統合防空の在り方に関する調査研究 | | 平成27年4月に策定された日米防衛協力のための指針（新ガイドライン）を踏まえた防空及びミサイル防衛における日米間の協力措置を速やかに具体化するにあたり、自衛隊の防空及びミサイル防衛の統合の在り方に係る検討を行う必要があることから、当該検討に資する技術的資料を得るべく調査研究を実施するもの。 | 陸・海・空自衛隊が有する能力を一体的・有機的に運用することにより、効率的・効果的に我が国の防空能力及びミサイル防衛能力を統合し、向上させていくための方策を技術的根拠に基づいて案出・評価する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4299 | 防衛省 | 20 | 新28 | 12 | | 防衛装備・技術協力に係る調整等 | | 防衛省においては、防衛装備移転三原則や防衛生産・技術基盤戦略の策定により、国際的な防衛装備・技術協力を推進しているところであり、既に共同開発等で協力関係にある米国に加え、近年、英国、豪州との間でも、それぞれ政府間の協力枠組が構築されている。これら2カ国については、防衛省設置法第4条改正により防衛省の所掌事務として国際協力事務が追加されたこともあり、今後、防衛装備・技術協力の進展が見込まれ、現地において政府機関や関係企業との間で調整や新たな需要の発掘・調査を行うことが必要である。 | 防衛省の所掌事務が拡大し、平成27年度に設置された防衛装備庁においても装備品等についての防衛装備・技術協力の推進を任務の1つとしている。このような事務を適切且つ確実に行えるよう、英国、豪州への出張が必要となる。<br>具体的には、日英間においては、平成25年7月に協定が署名されて以降、化学・生物防護技術に係る共同研究や共同による新たな空対空ミサイルの実現可能性に係る共同研究を開始しており、本年1月21日の「日英外務・防衛閣僚会合共同声明」の付属書においては、日英防衛装備・技術協力運営委員会を通じて、他の協力事業を探求することが決定され、新たな協力事業の特定に向けて、現在積極的に相互訪問を行っている。更に、日豪間では、平成26年7月の日豪首脳会談において、日豪防衛装備品・技術移転協定が署名されるとともに、具体的な協力案件に係る実務者協議も進展するなど、同国との防衛装備・技術協力の更なる拡大・深化が確実となっている。具体的には、本年度、初の科学技術協力として、船舶の流体力学分野に関する共同研究を開始しているところである。<br>これら進展が現実化し事務レベルでの調整機会が増大している国々との間では、現地におけるニーズに迅速に即応しつつ、機動的に調整・交渉・ロジを行う必要がある。防衛装備・技術協力に専念できる人員を関係国において執務させることで、機動的且つ柔軟に個別具体的な防衛装備・技 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4300 | 防衛省 | 20 | 新28 | 13 | | 防衛装備協力（ASEAN諸国への民間技師派遣） | | 装備協力を行うにあたっては、装備品の相手国への移転のみならず、装備品の操作や維持修理に関する専門的な知識や経験を相手国の関係機関に提供することが、包括的かつ継続的な装備協力のために必要。ASEAN諸国からは、人道支援・災害救援や海洋安全保障分野における装備協力について日本側に期待が示されており、これらの分野における包括的な協力を実現することで、地域における自然災害への対応能力の向上やシーレーンの安全確保を通じて、地域の安定化への貢献につながる。 | 防衛装備協力を行うASEAN諸国に対し、協力する装備についての民間技師を派遣し、相手国軍関係者に対して装備品に係る操作や維持修理についての知見を提供することで、移転する装備に伴うアフターサービスを含めた包括的な装備協力として提供するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4301 | 防衛省 | 20 | 新28 | 14 | | IDEAAへの参加 | | IDEAA（International Defense Educational and Acquisition Arrangement）は、主として欧米各国の防衛装備品の取得及びその教育に関わる機関が互いに協力して、取得マネジメントの教育・訓練を向上させることを目的に設立されたものであり、防衛省もIDEAAのパートナー国に加盟することで欧米諸外国との連携を密にし、装備品の取得に関わる人材の育成、各国の取得マネジメントや国際共同開発等の情報収集を行い、防衛省における効果的・効率的な取得を実現す | 積極的に他の参加国からの情報収集及び装備品の取得に係る協力の強化を図るため、IDEAAの加盟国となるための諸手続及びセミナーへの参加を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4302 | 防衛省 | 20 | 新28 | 15 | | 軽量化機体構造の研究試作 | | 将来戦闘機の軽量化のため、新しい機体構造について研究し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成26年度から28年度にかけて基本設計を実施すると共に、構造要素供試体及び部分構造供試体を試作し、平成29年度から30年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 803,520 | 3,405,240 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4303 | 防衛省 | 20 | 新28 | 16 | | 装輪装甲車（改） | | 陸上自衛隊の現有96式装輪装甲車の後継として、国際平和協力活動、島しょ部侵攻対処等に伴う各種脅威に対応するため、防護力等の向上を図った装輪装甲車（改）を開発 | 当該事業では、平成26年度から平成28年度まで試作を実施し、平成28年度から平成30年度まで試験を実施した後、開発を終了する予定である。 | 1,965,600 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4304 | 防衛省 | 20 | 新28 | 17 | | 長期運用型UUVシステム構成要素の研究試作 | | 長期間の水中航走を可能とし、長期間我が国の近海に留まり活動することを可能とする、燃料電池等による水中航走体用発電システムについて研究し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成26年度から32年度にかけてシステム設計を実施すると共に、燃料電池装置、制御装置等を試作し、平成29年度から32年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 493,560 | 1,879,200 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4305 | 防衛省 | 20 | 新28 | 18 | | 野外指揮・通信システム一体化技術の研究試作 | | 野外通信システムの構成品である広帯域多目的無線機等に野外型指揮システムの機能を一体化することにより、指揮統制機能、日米情報共有機能等を実装し、運用環境下での評価を実施することにより、当該機能を実現するための技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成26年度から平成28年度にかけて研究試作（その1）において基本設計を実施すると共に、指揮統制・通信サービス付加装置（その1）及び野外通信システム模擬装置（その1）1式を試作する。また、平成27年度から平成29年度にかけて研究試作（その2）において指揮統制・通信サービス付加装置（その2）及び野外通信システム模擬装置（その2）1式を試作して、野外指揮・通信システム一体化技術の研究に関する技術的課題を解明する予定である。さらに、試作品を平成28年度から平成29年度に試験を実施した後、事業を終了する予定である。 | 5,803,920 | 1,951,560 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4306 | 防衛省 | 20 | 新28 | 19 | | 次世代護衛艦用新戦術情報処理装置の研究試作 | | 対象国の潜水艦、水上艦艇、航空機、対艦ミサイル等の更なる脅威の増大に対し戦闘の効率化を図るため、艦艇相互の高速かつ高精度な戦術情報共有を実現すると共に艦隊防空能力の現況を高速に算出・更新することにより指揮官の迅速な判断支援に資する新戦術情報処理装置に関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映す | 当該事業では、平成26年度から29年度にかけてシステム設計を実施すると共に、新戦術情報処理装置ハードウェア、専用試験装置等を試作し、平成29年度から31年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 2,592,000 | 2,322,000 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○非該当：-) | 競争的資金(該当：○非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○非該当：-） | SBIR対象（該当：○非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4307 | 防衛省 | 20 | 新28 | 20 | | 適応制御ミリ波ネットワーク装置の研究試作 | | 陸海空マルチプラットフォームで利用できる適用制御技術を用いたミリ波帯高速データ通信システムに関する研究を行い、ミリ波帯を用いた適応制御型高速ネットワークの実現 | 当該事業では、平成26年度から平成30年度まで研究試作を実施し、平成29年度および平成31年から平成32年まで所内試験を実施する予定である。 | 1,540,080 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4308 | 防衛省 | 20 | 新28 | 21 | | マイクロ波評価装置の研究試作 | | 電波を利用した将来の高エネルギー防空対処システムの検討に資するため、高効率かつ小型化が可能な新型電子管を用いたアクティブ・フェーズドアレイ方式の大出力指向性マイクロ波技術に関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成26年度から31年度にかけてシステム設計を実施すると共に、空中線装置、受信励振装置及び評価用供試体等を試作し、平成31年度から32年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 556,200 | 534,600 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4309 | 防衛省 | 20 | 新28 | 22 | | 多目的自律走行ロボットの研究試作 | | 車両ロボットの悪天候環境及び動的環境における自律走行機能向上、また、把持作業等に使用される車両ロボット搭載アームの遠隔操縦機能向上を目的とし、武力攻撃対処、災害派遣等に使用可能な多目的自律走行ロボットについて研究し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成26年度から28年度にかけて基本設計を実施すると共に、装輪車両ロボット及び装軌車両ロボット1式並びに解析装置1式を試作し、平成29年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 528,120 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4310 | 防衛省 | 20 | 新28 | 23 | | 衛星搭載型2波長赤外線センサの研究試作 | | 宇宙からの赤外線画像のデータ収集を行い、弾道ミサイルの発射の検知や情報収集・警戒監視機能への赤外線センサの活用可能性について研究を行うため、防衛省において試作した2波長赤外線センサを文科省・JAXAが計画する先進光学衛星に搭載し、宇宙実証するためのインテグレーション技術について研究し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成27年度から31年度にかけて基本設計を実施すると共ににて、フライトモデル及び地上システムを試作し、平成31年度から36年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 1,007,509 | 1,007,509 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4311 | 防衛省 | 20 | 新29 | 1 | | 音響測定艦（AOS） | | 周辺を海洋に囲まれた我が国において、自由な海上交通を確保するため、可及的速やかに対潜音響情報収集態勢を増強し、急速に拡大している対潜音響情報収集海域への対応態勢を確保する。 | 対潜音響情報の収集態勢を増強するため、音響測定艦1隻を建造する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4312 | 防衛省 | 20 | 新29 | 2 | | 滞空型無人機等の取得(省統一) | | 防衛計画の大綱等に基づき、広域における常続監視能力の強化のための共同の部隊の新編に向け、滞空型無人機を新たに導入する。 | 広域における常続監視態勢の強化のため、現有の装備品では十分に実施することが困難な、我が国の領海・領空から比較的離れた地域の情報収集や事態が緊迫した際の空中での常時継続的な警戒監視等を行い、周辺海空域における安全確保に一層万全を期することを目的に、滞空型無人機等を取得するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4313 | 防衛省 | 20 | 新29 | 3 | | コスト縮減等に資する企業評価の仕組みの構築のための調査 | | 近年の財政事情に鑑み、防衛装備品の調達にあたってはますますの経費削減が求められているところであるが、企業間の競争がない場合の経費削減の手法のひとつとして、官側が契約相手方を積極的に評価することにより、企業の効率的な投資を促しコストダウンを図ることを目的とする。 | 通常、企業間の競争性がある市場であれば、企業は互いに価格の低減を図るため企業の自助努力によりコストダウンが行われるが、防衛装備品はその特殊性から、企業間に直接の競争性がないことが多い。そういった場合のコストダウンを図る方法の一つとして、官側が企業の効率性等を積極的に評価することにより、企業の投資の効率化を促進するという方法が考えられる。この方法によれば、官側が企業を積極的に評価することにより、企業の情報が積極的に提示されるとともに、企業毎の評価が企業間の比較を可能とし、その評価に基づく企業の評判を活用することにより、企業間の間接的な競争を促進してコストダウンが図られると考えられる。本事業は、調達コスト縮減のための企業評価の仕組みを構築するため、専門的な知識やノウハウを有する民間 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4314 | 防衛省 | 20 | 新29 | 4 | | 民間貨物船を海上輸送力として利用するための調査 | | 平成27年度に「民間船舶の運航・管理事業」の事業契約を締結し、平成28年度からPFI方式により、民間フェリーを活用した人員・装備品等の輸送を行う枠組みはできたが、他方、大量に危険物を含む物資を輸送することのできる民間貨物船による輸送の枠組みについては構築されていない。そのため、大量の危険物を含む物資を輸送するための民間貨物船を、防衛省・自衛隊において効率的・効果的に利用することの可能性を検討することを目的とする。 | 自衛隊の任務遂行に必要な大規模輸送を効率的に実施するためには、自衛隊の輸送力と連携して民間輸送力の積極的な活用を図ることが必要である。しかし、現在の防衛省・自衛隊においては、民間貨物船による海上輸送力の活用は限定的であり、今後は、大規模輸送を効率的に実施するため、民間貨物船に係る防衛省・自衛隊における効率的な利用可能性を検討する必要がある。しかしながら、防衛省には民間貨物船による海上輸送力の活用についての各種専門的知識及び実績等を有しておらず、これら知見等を有し | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4315 | 防衛省 | 20 | 新29 | 5 | | 防衛装備品移転等事業実施可能性調査役務 | | 防衛装備移転三原則の策定以降、防衛装備・技術協力を実現するべく、政府においては協力枠組みや協力分野の特定に向けた二国間対話などを進めている一方、具体的な協力案件を成立させるため、相手国の調達制度や生産・技術基盤などの様々な課題を乗り越える必要があり、防衛関連企業の多くが防衛装備・技術協力の事業リスクを感じている。相手国におけるニーズや調達制度等の調査を実施し、これらのリスクを明確化・縮小させ、一層官民が連携して事業スキームの具体化を行うことにより、案件成立を図る。 | 防衛装備・技術協力に関する案件成立を図るためには、一層官民が連携して事業スキームの具体化させることが必要である。<br>事業スキームの具体化の資とするため、以下に関して、部外委託により調査を実施する。<br>（基礎調査）<br>強力可能性がある外国の法律・調達制度や生産・技術基盤等<br>（事業性調査・分析）<br>企業間で引き合いがあるなど、今後具体化する可能性のある案件について、相手国におけるニーズや法律・調達制度 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4316 | 防衛省 | 20 | 新29 | 6 | | 防衛装備協力（アジア太平洋諸国の防衛装備・技術専門家及び産業関係者招へい） | | アジア太平洋諸国から技術専門家及び産業関係者等を招へいし、我が国自衛隊や防衛産業の防衛装備品や防衛技術に対する理解を促進する。また、防衛装備政策や防衛技術分野で影響力のある専門家や研究者を防衛装備庁が共催する国際会議での講演者として招へいし、諸外国との防衛装備・技術協力の施策について情報発信するとともに、海外の施策や様態について情報収集を実施する。 | アジア太平洋諸国から技術専門家及び産業関係者等を招へいし、自衛隊施設や防衛産業の視察を実施する。実物の装備品や技術を紹介することで、我が国自衛隊や防衛産業の防衛装備品や防衛技術に対する理解を促進させ、各国との協力案件の具体化を図り、防衛装備・技術協力を推進する。<br><br>②また、防衛装備政策や防衛技術分野で影響力のある専門家や研究者を防衛装備庁が共催するアジア防衛技術会議での講演者として招へいし、諸外国との防衛装備・技術協力の施策について情報発信するとともに、海外の施策や様態について情報収集を実施する。<br><br>【参考]アジア防衛技術会議<br>・本会議は、タイ国防省及び国防技術研究所（DTI）がシンクタンク機関との協力の下、開始。<br>・防衛技術に関して、アジア太平洋地域諸国からの政府関係者、技術研究者、防衛産業関係者、大学教授を中心に防衛装備及び技術研究の促進をテーマとしたパネルディスカッションを実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4317 | 防衛省 | 20 | 新29 | 7 | | 保全指導職員等の能力向上 | | 海外で開発された装備品を導入・維持するにあたっては、国内企業の参画が重要であるところ、国内企業がこれら装備品の整備基盤となるためには、諸外国から信頼される万全な保全措置を講じることが必要不可欠であるため、速やかに保全業務のエキスパートを育成する。 | 米国からの装備品の導入・維持が円滑に進むよう契約情報保全企画室の担当職員並びに地方防衛局の保全専門官及び情報セキュリティ監査官に、米国で企業保全を担当している者が受講しているカリキュラムを受講させることにより、米国が求める企業に対する保全知識を身に付けさせる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4318 | 防衛省 | 20 | 新29 | 8 | | サプライヤコラボレーションによるコスト縮減のための支援役務 | | 近年の財政事情に鑑み、防衛装備品の調達にあたってはますますの経費削減が求められているところであるが、企業間の競争がない場合の経費削減の手法のひとつとして、官民が共同してコスト構成要素の分析を実施し、コスト縮減を共同作業により達成する、サプライヤコラボレーションによるコスト縮減を実施することを目的とするものである。 | 通常、企業間の競争性がある市場であれば、企業は互いに価格の低減を図るため企業の自助努力によりコストダウンが行われるが、防衛装備品はその特殊性から、企業間に直接の競争性がないことが多い。そういった場合のコストダウンを図る方法の一つとして、民間で採用されている「サプライヤコラボレーション」があげられる。競争的アプローチに対して協調的アプローチと呼ばれる方法であり、官民が共同してコスト構成要素について分析を実施し、それに基づきコスト縮減を共同作業によって達成するものである。本事業は、調達コスト縮減のためのサプライヤコラボレーションの仕組みを構築するため、専門的な知識やノウハウを有する民間企業（コンサルタント企業）の支援を得るものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4319 | 防衛省 | 20 | 新29 | 9 | | フィリピンへのTC－90の移転 | | フィリピンへ海自練習機TC－90を移転し、フィリピン海軍にTC－90を持続的に運用させることで、同国の人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握の能力を向上させ、アジア太平洋地域の安全保障環境の向上を目指す。 | フィリピン政府は、移転後のTC-90を人道支援・災害救援、輸送及び海洋状況把握に使用するとしている。同国におけるTC-90の持続的な運用は、アジア太平洋地域の安全保障に大きく貢献することとなることから、装備品等における国際協力を担う防衛装備庁として、フィリピン海軍の操縦 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4320 | 防衛省 | 20 | 新29 | 10 | | 将来戦闘機の共同開発に係る可能性及び各種課題の調査 | | 中期防衛力整備計画では、将来戦闘機に関し、国際共同開発の可能性も含め、戦闘機（F－2）の退役時期までに開発を選択肢として考慮することとしており、将来戦闘機の共同開発の可能性及び各種課題について情報を収集する。 | 将来戦闘機の国際共同開発に関わる協議は、これまで戦闘機の開発技術を有する国を中心として進めてきたところであるが、平成28年4月に、先進技術実証機（X－2）が初飛行したこと等を踏まえ、これまで協議をしてきている国以外にも、我が国の技術に対して関心を持っている国があるのか、及び各国の戦闘機の更新計画をより詳細に調査し、我が国と開発費を分担する可能性のある国があるのかについて幅広く調査することによって、更なる効率的な共同開発の形を追求する。また官民の役割分担、開発資金の拠出方法、プロジェクト体制の構築、企業との契約形態等について、我が国と共同開発のパートナーとなりうる国との間の相違点を明らかにし、実際に共同開発を進める場合に予想さ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：－) | 競争的資金(該当：○ 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4321 | 防衛省 | 20 | 新29 | 11 | | 取得に関する諸外国の制度の調査に係る経費 | | 取得マネジメント等に関する国際会議に参加し、取得に係る諸外国の制度や最新の情報の調査を実施し、防衛装備庁における効果的・効率的な調達制度の検討・運用に反映させる。 | 米国で開催されているIPMW(Integrated Program Management Workshop)に参加し、取得マネジメントに係る米連邦政府関係者、防衛産業を始めとする民間業者、学会関係者及びコンサルタント事業者等との情報収集、意見交換を実施する。さらに、30カ国以上が参加し、年2回各国で開催されるGICC(Global Industrial Cooperation Conference)に参加し、FMSによる調達額が増大していく中、我が国におけるオフセット取引の在り方等の検討の資を得るため、各国の最新のオフセット取引の事例等の情報を収集する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4322 | 防衛省 | 20 | 新29 | 12 | | EVMシステム適正性調査経費 | | 防衛装備品を取得するプロジェクトにおいて、そのプロジェクトを管理するために必要となるコスト・スケジュール・パフォーマンスを正確に測定するため、契約相手方となる防衛装備品等の製造を担う法人企業が導入するEVMシステム(Earned Value Management System;ｱｰﾝﾄﾞﾊﾞﾘｭｰﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ;出来高管理システム)の適正性を評価することによって、契約相手方法人企業にプロジェクト進行で生じるリスクを一方的に負担させない制度を確立することにより、防衛装備品の調達予算の適正化を図る。 | プロジェクト管理による防衛装備品等の取得に関する制度の一環として導入予定であるリスクシェア型インセンティブ契約を契機に、契約相手方となる装備品等製造関連法人企業が経営管理の手段として導入を図るEVMシステム(Earned Value Management System;ｱｰﾝﾄﾞﾊﾞﾘｭｰﾏﾈｼﾞﾒﾝﾄｼｽﾃﾑ)について、官側の要求基準に基づいて、整備され、運用されているかを調査し、その適正性について評価を行うにあたり、EVMシステムを導入した一部の法人企業に対して、システム監査の資格を有する監査法人等の部外力を活用し、①公平性、透明性の確保、②効果的・効率的な調査、③調査技法の確立、④官側の調査要員の質的向上を図る | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4323 | 防衛省 | 20 | 新29 | 13 | | 民間船舶の運航・管理事業に係る事業支援役務 | | 平成27年度に事業契約を締結した「民間船舶の運航・管理事業」はPFI法に基づき、事業期間にわたり事業監視等を行うことが必要であること、また、外航対応について契約企業と検討・協議する契約となっており、それぞれ専門的な知見を必要とする業務等を行う必要があることから、民間船舶及びPFIに係る専門的知識、実績及び支援能力を有したコンサルティング専門機関の支援を得て、手続等を円滑に実施することを目的とする。 | PFI方式による民間海上輸送力活用に係る当該事業は、事業契約が締結された後も引続きPFI法に基づき事業監視等を行うことが必要である。また、契約企業に平成29年1月までに外航への対応について検討させ、別途国と協議することとしている。しかし、防衛省・自衛隊においては民間船舶による外航運航も含め、PFI方式による民間海上輸送力活用に係る事業を実施したことがないため、当該事業実施のために必要な各種手続等に関する専門的知識等を有していない。このため、本事業を防衛省・自衛隊が実施するに際し、民間海上輸送力並びにPFI事業に関する各種専門知識、実績及び事業支援能力を有したコンサルティング専門機関の支援を受ける。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4324 | 防衛省 | 20 | 新29 | 14 | | プロジェクト管理の業務監査に関する調査委託 | | プロジェクト管理に関する専門的知見を有した部外監査法人等の評価を得て、これをプロジェクト管理の業務監査に活用することにより、防衛装備庁におけるプロジェクト管理業務の適正かつ効率的な実施の確保を目的としている。 | プロジェクト管理の業務監査に活用するため、進行しているプロジェクト管理業務が関係規則等に適合し、かつ効率的に実施されているか、また、関係規則等の整備状況からリスク発現の防止・抑制に対する有効性等の内部統制上の課題点について、専門的知見を有する部外監査法人等の評価（改善提案含む）を得る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4325 | 防衛省 | 20 | 新29 | 15 | | ステルスインテークダクトの研究試作 | | 高いステルス性を有する将来戦闘機の実現に有用なステルスインテークダクトについて研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成26年度から29年度にかけてシステム設計を実施すると共に、風洞試験模型を試作し、平成28年度から30年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了す | 0 | 545,400 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4326 | 防衛省 | 20 | 新29 | 16 | | 将来射撃管制レーダ構成要素の研究試作 | | ステルス機、高速ASM及び極低高度で飛しょうするCM等の将来の経空脅威へ対処を可能とするSAMの射撃管制レーダに関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。<br><br>ASM：Air to Surface Missile（空対地ミサイル）、C M：Cruise Missile（巡航ミサイル）、SAM：Surface to Air Missile（地対空ミサイル） | 当該事業では、平成26年度から30年度にかけてシステム設計及び維持設計を実施すと共に、空中線部、操作制御部等を試作し、平成28年度から31年度にかけて、試験準備及び試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 3,328,020 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4327 | 防衛省 | 20 | 新29 | 17 | | 赤外線画像高解像度化実験装置（搭載型）の研究試作 | | 赤外線画像の高解像度化に必要となる要素技術について、実環境下でその成立性を検証し、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成26年度から29年度にかけてシステム設計（1）等を実施すると共に、精密視軸走査器を試作し、平成29年度から31年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 1,310,148 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4328 | 防衛省 | 20 | 新29 | 18 | | 回転翼哨戒機（能力向上型） | | 静粛化、ステルス化した潜水艦に対し、浅海域を含む我が国周辺の海域において対潜戦の優位性を確保するとともに、海賊対処をはじめとする近年の我が国周辺における各種事案に適切に対応していく必要があるため、これら情勢に対処しうる能力を付与した回転翼哨戒機を開発する。 | 当該事業は、平成27年度から平成32年度にかけて、開発装備品を含む飛行試験機の試作を行い、平成32年度から平成34年度にかけて技術・実用試験を実施し、平成34年度末に部隊使用承認を取得する計画である。試作は、平成27年度から平成29年度にその1として基本仕様の設定及び機体の細部設計を実施し、平成28年度から平成31年度にその2として、開発装備品の細部設計・製造及び飛行試験機（構成品）の製造を実施し、平成29年度から平成32年度にその3として搭載する電子機器等の地上連接試験及び飛行試験機の製造を実施する計画である。 | 0 | 6,911,136 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4329 | 防衛省 | 20 | 新29 | 19 | | 将来戦闘機システムのバーチャル・ビークルの研究試作 | | Ｆ－２後継機の開発可否に係る判断の資とするため、将来戦闘機システムの技術的成立性に関する技術資料を収集する。 | 当該事業は、平成27年度から29年度にかけて、先行研究の成果等に基づく複数の機体モデル案に対し、トレードオフスタディを実施するとともに、所要の情報量を適切に処理することができるシステム・アーキテクチャを備えた将来戦闘機システムについて、パイロット・イン・ザ・ループ・シミュレーションを実施し、これらをもって将来戦闘機の概念設計技術及びシステム成立性検証技術を検討するものである。 | 0 | 4,969,080 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4330 | 防衛省 | 20 | 新29 | 20 | | 電動アクチュエーションシステムの研究試作 | | 将来の戦闘機に求められる高ステルス性機体形状を実現するために、操縦系統を従来の油圧から電動化することにより機体内部を簡素化する電動アクチュエーションシステムに関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等 | 当該事業では、平成27年度から30年度にかけてシステム設計を実施すると共に、電源システム、電動アクチュエータ等を試作し、平成30年度から31年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 1,047,600 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4331 | 防衛省 | 20 | 新29 | 21 | | 新多用途ヘリコプター | | ＵＨ－１Ｊの後継として、師団・旅団飛行隊、方面ヘリコプター隊等に装備し、空中機動、航空輸送等の各種任務に使用するため、新多用途ヘリコプターを開発する。 | 当該事業では、平成27年度から平成31年度にかけて、契約相手方である国内企業と海外企業が行う民間機の共同開発（国内企業と海外企業が共同してヘリコプターを新規開発すること、又は国内企業と海外企業が共同して既存の民間機を改造開発することをいう。以下同じ。）と並行して事業を進め、民間機の共同開発成果を活用し、民間機に防衛省として要求する機能及び搭載装備品のために所要の設計、工事、部品等を付加し、システムインテグレーションを行う。<br>本事業においては、基本設計、実大木型の設計・製作等、細部設計、維持設計及び飛行試験用供試機等の製作等を実施する。 | 0 | 1,021,464 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4332 | 防衛省 | 20 | 新29 | 22 | | 中距離空対空誘導弾用小型シーカ技術の研究試作 | | 将来戦闘機を含む戦闘機の誘導弾内装化に対応するため、中距離空対空誘導弾用小型化シーカ技術に関する技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成27年度から29年度にかけて基本設計を実施すると共に、デジタル受信機を試作し、平成29年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 987,120 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4333 | 防衛省 | 20 | 新29 | 23 | | 高高度迎撃用飛しょう体技術の研究試作 | | 現有のシステムでは対処が困難な高度領域において、高高度から侵攻してくる弾道ミサイルへの迎撃機会を拡大しより確実な防護を可能とするとともに、同領域を侵攻してくることが危惧される低軌道弾道ミサイルや高速CMへの対処を可能とする、将来のSAMシステムに必要な高高度迎撃用飛しょう体技術に関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成27年度から32年度にかけてシステム設計を実施すると共に、長秒時燃焼圧制御サイドスラスタ、専用試験装置等を試作し、平成32年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 822,993 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4334 | 防衛省 | 20 | 新29 | 24 | | 火砲システムの動的威力の研究試作 | | UAV(注1)、PGM(注2)等を迎撃するための火砲システムの動的威力に関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。<br>注1：Unmanned Aerial Vehicle（無人航空機）<br>注2：Precision-Guided Munition（精密誘導爆弾） | 当該事業では、平成25年度から26年度まで、調整破片弾の設計方式を検討するための基本設計(1)を実施し、平成27年度から29年度まで、火砲システム案を提案するための基本設計（2）を実施するとともに動爆試験弾を試作し、平成29年度の試験を実施した後、研究を終了する予定で | 0 | 538,920 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4335 | 防衛省 | 20 | 新29 | 25 | | 先進対艦・対地弾頭技術の研究試作 | | 我が国島嶼部に対する攻撃への対応として、島嶼及びその周辺海域に展開する敵部隊に有効に対処できる誘導弾用弾頭に関する研究、及びかかる敵部隊に与える危害予測に関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等 | 当該事業では、平成27年度から30年度にかけてシステム設計及び関連試験を行うと共に、高密度EFP弾頭、シーバスター弾頭、専用試験装置及びシーバスター弾頭（信管部）を試作し、平成30年度に試験を実施した後、研究を終 | 0 | 1,464,480 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4336 | 防衛省 | 20 | 新29 | 26 | | IED走行間探知技術の研究試作 | | 郊外及び都市部に敷設されたIED（注1）の脅威から人員及び車両を防御するIED対処システムを構築するために、実用を想定した計測及びデータ処理の迅速化、自衛隊車両等への搭載を可能とする機器の小型軽量化及び可搬性、複数の探知方式による目標情報を統合することによるIEDの探知性能向上及び地理情報を利用した探知結果の管理による運用性向上に関する研究を行って技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成27年度から29年度にかけてシステム設計を実施すると共に、IED探知装置、目標評価装置を試作し、平成29年度から31年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 710,748 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4337 | 防衛省 | 20 | 新29 | 27 | | 潜水艦内空気清浄技術の研究試作 | | 潜水艦内の空気中にも含まれており、人体への影響が懸念されてきているVOCを除去するために必要となる技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。<br>＊ VOC：Volatile Organic Compounds（揮発性有機化合 | 当該事業では、平成27年度から29年度にかけてシステム設計を実施すると共に、VOC除去装置を試作し、平成30年度から31年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 810,000 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4338 | 防衛省 | 20 | 新29 | 28 | | 静粛型魚雷用動力装置の研究試作 | | 潜水艦が魚雷攻撃をする際に、攻撃察知を遅らせることにより、反撃及び魚雷対処の機会を与えずに、自艦残存性を向上しつつ、攻撃を加えることができる、静粛性を向上させた魚雷に必要な動力装置の開発に必要な資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成27年度から29年度にかけてシステム設計等を実施すると共に、動力装置部陸上試験モデル、動力装置部試験装置等を試作し、平成28年度から30年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 2,543,280 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4339 | 防衛省 | 20 | 新29 | 29 | | 新型護衛艦用レーダシステムの研究試作 | | レーダ・EWシステムの電波リソースを最大限に活用でき、新型護衛艦に適用できるレーダシステムの共用管制技術に関する技術資料を得る。 | 当該事業では、平成27年度から30年度にかけて、新型護衛艦用レーダシステム（その1）と新型護衛艦用レーダシステム（その2）を研究試作し、平成29年度から32年度に所内試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 3,267,000 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○ 非該当：－） | 競争的資金（該当：○ 非該当：－） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4340 | 防衛省 | 20 | 新29 | 30 | | 次世代データリンク高速・高信頼化技術の研究試作 | | 将来必要とされる情報共有能力の向上と、情報の多様化・複雑化に対応する高速・高信頼のデータ通信を実現する次世代データリンクシステムに必要な高速・高信頼化技術について研究を行い技術資料を取得し、将来の装備品等に | 当該事業では、平成27年度から31年度にかけて設計を実施すると共にデータリンク端末装置、データリンクソフトウェア等を試作し、平成29年度から32年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 843,426 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4341 | 防衛省 | 20 | 新29 | 31 | | 戦術データリンク妨害用送受信技術の研究試作 | | 将来の航空機への搭載を想定し、耐妨害性を有する戦術データリンク及び衛星測位システムへの有効な妨害を可能とする通信妨害システムについて研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成27年度から30年度にかけてシステム設計及び基本設計を実施すると共に、探知受信部、電子戦統制部、妨害送信部及び専用試験装置を製造し、平成29年度に試験準備、平成30年度から31年度にかけて試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 941,220 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4342 | 防衛省 | 20 | 新29 | 32 | | 高機動パワードスーツの研究試作 | | 隊員が装着・携行する装備品の重量による負担を軽減しつつ、隊員の迅速機敏な行動を確保可能とすることを目的とし、島嶼防衛、災害派遣等に使用可能な高機動パワードスーツに関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成27年度から29年度にかけてシステム設計を実施すると共に、高機動パワードスーツ1式、データ取得・解析装置1式を試作し、平成30年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 637,200 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4343 | 防衛省 | 20 | | 1 | | 弾薬（海上自衛隊） | | 各種事態における即応能力及び継戦能力を保持し、実効的に対処するため、所要の行動用弾薬を整備するとともに、軍事科学技術の進展に対応するため、保有弾種の更新及び能力向上を図る。また、隊員の錬成訓練等に必要な各種弾薬を取得し、自衛隊の防衛力の維持・向上を図る。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態への対応力を向上させるため、防衛力を整備しているところである。この中で、自衛隊の戦闘能力の維持・向上を着実に図っていくため、海上自衛隊が各種行動を実施するために必要な弾薬（艦船及び航空機行動用弾薬）及び隊員の錬成訓練等に必要な弾薬（訓練用弾薬） | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4344 | 防衛省 | 20 | | 2 | | 水上艦TASS用中性浮力ケーブルの整備 | | 我が国周辺の浅海域における効果的な護衛艦対潜能力の発揮を図り、警戒監視態勢を充実し、海上交通の安全を確保できる態勢を整備する。 | 水上艦TASS（Towd Array Sonar System：水上艦用えい航式パッシブソーナー）は、対潜パッシブオペレーションの主要センサーである。<br>しかし、日本海、東シナ海のような浅海域においてはTASSが海底に接触する危険性があったことから、中性浮力ケーブルを装備することで<br>TASSを海底に接触させず探知能力を効果的に発揮できるように平成19年度から「むらさめ」以降の護衛艦に逐次整備している。<br>これにより、浅海域におけるTASSの効果的運用が可能となり、対潜捜索能力が向上したことで警戒監視態勢を充実 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4345 | 防衛省 | 20 | | 4 | | 主機等オーバーホール | | 主機等（推進用及び発電用原動機）は、艦艇の航行に直接的に関わる最も重要な装備品の一つであり、高い信頼性が要求されることから、主機等ごとに信頼性を保証できる累計運転時間を定めている。<br>当該時間にわたり使用され信頼性が低下した主機等について、効率的かつ経済的な措置により、再度、信頼性を向上させるため、本事業を実施する。 | 規定の累計運転時間に達し艦艇から陸揚げした主機等について、本事業で艦船補給処等が主機等の製造会社等と役務契約を結び、オーバーホール（開放検査及び必要な部品交換等）により信頼性を向上させた後、海上自衛隊に納入する。<br>なお、納入された主機等は、他の艦艇の累計運転時間により信頼性が低下した主機等と交換して継続使用する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4346 | 防衛省 | 20 | | 5 | | 防衛用車両の整備経費 | | 防衛大学校の円滑な校務遂行のため、人員・物品の輸送に必要な車両の機能維持を目的とする。 | 防衛大学校の校務運営において、学生訓練で使用する人員・物品の輸送に必要な車両の機能維持及び回復のため、定期点検及び検査並びに故障等に対応する整備の実施す | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4347 | 防衛省 | 20 | | 6 | | ソーナー用ラバーウィンドウの整備 | | 海上自衛隊が平素からの警戒監視及び対潜戦などの各種作戦を効果的に遂行し、周辺海域の防衛や海上交通の安全確保ができるようにするため、護衛艦及び潜水艦の対潜能力を維持する目的でソーナー用ラバーウィンドウを定期的に換装するものである。 | ソーナー用ラバーウィンドウはゴム製の器材であり、護衛艦及び潜水艦の艦首に装備され、航行においては機器等を保護すると共に、ソーナーの探知能力発揮に必要な音の透過性を備えた器材であり、国内では横浜ゴム株式会社1社でしか製造ができない。ゴム製のラバーウィンドウは使用に伴い劣化することから、性能を維持するために約10年毎に護衛艦及び潜水艦の定期検査において逐次換装を行って | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4348 | 防衛省 | 20 | | 7 | | 高性能20mm機関砲（CIWS　MK15）のオーバーホール等 | | 護衛艦等の可動率維持のためには、護衛艦等の定期検査に合わせて実施される高性能20mm機関砲のオーバーホールの効率化を図り、護衛艦等の可動率の維持に寄与する。 | 高性能20mm機関砲のオーバーホールには約7ヶ月以上の期間を要し、護衛艦等の定期検査の期間内に実施することが困難であることから、予めオーバーホールを行い陸上に保管しておいた予備機と交換する整備方式を採っている。<br>規定の使用期間（約10年）に達した高性能20mm機関砲について、本事業においてオーバーホール並びに換装を行 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4349 | 防衛省 | 20 | | 8 | | 機雷探知機の整備等 | | 掃海艇に装備されている機雷探知機のオーバーホールを実施し、機雷探知能力の維持を図る。 | 機雷探知機は搭載艇の定期検査時に陸揚げし、オーバーホールを実施する。<br>定期検査の工期内（約4ヶ月）にオーバーホールが間に合わない組部品については、事前に修理しておいた陸上在庫品である組部品と換装することで対応している。また、定期検査で撤去された組部品は、オーバーホールを実施することで他艦艇の定期検査における換装用組部品として使用す | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4350 | 防衛省 | 20 | | 9 | | 製造中止部品対策（水中武器の部） | | 製造中止となった部品は、修理も不可能であるため、整備ができなくなる状況である。整備を維持するため、代替品の調達及び代替品に交換できるように改修することにより、機器の安定した機能維持が可能になるため、部隊の任務行動における運用の制限が回避され、海上自衛隊の任務に多 | 艦船の航行に必要なジャイロコンパスを始めとする多種多様な機器の製造中止となった部品について、代替品及び改修に必要な部品を調達する。また、代替品に交換できるようにするための配線の変更等、機器の改修を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4351 | 防衛省 | 20 | | 10 | | イージス戦闘システムに関わる国内整備態勢の整備 | | FMSによりイージス装置に関わる技術情報を入手し、国内主導の後方支援態勢を充実させることにより、イージス装置の機能維持及び即応性を高めることができることから、イージス戦闘システムに関わる国内整備態勢を整備する必 | イージス護衛艦搭載のイージス戦闘システムを国内で維持整備するうえで必要な米軍情報を元に不具合情報の収集、整備取扱説明書等の内容変更等及び器材の整備計画等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4352 | 防衛省 | 20 | | 11 | | 機雷処分具等の整備等 | | 掃海艦艇に装備されている機雷処分具等の性能を維持し、機雷掃海等の能力維持を図る。 | 機雷処分具等は、搭載艦艇の定期検査時に陸揚げし、組部品を使用して、オーバーホールを実施する。定期検査の工期内（約4か月）にオーバーホールが困難な部品については、事前に整備した陸上在庫品である組部品と換装することで対応している。撤去した組部品はオーバーホールを実施することで他艦艇の定期検査における換装用組部品とし | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4353 | 防衛省 | 20 | | 13 | | MK46魚雷等の定期検査 | | 対潜戦の主力武器であるMK46魚雷等の短魚雷について、正常に作動する状態を継続的に維持するため、基準年数を経過した短魚雷の分解検査及び信頼性回復に必要な部品交換等を実施し、部隊の戦闘力の維持を図るものである。 | MK46魚雷及び97式魚雷を対象とし、外注整備により部品レベルまでの分解検査並びに機能・材質の劣化した部品の交換等を実施することにより、機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4354 | 防衛省 | 20 | | 14 | | 89式魚雷の定期検査 | | 潜水艦の主力武器である、89式魚雷について、正常に作動する状態を継続的に維持するため、基準年数を経過した魚雷の分解検査及び信頼性回復に必要な部品交換等を実施し、部隊の戦闘力の維持を図るものである。 | 89式魚雷を対象とし、海上自衛隊の整備部隊では実施できない部品レベルまでの分解検査並びに機能・材質の劣化した部品の交換等を製造業者に外注することにより、経年等により劣化した機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4355 | 防衛省 | 20 | | 15 | | 魚雷の修理等 | | 訓練発射等において故障した魚雷の構成品の修理等を実施し、使用可能弾薬を確保することにより、部隊の対潜能力を維持する。 | 次の魚雷について、訓練発射用に繰り返し使用するために必要な修理等を役務契約により実施することにより、部隊の運用に必要な魚雷の機能を回復する。<br>(1) MK46魚雷<br>(2) 89式魚雷、89式魚雷(B)<br>(3) 97式魚雷<br>(4) 73式魚雷 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4356 | 防衛省 | 20 | | 16 | | 魚雷整備用消耗品 | | 部隊が使用する各種魚雷の整備に必要な消耗品の調達を実施し、使用可能弾薬を確保することにより、部隊の対潜能力を維持する。 | 次の魚雷について、整備に必要な消耗品の調達を実施することにより、部隊の運用に必要な魚雷の機能を回復する。<br>（1）MK46魚雷<br>（2）89式魚雷、89式魚雷（B）<br>（3）97式魚雷 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4357 | 防衛省 | 20 | | 17 | | 不用弾薬の外注処分 | | 海上自衛隊が保有する不用弾薬を処分し、弾薬の保管環境を改善する。 | 使用不能となった、次の弾薬等を対象とし、弾薬等の処分が可能な専門業者等により、不用弾薬を処分する。<br>（1）不良弾薬<br>（2）老朽更新した弾薬<br>（3）発射母体が除籍となった弾薬<br>（4）命数到達弾薬<br>（5）上記弾薬の付属品等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4358 | 防衛省 | 20 | | 18 | | TC－90／UC－90／LC－90型航空機の整備業務の民間委託 | | 周辺海空域における安全確保に関して、任務達成に必要な航空機を確保するため、TC－90／LC－90型航空機の整備業務について、人的資源の有効活用を図り、整備業務を民間に委託する。 | 当該機種の整備業務（定期検査以上の高次整備）を民間整備会社に委託する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4359 | 防衛省 | 20 | | 19 | | 潜水艦の主蓄電池の換装及び購入 | | 潜水艦は水中を潜航する際、主蓄電池に蓄えられた電気を使用している。主蓄電池は、一般的な自動車用のバッテリー等と同様に使用することにより性能が劣化し電池容量が低下することから換装（交換）し潜水艦の能力を維持するものである。 | 現在就役中の潜水艦「おやしお」型、「そうりゅう」型に搭載している主蓄電池は、平成15年度以降建造用のほかに換装用も取得している。<br>主蓄電池は、潜水艦の就役時又は電池換装後から3年間は毎年、以降6ヶ月毎に全ての容量試験（計測を行い容量を算出する）を行い状態を管理し、潜水艦の定期検査時に換装を実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4360 | 防衛省 | 20 | | 20 | | 潜水艦救難態勢の維持 | | 潜水艦救難母艦等が搭載する深海救難艇の動力源である主電池の定期交換等及び老朽化して維持整備不能となった機器の交換などを行い、潜水艦救難態勢を維持する。 | 能力低下が見込まれる主電池の調達及び換装、電池槽を再使用するための修理役務、その他老朽した機器の交換を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4361 | 防衛省 | 20 | | 22 | | 艦船修理費(海自) | | 新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するためには、海上自衛隊の艦船の整備及び維持に必要な材料等を購入等をする必要があり、海上自衛隊の艦船可動率を向上させるため、海上自衛隊の艦船の整備及び維持を行う。 | 海上自衛隊における艦船の維持補修に必要な修理用材料及び消耗品、艦船の改造に必要な改造用材料及び消耗品、艦船の維持補修及び改造のための仕様書、設計図面等の製作、艦船の座礁、沈没等の場合の応急処理、旧軍艦三笠を保存するために必要な修理用材料、消耗品等の購入及び費用並びに艦船修理関係の単純な労務に服する者に対する賃金、労働保険料等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 6_6 | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4362 | 防衛省 | 20 | | 23 | | 乙類（誘導弾） | | 誘導武器器材の構成品である工具セットの欠品分を補充し、現有整備能力を維持する。誘導武器器材の構成品である計測器類の損耗分を更新し、現有整備能力を維持して、装備品等の精度等本来能力を確保する。 | 工具セットに欠品が生じると、整備の完全性が確保できず、器材能力発揮上の正確性・確実性を低下させ、可動率低下の要因の一つとなるため、適時の充足が必要である。電気的・機械的な校正・比較試験を実施する。誘導武器器材の計測器等は、装備品等の誤差を許容範囲内にし、所望の能力発揮に必要不可欠なものであり、逐次更新し、計測 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4363 | 防衛省 | 20 | | 24 | | 誘導弾 | | 対着上陸戦闘、対地及び対空戦闘への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、誘導弾システムを調達する。 | 対着上陸戦闘、対地及び対空戦闘への対応力を向上させるため、26年度末には第8高射特科群及び第15高射特科連隊に中距離地対空誘導弾システムの地上器材を配備し、その他の陸上自衛隊の誘導弾システムについて、その減耗等に対応するため、所要の誘導弾システムを調達する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4364 | 防衛省 | 20 | | 25 | | 96式多目的誘導弾システム | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、主に沿岸部における敵弁艇・戦車等への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、陸上自衛隊に96式多目的誘導弾システムを整備する。 | 防衛計画の大綱等に基づき平成8年度から96式多目的誘導弾システムの調達を開始し、平成24年度までの計37セット（3個隊＋教育所要）で地上装置は調達を終了し、今後は演習弾の取得が柱となる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4365 | 防衛省 | 20 | | 26 | | 基地防空用SAM | | 有事の際、航空戦力を最大発揮するための航空基地等を空からの攻撃から直接防衛し、航空自衛隊の作戦遂行基盤を維持、確保するため、基地防空用地対空誘導弾(基地防空用SAM)を整備するとともに、基地防空部隊の実弾射撃に係わる能力を維持向上させる。 | 1　現有の81式短距離地対空誘導弾（81式短SAM）の老朽化及び性能の陳腐化に伴い、後継となる基地防空用SAM及び有事に使用する専用の行動弾を取得する。<br>2　基地防空部隊が実施する実弾射撃訓練に必要な演習弾を取得する。81式短SAM用演習弾については、命数切れを間近に控えた行動弾を官給し、取得経費の低減を図 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 4_d4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4366 | 防衛省 | 20 | | 27 | | 弾薬（航空自衛隊） | | 各種事態における即応能力及び継戦能力を保持し、実効的に対処するため、侵攻する敵航空戦力を撃破する直接的な戦力として計画的に備蓄するために必要な弾薬を取得するとともに、隊員の練成訓練に必要な各種訓練用の弾薬を取 | 各種事態における即応能力及び継戦能力を保持するために必要な弾薬を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4367 | 防衛省 | 20 | | 28 | | ホーク（誘導武器装備品維持分　部品） | | 陸上自衛隊が主体として中空域における防空体制を維持するため、高射特科群に装備しているホーク（誘導武器装備品）の修理に必要な部品等を取得することにより、可動を維持向上させる。 | 陸上自衛隊が防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等への対応力を向上させるため、高射特科部隊に装備しているホーク（誘導武器装備品）の維持が必要である。本事業は、この維持を行うためのホーク（誘導武器装備品）の修理に必要な部品等を取 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4368 | 防衛省 | 20 | | 29 | | 短SAM（C）地上器材の定期整備 | | 厳しさの増す安全保障環境のもと、防衛力整備を着実に推進し、各種事態への即応性・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民の生活の安全・安心を確保するため、短SAMの改修を実施したが、改修化後、10年以上経過した地上器材の定期整備を実施して、器材の信頼性を回復し短SAM（C）地上器材の可動を維持することが必要である。 | 陸上自衛隊では低空域の防空体制を維持するため、短距離地対空ミサイル（短SAM）を装備しているが、これらが正常に可動するために短SAM（C）地上器材の実態調査の結果、摩耗・劣化が著しく経年とともに器材の信頼性が低下する傾向が確認され、寿命性部品の交換に合わせて特に老朽化の著しい部位等に限定した整備を実施するため、所要の経費を取得するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4369 | 防衛省 | 20 | | 30 | | 短SAM（誘導武器装備品維持分　部品） | | 厳しさの増す安全保障環境のもと、防衛力整備を着実に推進し、各種事態への即応性・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民の生活の安全・安心を確保するため、主として低空域における防空体制を維持する。 | 陸上自衛隊では低空域の防空体制を維持するため、短距離地対空ミサイル（短SAM）を装備しているが、これらが正常に可動するために短SAM（誘導武器装備品）の修理に必要な部品及び諸材料費を取得するために必要不可欠な経費である。短SAM（誘導武器装備品）の可動率を維持・向上させ即応性の向上をはかるため、短SAM（誘導武器装備品）の修理に必要な経費を取得するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4370 | 防衛省 | 20 | | 31 | | 多目的誘導弾システム地上器材の定期整備 | | 厳しさの増す安全保障環境のもと、防衛力整備を着実に推進し、各種事態への即応性・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民の生活の安全・安心を確保するため、取得後10年以上経過した地上器材の定期整備を実施して、器材の信頼性を回復し多目的誘導弾システム地上器材の可動を維持することが必要である。 | 多目的誘導弾システム地上器材の実態調査の結果、摩耗・劣化が著しく経年とともに器材の信頼性が低下する傾向が確認され、寿命性部品の交換に合わせて特に老朽化の著しい部位等に限定した整備を実施するため、所要の経費を取得するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4371 | 防衛省 | 20 | | 32 | | 武器修理費（陸自） | | 各種事態に即応することが求められる陸上自衛隊の任務遂行のため、地対艦誘導弾地上器材、装軌車、中SAM等の装備品について整備を実施し、装備品の高可動率の維持及び安全性を向上させることにより、即応性を確保する。 | 各種事態に即応することが求められる陸上自衛隊の任務遂行のため、地対艦誘導弾地上器材、装軌車、中SAM等の装備品について整備を実施し、装備品の高可動率の維持及び安全性を向上させることにより、即応性を確保する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4372 | 防衛省 | 20 | | 34 | | 弾薬整備等に関わる民間委託 | | 所要の弾薬整備業務を遂行するにあたり、整備要員の確保が困難な状況であり、人的資源の有効活用を図り、不足工数を確保するため、委託可能な整備を民間委託する。弾薬等の整備能力を継続的に確保することにより、部隊の運用に必要な弾薬等を適切に供給し、正面部隊の継戦能力を維持する。 | 弾薬の高度化及び複雑化により、整備工数が増加しているにもかかわらず、整備要員の増加が難しい状況下において必要な整備作業を行うため、整備能力を有する民間会社に以下の整備業務等を委託する。<br>(1) 火工整備業務<br>(2) 訓練機雷敷設後整備<br>(3) 訓練用魚雷整備<br>(4) 魚雷発射データ等解析<br>(5) 誘導弾整備 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4373 | 防衛省 | 20 | | 35 | | 弾薬整備業務のアウトソーシング（総人件費改革関連事業） | | 総人件費改革推進のため、削減した自衛官が行っていた弾薬整備業務をアウトソーシングすることにより、弾薬の整備能力及び信頼性を維持する。 | 弾薬整備補給所及び航空部隊の整備補給隊において、弾薬整備業務に従事する自衛官58名分の次の業務を対象に、民間の弾薬等整備能力を活用し、弾薬の整備能力及び信頼性を維持する。<br>(1) 誘導弾整備業務<br>(2) 魚雷整備業務<br>(3) 機雷整備業務 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4374 | 防衛省 | 20 | | 36 | | 地対空誘導弾維持部品 | | BMD及び防空を任務とする高射部隊が運用するペトリオットシステム用の部品を取得し、高射部隊の運用及び維持態勢を確保する。 | 1　高射部隊が装備するペトリオットシステムの維持に必要な部品を取得する。<br>①ペトリオットシステムを1年間運用するために必要な維持部品の取得<br>②ペトリオット地上装置一式の定期修理時に必要な補用部品の取得<br>③ペトリオットミサイルの再保証一式に必要な部品の取得<br>2　基地整備及び補給処整備等各段階における所要の部品を取得することにより故障修復、修理還元を行うもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4375 | 防衛省 | 20 | | 37 | | ミサイル維持部品 | | 空対空ミサイル及び空対艦ミサイルの維持に必要な部品等を取得し、航空部隊の運用態勢を確保する。 | 空対空、空対艦ミサイル及び同支援器材の維持に必要な部品を取得する。<br>・ミサイルを1年間運用するために必要な維持部品を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4376 | 防衛省 | 20 | | 38 | | ミサイル等修理費 | | 航空戦力の要となる航空機搭載ミサイルの品質及び所要量を確保するため、部隊等において不具合が発生した航空機搭載ミサイル等を速やかに修復し、航空戦力の維持を図る。<br>※21年度以前にはミサイル等修理費で予算要求。21年度 | 定期検査又は運用中等において不具合が確認された補給処及び部隊で保管又は運用されている航空機搭載ミサイル等に対し、外注により修理を実施し、機能及び品質等の回復を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4377 | 防衛省 | 20 | | 39 | | 潜水艦（SS） | | 潜水艦は、その隠密性、長期的行動能力、遠距離水中探知能力等を活用して、常時継続的な情報収集・警戒監視を実施し、主要な海域の哨戒・防護にあたることを任務としているところ。防衛大綱に基づく態勢を構築するため、所要の整備を行う。 | 潜水艦は、平成16年度から整備を始めた「そうりゅう」型潜水艦と同型であり、対水上レーダー、ソーナー等の技術進歩に対応し、水中での作戦能力を向上するため、蓄電池・ディーゼル機関にスターリング機関を加えた推進システム、艦の運動及び動力の管制を行う艦制御システム並びに統合化された武器システムを搭載することにより、長時間安定した水中持続力を確保し、隠密性を向上させるとともに省人化を図った潜水艦となっている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4378 | 防衛省 | 20 | | 40 | | 掃海艇（MSC） | | 主要な港湾、海峡等における艦船の安全な航行を確保するために敷設機雷等の排除を行うため、所要の整備を行う。 | 現有の掃海艦艇の除籍が見込まれたことから、これらを補充するため平成23年度に掃海艇1隻、平成25年度に掃海艦1隻及び平成26年度に掃海艦1隻を整備着手し、平成26年度、平成28年度及び平成29年度に取得するもの。この掃海艦艇は、機雷の高性能化に対応し、機雷の捜索と処分をあわせて行うことが可能な水中航走式機雷掃討具（S－10）等を搭載して機雷排除能力の向上を図っている。また、20年度艦からは、船体に耐久性に優れる繊維強化プラ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4379 | 防衛省 | 20 | | 41 | | 固定翼哨戒機　P-1 | | 新たな脅威や多様な事態、国際平和協力活動に対し、より実効的に対応するため、我が国周辺海域の警戒監視や不審船等の小型水上船舶の探知識別などの任務を行う固定翼哨戒機であり、防衛大綱に基づき所要の機数を整備する。 | 現有の固定翼哨戒機（P－3C）は老朽化に伴い平成20年度から除籍が始まり、平成23年度には固定翼哨戒機の所要機数を割り込む見込みであったことから、P－3Cの代替として次期固定翼哨戒機（P－1）を整備する。<br>なお、P－1はP－3Cに比べ、探知識別能力の向上、飛行性能の向上及び通信能力の向上等が図られている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4380 | 防衛省 | 20 | | 42 | | 戦闘機（F-15）近代化改修 | | わが国周辺諸国においては、近年の経済発展や航空機技術の進歩を反映し、新しい戦闘機の取得が進んでいることから、 航空戦力が急速に近代化している。F－15は昭和50年代に導入を始めた航空自衛隊の主力戦闘機であり、今後とも長期にわたり運用することを予定しており、将来における戦闘機の技術的水準の動向に対応し、我が国の防空体制の向上を図るため、F－15MSIP機全機を対象として近代化改修を実施し早期に体制を完成させる。 | 現有のF－15に対し、探知能力の向上を図るための搭載レーダーの換装、戦闘状況表示能力の向上を図るためのデータリンク搭載、射程及び射角の拡大等を図るための国産ミサイルの搭載、所要電力量増大に伴う発電機の換装、発熱量増大に伴う空調システムの換装等、多岐にわたる能力向上改修を実施することにより、防空能力の向上を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4381 | 防衛省 | 20 | | 43 | | SH－60K搭載電子機器整備用構成品 | | SH－60Kの任務可動状態を維持するため、SH－60K搭載電子機器に不具合が発生した場合、不具合機器の代わりに搭載して航空機の任務可動状態を確保するとともに、不具合箇所を特定するため、不具合機器と組み合わせて故障探求する必要があることから、整備用構成品を整備するものである。 | SH－60Kの任務可動状態を維持するため、SH－60K搭載電子機器に不具合が発生した場合、不具合機器の代わりに搭載して航空機の任務可動状態を確保するとともに、不具合箇所を特定するため、不具合機器と組み合わせて故障探求する必要があることから、整備用構成品を整備するものであり、SH－60Kの配備計画にあわせ、SH－60Kに搭載されている航法、通信、捜索システム等の整備用構成 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4382 | 防衛省 | 20 | | 44 | | P－1用整備用器材の整備 | | 周辺空域における安全確保に関して、広域に置いて常続監視を行うP－1の部隊運用化を実現するため、部隊整備により当該航空機の信頼性と可動率の悪化を防ぎ、P－1の円滑な運用及び部隊整備態勢を整備するための航法、通信、運用システム等を統合した整備用器材を整備する。 | 部隊での不具合を未然に防止する点検、検査等を計画的に実施する整備、及び不具合が生じた場合に不具合箇所の特定及び不具合の修復を実施する整備のために必要な器材を整備するものである。<br>なお、固定翼哨戒機P－1の整備用器材の主要なものは、運用、航法、通信で構成とこれらを試験するためのテストプログラムセット及び整備対象器材を連接するためのアダプタから構成されている統合化した整備用器材であり、当面厚木基地に新規に配備するP－1について、所要の整備用器材を段階的に整備するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4383 | 防衛省 | 20 | | 45 | | 搭載武器支援器材 | | 航空機に搭載される弾薬（ミサイル、爆弾及び20mm弾等）は、航空機搭載武器（ランチャー、爆弾懸吊装置及び機関砲装置）に搭載され発射及び投下される。これら弾薬類の搭載用器材及びミサイル用点検器材を取得することにより、部隊運用支援態勢を確保する。 | 航空機搭載武器支援器材、弾薬搭載用器材及びミサイル用点検器材を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4384 | 防衛省 | 20 | | 46 | | F-15用整備器材（搭載） | | （1）F-15用搭載通信電子機器の基地整備及び補給処整備に必要な整備器材を取得し、F-15の運用基盤を確立する。<br>（2）F-15の運用に必要な運用支援器材を取得し、F-15の運用支援態勢を確立する。 | F-15用搭載通信電子機器の整備器材及び運用支援器材を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4385 | 防衛省 | 20 | | 47 | | 次期戦闘機 | | F－4減勢に対応し、航空自衛隊の戦闘機部隊の体制を維持するとともに、我が国の抑止力及び対処能力を向上させるため、F－35Aを取得する。 | 厳しさを増す日本周辺での安全保障環境の中、周辺国においては、次世代機の開発や空軍力の近代化を推進している状況下にあることから、航空自衛隊の体制維持、我が国の抑止及び対処能力向上のため、F－4の後継機としてF－35Aを必要数取得するとともに、その導入及び運用に必要な後方支援体制の整備等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4386 | 防衛省 | 20 | | 48 | | 滑空機の性能確認検査 | | 将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（滑空機訓練）の安全性及び円滑性を確保する。 | 将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（滑空機訓練）に使用する滑空機の性能確認検査を行うものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4387 | 防衛省 | 20 | | 49 | | 航空機修理部品及び整備用消耗品 | | 将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（滑空機訓練）の安全性及び円滑性を確保する。 | 将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（滑空機訓練）に使用する滑空機の維持補修に必要な修理部品・整備用消耗品の取得及び修理役務を実施するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | 4_d4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4388 | 防衛省 | 20 | | 50 | | 定期修理 | | 海上自衛隊航空機の搭載武器について満足な作動状態を維持し、安全性、信頼性及び任務能力を保証するために必要となる定期修理用の役務費を確保する。 | 次の機器等の定期修理を実施する。<br>・P-3C,SH-60J/K用ポンプラック<br>・P-3C用等潜望式六分儀シャッタ＆マウント<br>・SH-60J用マーカ投下器　等 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4389 | 防衛省 | 20 | | 51 | | T700エンジンの整備 | | 島嶼部に対する攻撃への対応に関して、常続的監視等を実施するためにSH－60Kを運用するに伴い、所要の補用エンジン（型式：T700－401C2）を整備するものである。なお、補用エンジンは、不具合及びエンジン・オーバーホール等のために取卸すエンジンの代用として必要である。 | 機体の耐用命数に到達したSH－60Jの用途廃止に伴い、同機体用T700－401Cエンジンから再利用可能な部品を取り外し、エンジン製造会社に官給することで、全ての部品を新造するよりも少ない経費でSH－60K用T700－401C2エンジンを整備するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4390 | 防衛省 | 20 | | 52 | | 緊急射出装置用部品 | | 緊急射出装置用部品の定期交換に達する部品等を取得し、航空機の高可動率を維持する。 | 各種航空機所要の緊急射出装置オーバーホール等、外装物投棄用カートリッジ等及び緊急射出装置用維持部品を取得し、航空機の高可動率を維持する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4391 | 防衛省 | 20 | | 55 | | F－15用端末装置の取得 | | F－15戦闘機に戦術データ交換システムを整備することにより、地上指揮所及び早期警戒管制機等と戦闘機との間における戦術情報の共有化及び戦域における状況認識能力の向上を図る。 | F－15近代化事業に連動し、F－15近代化改修機に搭載する戦術データ交換システム端末装置をFMSにて取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4392 | 防衛省 | 20 | | 56 | | 地対空誘導弾ペトリオット | | 弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための他に代替手段のない唯一の手段として、防衛計画の大綱等に基づき、地対空誘導弾ペトリオットシステムを整備する。また、航空侵攻に対しては、戦闘機部隊との緊密な連携の下、迅速確実にこれを対処することが可能であり、我が国の政治、経済、防衛上の重要地域の防衛にあたるために必要な装備品として整備している。 | PAC－3ミサイルにおいては、米国で実施する品質確認試験に出荷するミサイルの補てん等に必要な所要数を取得するとともに、新たにPAC－3化された高射隊への配備弾等について必要な所要数を確保する。<br>ペトリオット・ミサイルにおいては、高射隊への配備弾や部隊の射撃訓練等において射耗するミサイルの補てんに必要な所要数を取得するとともに、ペトリオット・ミサイルの構成品において、寿命が設定されている部品を交換し、ミサイルの品質等を維持することで所要数を確保する。<br>ペトリオット・システムにおいては、弾道ミサイル対処能力及び防空戦闘能力の向上のために必要な改修を、レーダーや射撃管制装置等の地上器材に対し実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4393 | 防衛省 | 20 | | 57 | | 通信機器購入費（空自） | | 航空自衛隊の任務遂行に必要な態勢を維持するため、所要の通信機器等を購入すること。 | 本事業は、航空自衛隊の態勢を維持するために以下の内容（※全事業の一部を抜粋）を実施する。<br>1　固定式3次元レーダ装置<br>2　電源装置等の取得等<br>3　戦術データ交換システム端末<br>4　ペトリオットのPAC－3化に伴う通信連接装置の換装（BMD） | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4394 | 防衛省 | 20 | | 59 | | BMD任務用機動展開用車両の取得(BMD) | | ペトリオット（PAC－3）高射隊は、より広範な防護範囲を確保するため、2地区での運用が可能となるが、各高射隊1台の燃料タンク車しか保有していない。効果的な弾道ミサイル防衛態勢構築のためには、PAC－3高射隊に燃料タンク車を追加取得し、2地区での間断のない運用を確保する必要 | BMD（弾道ミサイル防衛）任務に必要な燃料タンク車一式を取得し、PAC－3が配備されている高射隊へ配備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4395 | 防衛省 | 20 | | 60 | | ペトリオット定期修理費 | | ペトリオット器材の定期修理を実施し、ペトリオット・システムの信頼性を確保する。 | ペトリオット器材（射撃管制装置、情報調整装置、発射機、レーダー装置、無線中継装置、アンテナマストグループ）を工場へ搬入し、必要な分解・診断・検査・修理等を実施する。<br>定期修理実施時期を迎えるペトリオット器材を工場へ搬入し、定期修理を実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4396 | 防衛省 | 20 | | 61 | | 地対空誘導弾構成品修理費 | | ペトリオット器材を適正に維持するため、ペトリオット器材及び同関連器材の構成品を修理する。 | 基地整備で修復できない要修理品を外注により修理する。<br>ペトリオット器材及び同関連器材の構成品において、修理が必要となったものについて外注により修理を実施してい | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4397 | 防衛省 | 20 | | 63 | | 航空機（戦闘ヘリコプター） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、ゲリラや特殊部隊による攻撃への即応・実効的対処能力の維持を図るため、航空機（戦闘ヘリコプター）を取得する。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応力を維持するため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、遠距離・広域なヘリコプター火力戦闘、対機甲戦闘及びゲリラ・コマンド攻撃対処等である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4398 | 防衛省 | 20 | | 64 | | 生物防護器資材 | | 生物事態対処において国民の安全・安心に寄与するため、生物対処装備品の維持に必要な消耗性の付属品等を取得し、即応性発揮の基盤を確立する。 | 生物事態対処において、NBC偵察車及び生物偵察車で使用する生物剤を識別するための試薬セット等を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4399 | 防衛省 | 20 | | 65 | | ホーク（誘導武器装備品維持分　役務） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力整備を着実に推進し、各種事態への即応性・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、主として中空域における防空体制を維持する。 | 陸上自衛隊では中低空域の防空体制を維持するため、中距離地対空ミサイル（ホーク）を装備しているが、これらが正常に可動するため、ホーク（誘導武器装備品）の外注修理に必要な経費を取得するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4400 | 防衛省 | 20 | | 66 | | 自動警戒管制組織の弾道ミサイル対処機能（BMD）<br>自動警戒制組織の航空警戒管制機能の近代化 | | 自動警戒管制システム（JADGE：Japan Aerospace Defense Ground Environment）は、本邦周辺空域の常続的な警戒監視、敵味方の識別及び戦闘機等の管制を行うために必要となる機能を有しており、空自の各種作戦を組織的に行うための中核となるシステムである。<br>よって、組織戦闘能力を向上させるため、JADGEと連接するシステムの能力向上等にあわせた機能強化を適切に実施する。 | 本事業は、組織戦闘能力を向上させるため、JADGEと連接するシステムの能力向上等にあわせた機能強化を適切に実施するものである。<br>平成27年度は、航空警戒管制能力の維持、向上を図るため、JADGEにJ/FPS-7との連接機能の付加を実施するとともに、BMD任務遂行能力の維持、向上を図るため、JADGEにイージスBMD艦との衛星リンク連接機能の付加及びBMDネットワークモニター機能の付加を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4401 | 防衛省 | 20 | | 67 | | 基地警備関連装備品 | | 平時の不法侵入者から武装したテロ、ゲリラ及び特殊部隊までの幅広い脅威に適切に対応すべく、基地警備要員用の機能性、防護性を向上させる個人装具や警戒監視能力を向上させる基地警備システムを整備する。 | 厳しい安全保障環境のもと、平時の不法侵入者やテロやゲリラ及び特殊部隊からの攻撃に実効的に対処する能力を確保するため、基地警備における隊員の機能性、防護性の向上を図るための作戦行動用個人装具及び基地全般の警戒監視能力を向上させるための基地警備システムを整備する。<br><br>〔作戦行動用個人装備品の整備：過去から逐年整備を実施し、主な品目としては防弾チョッキ、暗視眼鏡を整備〕 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4402 | 防衛省 | 20 | | 68 | | 武器購入費(海自) | | 平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施し得るようにするため、海上自衛隊の活動基盤となる艦艇や航空機等に搭載する武器等を着実に整備し、一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築する。 | 海上自衛隊における艦船・航空機搭載用武器及びその他の武器の購入並びに据付、艦船搭載誘導弾の機能向上に伴う装備品及びこれらの初度部品の購入並びに据付等を実施する。<br>・航空機用武器関連機器の整備<br>・艦艇用機関砲用改修器材の調達 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ラウ科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算ラウ科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:-) | 競争的資金(該当:○非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:-) | SBIR対象(該当:○非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4403 | 防衛省 | 20 | | 69 | | 諸器材購入費(海自) | | 平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施し得るようにするため、海上自衛隊の活動基盤となる艦船需品、航空需品、修理保管用備品、参考器材等を整備し、一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築する。 | 海上自衛隊における艦船需品、航空機に搭載又は装着する需品及び航空機の運航に必要な需品、施設車両、施設機械器具及びこれらの付属品、車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械、工作所備品、艦艇及び航空機の維持、補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の地上動力器材及び着陸制御拘束装置並びにこれらの付属品、油類その他の資材の保管用機械器具及びこれらの付属品、試験研究のための参考器材、武器付属品及び統架、銃手入れ台等、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幌その他の付属品及び工具、弾薬類及びその容器の保管、修理、構成、改造、研修等に必要な機械器具の購入及び据付費等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4404 | 防衛省 | 20 | | 70 | | 武器修理費(空自) | | 航空自衛隊における任務を遂行するために必要な態勢を維持するため、武器等を適切に維持すること。 | 本事業は、航空自衛隊が保有する地上武器等を適切に維持管理するため、以下の内容を実施するものである。<br>1　武器、武器附属品及び武器修理用機械器具の維持及び修理<br>2　武器の修理に必要な部品の取得<br>3　軽装甲機動車の修理及び部品の取得 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4405 | 防衛省 | 20 | | 71 | | 武器修理費(海自) | | 平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施し得るようにするため、海上自衛隊の活動基盤となる艦艇や航空機等に搭載する武器、武器付属品、武器部品等を維持、補修、改修等を実施することにより、一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築する。 | 海上自衛隊の艦艇搭載の砲、イージス装置、ソーナー、機雷探知機や航空機搭載武器、掃海具等の武器、武器付属品、武器修理用機械器具、武器部品等の維持補修、改造、技術対策等に必要な材料、消耗品の購入及び役務費等を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4406 | 防衛省 | 20 | | 72 | | 諸器材等維持費(海自) | | 海上自衛隊における補給処、造補所、部隊等の運営、施設機械等の維持、艦艇の行動及び爆発兵器類の処理、弾薬類の維持等に必要な材料等の購入等により、海上自衛隊における部隊運用機能の向上を図る。 | 海上自衛隊における補給処、造補所、部隊等の運営、施設車両及び施設機械並びに修理用機械器具の修理及び改造、係留施設及び飛行場施設等の維持及び修理補修、艦艇の行動、爆発物及び旧兵器類の処理、弾薬類及び修理保管用機械器具等の保管、修理、再生、処分、改造等に必要な材料等の購入及び役務費等並びに諸器材の整備補給関係及び飛行場施設の道路の補修等に服する者に対する | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4407 | 防衛省 | 20 | | 73 | | 部隊実験 | | 部隊実験は、将来の技術進展を見据えつつ、陸上自衛隊の新たな作戦基本部隊の戦い方の具体化に資することを目的に、26中期防で定められている基幹部隊の見直しに基づく即応機動連隊の新編を含む機動師団・旅団の戦力化及び地域配備師・旅団、特に偵察戦闘大隊の実験成果を反映することを目標に研究するもの。 | 本事業は、部隊実験に必要な試験器材、評価器材等を借用するとともに民間の技術支援を受け、現有装備等では代替できないものを民生技術を活用して実験・評価することにより、陸上自衛隊の新たな作戦基本部隊の戦い方を検証、その具体化を図るものである。その際、平成35年度末の体制を対象とし、即応機動連隊の新編及び地域配備師旅団、特に偵察戦闘大隊の新編に成果を反映する。平成28年度は、拡張・高速化した統合によるCOP・FCPを活用した機動師旅団等の行動を具体化する予定である。(COP:戦闘状況・結果を提供し、指揮官の状況判断に寄与するもの。FCP:敵の位置情報を事前に提供し、射撃部隊の判断に寄 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 2_b_1_4 | | | | | | | 非該当 | |
| 4408 | 防衛省 | 20 | | 74 | | 92式地雷原処理車(施設器材のオーバーホール) | | 平成5年度以降装備を始めた92式地雷原処理車が、経年に伴い逐次摩耗期に入り故障が頻発する等信頼性が低下しており、有事の機動支援及び平時の訓練に支障を及ぼすおそれがあるため、オーバーホールを実施して機能を回復し、部隊の戦闘力の維持を図るものである。 | 機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した92式地雷原処理車のオーバーホールを実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4409 | 防衛省 | 20 | | 75 | | 91式戦車橋(施設器材のオーバーホール) | | 平成4年度以降装備を始めた91式戦車橋が、経年に伴い逐次摩耗期に入り故障が頻発する等信頼性が低下しており、有事の機動支援及び平時の訓練に支障を及ぼすおそれがあるため、オーバーホールを実施して機能を回復し、部隊の戦闘力の維持を図る。 | 機能を回復し、信頼性を維持するとともに、器材寿命の延長を図るため、経年に伴い機能の劣化した91式戦車橋のオーバーホールを実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4410 | 防衛省 | 20 | | 76 | | 新規車両購入 | | 部隊等の新編、新機種の導入及び各種態勢の整備のため部隊等において新規に必要となる車両を取得し、部隊等の即応性及び機動性を確保し任務遂行能力を向上させる。 | 部隊新編、新機種の導入及び各種態勢の整備のため部隊等設立を対象として、任務遂行に必要な新規車両を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4411 | 防衛省 | 20 | | 77 | | 94式水際地雷敷設装置敷設車(施設器材のオーバーホール) | | 94式水際地雷敷設装置敷設車について、平成7年度の装備開始以降の経年劣化による故障頻度の多さ等の信頼性低下により、事態発生時の対応や平時の訓練に支障を来さぬよう、機能回復のためのオーバーホールを実施する。 | 94式水際地雷敷設装置敷設車のオーバーホールとして、エンジン等の主要機器の劣化等を点検し、部品交換及び修理等を実施する。本事業は、平成28年度で終了。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4412 | 防衛省 | 20 | | 79 | | 甲類(戦車) | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(本格的な侵略事態、島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等)への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、甲類装備品(戦車)を整備 | 戦車は、火力、機動力及び防護力を有し、敵弾下において攻撃、防御等に対応できる主要な装備品として陸自の部隊に装備し、主として地上機動戦闘における機動打撃の骨幹戦力として使用する。本事業では、所要の10式戦車を装備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4413 | 防衛省 | 20 | | 80 | | 甲類(火砲) | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(本格的な侵略事態、島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等)への即応・実効的対処能力の向上を図り、我が国の平和と国民生活の安心・安全を確保するため、甲類(火砲)を整備する。 | 本事業は、平成28年度末時に係る防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画(平成26年度～平成30年度)(平成25年12月17日　国家安全保障会議決定・閣議決定)に基づき、陸上自衛隊の野戦特科部隊による遠隔地に存する目標を短時間に制圧・撃破するために必要な甲類(火砲)を整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4414 | 防衛省 | 20 | | 81 | | 甲類(装甲車):96式装輪装甲車 | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、甲類装備品(装甲車)を整備 | 装甲車は、普通科部隊等において、戦略時の機動および敵の脅威化に対処するために、また、大規模震災等の各種活動において、機動力を発揮して広範囲の捜索・人員輸送等の任務に即応するために、使用する。本事業では、所要の96式装輪装甲車を装備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4415 | 防衛省 | 20 | | 82 | | 乙類(化学器材) | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への即応性や実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、装備品としてZ類(化学器材)を整備する。 | 化学器材は、NBCテロ、災害等に対応する装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に情報、警戒、防護、除染の機能により、隊員個人及び部隊が使用する。<br>本事業では、乙類(化学器材)として、個人用防護装備等の主要な化学器材、各種検知器材、除染器材等を整備し、耐用年数の到来に伴う減耗等に対応する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4416 | 防衛省 | 20 | | 83 | | 乙類(通信器材) | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品(通信器材)を整備する。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)へ対応する能力を向上させるため、各種無線機等の通信器材を整備している。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の通信器材を整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4417 | 防衛省 | 20 | | 84 | | 乙類(施設器材) | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、各種事態(島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等)への即応・実効的対処能力の向上を図り、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品(施設器材)を整備する。 | 陸上自衛隊において各種事態への即応・実効的対処能力を向上させるため、特殊車両等の施設器材を整備するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4418 | 防衛省 | 20 | | 85 | | 軽装甲機動車 | | テロやゲリラ及び特殊部隊等による攻撃等の各種事態への対処や基地警備に係る部隊の即応性及び機動性の向上を図る。 | 厳しい安全保障環境のもと、各種事態に実効的に対処するため、部隊の即応・実効的対処能力の向上に必要な軽装甲機動車を整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4419 | 防衛省 | 20 | | 86 | | 諸器材購入費(統幕) | | 整備した車両の付属品を取得することにより、統合幕僚監部における円滑な任務遂行に必要な可動車両数の維持を | 統合幕僚監部で運用している車両の附属品(タイヤ等)を取得し、可動車両数の維持及び安全運行を確保する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4420 | 防衛省 | 20 | | 87 | | 車両用附属品 | | 防衛大学校の円滑な校務遂行のために車両の附属品を取得する。 | 防衛大学校の校務運営において、学生訓練で使用する人員・物品の輸送に必要な車両の機能維持及び回復を図り、安全性を確保するため、車両の附属品(タイヤ・バッテリー) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4421 | 防衛省 | 20 | | 88 | | 基地通信備品の損耗更新 | | 陸海空自衛隊を相互につなぐ固定通信設備で使用している陸上自衛隊の基地通信備品の著しい老朽化により、通信運用に支障をきたし、又はきたす恐れのあるものを更新することにより、陸海空自衛隊間における通信の確実な維持・ | 本事業は、各通信所の通信回線の維持に直結する基地通信備品のうち、老朽化の著しい回線機器、有線機器、無線機器及び電源機器の更新するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4422 | 防衛省 | 20 | | 89 | | 通信機器購入費(海自) | | 平素からの情報収集・警戒監視、対潜戦などの各種作戦の効果的な遂行による周辺海域の防衛や海上交通の安全確保等を実施し得るようにするため、海上自衛隊の活動基盤となる通信機器等を整備し、一層の能力を発揮し得るよう必要な態勢を維持・構築する。 | 海上自衛隊の艦船、航空機及び陸上施設等において使用する通信電子機器、気象機器及びこれらに係る電源器材の購入並びにこれらのうち国有財産の取り扱いをしないものの据付等を実施する。<br>1　送信所関連器材の整備<br>2　航空機搭載電子機器整備用構成品<br>3　衛星通信の再構築<br>4　情報収集器材の換装　等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4423 | 防衛省 | 20 | | 90 | | 諸器材購入費（空自） | | 航空自衛隊における任務を遂行するために実用な態勢を維持するため、所要の諸器材等を購入等すること。 | 本事業は、航空自衛隊の態勢を維持するために以下の内容を実施する。<br>1　編成装備品の購入（特に掲げたものを除く。）及び同製造等に要する初度費<br>2　航空機に搭載する又は装着する需品及び航空機の運航に必要な需品の購入<br>3　施設車両、施設機械器具及びこれら附属品の購入及び据付<br>4　車両、武器、通信電子機器、施設車両、施設機械、航空機の維持、補修、計測試験並びに保管用の機械器具、航空機の機上動力器材、着陸制御拘束装置、油類その他の資材の保管用機械器具及びこれらの付属品の購入及び据付<br>5　試験研究のための参考器材購入費<br>6　武器附属品、銃架、銃手入れ台、車両のタイヤ、チューブ、蓄電池、幔、弾薬類及びその容器の保管、修理等に必 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4424 | 防衛省 | 20 | | 91 | | 中央指揮システムの個別維持（中央システム） | | 本事業は、陸・海・空幕等と連接した統合システムである中央指揮システムを整備し、自衛隊の行動等に関する指揮監督を補佐する機能及び統合運用に係る機能（中央システム）の維持を目的としている。 | 中央指揮システムを良好な状態で運用するため、サーバー等各種ハードウェア等を借上・取得するとともにシステムを365日24時間運用するための保守を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4425 | 防衛省 | 20 | | 92 | | 中央指揮システムの全体維持 | | 本事業は、陸・海・空幕等と連接した統合システムである中央指揮システムを整備し、自衛隊の行動等に関する指揮監督を補佐する機能及び統合運用に係る機能（中央システム）の維持を目的としている。 | 事業の目的を達成するために、陸幕、海幕、空幕等の各システムと中央システムとのインターフェース等を確保するとともに、システムの維持整備・能力向上を図るために必要な役務の提供を受けるもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4426 | 防衛省 | 20 | | 94 | | 中央指揮システムの個別維持（専用通信） | | 防衛大臣、主要補佐者及び関係幕僚が中央指揮所内、関係省庁等及び大臣直轄部隊等に対し、秘匿された電話及びファクシミリにより命令・指示等の伝達及び連絡調整等を行う 中央指揮システムの専用通信を常時運用可能な状態に維持するものである。 | 中央指揮システムの専用通信機器の常時運用可能な状態に維持するため、通信回線及びハードウェアの借上げ、消耗品の取得及び保守を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4427 | 防衛省 | 20 | | 95 | | 通信維持費（統幕） | | 防衛省・自衛隊におけるコンピュータシステムによる情報共有化の促進及び各種活動を円滑に実施するために必要な通信器材等を維持・管理するもの。 | 防衛省・自衛隊における情報共有化を行うため、重複機能開発の防止や最新技術の取り込みを容易にしたコンピュータシステムの開発、再利用可能なソフトウェア部品の維持整備等、各種活動を円滑に遂行するために必要な通信器材等の借上げ及び保守等を実施するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | 4_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4428 | 防衛省 | 20 | | 96 | | 小型輸送車の修理維持 | | 統合幕僚監部が保有する業務用車両の運用に支障がないように定期修理、故障発生時の臨時修理を実施し、統合幕僚監部における各種業務支援、緊急時への対応を常時実施できる態勢を維持する。 | 整備計画に基づく修理や点検整備、車両の異常に対応する臨時の修理を実施して、車両の安全な運行を確保する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4429 | 防衛省 | 20 | | 97 | | 中央指揮所の施設整備の維持 | | 自衛隊指揮通信システム隊が管理する中央指揮所の指揮所機能を継続するため、各施設設備の保守役務等を実 | 自衛隊指揮通信システム隊（中央指揮所運営隊）が管理する中央指揮所の施設設備の定期保守及び補用品を購入 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4430 | 防衛省 | 20 | | 98 | | 諸器材等維持費（統幕） | | 統合幕僚監部の各種備品を良好な状態で維持し、緊急事態発生時の即応体制及び教育訓練等の活動体制の維持・向上を図る。 | 統合幕僚監部が使用する中央指揮所での良好な勤務環境を維持するため、また、統合幕僚監部が行う教育訓練等の活動を円滑に実施するため、保有備品の稼働に支障がないように補修、保守、点検等の役務の調達及び消耗品の | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4431 | 防衛省 | 20 | | 99 | | 車両の維持整備 | | 情報本部の円滑な情報収集体制を確立するため、保有する車両の定期点検及び整備を実施する。 | 情報本部で使用する車両の安全運行できる態勢を維持するため、法定点検等の車両整備役務及び車両運行に必要な部品等の取得を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4432 | 防衛省 | 20 | | 100 | | 気象通信端末の借上 | | 我が国周辺における各国の軍事動向の把握や各種兆候の察知に必要な衛星画像情報の効率的な取得を実現するため、撮影対象地域の精緻な気象予測（特に雲の発生）に必要な気象通信端末を借上げる。 | 気象予報士による雲の緻密な予測に必要な気象データの取得と多様なデータ加工機能を有する端末を借上げる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4433 | 防衛省 | 20 | | 101 | | 武器手入消耗品 | | 将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練で使用する武器（小銃等）を手入れするために必要な消耗品を取得することで、訓練の安全性及び円滑性を確保する。 | 防衛大学校の校務運営において、学生訓練で使用する武器（小銃等）の信頼性及び安全性を確保するため、武器手入用消耗品を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4434 | 防衛省 | 20 | | 102 | | 火器・装軌車等の修理（装軌車等外注整備） | | 甲類装備品の火器・装軌車等について、陸上自衛隊の補給処の技術的な整備能力を超える整備所要に対して、外注整備を実施することにより、その機能回復を通じて部隊の戦闘力維持を図るもの。 | 甲類装備品の車体・エンジン等について、陸上自衛隊の補給処の整備では機能回復が困難なものがあるため、外注によるオーバーホール整備を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4435 | 防衛省 | 20 | | 103 | | 火器関係（部品・外注費）、装軌車関係（部品費） | | 火器・装軌車等について必要な維持整備を実施し、装備品の即応態勢の確立に努めるもの。 | 火器・装軌車等の予防整備及び故障整備に必要な修理用部品の取得または役務の実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4436 | 防衛省 | 20 | | 104 | | 火器・装軌車等の改善・改造 | | 火器・装軌車等を改善・改造し、安全性、信頼性及び操用性の向上を図る。 | 火器・装軌車等の安全性、信頼性及び操用性の向上のために必要な改善・改造を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4437 | 防衛省 | 20 | | 105 | | 指揮所の近代化（ハードウェアの整備） | | 指揮統制における情報の伝達・処理の正確性、迅速性及び効率性を向上させ、各級指揮官の迅速・的確な指揮統制に資するため、陸幕システム及び各方面隊指揮システムの指揮所の近代化を図るものである。 | 陸幕システム及び各方面隊指揮システムのハードウェア維持管理、陸幕システムの換装、新改編部隊等への端末導入など指揮所の近代化に必要なハードウェアの基盤整備を実施するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4438 | 防衛省 | 20 | | 106 | | 補給管理システムの整備 | | 陸上自衛隊における物品管理に関する証書等データ管理、補給・整備・調達会計・輸送の業務処理、兵站運用に資するデータ提供等、各部隊における平素から行動時にわたる補給整備業務を効率的に実施するため、各方面隊及び補給統制本部等に補給管理システムを整備するものであ | 陸上自衛隊の補給管理業務の基盤を確保するため、補給管理システムを構成する各装置（情報処理装置（サーバー）、各種処理端末（PC）といった民生品を活用したハードウェア）を継続的に借上げる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4439 | 防衛省 | 20 | | 107 | | 通信機器の修理等 | | 陸上自衛隊の通信電子器材の維持・運営に必要な修理等を行い、継続的な基地通信を確保するとともに、任務遂行に備え野外通信機器の稼働率を維持する。 | ・ 防衛マイクロ回線、基地交換機及び電源装置等の基地備品を維持するため定期的な外注整備及び部品等の取得。<br>・ 中央即応集団等が緊急・即応態勢を維持するため、保有通信電子器材に対する外注整備及び部品等の取得。<br>・ 一般部隊が各種事態に迅速に対応するための無線機、交換機及び電源等を維持するため、定期的な外注整備及び部品等の取得。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4440 | 防衛省 | 20 | | 108 | | 指揮管理通信システムの整備 | | 防衛大臣をはじめとした各指揮官からの災害派遣などの自衛隊の行動に関する命令等や、各指揮官からの部隊の運営、日常の業務に関する命令等（以下「命令等」という。）などの重要かつ内容に応じて秘匿を要する情報を各部隊に対して安全かつ確実な形で必要な時期に伝達するため、保全性、迅速性、確達性等が確保された情報システムを整備 | 指揮管理通信システムを構成する各装置（電子交換装置（サーバー）、各種処理端末（PC）といった民生品を活用したハードウェア）を整備するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4441 | 防衛省 | 20 | | 109 | | 装輪車両の修理費の取得 | | 部隊の戦力発揮、災害派遣等において、部隊の移動・物品の輸送のため装輪車両は必要不可欠なものであり、これを常に良好な状態に維持するとともに、故障した場合においては速やかに復旧することにより、部隊の即応性を維持す | 各種事態への即応性・実効的対処能力の維持のため、装輪車両の修理に必要な部品及び諸材料を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4442 | 防衛省 | 20 | | 110 | | 車両等の処分 | | 使用済の不用タイヤ等を産業廃棄物として適正に処分し、各部隊等の円滑な隊務運営と環境保全に寄与する。 | 不用タイヤ等は従来演習場等での活用、あるいは公共団体や民間業者への売却等を実施していたが、近年の環境保全の厳しい社会ニーズから買い取りが困難となっていることから、各部隊等の隊務運営を円滑と環境保全のため、業者に適正な処分を依頼する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4443 | 防衛省 | 20 | | 111 | | 自動車リサイクル法関連経費 | | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、陸上自衛隊の使用済自動車を適正に処理する。 | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、陸上自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託金等（リサイクル料金）を資金管理法人に対し | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4444 | 防衛省 | 20 | | 112 | | 装輪車両の外注整備 | | 整備部隊が近傍に所在しない一部の部隊の民間型車両について、定期整備及び故障整備を部外の民間車両整備事業者に整備を委託することにより、迅速かつ効率的に車両を良好な状態に保つとともに、整備に係る隊力を軽減して各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図る。 | 各部隊等の保有する民間ナンバー車両は、基本的に自衛隊の指定工場等に持ち込み整備を行っているが、その指定工場が遠隔地にある場合、保全及び技術的に問題なく整備が実施できる民間ナンバー車両については近隣の民間指定工場等に整備を委託した方が経済的である。このため、民間ナンバー車の一部について部外整備委託を実施して | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4445 | 防衛省 | 20 | | 113 | | 燃料タンク車の水圧試験 | | 「消防法及び危険物の規制に関する規則」に基づき「危険物の規制に関する技術上の基準の細目を定める告示」により燃料タンク車（各車種）の定期点検を受検して同規則等に適合させ、車両及び航空機の給油能力を保持して各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図る。 | 定められた規則に適合させなければ、燃料タンク車（各車種）は使用できず、車両及び航空機に対する給油できなくなり、自衛隊の任務達成に重大な影響を及ぼすため、完成検査証の交付を受けた日又は前回の水圧試験を行った日から5年を越えない日までの定期点検受検を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4446 | 防衛省 | 20 | | 114 | | 化学器材の修理 | | 化学器材の維持に必要な部品及び役務等を取得し、器材の可動状態の維持を図り、NBC事態に対する即応性発揮の基盤を確立する。 | 部隊のNBC事態等に対する即応性や実効的対処能力の向上を図るため、個人用防護衣や除染車などの化学器材を整備するための部品取得や修理を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4447 | 防衛省 | 20 | | 115 | | 廃弾等の外注処分 | | 我が国の平和と国民生活の安心・安全を確保するため、陸上自衛隊は弾薬を適切に保有しておく必要がある。その上で、装備品の退役等に伴い使用する火砲が存在しなくなった弾薬（退役弾）や、経年劣化により安全管理上使用できなくなった弾薬（不良弾）等については、今後使用することがないため処分する。 | 装備品の退役等に伴い使用する火砲が存在しなくなった弾薬（退役弾）について、適切に処分を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4448 | 防衛省 | 20 | | 116 | | 通信衛星の中継機能の借上(三幕共同) | | 陸海空自衛隊の各ピークル（艦艇・航空機等）は、作戦海域・空域等を行動しつつ、各ピークル間あるいは陸上の上級司令部と連携して作戦を実施するため、Xバンド衛星通信を使用し、シームレスに連接する安定性の高い通信を実現 | 陸海空自衛隊の各部隊がXバンド衛星通信を実施するため、スーパーバード通信衛星（B2号機・C2号機及びD号機）の中継器を各自衛隊の専用中継器として借り上げるものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ラち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ラち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4449 | 防衛省 | 20 | | 117 | | 航空機搭載通信機器維持・通信部品 | | 海上自衛隊で使用する各航空機の任務可動状態を確保するために、各航空機に搭載されている通信機器等について、部隊で実施する整備及び修理会社で実施する修理等に必要な部品を調達するものである。 | 航空機搭載通信機器等について部隊で整備できる機器の整備用部品を調達するもの及び修理会社が実施する修理で必要となる部品を官給するため部品を調達するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4450 | 防衛省 | 20 | | 118 | | Kuバンド衛星通信用経費 | | 海上自衛隊の主要艦艇は、洋上を行動しつつ陸上の上級司令部等と連携し作戦を実施するため、洋上と陸上をシームレスに連接する高速大容量ネットワークへの接続が不可欠であるため、Kuバンド衛星通信を使用し、陸上のDII（防衛情報通信基盤）に接続するとともに、洋上においても高速大容量の通信基盤を構築する。 | 艦艇に搭載した衛星通信器材を使用し、民間の通信衛星に搭載されたKuバンド中継器と地球局（通信中継所）を利用して通信するため、艦艇58隻が使用するKuバンド帯を借上げる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4451 | 防衛省 | 20 | | 119 | | 通信維持費(海自) | | 海上自衛隊の任務を遂行するために必要な通信電子機器等の各種システムを良好な状態に維持し、指揮・統制を適切に実施するために、通信電子機器等の部品、消耗品等の購入等を実施する。 | 海上自衛隊における通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器並びにこれらの修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要な部品、消耗品等の購入及び役務並びに通信施設等の維持管理を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4452 | 防衛省 | 20 | | 120 | | 車両維持経費 | | 海上自衛隊が保有する車両の維持整備を行い、円滑な部隊運用に資する態勢を確立する。 | 海上自衛隊が保有する車両を整備し、安全運行できる態勢を維持する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4453 | 防衛省 | 20 | | 121 | | 燃料給油車タンクの定期検査経費 | | 海上自衛隊の航空部隊の任務を円滑に実施するため、保有する燃料給油車のタンクの定期検査を実施する。 | 視覚法令に則り、5年を超えない範囲において燃料給油車に搭載されている燃料タンクの圧力試験を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4454 | 防衛省 | 20 | | 122 | | マイナーオーバーホール | | 故障又は定期修理間隔に達した航空機用機器等の修理を実施し、安定した航空機の運用を図る。 | 国内修理会社又は海外商社と修理役務請負契約を締結し、航空機用機器の修理作業を実施させる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4455 | 防衛省 | 20 | | 123 | | ガスタービン機関組部品のオーバーホール | | ガスタービン機関組部品は、主機であるガスタービン機関の重要な構成要素の一つであり、ガスタービンの型によって多くの種類がある。この組部品は規定の累計運転時間に達すると能力が低下するため、各組部品毎にオーバーホールを実施することで新たに組部品を調達することなく、再使用することが可能である。これにより、艦艇の可動率の確保に | 規定の累計運転時間に達したガスタービン機関組部品について、オーバーホールを実施する。オーバーホールを実施した組部品は、累計運転時間に達した他の組部品と交換して継続使用する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4456 | 防衛省 | 20 | | 124 | | 航空警戒管制機器構成品修理費 | | 航空自衛隊の航空警戒管制任務に必要な航空警戒管制機器の故障部品について、外注により修理を行い、当該機器の適切な維持管理を図る。 | 警戒管制部隊が保有する航空警戒管制機器の故障部品を第3補給処が外注により修理を実施する。対象となる主な機器は、警戒管制レーダー装置、自動警戒管制システム及び多重通信装置等とその周辺機器である。<br>警戒管制部隊：28個SS、4個SOC／DC、1個COC/AOCC<br>SS：防空監視所(Surveillance Station)、SOC：航空方面隊等戦闘指揮所(Sector Operation Center)、DC：防空指令所(Direction Center)<br>COC：航空総隊作戦指揮所(Combat Operation Center) | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4457 | 防衛省 | 20 | | 125 | | 通信電子機器用維持部品 | | 警戒管制部隊が保有する航空警戒管制機器を維持するための部品を取得することにより、当該機器の非可動状態を局限し、適切な維持管理を図る。 | 基地整備及び補給処整備において必要となる維持部品を取得し、航空警戒管制機器の非可動状態を局限する。<br><br>基地整備：部隊等で実施する整備<br>補給処整備：基地整備の範囲を超える作業を行う整備 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4458 | 防衛省 | 20 | | 126 | | 車両一般整備費 | | 航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する車両や同車両搭載装置等を適正に維持する。 | 航空自衛隊が保有する全車両の整備（定期検査及び故障等修理）に必要な部品及び役務を調達する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4459 | 防衛省 | 20 | | 127 | | 自動車再資源化等預託金 | | 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、航空自衛隊の使用済自動車を適正に処理する。 | 航空自衛隊の使用済自動車を適正に処理するため、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、シュレッダーダスト、エアバッグ類、フロン類の再資源化等に必要な再資源化預託金等（リサイクル料金）を資金管理法人に対し | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4460 | 防衛省 | 20 | | 128 | | 施設車両整備費 | | 航空自衛隊の任務を支障なく遂行するため、保有する除雪車や工事用車両等を適正に維持する。 | 航空自衛隊が保有する施設車両の整備（定期検査及び故障等修理）の実施に必要な部品及び役務を調達する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4461 | 防衛省 | 20 | | 129 | | 訓練演習支援機能の整備 | | 統合運用体制下で新たな脅威や多様な事態に対応した統合訓練（指揮所演習）を実施するため、訓練演習支援機能の維持及び環境整備を行う。 | 当該事業の目的を達成するため、訓練演習支援器材の換装・借上げ及び技術支援役務を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4462 | 防衛省 | 20 | | 130 | | 情報業務用車両の取得 | | 情報業務車両を取得し、通信所の管理業務等に必要な運行所要を充足し、情報業務の円滑な実施を図る。 | 情報本部の東千歳、大井、喜界島通信所及び飯岡支所に対して関係部隊との業務調整・所内の設備点検等に使用する車両を更新するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4463 | 防衛省 | 20 | | 131 | | 通信機器購入費（統幕） | | 防衛大臣及び主要補佐者等による適時適切な命令指示の伝達及び連絡調整の手段である通信機能を確保するとともに、各種事態発生時において、統合幕僚監部、部隊間の通信体制を維持整備する。 | 当該事業の目的を達成するため、端末などの情報収集用機材の取得を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4464 | 防衛省 | 20 | | 132 | | 防衛情報通信基盤（DII）の整備 | | 本事業は、全自衛隊の共通ネットワークとして、マイクロ回線・部外回線・衛星回線を利用してデータ通信網と音声通信網から構成される防衛情報通信基盤（DII）を整備し、各自衛隊を横断した全体としてのネットワーク化、異なる機関間・システム間における情報の共有を図るためのネットワークを提供するものである。 | 事業の目的を達成するために、オープン系及びクローズ系のデータ通信網、音声通信網及び利用する通信回線の構築、維持、運営を行っているが、これらの設計、機器借上及び購入、部外回線の借上、施設の整備等の事業を継続して実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4465 | 防衛省 | 20 | | 133 | | 通信維持費（空自） | | 航空自衛隊の任務を遂行するために必要な態勢を維持するため、通信機器等を適切に維持する。 | 航空自衛隊における、<br>①通信、電子、気象、電源、航空保安管制等の機器<br>②その修理用機械器具等の維持運営、試験、修理、検査、改造、補給、技術対策等に必要な部品・消耗品等の購入及び役務 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4466 | 防衛省 | 20 | | 134 | | 施設機械の修理 | | 施設器材の可動率を維持するためには、予防整備及び故障整備を行い、これらに必要な部品等及び役務を確保する必要がある。また、器材を必要の都度、適宜整備することにより器材寿命の延長を図り、部隊の即応性発揮を図る。 | 油圧ショベル、81式自走架柱橋等の施設器材の可動率を維持して、多様な任務への態勢を整えるため、施設器材を整備するための部品の取得及び役務を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4467 | 防衛省 | 20 | | 135 | | 車両用附属品の取得 | | 装輪車両の維持に必要な車両用付属品を取得し、装輪車両の高可動率の維持及び運行時の安全を確保することにより、各種事態への即応性・実効的対処能力を維持する。 | 装輪車両の維持に必要な車両用付属品（タイヤ、バッテリー、タイヤチェーン、幌等）を取得するための必要不可欠な経費であり、各種事態への即応性・実効的対処能力の維 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4468 | 防衛省 | 20 | | 136 | | 航空車両更新分 | | 航空部隊の任務遂行のために必要な車両を老朽更新及び換装更新する。 | 航空部隊の使用する航空車両（整備用車両：けん引車、輸送用車両：カーゴローダー等、燃料給油車、弾薬作業車、航空基地用車両：空港用消防車、給水車等）を計画的に更新し、航空部隊の即応性、作戦遂行能力の維持を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4469 | 防衛省 | 20 | | 137 | | 油購入費 | | 周辺海空域における安全確保、各種攻撃への対応等に関して、防衛力の中核となる航空機、車両、艦船等を運用するための燃料を確保するとともに、隊員の勤務及び生活の基盤である基地等の運営に必要な燃料を確保する。 | 自衛隊の任務を遂行するために必要な航空機、車両及び艦船等の装備品の運用並びに冷暖房及び炊事等、自衛隊の運営に不可欠な燃料を調達する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4470 | 防衛省 | 20 | | 138 | | 自衛隊施設整備 | | 各種事態の実効的な抑止及び対処など自衛隊の各種活動を支える行動基盤である自衛隊施設を整備し、自衛隊の円滑な任務遂行を確保する。<br>併せて、インフラ長寿命化による、トータルコストの縮減、予算の平準化といった効率化を図る。 | 各種事態の実効的な抑止及び対処に必要な防衛力整備に伴い、自衛隊の基地・駐屯地等において、機能発揮のために必要な施設の新設、耐震改修、インフラ整備等を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4471 | 防衛省 | 20 | | 139 | | 国外FAXニュース等の取得（5機関共同） | | 近年の情報通信技術の発達により、アクセス可能な情報の「量」が飛躍的に増大するにともない、情報の効率的かつ効果的な入手・選別が喫緊の課題となっているところ、本事業をもって情報の効率的かつ効果的な入手・選別・翻訳を実現することにより、職員のマンパワーを情報の分析・評価に振り向けることを可能とし、情報業務全体のパフォーマンスを向上させるものである。 | 本事業は、放送衛星・短波・インターネット等の媒体によって発信される諸外国の報道等を24時間態勢で通信社が監視し、特に重要かつ急を要する内容については日本語に翻訳・編集されたものをその都度速報として配信を受け、それ以外の内容については選別・翻訳されたものを定期的に配信を受ける事業を、5機関共同で実施するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4472 | 防衛省 | 20 | | 140 | | 輸送ヘリコプターCH－47JA | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模・特殊災害等への即応・実効的対処能力の維持を図るため、航空機（輸送ヘリコプター）を取得する。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、多数の人員や重量補給品の航空輸送、患者の | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4473 | 防衛省 | 20 | | 141 | | 乙類（航空機） | | 厳しさを増す安全保障環境もと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保する。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への対応力を向上させるため、航空機の取得に伴い、それらに連動する工具等を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の整備用工具等を整備するも | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4474 | 防衛省 | 20 | | 142 | | 航空機（多用途ヘリコプター） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模・特殊災害等への即応・実効的対処能力の維持を図るため、航空機（多用途ヘリコプター）を取得する。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、国際平和協力活動における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、空中機動、航空輸送のほか、地雷散布、捜索・救難、患者 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4475 | 防衛省 | 20 | | 143 | | 掃海・輸送ヘリコプターMCH－101 | | MCH－101（掃海仕様）は対機雷戦任務として掃海艦艇が配備されていない港湾、水路等における機雷脅威への緊急的な対処及び掃海艦艇の脅威となる機雷への対処等を行うとともに、輸送任務として、機動水上部隊等に対する人員・物資等の輸送等に従事するためのヘリコプターであり、防衛大綱に基づき所要の機数を整備する。 | 掃海・輸送ヘリコプター（MH－53E）の除籍に伴う後継機として掃海・輸送ヘリコプター（MCH－101）を整備する。<br>なお、平成23年度調達のMCH－101（掃海仕様）は、現有MH－53Eと比べ、警戒監視能力、自己防御機能を有するほか、飛行甲板を有する全ての艦艇に着艦可能であり、対機雷戦任務や護衛艦等への航空輸送任務に機動的に活用することが可能となっている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4476 | 防衛省 | 20 | | 144 | | 車両更新 | | 老朽車両を更新することにより、部隊等の即応性及び機動性を確保し任務遂行能力を維持する。 | 航空自衛隊における全部隊の任務遂行及び安全運行を確保するために、取得年度が古く、著しく老朽化した車両を更 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4477 | 防衛省 | 20 | | 145 | | 整備用部品 | | 航空機の機体及びエンジンの可動率を維持・向上するとともに航空安全を確保し、部隊行動の基盤を保持する。 | 外注役務（定期オーバーホール、部品修理）に必要な部品及び部隊が保持する維持用部品を取得するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4478 | 防衛省 | 20 | | 146 | | 定期オーバーホール役務費 | | 陸上自衛隊の航空機及び搭載するエンジンについて、安全かつ効率的に運用することができる状態を継続的に確保して高可動率を維持するため、陸上自衛隊の部隊等では実施することができない機体の分解検査及び修理を定期的に民間修理会社に外注することにより、機体に関する重大な不具合の発生を未然に防止し、もって陸上自衛隊の即応態勢の構築に寄与する。 | 定期オーバーホール役務費は、厳しい運用環境において発生する機体構造部材などの不具合や劣化による重大な不具合の発生を未然に防止するため、あらかじめ定められた整備間隔ごとに機体及びエンジンを分解し、機体の構造、搭載機器の検査及びエンジンのオーバーホールを実施するとともに、当該検査において不具合が発見された場合には修理を実施するものである。機体定期修理及びオーバーホールの内容は陸上自衛隊では有していない専門技術を必要とし、かつその範囲も多岐に渡ることから、陸上自衛隊の部隊等では実施することができないため、民間企業の整 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4479 | 防衛省 | 20 | | 147 | | 部品整備役務費 | | 航空機の機能部品等の品質を確保して、航空機の高可動率を維持する。 | 使用できなくなった機能部品に対し、必要な処置（オーバーホール、整備、修理）を実施して再使用できるようにするものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4480 | 防衛省 | 20 | | 148 | | 航空機技術管理 | | 国内に製造基盤のない輸入航空機の技術管理を適切に実施することにより、可動率を維持するとともに飛行安全を確保する。 | LR－2、EC－225LP及びTH－480Bの機体及びエンジンの不具合等に迅速・確実に対応して所要の可動率を維持し、かつ飛行安全に必要な部隊等技術支援、技術資料等の維持・整備、SB※等の採用可否に関する検討及び不具合の調査・検討等の技術管理活動を行うものである。<br><br>注） SB（Service Bulletin）<br>ライセンサーからライセンス製造会社及び商社に対する改修指令及び技術改善通知 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4481 | 防衛省 | 20 | | 149 | | 航空機修理費（陸自） | | 航空機の運航に必要な整備等を行い、航空機の高可動率を維持する。 | 陸上自衛隊の保有する航空機の改修等、部隊整備に必要消耗品の取得及びFMSによる米軍技術援助役務等を実施するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4482 | 防衛省 | 20 | | 150 | | 航空機搭載通信機器維持修理 | | 海上自衛隊で使用する各航空機の任務可動を確保するために、各航空機の搭載通信機器（電子機器等）について、定期修理、臨時修理及び定期保守役務を実施し、機器の信頼性確保及び不具合修復を実施するものである。 | 定期修理は、海上自衛隊で使用する各航空機の機体定期修理時に合わせて搭載通信機器（電子機器等）を定期的に修理するものである。<br>臨時修理は、不具合発生に対応して臨時に構成品単位及び下位形態（モジュール単位）で修理するものである。また、保守役務は航空機の配備先において搭載通信機器（電子機器等）の信頼性及び即応性を維持するために実施するも | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4483 | 防衛省 | 20 | | 151 | | 機体オーバーホール | | 海上自衛隊の航空機について、飛行安全を確保しつつ運用可能な品質を維持するために機体の定期修理を実施する。 | 航空機等整備基準に基づき、機体の定期修理間隔に達した航空機に対し、公募又は随意契約により選定された修理会社と契約を締結し、仕様書に基づき機体の定期修理を実 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4484 | 防衛省 | 20 | | 152 | | 航空一般部品 | | 海上自衛隊が保有する機体、発動機及び機器のオーバーホール用官給品並びに部隊維持用の部品を確保し、安定した航空機の運用を図る。 | 航空機、発動機及び機器の性能、特性を維持するために、部隊整備では整備取扱説明書等に基づき維持整備し、修理会社では修理仕様書等に基づき修理している。<br>維持整備又は修理の際、不具合となった部品等を交換するため、これらの部品を調達している。<br>航空機用部品は、ほとんどが輸入品又はライセンス国産品であることから、部品毎に販売権を有する会社からの調達となる。<br>需給統制機関において、各航空機、発動機及び機器の使 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4485 | 防衛省 | 20 | | 153 | | 航空機修理費(海自) | | 海上自衛隊における航空機の修理等に必要な材料等の購入等により、海上自衛隊における航空機の可動率向上を図る。 | 海上自衛隊における航空機の維持造修に必要な修理用材料等の調達、航空機等の試験に必要な消耗品調達、航空機及び航空機用機器等の改造に必要な部品調達、航空機及び航空機部品等の改善要求、事故等に対する支援及び対策等、整備補給関係の部外委託役務 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4486 | 防衛省 | 20 | | 154 | | 諸器材等維持費（空自） | | 航空自衛隊が任務を遂行するために必要な態勢を維持するため、諸器材等を適切に維持すること。 | 本事業は、航空自衛隊が保有する諸器材等を適切に維持管理するため、以下の内容を実施するものである。<br>1　補給処等における保管、処分、荷役、運搬用機械器具等の修理用材料、消耗品及び役務の取得等<br>2　施設車両及び施設機械の修理用材料、消耗品及び役務の取得等<br>3　特に掲げたものを除く器材の維持補修及び改造用材料の消耗品及び役務の取得並びにその改善要求及び事故等に対する技術対策<br>4　航空実験団、警務隊、音楽隊、航空施設隊、医学実験隊等用及び情報、暗号、気象、写真印刷業務用等の消耗品の取得等<br>5　部隊等の運営及び機能の維持等<br>6　弾薬、その容器及びそれらの修理保管用機械器具の保管、修理、再生、処分、改造等、また調達補給、後送、改善要求及び事故等に対する技術対策に必要な材料、消耗品及び役務の取得　等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4487 | 防衛省 | 20 | | 155 | | 航空管制器材の損耗更新 | | 老朽化した航空管制器材を更新して、管制官と航空機間との交信を確実に維持し、国土交通大臣から委任されている航空交通管制業務の実施する。 | 航空法第137条第3項の規定に基づき、防衛大臣が国土交通大臣から委任された航空交通管制業務を適正に実施するために必要な航空管制器材のうち耐用年数を超過した器材を更新する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4488 | 防衛省 | 20 | | 156 | | 艦船需品の整備 | | 我が国周辺海域おける安全確保等に関して、海上自衛隊が保有する艦船の即応態勢及び継戦能力を維持向上させるため、必要な艦船需品を整備する。 | 艦船の運航、保安用の搭載需品及び乗員の生活用需品の維持更新を図るため、必要な艦船需品を調達する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4489 | 防衛省 | 20 | | 157 | | 護衛艦（DDG） | | 護衛艦（DDG）は、弾道ミサイル攻撃から我が国を多層的かつ持続的に防護し得る体制を強化し、また、常続監視や対潜戦等の各種作戦の効果的な遂行により周辺海域を防衛し、海上交通の安全確保を実施することを任務としており、防衛計画の大綱に基づく体制を構築するため、所要の | 弾道ミサイル対処能力を備えたイージスシステム搭載護衛艦1艦を平成27年度整備着手を図り、平成31年度取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4490 | 防衛省 | 20 | | 159 | | 業務支援器材（通信機器）の取得 | | 本事業は、情報を伝達、共有する業務支援器材を整備し、定員増加による使用区画の電話機等の不足を解消し、職員の円滑な業務遂行を可能とすることを目的としている。 | 事業の目的を達成するため、定員の増加により必要となった使用区画の通信機器を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4491 | 防衛省 | 20 | | 160 | | 海上航空作戦指揮統制システムの整備 | | 航空群司令の行う海上作戦等における支援及び関連する各種解析作業等を的確かつ効率的に行うためにシステム器材を整備する。 | 現有の航空対潜戦指揮システム（ASWOC）は、P-3Cに対応するシステムであるため、P－1に装備されている新しい戦闘指揮システムに必要な任務データの作成、記録されたミッションデータ及びセンサデータの解析等が実施できない。<br>そのため、P－1の装備化に併せて、機上の戦闘指揮システムと有機的に連接し、一体化して運用することが可能とな | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4492 | 防衛省 | 20 | | 161 | | 地域通信処理システム用器材の借料 | | 地域通信処理システムは、海上自衛隊における円滑な作戦指揮、部隊運用及び情報共有に寄与するため、各基地における高速大容量のクローズ系通信基盤を提供するとともに、メール、ポータル等の各種共通サービスの提供を行うことを目的とする。 | 作戦に係るメッセージ通信を処理するためのシステム器材を借上げるほか、防衛情報通信基盤（DII）を介して各地区をネットワーク接続する海上自衛隊情報通信基盤のネットワーク器材を借上げるものである。<br>また、作戦に係る重要な通信であるため、情報漏えい事故の発生にかんがみ、ユーザー管理、資産管理等のセキュリティを確保するための器材についても借上げるものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4493 | 防衛省 | 20 | | 162 | | 情報支援システムの維持整備 | | 情報業務に係る統合化された高度なネットワークを継続的に機能させ、情報機能の一層の強化を図るため、情報支援システムの維持整備を適切に行う。 | 情報支援システムを適切に維持整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4494 | 防衛省 | 20 | | 163 | | 海上作戦部隊指揮統制支援システム用器材（借上） | | 海上作戦を的確かつ効率的に遂行するためには、作戦の立案に必要な部隊の位置や兵力などの情報を収集・分析し、その結果を司令部レベルからビークルレベルまでの各指揮官が共有するため、部隊等の位置情報、チャットといった機能を有する海上作戦部隊指揮統制支援システムを整 | 事業の目的を達成するため、海上自衛隊の指揮統制を行うために必要となるシステムを借上げるものである。<br>なお、平成26年度末から海上自衛隊指揮統制・共通基盤システムへ移行した。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4495 | 防衛省 | 20 | | 164 | | 緊急用通信装置の更新 | | 大規模災害時等において、現地指揮所に統幕リエゾンを派遣させる等の際に必要となる緊急通信手段を確保するため、老朽化した携帯電話を更新し、常時稼働状態を維持することを目的としている。 | 老朽化した携帯電話を更新する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4496 | 防衛省 | 20 | | 165 | | 災害発生地域派遣連絡官用通信機器等の整備 | | 災害等が発生した場合、派遣連絡官がいち早く現地に赴き、現地で情報を収集・編集し、その情報を統合幕僚監部に報告するため、災害発生地域派遣連絡官用通信機器等を | 衛星回線、情報収集器材、報告用器材等の災害派遣連絡官用端末を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4497 | 防衛省 | 20 | | 167 | | 多国間・2国間交流 | | 防衛計画の大綱に示された方向性に従い、アジア太平洋地域の一層の安定化の実現を目的として、二国間・多国間による共同訓練・演習を積極的に実施し、自衛隊の任務遂行能力を向上させるとともに、関係国との協力関係の構築・強化を図る。また、グローバルな安全保障環境の改善を目的として、国際平和協力活動、大量破壊兵器等の拡散阻止等に係る多国間演習等に積極的に参加する。 | アジア太平洋地域の一層の安定化に資する訓練として、米国を含む3国間の枠組みでの共同訓練や、2国間での捜索救難に関する共同訓練に取り組んでいるとともに、ARFやADMMプラスの枠組みでの人道支援・災害救援の分野等を中心とした多国間の枠組みでの共同訓練等に取り組んでいる。また、グローバルな安全保障環境の改善に資する訓練として、国際平和協力活動に関する訓練やPSI阻止訓練等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：−） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型(該当：○ 非該当：−) | 競争的資金(該当：○ 非該当：−) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：−） | SBIR対象（該当：○ 非該当：−） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4498 | 防衛省 | 20 | | 168 | | 通信機器購入費（陸自） | | 陸上自衛隊における指揮・通信の骨幹である駐屯地及び駐屯地間を結ぶ通信系を構成し、活動基盤である駐屯地内で使用する業務用電算機及び音声通信機器等を購入して、不測事態発生時の迅速な情報収集や広域にわたる情報共有の基盤を構成するとともに、各種事態における活動基盤に必要な通信及びネットワークの基盤を構成する。 | 1 駐屯地の通信設備及び駐屯地間を結ぶ通信回線構成機器を整備し、広域かつ大容量の通信を確保する。<br>2 陸自ヘリ等の航空機を運用するために必要な誘導装置及び気象観測器材等の通信機器を購入し、安全な航空機運用に資する。<br>3 情報共有及び平素の業務実施に必要な業務用電算機を整備し、隊務運営に必要な諸計画等の作成や、各種行動時の情報共有基盤を構築する。<br>4 ヘリコプター映像伝送装置を整備し、災害等発生時における迅速な情報収集手段を保持し、方面総監部～市ヶ谷～官邸ヘリアルタイムの映像配信体制を維持・整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4499 | 防衛省 | 20 | | 169 | | 諸器材等維持費（陸自） | | 各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）に即応することを求められる陸上自衛隊の任務達成及びその活動に必要な維持経費を取得し、装備品の高可動率の維持及び安全を確保することにより即応性を維持する。 | 諸器材の維持に必要な消耗品、各種法令に基づく検査及び処分経費、弾薬及び諸器材の維持に必要な修理費及び倉庫等維持経費を取得して、各種事態への即応性・実効的対処能力の維持を図るもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4500 | 防衛省 | 20 | | 170 | | 諸器材購入費（陸自） | | 厳しさを増す安全保障環境や続発する災害の下、陸上自衛隊の活動基盤となる各種の装備品等を着実に整備し、これを活用することで、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応性・実効的対処能力の向上を図り、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保する。 | 陸上自衛隊が各種の任務を遂行するためには、各種の装備品等を必要とする。本事業は、こうした装備品等のうち、主要装備品以外の諸器材※の整備を実施して各種事態への即応性・実効的対処能力の向上を図るものである。<br>※ 諸器材の例<br>火器関係器材、施設器材、車両関係器材、通信器材、化学器材、需品器材、洗濯器材、燃料器材、航空機関係器材、誘導武器<br>関係器材、教育訓練関係器材、警務業務用器材、災害派遣業務用器材、国際貢献用器材等の備品等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4501 | 防衛省 | 20 | | 171 | | 通信維持費（陸自） | | 陸上自衛隊で使用する情報、研究、システム防護、保全等各種システムの整備・維持、プログラム改修及び通信全般に係る通信機器等の購入借上等を行い、陸上自衛隊の指揮及び情報共有に必要な各種システムを維持するとともに、通信関連備品等を良好な状態に維持し、指揮・統制を適切に実施する。 | 1 研究開発、情報、システム防護、保全等各種システムの整備・維持及び不具合の改善や操用性を向上させる ためのプログラム改修<br>2 陸上自衛隊活動基盤である各駐屯地の通信機器の修理及び庁舎の工事等に伴う通信機器の移設費<br>3 災害や訓練等において、部隊展開当初から迅速に指揮・通信を確保するために必要な携帯電話及び衛星回線の維持<br>4 各種装備品の可動率を維持するために必要な部品購入 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4502 | 防衛省 | 20 | | 172 | | 哨戒ヘリコプター SH－60K | | SH－60Kは、潜水艦の静粛化等の軍事科学技術の進歩や任務の多様化等に対応するため、現有のSH－60Jの後継機として開発され、警戒監視能力及び自機防御能力並びに輸送能力等が向上した哨戒ヘリコプターであり、防衛大綱に基づき所要の機数を整備する。 | SH－60Jの代替更新として、防衛大綱に基づく所要の機数を整備するため、平成14年度から整備を開始した。23年度に3機調達要求し26年度に3機取得予定、24年度に7機調達要求し27年度に4機28年度に3機取得予定である。<br>また、25年度は調達要求しておらず、26年度は4機調達 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4503 | 防衛省 | 20 | | 173 | | 護衛艦（DDH） | | 対潜戦等における航空運用等の中核、島嶼防衛事態、大規模災害及び在外邦人等の輸送等の新たな脅威や多様な事態に実行的に対応するとともに、国際緊急援助活動等の国際平和協力活動にも従事することが見込まれる護衛艦を整備する。 | 平成26年度及び平成28年度にヘリコプター搭載護衛艦各1隻の除籍が見込まれたことから、これを補充するため、平成22年度に1隻、平成24年度に1隻を整備着手し、平成26年度及び28年度に取得する。この護衛艦は、ヘリコプター運用／整備能力、高い情報・指揮通信能力を有し、対潜能力、ステルス性、居住性等の充実が図られている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4504 | 防衛省 | 20 | | 174 | | 護衛艦（DD） | | 護衛艦（DD）は、その防空能力、対潜戦能力、対水上戦能力を活用し、周辺海域の防衛や海上交通の安全確保を実施することを任務としており、防衛大綱に基づく態勢を構築するため、所要の整備を行う。 | 除籍が見込まれた護衛艦の代替として、平成21年度に2隻、平成25年度に1隻及び平成26年度に1隻を整備着手し、平成25年度、平成29年度及び平成30年度に各々取得するものである。<br>これらの護衛艦は、今後30年程度の長期にわたり使用されることを勘案すれば、見通しうる将来においても十分な性能と拡張性を保持した艦であることが必要であり、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、本格的な侵略事態にも対処するため、僚艦防空機能に加え、対潜戦能力及び対水上戦能力の充実を図っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4505 | 防衛省 | 20 | | 175 | | 支援船 | | 老朽化した支援船の代替建造を推進し、正面兵力等の整備に見合う支援能力を確保するため、所要の整備を行う。 | 平成24年度にえい船（50トン）（YT）1隻を整備着手し25年度に取得、平成25年度に油船（YO）1隻及び運貨船（YL）2隻を整備着手し26年度に取得、平成26年度にえい船（約260トン及び50トン各2隻）（YT）4隻、油船（YO）3隻及び練習船（YTE）1隻を整備着手した。<br>・えい船（YT）の使用目的は、艦船の出入港及び出入きょ支援及び無機力船等のえい航である。<br>・油船（YO）の使用目的は、艦船用燃料の給油である。<br>・運貨船（YL）の使用目的は、弾薬、糧食、需品及び車両等の輸送である。<br>・練習船(YTE)の使用目的は、艦船の操艦及び運用方法等の実習である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4506 | 防衛省 | 20 | | 176 | | 艦船需品費 | | 将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生が訓練で使用する船舶の消耗品を取得し、交換すること及び訓練で使用する船舶を防衛大学校職員が整備を行うための整備用品を取得することにより効率的な訓練及び訓練実施時の安全性を確保 | 防衛大学校の学生が訓練で使用する船舶の消耗品及び防衛大学校職員が整備を行うための整備用品を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4507 | 防衛省 | 20 | | 177 | | 艦船の整備維持に必要な経費 | | 将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（海上訓練）の安全かつ円滑な遂行のために必要な各種船舶の機能維持に必要な定期検査（4年に1回）及び年次検査（年1回）を実施 | 将来、幹部自衛官（3等陸尉、3等海尉、3等空尉以上の自衛官）となるべき防衛大学校の学生の訓練（海上訓練）のために必要な各種船舶の機能維持に必要な定期検査（4年に1回）及び年次検査（年1回）に要する経費。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4508 | 防衛省 | 20 | | 178 | | 老朽整備器材更新（機体） | | 航空自衛隊が保有する航空機の維持運用において、器材に起因する人員の負傷、航空機等の損傷及び可動率低下を防止し、品質の維持向上に努め、部隊の整備力の維持向上により円滑な任務遂行に資する。 | 航空機整備器材（機体）のうち、老朽化による器材の劣化あるいは性能低下等により、本来の性能が発揮できず、整備作業に危険を及ぼす器材、整備作業の品質低下等を招く恐れのある器材を更新する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4509 | 防衛省 | 20 | | 179 | | 航空機関連構成品修理費 | | 航空機関連通信電子機器について、部隊で修理できない要修理品を外注により修理して、当該装備品を適切に維持する。 | 各部隊が保有する航空機搭載通信電子機器の要修理品を外注により修理する。<br>ここで示す通信電子機器とは、航空機に搭載している音声やデータの通信機、レーダー、航法機器、味方識別装置及び電子戦装置等を指している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4510 | 防衛省 | 20 | | 180 | | UH－60Jの取得 | | 航空救難任務に必要な機能を維持するとともに、島嶼部に対する侵略を含む多様な事態に実効的に対処し得る捜索救助能力を確保するために必要な救難救助機（UH－60J） | 航空救難態勢を維持するため、耐用期間到達により減耗する救難救助機（UH－60J）の減耗予定時期に応じて、代替更新に必要な機数を整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4511 | 防衛省 | 20 | | 181 | | IRAN（航空機定期修理）経費等 | | 航空機の部隊等で検査及び修理ができない箇所を外注で定期的に検査及び修理し、航空機の品質を適正に維持することにより、航空防衛力を保持する。 | 航空機は、極めて厳しい運用環境下（荷重、温度及び湿度等）において使用される。このため、飛行運用に起因する機体構造部材等の疲労、摩耗、き裂等の不具合、暦日経過に起因する腐食及び劣化等の不具合が進行し、航空機の機能・性能及び安全確保に支障をきたすこととなる。<br>このため、部隊等で実施できない部位について定期的に修理会社において分解、検査及び修理等を実施するもので | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4512 | 防衛省 | 20 | | 182 | | 発動機オーバーホール | | 海上自衛隊航空機に搭載されているエンジンについて、品質を確認するとともに不具合を未然に防止し、良好な作動状態を確保するため、定期修理間隔に到達したエンジンのオーバーホールを実施することで、航空機の運用態勢を確 | 各機種に装備されている発動機について、それぞれの特性・性能に基づいて設定された使用制限時間に到達した発動機の分解、不具合部品の交換、組立、試運転を行い、次回定期修理までの品質・信頼性を確保し、飛行安全を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4513 | 防衛省 | 20 | | 183 | | 補助艦艇の統合音声通信装置交換機の改修 | | 統合音声通信装置は艦内各部の音声通信を行うための機器であるが、構成品である交換機が製造中止となったため、今後の維持整備体制を確保するため、代替手段として新しい交換機を調達し、換装する。 | 統合音声通信装置用交換機を調達し換装する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4514 | 防衛省 | 20 | | 184 | | 自給式呼吸器（SCBA）用吸気充填機等の装備 | | 艦内装備の応急用具であるOBA（酸素呼吸装置）用キャニスタが製造中止となったため、代替としてSCBA（自給式呼吸器）を運用するための吸気充填機等を艦内に装備す | 自給式呼吸器（SCBA）用吸気充填機等を購入し、艦内に装備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4515 | 防衛省 | 20 | | 185 | | 航空機整備器材修理費 | | 航空自衛隊が保有する航空機の整備作業に必要な航空機整備器材を適切に維持し、航空機支援体制を確保する。<br>航空機整備には整備器材が必要不可欠であるため、定期的に規定のある器材の適時の点検整備及び使用中に発生する臨時修理等を確実に実施することで、遅滞ない整備作業を可能とする。 | 部隊が保有する航空機整備器材を適切に維持管理する為、担任補給処が製造会社及び修理会社に対して、必要な部品購入及び役務要求等の調達を実施する。<br>（航空機整備器材修理における具体例）<br>F−15の飛行前・後の点検に使用する整備器材AE−1（電源車）の修理<br>T−4の飛行前・後の点検に使用する整備器材C−4(電源車）の修理<br>C−4（電源車）の部品（REGULATOR）等の修理<br>エンジン・テストスタンドの定期検査及び臨時修理 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4516 | 防衛省 | 20 | | 186 | | 航空機維持部品 | | 各種航空機の飛行に必要な維持部品を取得し、航空機の高可動率を維持する。 | 基地整備、補給処整備における計画整備及び計画外整備において所要となる維持部品を取得し、航空機機体、ｴﾝｼﾞﾝ及び要修理品の修理を可能とすることにより、航空機の高可動率を維持する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○ 非該当：－） | 競争的資金（該当：○ 非該当：－） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4517 | 防衛省 | 20 | | 187 | | ｴﾝｼﾞﾝ･ｵｰﾊﾞｰﾎｰﾙ経費 | | エンジンを一定時間使用後、あるいは故障等が発生した場合に外注により分解検査、修理及び調整等を実施し、適正な機能を維持する。 | エンジンを一定時間使用した後、部隊等によりエンジンを機体から取却し、修理会社へ搬入する。搬入されたエンジンは、それぞれについて、分解検査、修理及び調整等を実施し、試運転を経た後、再び部隊等に送られ、航空機に搭載 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4518 | 防衛省 | 20 | | 188 | | 航空機修理費（空自） | | 航空自衛隊の保有する航空機及び航空機部品等の維持整備について必要な役務等を取得するとともに、所要の改修等を実施し、能力の維持向上を図る。 | 1　航空機及び航空機部品等の維持整備に必要な役務等の取得<br>2　航空機の改修に必要な役務等の取得<br>3　航空機等の後方支援、維持管理を効率的に実施するための会社技術力の利用 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4519 | 防衛省 | 20 | | 189 | | 連絡偵察機（LR－2） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、ゲリラや特殊部隊による攻撃及び大規模・特殊災害等への即応・実効的対処能力の維持を図るため、航空機（連絡偵察機（LR－2））を取得する。 | 我が国の地理的特性等を踏まえつつ、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等への対応力を維持する他、隔離した地域に対する偵察、連絡及び緊急患者空輸任務における輸送力の確保など、多様な任務等遂行能力の維持を図るため、航空体制を整備しているところであり、主要用途は、偵察、連絡及び人員等の航空輸送、患者の輸送等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4520 | 防衛省 | 20 | | 190 | | 一般用救命装備品等 | | 一般用救命装備品等は、操縦員及び救助員等の人命を確保するため落下傘、救命胴衣等の各種救命装備品を更新するものであり、航空自衛隊で保有する各種航空機の円滑かつ安全な飛行運用を期すために取得するものである。 | 操縦員及び救助員等が使用する装備品の計画的な更新を実施。<br>（品目例）<br>・落下傘<br>・救命胴衣、救命浮舟<br>・搭乗員用救命装備品（航空ヘルメット、酸素マスク等）<br>・生存用救命装備品（耐寒服、耐水服等） | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4521 | 防衛省 | 20 | | 191 | | 名古屋空港着陸料 | | 周辺海空域における安全確保、大規模災害等への対応等、航空自衛隊の任務遂行に必要な飛行部隊等の練度の維持向上及び小牧基地の機能維持を図るため、県営名古屋飛行場の使用にかかる愛知県への着陸料等の支払いを行い、当該飛行場での離着陸を実施する。 | 「愛知県名古屋飛行場条例」により、当該飛行場を使用する場合、着陸料等を支払うこととなっている。小牧基地の飛行部隊等は、愛知県名古屋飛行場の滑走路を使用しなければ、飛行訓練を行うことができない。また、定期便等の空輸任務飛行等、他基地からのIRAN等整備にかかわる飛行等を行うことができない。このため航空自衛隊の任務遂行に必要不可欠なことから、愛知県に対し、年度の着陸料等を支払い、当該飛行場を使用するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4522 | 防衛省 | 20 | | 192 | | 通信機器等修理 | | 航空通信電子機器及び管制気象器材の信頼性を高め、即応態勢の維持、任務遂行の容易化及び航空安全の確保を図るため、通信機器等の修理を行う。 | 航空機搭載無線電話及び識別装置等は、航空法第60条で装備が義務付けられており、これらの装置及び統合制御器の品質・性能を維持し航空機の信頼性を確保する。EC－225LP及びAH－64D搭載通信電子機器の整備は、輸入品かつ高価であり特殊な技術、工具、試験等を要し、陸上自衛隊では整備できないため海外整備が必要である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4523 | 防衛省 | 20 | | 193 | | 大型通信電子器材の外注整備 | | 我が国の防衛力整備のため装備された乙類装備品（通信器材）が摩耗期に入ると経年変化に伴い故障が頻発する等、信頼性が低下して各種事態対応及び訓練に支障を及ぼすおそれがあることから、摩耗故障期を迎える大型通信電子器材の信頼性の維持及び向上を図るための外注整備を実施し稼働を維持することにより即応性を保持する。 | レーダ装置は、戦場において彼我に関する重要な情報を入手する手段であることから、正確なデータの出力を要求される装備品であり、これらの器材は専門的知識を持つ業者に外注整備を委託し、劣化した各種機能・性能を回復する必要がある。<br>27年度は、対砲レーダ装置等の外注整備を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4524 | 防衛省 | 20 | | 194 | | 対潜資料隊用器材の借上げ | | 対潜戦を効果的に実施するためには、海洋・音響データを有効に活用することが必要であり、それらのデータ分析態勢を整備することで、部隊の効果的かつ継続的な対潜戦の実施に資する。 | 対潜資料隊において部隊等から送付される海洋・音響データをコンピュータ等により解析、評価、蓄積、管理し、部隊等の要求に応じて情報を提供するシステムを有しており、その運用に必要なコンピュータ及び周辺機器を借上げるも | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4525 | 防衛省 | 20 | | 195 | | 救難飛行艇　US-2 | | 行動範囲が洋上遠距離に及ぶという海上自衛隊の任務の特性上、自ら洋上救難態勢を保持しておくことは必要不可欠であり、また、洋上遠距離で遭難した船舶、航空機の乗員を迅速に救助する等の態勢を維持することが重要である。<br>かかる観点から、海上自衛隊は救難飛行艇7機の体制により、所要の洋上救難態勢を維持する。 | US－2は、US－1A改の後継機として、平成8年度から技術研究本部において開発された救難飛行艇であり、以下の通り整備を実施する予定である。<br>平成21年度予算においては、平成23年度に除籍のUS－1A　1機の代替として、US－2　1機を23年度に整備<br>平成25年度予算においては、平成27年度末に除籍のUS－1A　1機の代替として、US－2　1機を28年度に整備<br>平成27年度補正予算においては、平成29年度に除籍のUS－1A　1機の代替として、US－2　1機を31年度に整備 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4526 | 防衛省 | 20 | | 196 | | US－1A／U－36A／US－2型航空機の整備業務の民間委託 | | 周辺海空域における安全確保及び大規模災害等への対応に関して、任務達成に必要な航空機を確保するため、US－1A／U－36A／US－2型航空機の整備業務について、人的資源の有効活用を図り、整備業務を民間に委託する。 | 当該機種の整備業務（定期検査以上の高次整備）を民間整備会社に委託する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4527 | 防衛省 | 20 | | 197 | | 潜水艦救難艦（ASR） | | 潜水艦救難艦は、遭難潜水艦からの乗員の救出を任務としており、平成29年度に潜水艦救難母艦「ちよだ」の退役が見込まれることから、潜水艦救難即応態勢を維持するため、その後継として取得するものである。 | 潜水艦の救難には、一定の環境条件下、深海救難艇（DSRV）等の救難装備を運用する能力、救助した潜水艦乗員を収容する能力、所要の医療を提供できる能力、救難活動を指揮する能力が必要であり、潜水艦救難艦はこれらの機能を有している。潜水艦救難即応態勢を維持するため、平成26年度に1隻を整備着手し、平成29年度に取得するものである。<br>なお、これらの機能は、大規模災害時には医療支援、被 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4528 | 防衛省 | 20 | | 198 | | 新たな政府専用機の取得 | | 「政府専用機に関する対応方針について」（平成25年8月7日政府専用機検討委員会決定）を受け、新たな政府専用機2機を取得し、現行政府専用機（B－747）の委託整備の見込みが立たなくなる平成31年度以降においても、引き続き要人空輸等の任務を継続する。 | 平成31年度から新たな政府専用機を運航を開始するために、機体（グリーン機：民間航空会社が受領する形態）2機、フライトシミュレータ及び新たな政府専用機の維持・整備部品等の取得ならびにグリーン機に対するVIP改修、委託会社による新たな政府専用機の運航要員の教育、委託会社による新たな政府専用機の維持整備及び委託会社によるフライトシミュレータの保守を行うもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4529 | 防衛省 | 20 | | 199 | | 甲類（その他） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等）への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、小火器、迫撃砲等の甲類装備品を整備する。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等）への対応力を向上させる小火器、迫撃砲等を整備しているところである。この中で、対人狙撃銃や89式小銃などの銃器類や99式弾薬給弾車等の特殊車両の更新等を行うものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4530 | 防衛省 | 20 | | 200 | | 乙類（武器器材） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品（武器器材）を整備 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への対応力を向上させるため、甲類装備品の取得に連動する工具等を整備しているところである。この中で、所要の整備用工具等を整備 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4531 | 防衛省 | 20 | | 201 | | 武器備品等の損耗更新 | | 武器備品等の損耗更新分を更新し、武力攻撃事態等への即応・実効的対処能力の向上等を図るためのものである。 | 武力攻撃事態等への即応・実効的対処能力の向上等を図るため、武器備品（小火器備品、小火器保管用品等）、装軌車付属品（タイヤ、バッテリ、ゴムパッド等）、装軌車用鉄履帯等の損耗分を更新するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4532 | 防衛省 | 20 | | 202 | | 米国における実動訓練（ドーン・ブリッツ） | | 多くの島嶼を有する我が国にとって、水陸両用作戦能力を始めとした島嶼防衛のための能力を整備することが必要であり、そのための各種訓練を実施している。島嶼防衛に関し、豊富な経験と知見を有する米軍の訓練に陸・海・空自衛隊が参加することにより、島嶼防衛のための自衛隊の統合運用能力及び米軍との共同対処能力の維持・向上を図る。 | 米国カリフォルニア州キャンプ・ペンデルトン等で米軍が実施する実動での島嶼防衛訓練（ドーン・ブリッツ）に陸・海・空自衛隊が参加。海上機動から上陸、展開、地域の確保までの一連の動作を日米共同で演練することにより、島嶼防衛のための自衛隊の統合運用能力及び米軍との共同対処能力の維持・向上が図られる。着上陸作戦等に豊富な経験と知見を有する米軍との共同訓練は、自衛隊が水陸両用作戦を整備していく上で非常に有用である。また、現在、日本国内には、実弾射撃ができ、かつ、海上からの上陸を効果的に訓練できる施設が存在しないことから、本訓練は貴重 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4533 | 防衛省 | 20 | | 203 | | 自衛隊指揮通信システム隊の射撃用弾薬 | | 訓練射撃用弾薬を取得し、自衛隊指揮通信システム隊に所属する隊員の射撃練度の維持・向上を図る。 | 自衛隊指揮通信システム隊に所属する隊員の射撃練度維持・向上のため教育訓練用として、9mm普通弾及び7．62mm普通弾を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4534 | 防衛省 | 20 | | 204 | | 駐屯地管理用等車両の損耗更新 | | 駐屯地管理用等車両の用途は運搬・警備・消防等多岐にわたり、これらの車両を整備することにより、陸上自衛隊が活動の基盤として活用する駐屯地の管理能力の維持・向上に資する。 | 駐屯地管理用等車両は、駐屯地、飛行場、演習場等の陸上自衛隊が保有する施設を維持管理する上で必要不可欠な装備品である。現在保有する車両は、使用期間が長期化し、老朽化に伴う故障発生が多数発生しているため、整備所要の増大、機能の低下の影響を及ぼしている。本事業は、耐用命数を超過した当該車両を更新し、管理業務能力の維持・向上を図るものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4535 | 防衛省 | 20 | | 205 | | 弾薬（陸上自衛隊（防大、防医大含む）） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等）への即応・実効的対処能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、教育訓練に必要な弾薬等を取得し、自衛隊の戦闘能力の維持・向上を図る。 | 弾薬は、各種事態等（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃等）への対応力を向上させるため、訓練・演習を通じて戦闘能力の練度向上を図るとともに、継戦能力の維持に必要なため、確保・備蓄している。<br>本事業においては、防衛備蓄用、教育訓練用、試験研究用の弾薬等を取得するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4536 | 防衛省 | 20 | | 207 | | 基地内光伝送路 | | 航空自衛隊の任務遂行において、防衛省・自衛隊全体の通信ネットワークである防衛情報通信基盤（DII）と接続して、航空自衛隊が有する指揮システム等の各種情報システムを運用しているところ、司令部・部隊間の情報共有や指揮官による指揮活動の迅速化を図るため、全国の航空自衛隊基地で、基地内での高速大容量の光通信ネットワーク基盤 | 全国の航空自衛隊基地の基地内での光通信ネットワークの整備（情報共有機能の欠落の解消）のため、基地内での全換装や部分増設、施設建替への対応を行う。具体的な事業内容として、光通信ネットワークに関する、①構成設計、②光通信ケーブル等の関連器材の取得、③関連器材の設置調整、④構築。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4537 | 防衛省 | 20 | | 208 | | 乙類（衛生器材） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応・実効的対処能力の向上等のため、負傷者への救護措置を迅速・確実に行い、部隊の戦力を維持しうるよう、乙類装備品（衛生器材）を整備する。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態等（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への対応力を向上させるため、各種治療・後送器材等の衛生器材を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の衛生器材を整備するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4538 | 防衛省 | 20 | | 209 | | 乙類（車両） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応性・実効的対処能力の維持・向上を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品（車両）を整 | 本事業のうち、装輪車両は、陸上を機動する主要な装備品として、陸上自衛隊の各部隊に装備し、主に人員、装備品等の輸送に使用されている。<br>本事業においては、耐用年数の到来に伴う減耗等に対応するとともに、所要の装輪車両を整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4539 | 防衛省 | 20 | | 210 | | 地理情報システムの整備（レンタル料） | | 陸上自衛隊の各種活動に必要な地図等を作成する地理情報システムを整備し、陸上自衛隊の任務遂行に資する。 | 陸上自衛隊の各種活動に必要な地図等を作成する地理情報システムをレンタルする。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4540 | 防衛省 | 20 | | 211 | | 次期輸送機(C-2(仮称))の取得 | | 及び平時における災害派遣や国際平和協力活動等を含む国外運航等、自衛隊の任務達成に必要な航空輸送を実施するため、現有のC-1の減勢を踏まえ、その後継として、航続距離及び搭載重量等を向上し、大規模な展開に資するC－2を整備する。 | 自衛隊の任務達成に必要な航空輸送態勢を速やかに構築するため、現有のC-1の減勢を踏まえ、航空輸送力を回復・向上しうるよう、C－2を取得する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4541 | 防衛省 | 20 | | 212 | | 乙類（需品器材） | | 厳しさを増す安全保障環境のもと、防衛力の整備を着実に推進し、各種事態（島嶼部に対する侵略、ゲリラや特殊部隊による攻撃、大規模・特殊災害等）への即応・実効的対応能力の向上等を図ることにより、我が国の平和と国民生活の安全・安心を確保するため、乙類装備品（需品器材）を整備する。 | 防衛計画の大綱等に基づき、我が国の地理的特性等を踏まえつつ、各種事態への対応力を向上させるため、隊員が普段から身に着ける戦闘服や装具などの戦闘装着セットや野外活動等で使用する天幕類、野外炊具等の需品器材を整備しているところである。この中で、耐用期限到来に伴う減耗等に対応するため、所要の需品器材を整備するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4542 | 防衛省 | 20 | | 213 | | イージス艦へのBMD機能の付加 | | 迎撃回避能力を備えた弾道ミサイルといった将来脅威への対応を含め、弾道ミサイルの脅威からわが国の防衛に一層万全を期するため、新防衛大綱に定められたBMDイージス艦8隻態勢を確立する。8隻態勢にするために、「あたご」及び「あしがら」にBMD機能を付加するため、必要な器材等を調達する。 | 「こんごう型」護衛艦4隻のBMD化に続き、「あたご」型護衛艦2隻のBMD改修を引き続き実施し、新防衛大綱に定められたBMDイージス艦8隻態勢を確立する。「あたご」型護衛艦をBMDイージス艦とするために、現有のレーダー、イージスプログラムソフトウェア及び垂直発射装置を弾道ミサイル対応型に改造するために必要な器材及び技術支援 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | 4_b4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4543 | 防衛省 | 20 | | 214 | | システム監査技術研究用器材の借上げ | | 情報本部が実施するシステム監査について、最新のサイバー攻撃等の脅威に対応したものとするため、対応手法等のシステム監査技術研究の実施に必要な器材を借り上げ、当該研究を通じてシステム監査要領への反映を行い、確実なシステム監査を実施する。 | 情報本部が保有する情報システムについて、システム監査技術（技術的検査、ウィルス等の検証、脆弱性の実証等）に関する研究を実施するため、必要な器材（サーバー、端末等）を借り上げる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4544 | 防衛省 | 20 | | 216 | | サイバー攻撃対処のための効果的な人材育成・確保手法の調査研究 （e-ラーニング用体験型コンテンツの検討） | | サイバー攻撃等は、日々新たな手法が開発されており、これらに対応していくためには、実際のサイバー攻撃等に迅速かつ適切に対処できる人材を育成・確保していく必要がある。このため、サイバー攻撃等に適切に対応していくための人材育成・確保を目的としたもの。 | 実際に発生したサイバー攻撃等や想定されるサイバー攻撃等を題材として、一般の教育手法に比べ学習効果が高いとされる体験型学習の手法を用いて、管理者、技術者等が対処法について自ら考え、対策を検討できるような知識を得ることを目的とした、実践的な学習教材・教育プログラム（シリアス・ゲーム）について、試作コンテンツを作成し、評価することで、今後の学習教材・教育プログラムの資とするもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4545 | 防衛省 | 20 | | 217 | | 陸自電算機防護システムの整備 | | 陸上自衛隊の情報システムで扱われる情報の全てを、盗聴、侵入、改ざん、不正アクセス等の脅威から防護するため、一元的に監視、分析、標定及び対処を行い、陸上自衛隊で使用する情報システム及び防衛に関する情報をサイバー攻撃の脅威から防護する。 | 陸上自衛隊の情報システムで扱われる情報の全てを、盗聴、侵入、改ざん、不正アクセス等の脅威から防護するため、全駐（分）屯地に防護対象システムの状況を収集し、防護に必要な情報として処理する装置を整備し、一元的に関し、分析、標定及び対処を行う陸自電算機防護システムを | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4546 | 防衛省 | 20 | | 218 | | 一般車両更新分 | | 海上自衛隊の部隊運用及び作戦支援に必要な業務車両を計画的に更新する。 | 人員輸送車、輸送用車両、消防車、救急車等を計画的に所要数を整備することにより、海上自衛隊の任務に即応できる体態勢を構築する。そのため、耐用命数を越えた車両を | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4547 | 防衛省 | 20 | | 219 | | 校内電子交換装置保守点検 | | 防衛大学校の安定した校務運営のため、校内電子交換装置（自動電話交換機）の機能維持及び障害等の事前防止を行うことを目的とする。 | 防衛大学校の校務運営において整備している校内電子交換装置（自動電話交換機）の機能維持及び障害等の事前防止のために必要な保守点検及び消耗部品の購入に要する | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4548 | 防衛省 | 20 | | 220 | | ヘリコプター映像伝送装置の整備等 | | 大規模震災及び事態発生時に現地の映像を継続的に官邸及び省内等に伝送し、迅速かつ的確な状況判断に資するため、映像撮影ヘリコプターから各通信施設及び主要司令部の間に映像、音声、位置情報等の伝送路を確保し、各種事態における映像情報収集能力の向上を行う。 | 各種事態における映像収集能力を向上し、部隊等の即応性の向上に資するため、ヘリコプターから受信した映像を配信する配信装置の性能を維持するための定期点検・部品交換等、必要な保守・整備を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4549 | 防衛省 | 20 | | 221 | | パシフィック・パートナーシップ | | パシフィック・パートナーシップ（PP）に参加にすることによって、関係国間の相互理解と協力関係を増進し、国際的な安全保障環境の改善に寄与するとともに、日米安保体制の強化にもつながることから、わが国の平和と安全を確保する。また、活動を通じ、国際緊急援助活動や国際平和協力業務での医療や輸送に関する自衛隊の練度・技量の向上を図るとともに、民間団体との調整・連携のためのノウハウを得る。 | パシフック・パートナーシップ（PP）は、米海軍を主体とする艦艇が地域内の各国を訪問して、医療活動、文化交流などを行い、その際に各国政府、軍、NGOとの協力を通じ、参加国の連携強化や災害救援活動の円滑化などを図る活動である。<br>平成19年から、海自の医官などを派遣して調査研究を行い、平成22年に初めて自衛隊の部隊を派遣し、海自輸送艦と自衛隊医療チームが参加し、NGOとも協力しつつ事業を継続している。平成26年度には、自衛隊医療要員、海自輸送艦をベトナム、カンボジア及びフィリピンへ派遣するとともに、カンボジア及びフィリピンではNGOとも協力して医療活動を行った。また、カンボジアには陸自施設要員、フィリピン | 0 | 0 | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4550 | 防衛省 | 20 | | 222 | | CI室情報収集用器材の借上 | | CI（カウンターインテリジェンス）は、防衛省・自衛隊に対する国内に所在する外国情報機関等からの諜報活動を偵知し、これらの情報収集並びに情報漏洩、その他、国益を害する事態を予防する活動である。 | 当該事業の目的を達するため、端末などの情報収集用機材の借り上げを実施する。また、情報収集に必要な部外回線の借り上げも合わせて実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4551 | 防衛省 | 20 | | 223 | | 訓練移転費の負担 | | 日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国の防衛の柱の一つであるとともに、アジア太平洋地域の平和と安全のために不可欠である。日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用に資するためにも、在日米軍の駐留が円滑かつ安定的に行われることが重要であることから、日本国政府の要請による訓練移転に伴い追加的に必要となる経費の全部または一部を日本側が負担することにより、在日米軍の効果的な活動を確保するものである。 | 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（平成28年条約第4号。以下、「特別協定」という。）第3条に基づき、米空母艦載機着陸訓練を厚木飛行場等から硫黄島に移転することに伴い追加的に必要となる経費の全部又は一部を負担するものである。<br>なお、現行特別協定の対象期間は、平成28年度から平成32年度の5年間である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4552 | 防衛省 | 20 | | 224 | | 駐留軍等労働者の労務管理 | | 日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国の防衛の柱であるとともに、アジア太平洋地域の平和と安全のために不可欠であり、当該体制の円滑かつ効果的な運用に資するためにも、在日米軍の駐留を円滑かつ効果的に行うための施策として、在日米軍に勤務する駐留軍等労働者の労務費を負担することにより、その雇用の安定的な確保を図り、もって在日米軍の効果的な活動を確保するものである。 | 本事業は、日米安保条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定及び特別協定の規定に基づき、駐留軍等労働者の給与の全部又は一部及び福利費等を負担するもの。給与については、昭和53年の日米合同委員会合意に基づく日本側が負担することとしている経費及び昭和62年度からは特別協定に基づく給与の全部又は一部を負担。福利費については、昭和52年の日米合同委員会合意に基づき、昭和53年度から、事業主が負担する経費又は事業主に実施が求められる経費として、社会保険料、安全衛生及び福利厚生関係経費を負担。また、昭和33年に制定された駐留軍関係離職者等臨時措置法に基づき、離職前職業訓練の実施や離職後の生活の安定に資するため、離職理由や勤続年数に応じて、特別給付金を支給する | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4553 | 防衛省 | 20 | | 225 | | 提供施設の整備 | | 日米安全保障条約第6条の規定に基づき、日本国の安全に寄与し、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍は、日本国内において施設・区域（建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面）を使用することが許されている。この規定を受け、日米地位協定第24条2項により、日本国は、米軍が使用する施設・区域について、米国に負担をかけないで提供することとされている。<br>提供施設整備(FIP:Facilities Improvement Program)は、上記を踏まえ、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための施策の一つとして、所要の施設整備を施設・区域の提供として実施しているものである。 | 提供施設整備においては、在日米軍の機能発揮のための基盤整備や施設・区域の安定的使用のための施設整備を実施している。例えば、隊舎、家族住宅、管理棟、倉庫、汚水処理施設、防災施設、雨水排水施設等の整備である。<br>実施にあたっては、日米地位協定の範囲内で、米側の希望を聴取し、日米安全保障条約の目的達成との関係、我が国の財政状況との関係、社会経済的影響等を総合的に勘案の上、個々の施設毎に我が国の自主的判断により措置している。<br>なお、ショッピングセンター、ゴルフ場など、娯楽性及び収益性が高い施設については、新規採択を控えることとしてい | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4554 | 防衛省 | 20 | | 226 | | 光熱水料等の負担 | | 日米安全保障条約に基づく日米安全保障体制は、我が国の防衛の柱の一つであるとともに、アジア太平洋地域の平和と安全のために不可欠である。日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用に資するためにも、在日米軍の駐留が円滑かつ安定的に行われることが重要であることから、在日米軍の駐留を維持していく上で必要不可欠な光熱水料等に係る経費の全部または一部を日本側が負担することにより、在日米軍の効果的な活動の基盤を確保するものである。 | 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二十四条についての新たな特別の措置に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」（平成23年条約第4号。以下「特別協定」という。）第2条に基づき、在日米軍が日本国で公用のため調達する電気、ガス、水道及び下水道並びに暖房用、調理用又は給湯用の燃料に係る料金又は代金の支払に要する経費の全部又は一部を負担するものである。<br>なお、現行特別協定の対象期間は、平成28年度から平成32年度の5年間である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：－） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○ 非該当：－） | 競争的資金（該当：○ 非該当：－） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4555 | 防衛省 | 20 | | 227 | | 提供施設移設整備 | | 日米安全保障条約第6条の規定により、日本国の安全に寄与し、極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、米軍は、日本国内において施設・区域（建物、工作物等の構築物及び土地、公有水面）を使用することが許されている。この規定を受け、日米地位協定第24条2項により、日本国は、米軍が使用する施設・区域について、米国に負担をかけないで提供することとされている。<br>提供施設移設整備（RELO:Relocation Program）は、上記を踏まえ、現在、米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、当該施設・区域内にある建物・工作物等を移設するよう米側から要請があった場合、他の既存の施設・区域内に集約・移設（追加提供）するものである。<br>本事業は、在日米軍の駐留を円滑かつ安定的にするための施策の一つであるとともに、地元要望等を踏まえ、施設・区域の返還を実現するために実施しているものである。 | 提供施設移設整備は、地元要望等を踏まえ、日米両政府の合意に基づき、現在、米軍に提供している施設・区域の返還に伴い、当該施設・区域内にある建物・工作物等を移設するよう米側から要請があった場合、他の既存の施設・区域内に集約・移設（追加提供）するものである。<br>移設の対象となる施設については、地位協定第24条1項に基づいて米側の経費負担により建設した財産及び同条2項に基づいて日本側の経費負担により提供したものが含まれる。<br>移設する建物等の規模については、代替という建設の性格に鑑みて、代替される構築物の規模を超える建設は原則として行わないこととしている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4556 | 防衛省 | 20 | | 228 | | 米軍再編関係経費 | | 平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において合意された、「再編の実施のための日米ロードマップ」等に示された再編関連措置を的確かつ迅速に実施し、在日米軍の抑止力の維持と地元の負担の軽減を図ることを目的とするものである。 | ・沖縄における再編に関する事業（普天間飛行場代替施設の建設、在沖米海兵隊のグアム移転のための直接的な財政支援、嘉手納以南の土地の返還に伴う施設の整備等）<br>・米陸軍司令部能力の改善に関する事業（相模総合補給廠及びキャンプ座間の一部返還、相模総合補給廠の共同使用に伴う施設の整備）<br>・厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐等に関する事業（空母艦載機の岩国飛行場への移駐等に伴う施設の整備）<br>・訓練移転に関する事業（嘉手納飛行場等から千歳飛行場等及びグアム等への訓練移転に伴う費用負担） | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4557 | 防衛省 | 20 | | 229 | | SACO関係経費 | | 「SACO最終報告」に盛り込まれた措置を的確かつ迅速に実施し、沖縄県民の基地負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化することを目的とするものである。 | ・土地の返還に関する事業（北部訓練場のヘリコプター着陸帯の移設、キャンプ桑江の海軍病院のキャンプ瑞慶覧への移設、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の住宅統合）<br>・訓練及び運用の方法の調整に関する事業（県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練の本土の演習場への移転に伴う費用負担及びそれに伴う施設の整備、パラシュート降下訓練の伊江島補助飛行場への移転に伴う費用負担）<br>・騒音軽減イニシアティブの実施に関する事業（嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設の移転） | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4558 | 防衛省 | 20 | | 230 | | 独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構運営費交付金 | | 駐留軍等及び諸機関のために労務に服する者の雇入れ、提供、労務管理、給与及び福利厚生に関する事業を行うことにより、駐留軍等及び諸機関に必要な労働力の確保を図ることを目的とする。 | 本事業は、日米安保条約に基づく在日米軍の駐留を円滑にするため、日米地位協定の規定を受け、日本国政府と米国政府との間で締結された労務提供契約に基づく我が国の責務を果たすための事業である。また、当該事業は、労務提供契約に基づき、日米において業務を分担する日米共同管理の原則により実施するものである。日本側が実施する業務のうち、雇用主として意思決定しなければならない労働契約の締結や給与の決定等は国（防衛省）が、駐留軍等労働者や在日米軍等との調整を含むその他の業務（人事の手続、給与の計算及び福利厚生等の実施並びに給与その他の勤務条件等に係る調査、分析、改善案の作成等）については、国と緊密に連携を図りつつ独立行政法人駐留軍等 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 7_b_7 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4559 | 防衛省 | 20 | | 231 | | 特別調達資金事務処理システムに要する経費 | | 特別調達資金に関する業務の業務・システム最適化計画（平成17年11月30日防衛庁行政情報化推進委員会決定）に基づき構築した『特別調達資金事務処理システム』（以下、本システム。）を用いて、特別調達資金の業務を円滑に行うための管理運用を目的としている。 | 本システムは防衛省、財務省（ADAMSシステム）、各地方防衛局等を政府共通ネットワーク等で連接し、特別調達資金の事務処理（示達・交付業務、契約業務、支払業務等）の効率化・合理化を図るための一元管理システムである。当課においては、本システムの運用に必要なサーバ機器類の借上、システムの安定運用に必要な専門知識を備えた技術者による支援役務、システムの維持に必要な消耗品を購入し、本システムの管理運用を実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4560 | 防衛省 | 20 | | 232 | | 特定防衛施設周辺整備調整交付金 | | ① ジェット機が離着陸する飛行場などの防衛施設について、その設置・運用により周辺地域の住民の生活環境や開発に様々な著しい影響を及ぼしていることを考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村が行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業に充てるための交付金を交付することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。<br>② 駐留軍等の再編によるその周辺地域の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮し、当該周辺地域をその区域とする市町村等が行う公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業に充てるための交付金を交付することにより、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資することを目的とするものである。 | ① ジェット機が離着陸する飛行場、砲撃又は射爆撃が実施される演習場、広大な面積を占有する防衛施設など、その設置・運用が周辺地域の住民の生活環境や開発に著しい影響を及ぼしている防衛施設を「特定防衛施設」として、その周辺地域を管轄する市町村を「特定防衛施設関連市町村」として指定し、毎年度、特定防衛施設が特定防衛施設関連市町村の面積に占める割合や運用の態様などに応じて交付金の交付限度額を決定。<br>特定防衛施設関連市町村は、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活環境の改善等のために有効な事業を計画し、実施するものである。<br>② 駐留軍等の再編によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設を「再編関連特定防衛施設」として、その周辺地域をその区域とする市町村を「再編関連特定周辺市町村」として指定し、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等に応じて交付金の交付限度額を決定。<br>再編関連特定周辺市町村において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて住民の生活の利便性の向上等のために有効な事業を計画し、実施するものである。（事業開始年度：平成19年度　事業終了年度：平成33年度）<br>③ 駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の著しい増加に特に配慮することが必要と認められる県に対し、当該県の区域内に所在する再編関連特定周辺市町村の住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度等を考慮し、交付金の交付限度額を決定。<br>当該県は、再編関連特定周辺市町村の区域内において、当該年度の交付限度額の範囲内で、地域の事情に応じて | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4561 | 防衛省 | 20 | | 233 | | ハイレベル政策的交流 | | アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化を図るためには、ハイレベル、実務者レベル、部隊レベル、留学生や研究者のレベルといった様々なレベルにおけるそれぞれの交流を総合的に推進することで、二国間・多国間の信頼醸成を行なっていくことが重要である。<br>その中において、ハイレベル政策的交流は、他国とのハイレベル（防衛大臣、副大臣、大臣政務官、事務次官、防衛審議官、統・陸・海・空幕長）同士による対話や相互訪問を行なうことにより、直接的に相互の信頼、協力関係の充実・強化の増進を図ることを目的としている。また、今後の両国の防衛協力・交流についての具体的方向性を決定している一方で、ハイレベル同士の友好関係の形成や認識の共有も行なわれており、防衛当局者間の信頼関係の強化にも寄与し | 防衛大臣と各国との国防大臣の対話、副大臣、大臣政務官、事務次官、防衛審議官、統・陸・海・空幕長クラスの対話、相互訪問等を実施しており、双方の重要な関心事項である地域情勢や国防政策などについての率直な意見交換を実施している。<br>また、多国間の国際会議に出席するといったハイレベルでの多国間交流も実施しており、安全保障環境、防衛政策等について各国の参加者と意見交換を行い、他国との相互理解・信頼醸成及び協力関係を効率的・効果的に増進することに寄与している。その際には、同会議に参加する主要国政府要人との間で、個別に二国間会談なども実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4562 | 防衛省 | 20 | | 234 | | 実務レベル政策的交流 | | アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化を図るためには、ハイレベル、実務者レベル、部隊レベル、留学生や研究者のレベルといった様々なレベルにおけるそれぞれの交流を総合的に推進することで、二国間・多国間の信頼醸成を行っていくことが重要である。<br>その中において、実務レベル政策的交流は、ハイレベルの対話・交流を基礎として、国防政策の実務を担当する企画立案者同士が継続的に直接意見交換をすることで、当該国との相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進に寄与することを目的としている。実務レベル同士の交流は、ハイレベル同士の対話・交流と比べ、より実務的・実践的な意見交換が行われており、具体的な施策の実現に大きく寄与する。 | 局長、審議官クラスの実務者同士による協議や統幕、陸・海・空自衛隊と関係諸国の統合参謀本部、陸・海・空軍の幕僚との間の対話等、防衛当局の実務者間での対話・交流を実施している。具体的には、外務防衛当局間（PM）協議・防衛当局間（MM）協議・スタフトークス・幕僚懇談の場において両国の安全保障問題等について協議を実施しているが、他にも安全保障に関する共通の関心事項について、多国間の実務者同士による意見交換なども実施しており、複数国間にまたがる問題に関する関係国間の相互理解・信頼関係増進に寄与している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4563 | 防衛省 | 20 | | 235 | | 部隊レベル対話 | | アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化を図るためには、ハイレベル、実務者レベル、部隊レベル、留学生や研究者のレベルといった様々なレベルにおけるそれぞれの交流を総合的に推進することで、二国間・多国間の信頼醸成を行っていくことが重要である。<br>その中において、部隊間交流は、部隊間の共同訓練や交流事業などを通じて相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図ることを目的としている。 | 部隊間の交流事業などを通じて相互の信頼・協力関係の充実・強化の増進を図るもの。具体的には、陸・海・空自衛隊が、それぞれのカウンターパートとの意見交換や交流を通じ、相互の信頼・協力関係の充実・強化を図っている。<br>ハイレベル同士の対話・交流、実務レベルでの交流において把握することが困難な相手国の部隊の実態に対しての理解を深めることができ、相手国の軍事に対する透明性の向上にも寄与している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当： ○ 非該当：－) | 競争的資金(該当： ○ 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4564 | 防衛省 | 20 | | 236 | | 教育訓練履修給付金 | | 教育訓練履修給付金は、開発途上国の国防担当政府機関が防衛省の教育訓練機関に対し財政上の懸念なく容易に留学生を派遣できる環境整備を図ることにより、両国防衛当局間の相互理解・信頼醸成の促進を通じ、最終的に我が国の安全保障上の利益に裨益することを目的とした制度である。 | 防衛省・自衛隊は諸外国との防衛交流の分野の一つとして、防衛省・自衛隊と諸外国軍との間の相互理解や信頼醸成、自衛隊学生と外国軍人又はその候補者たる留学生相互の国際的視野拡大を図ってきている。<br>教育訓練履修給付金は、その支給対象国である開発途上国の国防担当政府機関が、容易に防衛省の教育機関に対し留学生を派遣できる環境整備を図ることを目的とした制度である。平成27年度の支給国は、インドネシア、ミャンマー、ラオス、カンボジア、モンゴル、タイ、ベトナム、パキスタン、東ティモール、フィリピンの10カ国であり、合計82名 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4565 | 防衛省 | 20 | | 237 | | 諸外国の防衛実務担当者との意見交換 | | 多様化する安全保障環境の一層の安定化を図るためには、問題の解決に利益を共有する同盟国やパートナー国と協力して取り組むことがますます重要であり、そのために諸外国における政府関係者との間で安全保障に関する意見交換を実施し、地域における共通の安全保障課題に対処していくことが重要である。<br>諸外国の防衛実務担当者との意見交換は、同盟国である米国のみならず、欧州、アジア地域などの安全保障上の利益を共有する防衛実務担当者との意見交換を実施することによって、我が国を含む国際社会の平和と安定の確保に寄 | 共通の安全保障課題を有する各国政府との意見交換を通じ、安全保障協力の強化を推進する。複数国間にまたがる問題に、関係国が協調、協力して取り組むことで地域の平和と安定に貢献する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4566 | 防衛省 | 20 | | 238 | | 能力構築支援事業 | | 近年の国際情勢の変化に伴い、人道支援・災害救援等の安全保障・防衛分野における課題に国際社会が一致して取り組むために、これらの分野における開発途上国自身の対処能力を向上させるための支援を行い、国際的な安全保障環境の改善を図る。 | 平成27年度は、モンゴルにおいてはPKO分野の能力向上に資する道路構築に関する人材育成を行うため自衛官・事務官を一定期間派遣して事業を実施。フィリピン、マレーシア、東ティモール、カンボジア、ベトナム、インドネシア、ミャンマー、フィリピン、マレーシア、ラオスにおいては自衛官等を短期間派遣し、各種セミナーや現地での指導を実施。パプアニューギニア、ミャンマー、モンゴル、ベトナムからは先方要員を自衛隊に受け入れ、研修を実施。また、東ティモールに対してはアメリカとオーストラリアと連携し、建設等の施設活動を通じた技術指導を実施するとともに、ASEAN諸国に対しては、イギリスと連携し、人道支援・災害救援に関するセミナーを実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4567 | 防衛省 | 20 | | 239 | | 海賊対処に要する経費 | | 海洋国家として国家の生存と繁栄の基盤である資源や食糧の多くを海上輸送に依存している我が国にとって、年間約1，600隻もの日本関係船舶が通航する欧州・中東から東アジアを結ぶ極めて重要な海上交通路であるソマリア沖・アデン湾において海賊行為を抑止して、船舶の航行の安全を確保することが不可欠であるため、自衛隊が海賊対処行動を実施するために必要な経費を計上するものである。 | 自衛隊の海賊対処部隊は、水上部隊（護衛艦2隻、約400名）、航空隊（Ｐ－3C哨戒機2機、約60名）、支援隊（約110名）を中心に編成。これらの部隊は、固定翼哨戒機（Ｐ－3C）、護衛艦、車両、通信機材等の装備品を運用して民間船舶の護衛、警戒監視等の活動を行っているほか、活動拠点における水道光熱機能を含む施設の維持管理や派遣隊員の安全を確保のための警備活動など、当該活動を支えるための各種任務を遂行している。なお、護衛艦は、1隻が船舶護衛、もう1隻がゾーンディフェンスを実施している。［別 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4568 | 防衛省 | 20 | | 240 | | 家族支援経費 | | 長期の任務に就いた艦艇の乗員に対して電子メールによる家族との連絡手段を確保することは、隊員と家族双方の不安を軽減することになり、隊員が強い使命感と誇りを持って専心職務に従事する上で、後顧の憂いを取り払う一助となる。 | 海外派遣等の任務（2か月以上）に就いた艦艇に対して家族通信用の機材を搭載。乗員毎にメールアドレスを付与し、隊員とその留守家族等の間の連絡手段として、電子メール（1日2回を標準）による通信環境を確保する。<br>なお、通信料は個人負担としている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4569 | 防衛省 | 20 | | 241 | | 部隊等における教育・訓練に要する経費 | | 各自衛隊においては、隊員それぞれの職務の練度向上を目的とした隊員個々の能力を高めるため必要な教育及び訓練と部隊の組織的な行動を練成することを目的とした部隊訓練を行っており、本経費により、これらの訓練を効果的に実施することを目的とする。 | 自衛隊の教育訓練機関において、個々の自衛官の能力を高めることや最適な教育訓練を実施するために必要な教材・資器材の購入や部外教育委託等の経費及び自衛隊の部隊において最適な練成訓練を実施するために必要な物品の購入や訓練実施に際し必要な役務等の経費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4570 | 防衛省 | 20 | | 242 | | 入校、講習、研修等に要する旅費 | | 対象者である隊員が、部内の教育訓練機関や部外の研修機関等の講習・研修等に参加し、部隊等における職務遂行の基礎となる知識及び技能を修得することを目的とする。 | 対象者である隊員が、上記目的を達成するために必要な国内移動に要する旅費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4571 | 防衛省 | 20 | | 243 | | 部外講師の招へいに要する旅費 | | 部内の教育訓練機関において、隊員の職務遂行のための基礎的あるいは専門的な知識及び技能を修得させるために、部外の有識者を講師として招へいすることを目的とす | 部内の教育訓練機関に部外講師を招へいするために必要な国内移動に要する旅費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4572 | 防衛省 | 20 | | 244 | | 庁内託児施設の整備 | | 庁内託児施設を設置し、職員の職業生活と家庭生活の両立支援及び子育て支援を実施することにより、職員が子どもの保育などに不安を抱くことなく任務に専念できる環境を整備する。 | 職員が、家族の世話に不安を抱くことなく任務に専念できる環境を整備するため、職員の職業生活と家庭生活の両立支援及び子育て支援を実施する施設として、庁内託児施設を設置する。<br><br>※国が庁内託児施設の整備し、運営は民間に委託している。庁内託児施設では、0歳から未就学児を対象に、基本保育、延長保育、病後児保育、障害時保育、一時保育、夜間保育、早朝保育、休日保育などの他、24時間対応の緊 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4573 | 防衛省 | 20 | | 245 | | 市ヶ谷地区の維持管理に要する経費 | | 防衛省・自衛隊が所在する市ヶ谷地区においては、我が国の安全保障上必要となる領土、領海、領空の警戒監視業務等の実任務を遂行するとともに、任務遂行のために必要となる計画の立案や各自衛隊の指揮統制、各種装備品の研究開発・統制等の業務を行っていることから、危機管理官庁の中枢として不断に機能する必要があるため、各施設の保守役務等を実施する。 | 市ヶ谷地区に所在する各施設等の管理に必要な保守等役務、備品・消耗品、光熱水料及び燃料費の調達や支払いを実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4574 | 防衛省 | 20 | | 246 | | 特別借受宿舎 | | 特別借受宿舎を含む国家公務員宿舎は、国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。特別借受宿舎は、国設宿舎の建設のみでは宿舎の不足状態を解消できない状況（昭和30年代）を緩和するため、国家公務員共済組合連合会（以下、「連合会」という。）の資金をもって建設された住宅（場所・仕様・戸数等については国の設置方針に準拠）を国（防衛省）が借受け、国家公務員宿舎法に定める | 特別借受宿舎の借受料については、昭和39年度以降、原則支払期間60年、金利6．5%の元利均等償還方式で計算され、支払いが完了すれば宿舎は連合会から国（防衛省）に寄付されるが、平成9年度からは、国側の運用が容易となるように支払期間満了前であっても物件の買取り（国有財産化）を行っている。現在、支払い額の抑制を図るべく、平成26年度の公開プロセスにおける評価結果も踏まえ、早期買取りに努めている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4575 | 防衛省 | 20 | | 247 | | 一般借受宿舎 | | 国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。（国家公務員宿舎法第1条） | 宿舎所要があるが用地の取得が困難な地域や、宿舎所要が一時的な地域等においては、民間のアパート等を借り上げ、宿舎として設置している。本事業は、これら民間住宅の借上げにより設置した宿舎の借料の支払い。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4576 | 防衛省 | 20 | | 248 | | 宿舎（建設等） | | 国家公務員等の職務の能率的な遂行を確保し、国等の事務及び事業の円滑な運営に資することを目的としている。（国家公務員宿舎法第1条） | ・経年のため老朽化した自衛隊員のための既存宿舎の建替。<br>・部隊の新編等に伴い必要となる宿舎の新設。<br>・経年のため機能的に欠陥が生じている等の自衛隊員のための既存宿舎の改修。<br>・宿舎所要が少なく、経年のため老朽化が進行した宿舎の | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4577 | 防衛省 | 20 | | 249 | | 緊急登庁支援用備品等 | | 自衛隊の常時即応態勢を維持するために、災害派遣等の緊急登庁時に子供の預け先の確保などに不安を抱くことなく隊員が任務に専念することができるように、自衛隊の駐屯地・基地で子供を一時預かる体制の整備 | 託児支援施策として、災害派遣等の緊急登庁時において、他に預け先がなく帯同して登庁せざるを得ない隊員の子供を自衛隊の駐屯地・基地で一時的に預かる体制を整備するとともに、実効性向上のための訓練も実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4578 | 防衛省 | 20 | | 250 | | 相互防衛援助協定交付金 | | 我が国の平和と安全を確保するため、適切な防衛力の整備を図っていく必要があることから、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」に基づき、日米間の調整等を円滑に実施 | 「日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定」第7条第2項に基づき、在日合衆国相互防衛援助事務所に係る行政事務費（旅費・通信費等）及びこれに関連する経費として、アメリカ合衆国政府に円資金を交付。また、同附属書Gに定めるところにより現物提供を行っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4579 | 防衛省 | 20 | | 251 | | 大規模広報施設 | | わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人一人の理解と支持があって初めて成り立つものである。このような理解の促進のためにも自衛隊の現状を、青少年や女性層を含め、広く国民に紹介する広報活動が重要であるという観点から、様々な広報施設を設け、公開している。 | 大規模広報施設は、防衛省・自衛隊に関する国民の認識と理解を深め、我が国の防衛に関する正確な知識を広く普及することを目的として、装備品の展示や迫力のある映像などを直接見て、触れて、体感できる施設である。これらの施設を活用することで防衛省・自衛隊を身近に感じ、より一層の関心を持つことが期待されている。年間の入場者数は100万人を超えており、その効果は極めて大きいということ | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4580 | 防衛省 | 20 | | 252 | | 防衛大学校における教育に要する経費 | | 防衛大学校における教育は、理学・工学・社会科学に関する大学教育を通じて、将来の幹部自衛官となる者に対して、自衛隊の任務遂行に必要な知識や能力を取得させることを目的としている。 | 防衛大学校は、教育課程において一般教育・理工学・人文社会科学及び防衛学などを教授し、幹部自衛官として必要な基礎学力や技能を育成している。<br>本経費は、本大学校での教育を行うために必要な教材や教育実験用器材の整備、教官及び研究科学生が高度な研究水準を保持するために必要な研究等に充てられるもので | 88,568 | 107,167 | 5 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 5_a4_2 | 1_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4581 | 防衛省 | 20 | | 253 | | 自衛官等募集活動に要する経費 | | 自衛官等の募集にあたっては、募集対象者等に職業としての自衛官を認知・意識させる募集広報を行うとともに、自衛官という職業特有の不安を解消していくことで受験・入隊者数を確保している。<br>本事業は、募集を主任務とする全国50ヶ所（北海道に4か所、各都府県に1か所）の自衛隊地方協力本部に置き、これらの募集活動をきめ細かく実施することで、より質の高い受験・入隊者数を確保することを目的としている。 | 自衛官等の募集を主任務とする全国50ヶ所の自衛隊地方協力本部においては、広報官が受験者個々のニーズに対応したきめ細かい募集活動等を実施することで、より質の高い隊員の確保に努めている。具体的には、募集対象者の情報取得や、職業としての自衛官の魅力の広報、更に募集対象者及び父兄が抱く自衛官という職業に対する不安の解消などである。<br>本経費は、広報官が募集対象者や学校等を訪問・交流するために必要な日帰り勧誘旅費、説明に必要な消耗品の購 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：－） | 会計コード | 使途別分類（1～4） | 提案公募型（該当：○非該当：－） | 競争的資金（該当：○非該当：－） | 独立行政法人向け財政支出（該当：○非該当：－） | SBIR対象（該当：○非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4582 | 防衛省 | 20 | | 254 | | 援護業務に要する経費 | | 若年定年制（53歳～56歳で定年）又は任期制（大半が20歳代に任期満了）により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助（就職援護）を行うこととされている。<br>本事業は、各種広報等の実施により退職自衛官の有用性等を広く周知することや部内向け冊子の作成、関係機関との連携を図ること等により、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。 | ①　自衛隊の就職援護担当者による就職援護活動（企業、地方公共団体等を訪問し自衛官の技能・経験等の広報、合同企業説明会への協力）<br>②　援護広報カレンダーや再就職に関する各種パンフレットの作成配布<br>③　各種媒体等における退職自衛官に係る有用性に関する周知活動の実施<br>④　再就職決定までの流れを具体的・体系的に記述した「再就職の手引き」を作成し、退職予定隊員及び部隊指揮官等へ配布<br>⑤　自衛隊援護機関（地方協力本部、各援護室等）、（一財）自衛隊援護協会、地域の雇用協議会、ハローワーク等との | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4583 | 防衛省 | 20 | | 255 | | 募集事務地方公共団体委託費 | | 自衛官等の募集は、現役高校生を中心に広く国民一般から多数の人材を募集するものであることから、地方の総合行政主体であり、地域社会と密接なつながりを有する地方公共団体と連携することが必要不可欠である。また、募集対象者側からみれば自分の身近なところでも自衛官等の募集を行っているという親近感を感じられるとともに利便性がある。 | 自衛隊法第97条1項により、都道府県知事及び市町村長に自衛官等募集事務の一部を委託しており、その経費は同法第97条第3項で国庫の負担と規定されている。<br>委託内容は、都道府県においては募集期間の告示、重点市町村の指定、募集広報用資料等の作成、テレビ、ラジオ等による広報、募集関係各種会議の開催及び参加、部隊研修等であり、市町村においては志願票の受理等、広報紙への募集案内の掲載、募集広報用資料等の作成、募集関係各種会議の開催及び参加、部隊研修等である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4584 | 防衛省 | 20 | | 256 | | 自衛官等募集試験等に要する経費 | | 自衛官等の募集は、任期制自衛官である自衛官候補生及び非任期制自衛官である一般曹候補生、一般幹部候補生等14種目において実施している。<br>本事業は、これらの募集種目について行われる採用試験を円滑に実施することを目的とする。 | 自衛官等の各募集種目の採用試験を円滑に実施するために必要な試験問題の作成、志願票及び受験票の印刷等の経費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4585 | 防衛省 | 20 | | 257 | | 自衛官等募集広報宣伝に要する経費 | | 自衛官等の募集は、任期制自衛官である自衛官候補生及び非任期制自衛官である一般曹候補生、一般幹部候補生等14種目において実施している。<br>本事業は、これらの募集種目について募集対象者等に対し職業としての自衛官を認知、受験に対する意識、受験の決心までの広報を行うことを目的とする。 | 募集対象者等に対し職業としての自衛官を認知、受験に対する意識、受験の決心までの広報として、募集案内、ポスター印刷、交通機関広告に必要な経費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4586 | 防衛省 | 20 | | 258 | | 企業主招へいに要する経費 | | 若年定年制（53歳～56歳で定年）又は任期制（大半が20歳代に任期満了）により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助（就職援護）を行うこととされている。<br>本事業は、雇用者である企業主等を部隊等に招へいし、実際に部隊見学や援護状況の説明・懇談等を行うことにより、企業主等の自衛隊や就職援護に対する理解を図り、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものである。 | 全国の部隊及び地方協力本部が、企業主等を部隊等に招へいし、援護状況の説明・懇談等の活動を行うとともに、実際に自衛官が活動している現場を見てもらうことによって、自衛官がどのような活動を行っているか、またどのような技能・資質を持っているかなどの認識を深くしてもらい、退職予定自衛官の再就職に資する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4587 | 防衛省 | 20 | | 259 | | 進路相談部外委託に要する経費 | | 若年定年制（53歳～56歳で定年）又は任期制（大半が20歳代に任期満了）により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助（就職援護）を行うこととされている。<br>再就職に関する様々な不安・悩みについては、退職後の人生設計等を踏まえたきめ細かい専門的なカウンセリングが必要であることから、本事業は民間事業者に委託して全国の主な駐屯地等に部外専門家である進路相談員を配置し、再就職に関する各種相談の機会を付与することにより、当該就職援護を円滑に実施することを目的とするものであ | 民間事業者に委託し、全国23駐屯地等（旭川、東千歳、青森、仙台、板妻、千僧、善通寺、福岡、北熊本、別府、大湊、下総、横須賀、舞鶴、呉、佐世保、鹿屋、千歳、三沢、入間、小牧、春日、那覇）に、キャリア・カウンセラーの資格を保有し、雇用環境等に精通した部外専門家（進路相談員）を配置し、退職予定隊員に対する再就職及び退職後の生活設計等に関する相談（電話相談や、他の駐屯地等への出張相談等を含む。）を実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4588 | 防衛省 | 20 | | 260 | | 援護業務民間委託に要する経費 | | 若年定年制（53歳～56歳で定年）又は任期制（大半が20歳代に任期満了）により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助（就職援護）を行うこととされている。<br>本事業は、①政府の「規制改革・民間開放推進3か年計画（再改訂）」（平成18年3月31日閣議決定）に基づき、従来、地方協力本部が行っていた任期制自衛官に係る求人開拓等の就職援護業務について、その一部を民間開放すること、②「行政改革の重要方針」（総人件費改革）（平成17年12月24日閣議決定）を踏まえ、地方協力本部等において援護業務に従事する非常勤職員の採用を実施することにより就職援護業務の効率化等を目的とするものである。 | ①就職援護業務の民間委託について<br>平成19年8月から首都圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）において、また、平成21年8月からは愛知県において、当該都県に所在する地方協力本部における任期制自衛官に係る求人開拓等の就職援護業務を民間の有料職業紹介事業者に対し委託して実施中。<br>②地方協力本部等における非常勤職員の採用について<br>平成20年度より、地方協力本部等において就職援護業務に従事する所要の非常勤職員を採用しているところ。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4589 | 防衛省 | 20 | | 261 | | 退職予定自衛官就職援護業務費補助金 | | 若年定年制（53歳～56歳で定年）又は任期制（大半が20歳代に任期満了）により一般の公務員よりも若年で退職を余儀なくされる自衛官の再就職については、自衛隊法第65条の10第1項の規定に基づき、防衛大臣が当該自衛官に対する就職の援助（就職援護）を行うこととされている。<br>防衛省は職業安定法に定める職業紹介権を有していないことから、本事業は、厚生労働大臣等から無料職業紹介事業の許可を得た（一財）自衛隊援護協会が行う退職予定自衛官に対する職業紹介事業に要する経費を補助金として交付することにより、就職援護を円滑に実施することを目的と | ①退職予定自衛官の再就職を円滑に実施する施策として、（一財）自衛隊援護協会が、職業安定法第33条の規定に基づく許可を厚生労働大臣から得て無料職業紹介事業を行うために要する経費の一部を補助するものである。<br>②補助率は、（一財）自衛隊援護協会の補助対象事業に従事する職員に対する人件費は10／10、補助対象事業を行うために使用する土地建物の借料は5／10。補助対象事業に関する旅費及び一部の管理運営費については10／10である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4590 | 防衛省 | 20 | | 262 | | 貸費生貸与金 | | 大学又は大学院に在学する学生で、医学、歯学、理学、工学を専攻し、修学後その専攻した学術を応用して自衛隊に勤務しようとする有為な学生を対象として、毎月定額の学資金を貸与することにより、その修学を助成し、卒業又は修了後、陸・海・空自衛隊の幹部候補生として任用するものである。 | 現在、大学及び大学院で、医学、歯学、理学、工学を専攻している学生で、卒業（修了）後、その専攻した学術を活かして引き続き自衛隊に勤務する意志を持つ者に対して学資金を貸与するものである。<br>学資金の額は、自衛隊法施行令第120条の5に基づき月額5万4千円と規定されており、貸与された学資金は、自衛官として一定年限以上勤務すると規定に従って返還が免除 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4591 | 防衛省 | 20 | | 263 | | 予備自衛官に必要な経費 | | 有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集及び災害招集に係る命令を受けて自衛官となり、第一線の部隊が移動した後の駐屯地警備、後方支援等の要員として任務に当たることを想定している。本事業は、予備自衛官制度の維持・運営に必要な経費である。 | 予備自衛官は、退職した自衛官の志願に基づき選考により採用される者と、予備自衛官補としての教育訓練を修了した後に任用される者がおり、平素は各々の職業に従事しつつ、年間5日間（基準）の訓練に出頭する。予備自衛官は、訓練に出頭することにより予備自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能について練度の維持を図っている。なお、予備自衛官には、予備自衛官手当、訓練招集手当及び訓練出頭に係る旅費が支給される。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4592 | 防衛省 | 20 | | 264 | | 即応予備自衛官に必要な経費 | | 有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。即応予備自衛官は、防衛招集、国民保護等招集、治安招集及び災害等招集に係る命令を受けて自衛官となり、あらかじめ指定された部隊において、常備自衛官と同様の任務に当たることを想定している。本事業は、即応予備自衛官制度の維持・運営に必要な経費である。 | 即応予備自衛官は、陸上自衛隊に導入されている制度であり、退職した自衛官や予備自衛官として任用されている者の志願に基づき選考により採用され、平素は各々の職業に従事しつつ、年間30日間の訓練に出頭する。即応予備自衛官は、訓練に出頭することにより、即応予備自衛官としての資質を養うとともに、必要な知識及び技能について練度の維持を図っている。なお、即応予備自衛官には、即応予備自衛官手当、訓練招集手当、訓練出頭に係る旅費及び勤続報奨金が支給される。また、即応予備自衛官が安心して訓練に出頭することを可能とするため、即応予備自衛官の雇用企業に対して給付金を支給している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4593 | 防衛省 | 20 | | 265 | | 予備自衛官補に必要な経費 | | 有事などの際は、事態の推移に応じ必要な自衛官の所要量を早急に満たす必要があり、この所要量を迅速かつ計画的に確保するため、わが国では予備自衛官等制度を設けている。予備自衛官補は、主として自衛官未経験者を対象としており、予備自衛官を安定的に確保し、医療・語学などにおける民間の優れた専門技術を有効活用することを目的とした制度である。本事業は、予備自衛官補制度の維持・運営に必要な経費である。 | 予備自衛官補は、陸上自衛隊及び海上自衛隊に導入されている制度であり、主として自衛官未経験者を予備自衛官補として採用し、所定の教育訓練を経た後、予備自衛官として任用する制度である。予備自衛官補には、一般と技能の2つの採用区分があり、予備自衛官として勤務するために必要な基礎的知識及び技能を修得するため、所定の教育訓練に出頭する。なお、予備自衛官補には、教育訓練招集手当及び出頭に係る旅費が支給される。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4594 | 防衛省 | 20 | | 266 | | サイバー攻撃対処のための官民連携推進のための調査研究 | | 防衛産業は、防衛省・自衛隊が継続的安定的活動を行っていく上で必要不可欠であり、防衛産業が正常に機能していることが防衛省・自衛隊がその任務を遂行していくための前提である。このため、防衛産業に対するサイバー攻撃に対する防衛省・自衛隊と防衛産業との具体的な連携要領を確立すべく、米国等の例を参考として調査研究を行い、サイバー攻撃に対する共同訓練を実施する。 | ■防衛省と防衛産業との間で、防衛産業に対する大規模サイバー攻撃事態等発生時の対処について、初動対応に関し、以下の点について防衛省及び防衛産業との間の具体的な連携要領の確立、連携の在り方の確立等を検討するための資とするため、共同訓練／演習を行う。<br>①事案発生後の初動における防衛省と防衛産業の連携した対応のための態勢の構築（窓口設定、連絡系統の確立等）<br>②連携して対処すべきリスク対策について共通の認識の醸成<br>③防衛省と防衛産業との間の効果的・効率的情報共有方法（メール、掲示板的機能等の活用）<br>④防衛省と防衛産業との連携及び防衛省と防衛産業が一体となった対処方針の策定<br>■共同訓練の実施に向け、米国等の例を参考として調査研究の実施。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算うち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：－) | 競争的資金(該当：○ 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4595 | 防衛省 | 20 | | 267 | | 防衛駐在官等支援経費 | | 我が国を取り巻く安全保障環境は、様々な課題や不安定要因が存在し、その一部は顕在化・先鋭化・深刻化している中で、防衛省・自衛隊における情報収集機能を強化することが必要とされているところ、防衛駐在官等が収集する人的情報の重要性が高まっている。このため、防衛駐在官の情報収集・分析や交渉のための能力をより一層向上を図るため、防衛駐在官候補者に対する教育をはじめとする防衛駐在官の活動を支援する体制を拡充させることを目的とする。<br>また、中期防衛力整備計画で、「人的情報収集機能の強化に資する措置を講ずる」とされている。 | １人１人の防衛駐在官の情報収集・分析や交渉のための能力を更に一層向上を図るために、語学力を強化し情報収集能力・交渉能力を高めるとともに赴任国の防衛駐在官業務や地域情勢等を的確に把握させるために赴任前に任国へ出張させる経費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4596 | 防衛省 | 20 | | 268 | | 医療備品、衛生器材等の整備 | | 自衛隊衛生は、平素からの隊員等への健康管理（健康診断、診療等）に加え、東日本大震災を始めとする国内災害派遣、ハイチ大地震やインドネシア・パダン沖における国際緊急援助活動、南スーダンやハイチにおける国際平和協力業務、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動など、自衛隊の任務遂行に際して、効率的かつ効果的な衛生活動を実施している。<br>医療備品、衛生器材等の整備は、こうした衛生活動を円滑に実施できるよう衛生部隊及び自衛隊病院等（自衛隊病院、防衛医科大学校病院、医務室等）において必要な医療 | 上記の目標を達成するために、隊員及び家族（一部の病院においては地域住民）に対し、衛生部隊及び自衛隊病院において医療を実施するとともに、有事における隊員等の診療及び戦力維持のための健康管理、医官等の診療に従事する衛生職の養成及び専門技術に関する訓練等の様々な目的に必要な医療備品、衛生器材等の整備事業である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4597 | 防衛省 | 20 | | 269 | | 医療施行費 | | 自衛隊衛生は、平素からの隊員等への健康管理（健康診断、診療等）に加え、東日本大震災を始めとする国内災害派遣、ハイチ大地震やインドネシア・パダン沖における国際緊急援助活動、南スーダンやハイチにおける国際平和協力業務、ソマリア沖・アデン湾における海賊対処活動など、自衛隊の任務遂行に際して、効率的かつ効果的な衛生活動を実施している。<br>医療施行費は、こうした衛生活動を円滑に実施できるよう衛生部隊及び自衛隊病院等（自衛隊病院、防衛医科大学校病院、医務室等）において必要な医療を提供することを目 | 上記の目標を達成するために、隊員及び家族（一部の病院においては地域住民）に対し、衛生部隊及び自衛隊病院において医療を実施するとともに、有事における隊員等の診療及び戦力維持のための健康管理、医官等の診療に従事する衛生職の養成及び専門技術に関する訓練等の様々な目的に必要な医薬品、医療用消耗品の購入及び病院運営のための業務委託等の事業である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4598 | 防衛省 | 20 | | 270 | | 防衛医科大学校における教育に要する経費 | | 防衛医科大学校は、人格・識見ともに優れ、かつ高い総合臨床医としての能力を身につけた「医師たる幹部自衛官」を育成することを目的に創設されたものである。又、保健師・看護師である幹部自衛官及び技官を養成するため、平成26年度より看護学科が開設された。本経費は、学生に対し最適な教育訓練を実施するために必要な経費である。 | 防衛医科大学校における教育訓練を実施するための必要な教材の購入、<br>部外役務等（教官研究経費を含む）である。 | 444,173 | 458,727 | 5 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 5_a4_2 | 1_a_1 | | | | | | | 該当 | |
| 4599 | 防衛省 | 20 | | 271 | | 診療委託費 | | 診療委託費は、自衛官、自衛官候補生、訓練招集に応じている予備自衛官及び即応予備自衛官、教育訓練招集に応じている予備自衛官補、学生並びに生徒（以下「自衛官等」）が、部外医療機関において療養の給付（診療等）を受けた場合に、その療養に要する費用から自衛官等が支払うべき一部負担金を控除した金額を、部外医療機関に対して国（防衛省）が支払う義務的な経費である。 | 自衛官等の傷病については、自衛隊の任務の特性から、公務上、公務外の別を問わず国の管理下に置くこととし、その療養は国が直接行うこととしている。<br>これらの療養の給付のうち、自衛官等が公務又は通勤によらないで負傷し、又は疾病にかかった場合（私傷病）に、その診療を部外医療機関において療養に給付を受けた場合の療養費、診療報酬の審査支払手数料、高額療養費及び一部負担金等の払戻金（附加給付等）を国が支払うための事業である。<br>なお、自衛官等が自衛隊病院等以外の部外医療機関において、療養の給付を受けた場合は、3割は自己負担、7割 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4600 | 防衛省 | 20 | | 272 | | 防衛生産・技術基盤の維持・強化に要する経費 | | 今後我が国が必要とする高度な装備品等を取得しつつ、国内に必要な防衛生産・技術基盤を維持・強化する上で、防衛装備品移転先の情報や、国際共同開発の可能性を検討するための情報を収集する。 | 国際的に権威のあるジェーンズ社の情報サービスを利用して、世界各国の主要な防衛関係企業の経営者、幹部、財務状況、関連企業、製品、新技術の動向、航空機の詳細情報、生産速度及び価格、各種ミサイルシステムの開発動向等に関する最新の情報を入手することにより、国際共同開発を含む装備政策立案に必要な情報を入手するものとす | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_c_2_9 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4601 | 防衛省 | 20 | | 273 | | 即応性の向上に資する装備品等の維持・整備の在り方に関する調査研究 | | 防衛省・自衛隊においては、防衛力の即応性・対処能力の向上を図るために、装備品等の維持・整備業務について、見直しを行うとともに、国内外の新たな維持・整備手法を取り入れる等の今後の装備品等の維持・整備の在り方について検討を行っており、装備品等の可動率の維持・向上及び維持・整備経費の抑制との両立を図ることを目的としたもの。 | 一層厳しさを増すわが国周辺の安全保障環境において、現下の状況に即応した防衛力を発揮するためには、装備品等の質及び可動率の維持・向上を図ることにより、即応性・対処能力を向上させることが重要である。一方、装備品等の高性能化などに伴い、装備品等の維持・整備経費は増加する傾向にある中、今後も継続する厳しい財政事情において、限られた資源で装備品等の可動率の維持・向上を図ることは極めて厳しい状況となっている。そのため、民間手法及び諸外国における先進的な維持・整備の手法を導入するなど、幅広い知見と第三者的な視点に立った調査研究を行い、装備品等の維持・整備の在り方に関する検討を行うも | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4602 | 防衛省 | 20 | | 274 | | 装備品等の維持・整備業務の民間委託等による業務の効率化とコスト削減に関する検討 | | 防衛省・自衛隊では、装備品等の可動率を維持・向上させつつ長期的なコスト低減を図る観点から、装備品等の維持・整備業務について、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、部品供給時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置き、成果の達成に対して対価を支払う成果保証契約（PBL：Performance Based Logistics）の導入を進めており、限られた財源で装備品等の可動率を高水準で維持できるよう、当該契約方式の適用拡大を推進することを目的としたもの。 | 成果保証契約（PBL）の適用拡大に向けた当該契約方式の導入の検討にあたっては、防衛装備品等の維持・整備業務において、維持・整備業務の効率化、コストの抑制、部隊運用への影響などの分析を行い、あらかじめ民間に委託する業務の範囲及び実施の方法並びに官民の役割分担等を検討した上で、当該契約と従来の維持・整備契約とを比較、分析する必要がある。これらの検討の際には、特定の企業に偏ることなく、透明性及び公平性を確保しつつ、さらに民間企業のスキル（サプライチェーンマネジメント手法等）に関する知見を有する者が実施する必要があるため、当該契約方式適用の更なる拡大・深化の追求の検討の資となるよう専門性及び独立性を有する部外力を活用するもの。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4603 | 防衛省 | 20 | | 275 | | 作業効率化促進 | | 装備品等の製造等に必要な工数を技術的観点から検証し、標準的な工数を求める（以下、「工数鑑定」という）ことにより、工数の妥当性の検証、非効率的な作業の排除が可能となり、防衛装備品等のより効率的な調達により予算執行の一層の適正化を図る。 | 本件は、「工数鑑定経費」及び「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」から成る。<br>「工数鑑定経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、工数鑑定を実施するものである。<br>「工数鑑定能力取得のための研修受講経費」は、工数分析に実績のある部外のコンサルタント会社を活用し、装備品等の製造等に必要な工数を技術的観点から検証し、工数鑑定を行うために必要な分析能力等取得のための経費である。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | 5_a4_2 | | | | | | | 非該当 | |
| 4604 | 防衛省 | 20 | | 276 | | 資料の信頼性確保のための調査 | | 制度調査（原価計算方式で予定価格を算定して契約を締結している契約の相手方の原価計算システムの適正性を確認するための調査）及び輸入調達調査（輸入品等に関する契約を締結している契約の相手方の経理会計システムの適正性を確認するための調査）をより確実かつ迅速に実施し、防衛装備品等の調達に係る国民の信頼を回復し、予算執行のより一層の適正化を図る。 | 企業構造の変化に対応し、不正行為の抑止を図り実効性のある制度調査及び輸入調達調査を実施するためには、制度調査及び輸入調達調査の更なる質的向上が必要であることから、企業会計に関して高度の専門的知識を有する公認会計士を活用することにより、対象企業に適合した計画を立案し、調査を実施する。<br>また、公平不偏かつ独立性を有した立場である公認会計士が調査を実施することにより、総体的な調査の信頼性及び透明性を確保することが出来る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4605 | 防衛省 | 20 | | 277 | | 戦闘機開発に係る波及効果等に関する調査 | | 平成25年に閣議決定等された中期防衛力整備計画に基づき、防衛省として将来戦闘機に関する各種検討を進めているところ。防衛生産・技術基盤戦略において、防衛生産・技術基盤の意義として産業全般への波及効果を述べているように、戦闘機を開発することは各種産業への波及効果があると考えられる。戦闘機開発を国内企業が行った場合の経済波及効果を正しく把握することは、将来戦闘機に関する各種検討と併せて、国内開発・国際共同開発・ライセンス生産等の判断するための重要な要素をとなることから、経済波及効果の調査を行う。 | 戦闘機を開発する場合においては、ア）戦闘機の開発事業によって生じる関連産業の生産額増加や当該増加から生じる波及効果、すなわち産業波及効果だけでなく、イ）戦闘機開発によって生み出される関連技術が民間の他分野に応用されるといった技術波及効果（例えば、F－2戦闘機開発においては、炭素繊維強化複合材技術やレーダー技術等でスピンオフ効果があったと言われている。）、が生じると考えられる。これを踏まえ、各技術が他産業に与える波及効果をそれぞれ把握するための調査を実施し、技術波及に係る仮説の設定・検証を行い、波及効果を定量的に評価する | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4606 | 防衛省 | 20 | | 278 | | 防衛生産・技術基盤の維持強化に要する経費 | | 防衛装備品移転三原則が決定され、今後我が国が必要とする高度な装備品を取得しつつ、国内に必要な防衛生産・技術基盤を維持・強化するための施策立案に必要な情報収集を実施するもの。 | 官側での防衛装備・技術協力の推進、我が国の防衛産業基盤の維持・強化を図っていくためには、官側として防衛装備品のサプライチェーンのどこに重要な技術が内包されているか、また、断絶のリスクがあるかなどを適切に把握するとともに、国内外防衛産業の動向に関する情報収集をより能動的に実施する必要がある。サプライチェーンの情報把握については、必要な知見と技術を持つシンクタンク等に調査を委託し、施策立案の資とする。<br>また、防衛装備・技術協力を適切に推進していくためには、諸外国の防衛産業や装備品等に関する情報を入手することが極めて重要である。このため、本事業では、英国で開催された世界最大規模の国際防衛装備品展示会「DSEI」に出展し、防衛省の研究開発等に関する情報を発信するとともに、諸外国の防衛産業や装備品等に関する情報を直接収集し、防衛装備・技術協力の推進の資とする。DSEIへの出展に当たっては、我が国における総代理店に所要の業務を委託する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：-） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：-) | 競争的資金(該当：○ 非該当：-) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：-） | SBIR対象（該当：○ 非該当：-） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4607 | 防衛省 | 20 | | 279 | | 民間海上輸送力活用事業に係る事業支援役務 | | 我が国の島嶼部への迅速な部隊の展開能力の確保は喫緊の課題であり、自衛隊の輸送力と連携して大規模輸送を効率的に実施できるよう、民間事業者の資金や知見を長期安定的に最大限活用できるPFI方式により、民間海上輸送力活用に係る事業の契約を締結する。このため、民間船舶及びPFIに係る専門的知識、実績及び支援能力を有したコンサルティング専門機関の支援を得て、手続き等を円滑に実 | PFI方式での事業開始までに必要な、公募書類等の作成、民間事業者の選定、契約等の締結等といった支援とともに、契約締結後に行う、国の業績監視、直接協定の締結、特別目的会社（SPC）からの提出書類確認、基準金利確定に係る確認等の支援を行う。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4608 | 防衛省 | 20 | | 280 | | コスト縮減策を含めた調達・契約手法の検討に係る支援役務 | | 厳しい財政状況の下、我が国が直面する安全保障上の課題に対応した防衛力の整備を確実に実施していくために、装備品等の調達に要するコストの縮減につながる調達・契約手法を検討する必要がある。その手法のひとつとして、平成27年度から長期契約を導入したところであり、長期契約の対象となっている固定翼哨戒機P-1の調達に要するコストをより縮減させる等において、民間企業の部外力を活用するもの。 | 長期契約事業の実施については、防衛省にとって初めての試みとなることから、長期契約事業に係る知見を有さず、独力で効率的・効果的に事業を遂行させるのは困難な状況である。そこで、長期契約化による効果を最大限に引き出すために、①適正な契約条件の設定（物価変動の取扱い等）、②長期契約によるコスト縮減策の分析及び検証の実施が必要となるが、長期契約を効率的・効果的に行うために、長期契約に関する専門的な知見を持つ民間企業（コンサルタント企業等）の部外力（企業情報を引き出す手法、コスト低減策等の分析及び評価の支援等）を活用し、より調達 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4609 | 防衛省 | 20 | | 283 | | 防衛省開発航空機の海外移転を促進するための施策に関する検討 | | 防衛省においては、防衛生産・技術基盤の維持・強化だけでなく、量産効果による自衛隊機の調達価格の低減も期待できることから、インドとのUS-2救難飛行艇に係る二国間協力を含め、防衛省開発航空機の民間転用及び海外移転の検討を進めているところ、その検討をより推進させることを目指す。 | 防衛省開発航空機の民間転用及び海外移転は、我が国の防衛航空機産業の生産・技術基盤の維持・活性化並びに諸外国との安全保障・防衛分野における協力の強化に資するとともに、量産効果によって防衛装備品の費用低減が期待できるところ、その具体的かつ効果的な施策を実施することが求められている。インドとのUS-2救難飛行艇の二国間協力等の防衛省開発航空機の民間転用及び海外移転を実現させるため、課題や問題点を整理し、その対応に向けて検討を進めるため、当該検討に資する調査研究を実施する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 1_b_3_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4610 | 防衛省 | 20 | | 284 | | 装備品等のコスト削減の検討に係る支援役務 | | 研究開発を含め、装備品の効果的・効率的な取得を実現するため、防衛省内の装備品等の取得に関係する部署に所属する者から構成される「統合プロジェクトチーム（IPT）」を設置し、プロジェクト管理の強化によるライフサイクルを通じての費用対効果の向上を図ることとしている。これを受け、プロジェクト管理手法に関する専門的知見を有した民間企業の支援を得て、コスト抑制も含めたプロジェクト管理の強化に向けた検討を行うことを目的とする。 | 防衛省においては、装備品等の構想から開発、量産等のライフサイクル全体を通じたコスト、パフォーマンス及びスケジュールの一元的な管理手法であるプロジェクト管理手法を用いてコスト抑制に向けた検討を行うこととしている。本事業は、新たな装備品等の取得時に取得方式の決定に係る評価分析、契約形態等の検討及び契約に係る各種資料（企業に対し、より良い提案を促す提案要求書等）の作成・分析等を実施する際に、当該知見を有した民間企業の支援を得て、プロジェクト管理手法を用いた装備品等のライフサイクル全般にわたる効果的・効率的な管理によるコスト抑制に向けた検討を行うものである。本事業は、防衛装備庁の設立に伴い、所管部局が防衛省経理装備局装備政策課から防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官に変更となった。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4611 | 防衛省 | 20 | | 285 | | PBLに関する人材育成 | | 防衛省・自衛隊では、装備品等の稼働率を維持・向上させつつ長期的なコスト低減を図る観点から、装備品等の維持・整備業務について、役務の提供等により得られる成果（可動率の維持・向上、部品供給時間の短縮、安定在庫の確保等のパフォーマンスの達成）に主眼を置き、成果の達成に対して対価を支払う成果保証契約（PBL:Performance Based Logistics）の導入を進めており、当該契約業務を円滑かつ適切に実施し、更に当該契約の適用拡大に確実に対応するため、適正な調達を実施するためのノウハウを有する人材を育成する。 | PBLに関する業務を円滑かつ適正に実施するためには、PBL事業に携わる担当者にPBLに係る全般的な知識を習得させ、今後の適用拡大に確実に対応できるノウハウ及び課題解決能力を付与することが不可欠である。本事業は、PBLの実施に係るノウハウや経験の蓄積を豊富に有する米国防衛大学が実施するライフサイクル・ロジスティクス課程を受講させ、総合的専門的知識を習得させるとともに、ケーススタディ等を通じて実地に学ぶことにより、PBLに関する検討、実施状況等に係る検証及び改善策の立案業務において主導的な役割を果たす者を養成するものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4612 | 防衛省 | 20 | | 286 | | ライフサイクルコスト教育 | | 防衛装備庁におけるプロジェクト管理体制において必要となる主導的役割を担う人材を育成するため、コストマネジメント先進国のライフサイクルコスティングを中心とした取得・管理に係る幅広い知識及び技能等を効率的に習得させる。 | プロジェクト管理を通じた効果的・効率的な装備品の取得を行うためには、適切なライフサイクルコスト管理が必要である。適切なライフサイクルコスト管理の実施に資するコスト分析等の実施のためには、会計やマネジメント等に係る高度の専門的知識・スキルが必要とされるものであり、省内で得ることのできない知識・スキルについて、各種教育機関等で教育・研修を受講することにより、ライフサイクルコストの分析、検討、管理等の業務の実施において主導的な役割を果 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4613 | 防衛省 | 20 | | 287 | | 情報システム等の取得に関する検討 | | 防衛省として、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化・合理化を徹底した防衛力整備に努めるため、情報通信基盤においても必要な機能・能力を維持・強化しつつ、可能な限り効率化を図る必要がある。このため、指揮通信系システムの事業化及び調達プロセスに係る検討を行うに際して、専門的な観点からの技術支援を受けることを目 | より効率的な指揮通信系システムの整備に資するため、これらの換装、システム設計、プログラム設計・製造及び総合試験にかかる事業の評価や、要件定義、仕様書作成などのプロセスにかかる検討を技術的な観点から支援する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 6_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4614 | 防衛省 | 20 | | 288 | | プロジェクト・マネージャー制度の整備に伴う支援役務 | | 装備品の取得は、構想から廃棄までのライフサイクル全体を通じた業務であるが、その全体のマネジメントは非常に複雑である。よって、プロジェクト管理に関する専門知識を有するコンサルタント企業等の知見を活用し、防衛装備庁が行う研究開発、調達、補給及び管理並びに役務の調達に関連する業務について、装備品等の効率的な取得の実現のため、プロジェクト・マネージャー制度の整備を行う。 | プロジェクト管理に関する専門知識を有するコンサルタント企業の支援を得ながら、防衛省における装備品等の取得に関する業務の流れや関連する規則（訓令、通達、通知等）について、効率的かつ効果的なプロジェクト管理を実施する上で課題となる事項についての抽出及び規則の改正や業務を実施する上での手引きとなるガイドラインの制定の参考資料を得る。本事業は、防衛装備庁の設立に伴い、所管部局が防衛省経理装備局装備政策課から防衛装備庁プロジェクト管理部事業計画官に変更となった。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_b4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4615 | 防衛省 | 20 | | 289 | | 取得マネジメント（プロジェクト管理）に係る人材育成 | | 防衛省においては、主要な事業について装備品のライフサイクルを通じて、コスト、スケジュール、パフォーマンスに関する一元的な管理を実施することにより、適切な取得を行うためのプロジェクト管理の手法を導入することとされている。このため、プロジェクト管理を通じた装備品の取得を行う防衛装備庁において、プロジェクト管理を適切に実施するための知識を有する人材を育成する。 | プロジェクト管理を通じた効果的・効率的な装備品の取得を行うためには、取得関係業務に携わる職員にプロジェクト管理に必要な知識を習得させ、課題を解決する能力を付与することが不可欠である。米国では、装備品取得のためのプロジェクト管理を適切に実施するため、長年に亘り専門の教育機関において取得関係職員の教育を実施しているところ、本事業は、米国において実績のある取得マネジメント教育を防衛省においても実施することにより、取得関係職員にプロジェクト管理の適切な実施のために必要な知識・スキル | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4616 | 防衛省 | 20 | | 290 | | 研究開発推進事業 | | 研究開発を推進していくために必要な備品類等の調達、製造、役務及び各種科学計算に用いる電子計算機の借料等に加え、旅費を支給することで、研究開発環境を構築していくことを目的としている。 | ・試験研究の実施にあたり、必要な備品、消耗品、油及び弾薬の購入、人員及び物資の輸送並びに通信回線の整備等の費用<br>・研究の実施、調査、試験及び試作品・研究用機械器具の検収・領収・監督を実施するために必要な旅費<br>・諸外国との技術交流の一層の推進を図るために必要な旅費<br>・職務発明の発明者に対し、特許、意匠が登録された際の登録補償金及びそれらの権利が使用された際の実施補償金の支払費用 | 56,191,991 | 45,018,459 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | 4_a1_3 | 5_c1_1 | 6_1 | | | | | 該当 | |
| 4617 | 防衛省 | 20 | | 293 | | 新空対艦誘導弾（XASM－3） | | 80式空対艦誘導弾（ASM－1）及び93式空対艦誘導弾（ASM－2）の後継として、F－2保有部隊に装備し、高性能な対空火器が搭載されている戦闘艦艇に対して有効に対処するために使用する新空対艦誘導弾（ 以下「XASM－3」という。）を開発する。 | 当該事業では、平成22年度から平成28年度にかけてシステム設計を実施すると共に、誘導部、弾頭及び推進装置等の主要構成品並びに飛しょう体を試作し、平成25年度から平成29年度に試験を実施した後、開発を終了する予定である。 | 10,830,468 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4618 | 防衛省 | 20 | | 297 | | 戦闘機搭載用統合火器管制システムの研究試作 | | 将来の戦闘機が直面する対ステルス機や数的な劣勢下等、従来の戦い方では対応が極めて困難な戦況を克服するため、地上レーダ等の各種アセットと連接したネットワーク中心の戦闘環境空間において、戦闘機間のセンサ情報を、近傍において通信確立することで秘匿性を確保する近距離高速データリンクを介して共有することでウェポンを統合的に管制し、生存性を確保しつつ射撃機会の増大と射撃効率の向上を図る統合火器管制技術について研究し、将来の装 | 当該事業では、平成24年度から32年度にかけてシステム設計、機体改修設計等を実施すると共に、統合火器管制ソフトウェア1式、飛行実証用搭載装置1式等を試作し、平成27年度から32年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 2,218,320 | 3,835,080 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4619 | 防衛省 | 20 | | 299 | | 直巻マルチセグメント・ロケットモータの研究試作 | | 従来のロケットモータ改良による飛しょう性能の向上は、技術的なブレイクスルー無しで大幅な向上は見込めない段階に達している。その中で本研究は、直巻FW※1技術及びマルチセグメント技術によりロケットモータの製造方法を根本的に変更することで、推進薬充填率の大幅な向上やマルチスラストを実現し、誘導弾の飛しょう性能を向上させつつ、ロケットモータの製造コストを低減するための技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。<br><br>※1　FW:Filament Windingの略。樹脂を塗布したカーボン繊維を巻きつけて、樹脂を硬化させモーターケースを成形する | 当該事業では、平成24年度から28年度にかけてシステム設計を実施するとともに、マルチセグメント・ロケットモータ及び直巻マルチセグメント・ロケットモータを試作し、平成27年度及び平成28年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 849,528 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4620 | 防衛省 | 20 | | 302 | | 水中音響通信ネットワークの研究試作 | | 水中でデジタル音響通信を用いた広範囲の情報ネットワークを構築するための水中音響通信ネットワーク技術について研究し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成24年度から26年度にかけてシステム設計を実施するとともに水中音響データリンク部及び多素子通信部を研究試作し、平成26年度から28年度にかけて水中ネットワーク通信処理部及び展張機構評価部を研究試作し、平成27年度から30年度にかけて、所内試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 266,760 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4621 | 防衛省 | 20 | | 303 | | F－2の支援戦闘能力向上 | | F－2に、レーザーJDAM並びに将来の各種誘導弾及び装備品を的確に運用できる能力を付加し、今後予想される多様な作戦環境下において、柔軟かつ実効的な支援戦闘を実施するため、F－2の支援戦闘能力の向上を図る。 | 当該事業では、平成24年度から平成29年度にかけてシステム設計、ミッション・コンピュータ等細部設計等を実施するとともに、ミッションコンピュータ等ハードウェア、ミッション・コンピュータ等OFP等を試作し、平成28年度から平成30年度に試験を実施した後、開発を終了する予定である。 | 0 | 1,485,428 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ろち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○ 非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：－) | 競争的資金(該当：○ 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4622 | 防衛省 | 20 | | 304 | | 将来ミサイル警戒技術の研究試作 | | 希煙化されたミサイル等の脅威への対処が今後困難になりつつあることから、こうした脅威からの警戒を可能とし、各種の航空機に適用可能な赤外線によるミサイル警戒技術に関する研究を行い、技術的実現可能性を確認する。 | 当該事業では、平成24年度から平成30年度にかけてシステム設計を実施するとともに、センサ部、信号処理部等を試作し、平成27年度から平成31年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 1,711,800 | 1,349,071 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4623 | 防衛省 | 20 | | 307 | | 先進統合センサ・システムの研究試作 | | レーダ反射断面積の低減により、対象航空機等の探知及び対処は近年、困難になりつつある。こうした対象航空機等の探知及び対処を可能とする戦闘機搭載用センサ・システムに関する研究を行い、技術資料を得る。 | 当該事業では、平成22年度から28年度にかけてシステム設計、母機改修設計を実施するとともに、高性能アンテナ、IRセンサ等を試作し、平成27年度から30年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 5,380,560 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4624 | 防衛省 | 20 | | 309 | | ウェポンリリース・ステルス化の研究試作 | | 将来戦闘機のステルス性を向上させるために必須のウェポンリリース・ステルス化について研究し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成25年度から29年度にかけてシステム設計を実施すると共に、風洞試験模型1式及びランチャー機構リグ試験供試体1式を試作し、平成28年度から29年度にかけて、試験を実施した後、研究を終了する予定 | 0 | 2,989,440 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4625 | 防衛省 | 20 | | 310 | | 戦闘機用エンジン要素の研究試作 | | 機体規模が大型化傾向にある将来の戦闘機において、ステルス性及び高高度／高速戦闘能力を確保するために必要となる。スリム化と大推力化を両立させた戦闘機用エンジン要素に関する研究を行い技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成25年度から29年度にかけてエンジンシステム設計を実施するとともに、低圧系システムの高圧力比ファン1式及び高負荷低圧タービン1式、コアエンジン1式を試作し、平成27年度から29年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 13,004,496 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4626 | 防衛省 | 20 | | 311 | | 航空機搭載型小型赤外線センサシステムインテグレーションの研究試作 | | 航空機に搭載した小型赤外線センサによる弾道ミサイル警戒監視システムの実現に必要なシステムインテグレーションについて研究し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成25年度から30年度にかけて設計を実施すると共に、飛行試験機 1機、赤外線センサ 1式、地上システム 1式等を試作し、31年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 1,318,799 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4627 | 防衛省 | 20 | | 312 | | 新艦対艦誘導弾 | | 90式艦対艦誘導弾（SSM－1B）の後継として水上艦艇に装備し、敵水上艦艇等への攻撃に使用する新艦対艦誘導弾を開発する。 | 当該事業では、平成25年度から28年度にかけてシステム設計を実施すると共に、本装置1式及び性能確認のための試験装置1式を試作し、平成27年度から29年度に試験を実施した後、開発を終了する予定である。 | 4,547,340 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4628 | 防衛省 | 20 | | 313 | | 低RCS対処ミサイル誘導制御技術の研究試作 | | 我が国周辺国においては航空機のステルス化（低RCS化）の研究開発が進展しており、ステルス性を有する第5世代戦闘機等の配備が現実のものとなりつつあることから、これらのステルス化された目標に対処するため、低RCS対処ミサイルの実現に必要な誘導制御装置について研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成25年度から28年度にかけてシステム設計を実施すると共に、誘導装置1型、2型及び誘導制御処理部を試作し、平成27年度から29年度に所内試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 557,345 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4629 | 防衛省 | 20 | | 314 | | 装輪155mmりゅう弾砲 | | 野戦特科部隊に装備し、各種事態において、広域かつ迅速に機動するとともに、遠距離からの火力発揮により敵部隊等を撃破するために使用する装輪155mmりゅう弾砲について、後継装備品を開発する。 | 本事業では、装輪155mmりゅう弾砲について、平成25～30年度にかけてシステム設計、試作品設計等を実施するとともに、試作車両及び性能確認のための専用試験装置1式を試作し、平成27年～30年度に試験を実施した後、開発を終了する予定である。 | 0 | 5,283,360 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4630 | 防衛省 | 20 | | 315 | | アクティブ防御システム構成要素の研究試作 | | 戦闘車両等に搭載・付加することにより、あらゆる事態対処における敵の攻撃から防護するために必要なアクティブ防御技術に関する研究を行い、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成25年度から27年度にかけてシステム設計、飛来する携帯対戦車火器等の脅威の弾頭及び発射炎を検知し、取得したデータを制御部に入力するための検知標定部及び検知標定部より入力されたデータから、目標の飛しょう経路、迎撃位置を計算する制御部を試作し、その後、平成26年から28年にかけて検知標定部、及び制御部の改修並びに飛来する携帯対戦車火器等に対して撃破・妨害を行う対処妨害部を試作する。平成27年から29年にかけて試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 565,380 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4631 | 防衛省 | 20 | | 316 | | 低シグネチャ艦艇技術の研究試作 | | 将来の水上艦艇において、能力の向上した水中脅威に対応して我の被探知防止能力及び探知能力を向上させるため、さらなる低シグネチャ(注)化を実現する先進的技術に関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。<br>(注)シグネチャ：艦艇から周囲環境に出される音響、電磁 | 当該事業では、平成22年度から28年度にかけてシステム設計を実施すると共に、ソーナードーム周辺構造模型、アダプティブプロペラ模型等を試作し、平成24年度から29年度に所内試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 430,543 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4632 | 防衛省 | 20 | | 317 | | 哨戒機搭載システムの対潜能力向上の研究試作 | | 2020年代の潜水艦の静粛化・高性能化及び行動海域の拡大に対し、哨戒機の対潜能力の優位性を確保するため、音響システム及び非音響システムの能力向上を図るとともに、能力向上に伴い増大するセンサ情報及び戦術情報を効率的かつリアルタイムで処理が可能な戦闘指揮システムの構築に関する研究を行い、技術資料を取得し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業は、平成25年度から27年度にかけて、音響システムはシステム設計、基本設計を実施する。非音響システムは、システム設計、基本設計及び関連試験を実施する。戦闘指揮システムでは、システム設計、基本設計及び関連試験を実施し、一部の試験評価装置（アルゴリズム評価部及び共通基盤アーキテクチャ評価部）を製造するとともに、それらの所内試験を実施する。また、平成26年度から平成28年度にかけて、音響システムは、関連試験及び細部設計を実施し、試験評価装置を製造して所内試験を実施する。非音響システム及び戦闘指揮システムでは、細部設計及び試験評価装置を製造して所内試験を実施し、研究試 | 5,247,839 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4633 | 防衛省 | 20 | | 321 | | 先進RF自己防御シミュレーションの研究試作 | | 近い将来、周辺国においてステルス機が配備されること及び各種ミサイルの性能向上等に対処するため、将来の戦闘機に搭載するセンサ・システムのうち、脅威となる戦闘機等に対して自己の残存性を高めるためのRF*センサによる自己防御システムについて性能等検討のためのシミュレーションに関して研究し、将来の装備品等に反映する。<br>*RF: 無線周波数（Radio Frequency） | 当該事業では、平成25年度から28年度にかけてシステム設計及び細部設計を実施すると共に、地上試験用ESM装置（ESM※アンテナを含む）1式、解析評価装置1式及び先進RF自己防御運用評価用モデルソフトウェアを試作し、平成28年度から30年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。<br>※ESM：電子支援対策（Electronic Support Measusres） | 749,628 | 0 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4634 | 防衛省 | 20 | | 324 | | 短波帯表面波レーダの研究試作 | | 我が国周辺の低空及び水上における警戒監視能力の強化のために、我が国の領空・領海に接近する航空機、艦船等をより早期に探知するレーダシステムについて研究し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成26年度から29年度にかけてシステム設計を実施すると共に、空中線装置等を試作し、平成28年度から30年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 1,446,120 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4635 | 防衛省 | 20 | | 325 | | 安全保障技術研究推進制度 | | 防衛装備品への適用面から着目される大学、独立行政法人の研究機関や企業等における独創的な研究を発掘し、将来有望である芽出し研究を育成することにより、その成果を将来活用することを目指す。 | 本事業は、防衛にも応用可能な民生技術の積極的利用の観点から、競争的資金制度に基づき防衛装備庁が示した研究テーマに対して研究内容と研究目標を含む研究課題を広く公募し、外部専門家による選考評価も踏まえた上で、優れた提案に対して基礎研究を委託する事業である。本事業により、防衛用途として期待される技術領域を萌芽的段階から育成することで、早期に有望技術の見極めが可能になるとともに、将来の発展性が見込める独創的な技術を広範囲 | 520,000 | 2,010,000 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | ○ | ○ | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4636 | 防衛省 | 20 | | | | 生体検出レーダの研究試作 | | 災害時等において瓦礫下の生存者に対し、レーダを用いて広範囲を捜索・探知する技術に関する研究を実施し、将来の装備品等に反映する。 | 当該事業では、平成29年度から平成31年度にかけてセンサ装置、信号処理装置等を試作し、平成31年度から平成33年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 5,148 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4637 | 防衛省 | 20 | | | | 将来軽量橋梁構成要素の研究試作 | | 有事、大規模災害等において陸上部隊の高機動・迅速展開に資するため、河川、地隙等の自然障害及び都市部の護岸された水路、対戦車壕等の人工障害を迅速に克服可能な将来軽量橋梁の構成要素について研究し、将来の装備品 | 当該事業では、平成29年度から平成32年度にかけ導板模型、接合部模型等を試作し、平成32年度から平成33年度に試験を実施した後、研究を終了する予定である。 | 0 | 3,943 | 2 | 一般 | － | 35 | 4 | － | － | － | － | 1_a_1 | | | | | | | | 該当 | |
| 4638 | 防衛省 | 20 | | 326 | | 移転措置事業 | | 自衛隊等の行為により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。 | 自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する第二種区域等の指定の際現に所在する建物等の所有者が、同区域外に移転を希望する場合に、建物等の移転補償や土地の買入れを行う事業である。<br>また、移転を希望する住民がまとまって同一の地区へ移転し、その移転希望地において、道路、水道及び排水施設などの公共施設の整備が必要な場合には、その整備を行う地方公共団体等に対して助成を行うものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算うち科技予算額(千円) | 平成二九年度当初予算うち科技予算額(千円) | 機関コード(1～5) | 会計の別(一般・特別) | 復興特会(該当:○非該当:-) | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当:○非該当:-) | 競争的資金(該当:○非該当:-) | 独立行政法人向け財政支出(該当:○非該当:-) | SBIR対象(該当:○非該当:-) | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4639 | 防衛省 | 20 | | 327 | | 民生安定助成事業 | | 【一般助成・防音助成・放送受信障害・空調機器稼働費】<br>防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の緩和のため、防衛施設周辺地域の生活環境の整備について必要な措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。<br>【再編関連特別地域支援事業】<br>駐留軍等の再編により増加する影響を緩和し、駐留軍等の再編が実施されることを前提とした地域づくりを行う場合に、その支援のための必要な措置を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とするものである。 | 【一般助成・防音助成】<br>防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備に対して助成を行うものである。<br>なお、補助率5/10～10/10・定額等により、消防施設、公園、老人福祉センター、学習等供用施設等の整備について助成を行うものである。<br>【放送受信障害】<br>自衛隊等が使用する飛行場等において、航空機の離陸、着陸等が頻繁に行われる防衛施設周辺地域の放送受信契約者を対象として、航空機騒音によるテレビ放送の「聴取障害」の実態を踏まえ、放送受信料の一部について助成を行うものである。<br>なお、補助率5/10により、放送受信料の一部について助成を行うものである。<br>【空調機器稼働費】<br>住宅防音工事を実施した住宅に居住する者のうち、生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者等を対象に、住宅防音工事により設置した空調機器の夏場の使用に伴う電力量料金等について助成を行うものであり、補助率10/10(限度額)である。<br>【再編関連特別地域支援事業】<br>駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に特に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における地縁団体(自治会)が、当該地域の住民の需要に応じ、防衛施設の存在、自然環境、歴史、文化等の地域と特性を踏まえつつ、駐留軍等の再編により増加する影響を緩和し、駐留軍等の再編が実施されることを前提とした地域づくりを行うための事業に対して助成を行うもの | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4640 | 防衛省 | 20 | | 328 | | 緑地整備事業等 | | 【緑地整備】<br>自衛隊等の行為により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。<br>【周辺補償】<br>駐留軍及び自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。 | 【緑地整備】<br>防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第6条の規定に基づき、移転措置事業で取得した土地(周辺財産)を飛行場等と市民生活の場とを隔離する緩衝地帯化するよう、国自ら緑地帯その他の緩衝地帯として整備するものである。<br>飛行場等からの被害(騒音、煤塵、危機感等)の緩和のほか、周辺環境の改善等に資するものとして、周辺財産等の植栽工事を実施している。<br>また、植栽した緑地帯等の整備目的及び機能を十分に発揮させるための維持・管理として、樹木の育成過程に応じて、施肥、薬剤散布、剪定その他の撫育管理工事を実施している。<br>【周辺補償】<br>駐留軍及び自衛隊による航空機の頻繁な離陸及び着陸等により、従来適法に農林漁業等の事業を営んでいたもの | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 4_a4_2 | 8_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4641 | 防衛省 | 20 | | 329 | | 騒音防止事業(住宅防音) | | 自衛隊等の行為により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。 | 自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響等に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する第一種区域の指定の際現に所在する住宅等を対象に、自衛隊等の航空機の音響等に起因する障害を防止又は軽減するため住宅の所有者等が行う防音工事に対し、助成を行うものである。<br>【補助率】<br>①防音工事　10/10<br>②空気調和機器機能復旧工事　9/10(生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者等である場合は10/10)<br>③防音建具機能復旧工事　10/10 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4642 | 防衛省 | 20 | | 330 | | 借料 | | 在日米軍に施設・区域を提供することは、条約上、我が国に課せられた義務であり、かかる提供に必要な民公有地については、賃貸借契約を締結して使用することを基本としている。これにより、防衛施設の継続的・安定的な使用を確保し、もって我が国の平和と独立を守り国の安全を保つことを目的としているものである。 | 防衛施設の安定的な使用の確保のため、土地所有者の理解と協力を得て土地を借り上げることが必要不可欠である。このため、土地所有者と賃貸借契約を締結し、適正に算定した賃借料を支払って借り上げているものである。<br>なお、当省が行う借料の算定に当たっては、防衛施設周辺の地価動向及び開発状況を勘案の上、公示地及び基準地等の客観的データを基に、算定基準に基づき借料の基本となる土地の評価額を算定している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4643 | 防衛省 | 20 | | 331 | | 補償経費等 | | 【漁業補償】<br>駐留軍又は自衛隊が訓練等のため水域を使用する場合、円滑に訓練等を行うとともに、漁船の操業や漁業関係者の安全を図るため、制限水域を設定し、これに伴う漁業経営上の損失を補償することにより、制限水域の安定的な提供及び使用を確保するものである。<br>【買収(不動産購入)】<br>駐留軍に施設・区域として提供する必要のある土地等は賃貸借契約により使用権原を取得することを基本としているが、提供に際して土地等所有者が買収を条件とするもの及び施設・区域の土地等の所有者のうち、経済的事情等から、土地等の買収要望があったものについて買収しており、これにより防衛施設の安定的使用を図ることを目的とするものである。<br>【財産管理(周辺財産の除草工事)】<br>国有財産法第9条の5の規定に基づき、国有地において適正な財産管理(除草工事)を行い、これにより防衛施設の安定的使用を図ることを目的とするものである。<br>上記のほか、防衛施設の安定的な運用の確保を図るため損失補償等を実施している。 | 【漁業補償】<br>駐留軍又は自衛隊が水面を使用して行う訓練等のため、法律又は契約により制限水域を設定し、これらに伴う漁業者が被った漁業経営上の損失を補償するものである。<br>他方、法律による漁業補償については、漁船の操業制限等の開始時点の者を対象としているが、その後に漁業を営み始めた者は同様に損失を被っているにもかかわらず補償対象者とならないことを踏まえ、これらの者を救済するため、一定の要件に該当する者に対し、漁業見舞金を支給している。<br>【買収(不動産購入)】<br>駐留軍に施設区域として提供する民公有土地等の所有者及び現に提供している施設・区域で、賃貸借契約を締結し駐留軍の用に供している民公有土地等の所有者と不動産売買契約を締結して用地を取得し、土地代金を支払って補償している。なお、買収に当たっては、正常な取引価格を基に、算定基準に基づき買収の基本となる評価額を算定している。<br>【財産管理(周辺財産の除草工事)】<br>周辺財産のうち、植栽等が未整備等の土地について、雑草の繁茂に起因する付近住宅及び農地への種子の飛散による環境の悪化並びに枯草による火災の発生につき、未然防止等適正な除草工事を行っている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4644 | 防衛省 | 20 | | 332 | | 障害防止事業 | | 自衛隊等の行為により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。 | 演習場においては射撃訓練や戦車等の走行に伴う山林等の荒廃により、降雨時、周辺地域に土砂流出や洪水が発生するとともに、土地の保水力の低下により、周辺地域で農業用水の不足が生じている。また、飛行場、駐屯地等においても施設整備等に伴う地表面の被覆により、降雨時、周辺地域に同様の障害が生じている。<br>本事業は、その障害を防止等するため地方公共団体等が行う洪水対策(河川改修等)、土砂流出対策(砂防施設整備等)、用水対策(ため池整備等)等に関し、防衛省が原因者たる立場から原則補助率10/10としてその費用を補助するものである。これにより、現に生じている障害を除去するとともに、将来発生するおそれのある障害を未然に防ぎ、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを通じて、防衛施設の安定的な使用を図っていくものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4645 | 防衛省 | 20 | | 333 | | 騒音防止事業(一般防音) | | 自衛隊等の行為により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。 | 自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいものを防止、軽減するため、学校、病院等について地方公共団体等が防音工事を行うときは、予算の範囲内においてその費用の全部又は一部を補助している。また、第3条第2項に準ずる措置として、学校等の防音工事を実施した施設を対象に、当該工事で設置した空気調和設備を稼働させることにより超過負担となる電気料金等の一部を補助している。<br>【補助率】<br>① 一般防音　（本土）学校等 5.5/10～10/10、病院等 5/10～10/10<br>（沖縄）学校等 7.5/10～10/10、病院等 5/10～10/10<br>② 防音関連維持費（本土）電力量料金5.5/10、基本料金 2/3<br>（沖縄）電力量料金 9/10、基本料金 10/10<br><br>なお、「① 一般防音」の補助率は、対象施設の工事種別、工事方法により異なる。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |

| 通番 | 府省庁 | 府省庁ORDER | 事業番号1 | 事業番号2 | 事業番号3 | 事業名 | プログラム名・制度名 | 事業の目的 | 事業概要 | 平成二八年度当初予算ラち科技予算額（千円） | 平成二九年度当初予算ラち科技予算額（千円） | 機関コード（1～5） | 会計の別（一般・特別） | 復興特会（該当：○非該当：－） | 会計コード | 使途別分類(1～4) | 提案公募型(該当：○ 非該当：－) | 競争的資金(該当：○ 非該当：－) | 独立行政法人向け財政支出（該当：○ 非該当：－） | SBIR対象（該当：○ 非該当：－） | 分類1 | 分類2 | 分類3 | 分類4 | 分類5 | 分類6 | 分類7 | 分類8 | 科技該当・非該当 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 4646 | 防衛省 | 20 | | 334 | | 道路改修等事業 | | 自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。 | 自衛隊等の機甲車両その他重車両の頻繁な使用により生ずる障害を防止し、又は軽減するために道路改修に必要な工事に対して助成を行うものである（法第3条）。<br>防衛施設の設置又は運用により周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害される場合、その障害の緩和に資するため、地方公共団体が行う道路改修の整備に対して助成を行うものである（法第8条）。<br>なお、補助率6/10～10/10の範囲内において、道路の改良・舗装・舗装補修に対して助成を行うものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4647 | 防衛省 | 20 | | 335 | | 防衛施設周辺整備統合事業 | | 自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずることにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とするものである。<br>また、地方公共団体が複数の生活環境等の整備事業を裁量的かつ計画的に一括して行うことにより、効率的かつ効果的な周辺対策事業の推進を図ることを目的とするものである。 | 自衛隊等の行為により生ずる障害の防止又は軽減及び防衛施設の設置又は運用により生ずる障害の緩和に資するために必要な措置を講ずるため、地方公共団体が行う障害防止事業及び民生安定助成事業等を対象に複数の事業を統合して助成を行う事業である。<br>なお、補助率5/10～10/10・定額等により、障害防止事業（河川等）、民生安定助成事業（消防施設、公園等）、道路改修等事業（道路改良、舗装、舗装補修）に対して助成を行うものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 8_6 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4648 | 防衛省 | 20 | | 336 | | 行事広報 | | わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものであり、そのためにも自衛隊の現状を、青少年や女性層を含め、広く国民に紹介する広報活動が重要である。また、音楽まつりや駐屯地・基地行事などの防衛省・自衛隊による各種行事を実施し、親近感の醸成を図っている。 | 音楽まつりや駐屯地・基地行事など防衛省・自衛隊の各種行事を実施することにより、国民一般に自衛隊の実状を紹介し理解を深めるとともに親近感の醸成を図る。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4649 | 防衛省 | 20 | | 337 | | 印刷物広報 | | わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処行動、災害派遣など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛白書やパンフレットといった様々な印刷物を活用した広報活動を実施している。 | 災害派遣、海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。<br>このため、様々な印刷物媒体を活用した広報活動を実施し、例えば、毎年防衛白書を刊行し、また、特に重要な防衛政策についてわかりやすく説明するパンフレット等を作成している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4650 | 防衛省 | 20 | | 338 | | 視聴覚広報 | | わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの海外における活動及び災害支援活動など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、平素から防衛政策や活動内容を積極的に広報する必要があるとの認識のもと、防衛政策ビデオやCM映像といった様々な媒体を活用した広報活動を実施している。 | 災害支援活動及び海外における活動など、自衛隊はどんなに厳しい状況下でも、高い練度と精強性を活かして与えられた任務を遂行し、国の平和と安全を守ることを第一の任務としていることを、国民に理解していただくことが必要である。<br>このための広報活動としては様々な手段を適切に組み合わせて実施することが有効であるが、特に映像等、視聴覚に訴える広報活動は若年層を中心に高い効果が期待できるため、広報用DVDや防衛政策をわかりやすく説明した映 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4651 | 防衛省 | 20 | | 339 | | 広報体制の整備 | | わが国の平和と安全を守る防衛省・自衛隊の活動は、国民一人ひとりの理解と支持があって初めて成り立つものである。南スーダンPKOやソマリア沖・アデン湾における海賊対処などの海外における活動及び災害支援活動など、国内外における活動の広がりに伴い、国民の関心の高まりや国民への説明責任といった観点から、防衛政策や活動内容の積極的な広報活動を実施している。 | 防衛省・自衛隊では、災害支援活動及び防衛政策など自衛隊の様々な活動について、国民一般に認識していただき理解を深めるため、防衛施策等に関する各種広報活動（防衛シンポジウム、防衛モニター、ホームページによる情報提供など）を実施し、国民の意見や意識などを把握することで今後の広報活動の参考としている。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 3_c4_5 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4652 | 防衛省 | 20 | | 340 | | 防衛研究所における教育に要する経費 | | 防衛研究所は、防衛省自衛隊の高級幹部の育成のため、諸外国の戦略大学レベル相当の教育機関として、軍事的視点のみならず、政策的視点から安全保障政策の教育を実施し、国家安全保障における将来のリーダーを育成するとともに、防衛省の政策立案の資とするための研究を実施することを目的としている。 | 上記目的を達成するため、課程教育の実施、教官による教育・調査研究活動、国内外の資料収集等を実施している。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_a4_2 | 1_b_2_6 | | | | | | | 非該当 | |
| 4653 | 防衛省 | 20 | | 341 | | 多国間協議 | | アジア太平洋地域の安全保障環境の一層の安定化を図るためには、二国間のみならず多国間での安全保障対話や防衛協力・交流を総合的に推進していくことで、地域における共通の安全保障課題に対処していくことが重要である。多国間による協議は、実務レベルの政策的交流をベースに、同盟国であるアメリカのみならず、韓国、豪州といった国々と直接的に相互の信頼、協力関係の充実・強化の増進を図ることによる安全保障課題に関する連携の強化を目的とし | ○　日米豪3カ国においてミサイル分野における政策・運用・整備に関する意見交換を実施<br>○　PSI(拡散に対する安全保障構想)に係る取組を支持し、各種会合や海上（又は航空）阻止訓練に参加し、国際的な枠組みや方針あるいは諸計画の議論・決定に関与<br>○　日米韓3カ国の防衛当局の実務者が、防衛・安全保障面における3カ国の連携について意見交換を実施 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4654 | 防衛省 | 20 | | 342 | | 日露海上事故防止協定年次会合 | | 領海の外側に位置する水域又はその上空における自衛隊とロシア連邦の海・空軍の艦艇及び航空機間の事故防止について、隔年ごと、実務者をロシアへ派遣し、措置実施状況等に関する協議を実施することにより、艦船の航行及び航空機の飛行に関する安全を確保する。 | ロシアとの海上事故防止協定に基づき、領海の外側に位置する水域における両締結国政府の艦船の航行及び領海の外側に位置する水域の上空における航空機の飛行に関するより高度な安全性を確保するため、毎年交互に東京及びモスクワで会合を開催し、両国による本協定の履行状況や情報交換の方法等の確認を行うとともに、信頼関係の更 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4655 | 防衛省 | 20 | | 343 | | 軍備管理・軍縮 | | 大量破壊兵器やその運搬手段であるミサイル及びこれらの関連機材・物資がテロリストや懸念国などに拡散することを規制し、その輸出を厳格に管理するといった不拡散に取り組むとともに、人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、特定の通常兵器の規制問題に対応する。 | 大量破壊兵器の軍備管理・軍縮、不拡散に取り組むため、ミサイル技術管理レジーム(MTCR)総会、オーストラリアグループ会合、化学兵器禁止機関(OPCW)締約国会議等に職員を派遣し、それぞれのレジームの規制や取り決めが実効性のあるものとなるように協力するほか、通常兵器の軍備管理・軍縮、不拡散については、既存の規制枠組みの会合等に職員を派遣し、実効性を高めるために協力する一方、特定通常兵器使用禁止・制限条約の各種会合では、人道上の要請と防衛上の必要性とのバランスを考慮しつつ、 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 5_c4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4656 | 防衛省 | 20 | | 344 | | 被服購入等に係る経費 | | 自衛隊法等に基づき、被服を着用することが義務付けられている自衛官（幹部・曹士）、防衛大学校及び防衛医科大学校の学生等の制服等を整備する。 | 防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和27年政令第368号）第17条（被服の無料貸与及び支給）に基づき、貸与数量及び支給数量が定められており、新規に採用する自衛官等の所要、耐用命数を超えるもの及び損耗が著しいものについて、効率的な調達に努めつつ整備する。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_d4_2 | | | | | | | | 非該当 | |
| 4657 | 復興庁（防衛省） | 8 | | 221 | | 被災した装備品等の復旧 | | 東日本大震災により被災した装備品等の復旧を図る。 | 東日本大震災により航空自衛隊松島基地等において、航空機などの自衛隊の装備品等が被災した。本事業は、戦闘機（F－2）の修復等、これら被災した装備品等の取得、修理等を行うものである。 | 0 | 0 | | | | | | | | | | 4_a4_2 | | | | | | | | 非該当 | |